

経済産業省 平成 19 年度 動産・債権担保融資 (ABL) インフラ整備調査委託事業

**「動産・債権担保融資 (ABL) の普及・インフラ構築  
に関する調査研究」**

**報告書**

**テキスト編**

平成 20 年 3 月

**株式会社 野村総合研究所**



## 目次

はじめに	1
1. 本テキストのご利用に当たって	1
2. ABL 業務の全体像	4
第1章 ABL 活用のメリット	8
1. 中小企業金融における位置づけ	9
2. 金融機関から見た ABL の意義	13
第2章 案件の発掘	17
1. 活用メリットが大きい企業のプロフィール	18
2. ABL に適した物件の見方	21
3. ABL の事前説明	26
第3章 担保の評価	33
1. 担保評価の基礎	34
2. 動産評価の実務的対応	47
第4章 対抗要件の具備	58
1. 動産譲渡担保と対抗要件の具備	58
2. 債権譲渡担保と対抗要件の具備	64
3. 後順位譲渡担保権および物的納税責任に関する留意点	66
4. 事前確認	69
5. 登記申請手続きについて	72
6. 動産・債権の譲渡登記のポイント	73
第5章 担保物件のモニタリング	79
1. モニタリング業務の概観	79
2. モニタリング実務のポイント	92
3. 在庫情報のリスクとモニタリングの精度向上	99
4. 借り手からみた物件管理のレベル感	106
第6章 処分・換価	119
1. 処分・換価市場の現状と課題	120
2. 法的な基礎知識	133
3. 信用悪化段階別の対応	147
4. 処分・換価実務のポイント	153
第7章 外部会社の活用	166
1. 貸し手の外部事業会社活用ニーズ	167

2 . 貸し手と外部事業会社の協議事項 .....	172
第 8 章 信用保証制度の活用 .....	182
1 . 流動資産担保融資保証制度（信用保証制度）の概要 .....	183
2 . 信用保証制度の活用のポイント等 .....	186
第 9 章 ABL の取組み事例 .....	188
1 . ABL の事例調査について .....	188
2 . ABL 事例調査の対象一覧 .....	189
3 . 北海道における ABL 事例 .....	190
4 . 東北地方における A B L 事例 .....	195
5 . 関東地方における A B L 事例 .....	199
6 . 中部地方における A B L 事例 .....	206
7 . 関西地方における A B L 事例 .....	217
8 . 中国地方における A B L 事例 .....	226
9 . 九州地方における A B L 事例 .....	229
10 . 沖縄における A B L 事例 .....	243
（参考 1） 契約書の実例 .....	248
1 . 商工中金のモデル事業の考え方 .....	248
2 . 金銭消費貸借契約証書（ABL 用）の特徴 .....	249
3 . 担保設定契約書（ABL 用）の特徴 .....	253
4 . シンジケートローン特約書（ABL 用） .....	258
（参考 2） 換価市場の実例 .....	262
（参考 3） 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 .....	302

---

# はじめに

---

## 1. 本テキストのご利用に当たって

我が国における産業金融、とりわけ中堅・中小企業に対する間接金融としては、これまで不動産担保や個人保証を中心とした融資が主流でした。これは、仮に個別企業の業況が悪化した場合でも、マクロの長期的な成長期待を背景にした不動産担保の価値や経営者個人の資産等によって、金融機関が貸し倒れ損失をカバーすることが可能であったためと考えられます。しかしバブル崩壊後、成熟経済に入った我が国では、これらの不動産担保等を中心とした融資に依存すると、景気下降期に全体的な信用収縮に陥るリスクに晒されています。

こうしたことから、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法が着目され、有望な金融手法のひとつとして ABL (Asset Based Lending) の普及が産業界・金融業界双方からのニーズとして高まっています。ABL は、企業が有する在庫や売掛債権、機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法であり、不動産等の担保提供資産が少ない企業への融資や、借り手と貸し手のリレーションの構築、或いは強化に役立つため、我が国の中堅・中小企業金融の円滑化、企業の潜在的な成長力の顕在化などに資するものと期待されており、新しい金融慣行としてその普及を促すことが重要だと考えられます。

しかしながら ABL は、我が国ではその取り組みが本格的に始まって日が浅いことから、金融実務における慣行が定まっていると言える状況にはなく、その普及にはまだ多くの努力を要するものと考えられます。

もとより ABL は、その実施主体が中心となって取り組むべき金融手法であり、与信リスクや法的リスクの判断、業務手順の設計等は、各実施主体が自らの責任において行うべきことは言うまでもありませんが、いくつかの先進的取組機関等における ABL 実務や第一線の専門家の知見を参考としつつ、これらを業務別に取りまとめ集約することは、今後 ABL に取り組もうとする金融機関等にとって大変有益であると考えられることから、多くの関係者の協力を得つつ、本テキストを編集いたしました。

このため本テキストは、現段階における ABL 実務、考え方等を中心に記述されており、今後 ABL 事例が積み上がっていくなかで、より適切な実務や考え方が起こる可能性も十分にあること、また、一部執筆者の私見や個別金融機関内の固有の手続きにかかる部分も含まれることにご留意のうえ、ご利用いただきたいと考えます。

また、既に述べました通り、現在 ABL への取り組みは、各貸し手が、それぞれ

れの提供価値や戦略をふまえて、多様な可能性や方向性を追求しながら、進められています。こうしたなかで、本テキストにおいては、旧来の融資手法と比較してABLにおいて顕著な点、すなわち、「企業が有する事業収益資産を活用し、必ずしも企業の財務内容等からみた信用度が高くはない借り手に対しても、相応の与信枠を設定することが可能な融資手法」という点に着目して解説することに主眼を置いています。したがって、各業務の内容に関しては、現状の融資実務を踏まえると、すぐには実現しにくい内容、あるいは必ずしも必須ではないような、より厳密なABLに関連する手法も記載されています。

以上のような点をご認識のうえで、実際の融資実務に当たっては、各金融機関等内の事務や借り手の実情に即した取り扱いをご検討いただきたいと考えております。

本テキストが、多くの金融機関等における実際の取組の一助となり、また、ABLの発展に向けて、取り組みの裾野が広がることを期待して止みません。

(本テキストの編集について)

本テキストの編集については、「ガイドライン等検討委員会(委員長:東京大学大学院法学政治学研究科 教授 道垣内 弘人 氏)」及びその分科会として、「評価分科会(委員長:河野法律事務所 弁護士 河野 玄逸 氏)」、「管理分科会(委員長:監査法人トーマツ 東京事務所 丸の内オフィス パートナー 公認会計士 宮崎 源征 氏)」、「処分分科会(委員長:早稲田大学大学院法務研究科 教授 堀 龍兒 氏)」を開催して討議・助言を受けました。

なお、本テキストは、平成17年度に経済産業省委託調査で作成した「ABLテキスト金融実務編」の内容も取り込んでおり、改訂・増補版としても位置づけております。

特に、「第6章 換価・処分 2.法的な基礎知識(2) 担保権の行使」の部分については、以下の方にご執筆いただきました。

ピンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所

坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 大島 義孝 氏  
同 弁護士 栗田口 太郎氏

また、その他につきましては、以下の方々から執筆などのご協力をいただきました。(肩書きは平成20年2月末現在)。ただし、事務局において、編集、加筆等を行っており、一切の文責は事務局である株式会社野村総合研究所にあります。

阿部・井窪・片山法律事務所	弁護士	植竹 勝氏
アメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社	代表取締役CEO	畑川 高志氏
エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	常務取締役	伊藤 幸宏氏
オリックス株式会社	環境エネルギー部 マネージャー	内藤 進氏
興銀リース株式会社	業務部 商品開発室 室長	若杉 国元氏
株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン	代表取締役社長	金城 亜紀氏
商工組合中央金庫	組織金融部・審査第一部担当部長兼法務室長	中村 廉平氏
住友商事株式会社	投資開発部 戦略投資チームリーダー	中村 好克氏
ダヴィッドジャパン株式会社	代表取締役	加藤 直樹氏
中小企業庁	事業環境部 金融課 企画官	野口 正氏
トゥルーバグループホールディングス株式会社	代表取締役社長	小野 隆一氏
監査法人トーマツ	東京事務所 丸の内オフィス パートナー 公認会計士	宮崎 源征氏
日本政策投資銀行	企業ファイナンス部 調査役	松木 大氏
農林漁業金融公庫	信用リスク管理部長	野中 満幸氏
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	営業企画部	
総合調査グループ	五部長代理	前島 顕吾氏
丸紅株式会社	投資金融部 部長代理(兼)金融事業チーム長	大室 勝秀氏
株式会社三菱東京UFJ銀行	アセットファイナンス部 ストラクチャリンググループ 上席調査役	清水 元英氏
株式会社りそな銀行	企業金融部 中小企業事業支援室 シニアクレジットオフィサー	杉浦 信也氏

## 2 . ABL 業務の全体像

本テキストでは、主として金融機関等貸し手の実務の観点から、ABL のプロセスに沿って解説していく。

### 本テキストの流れ

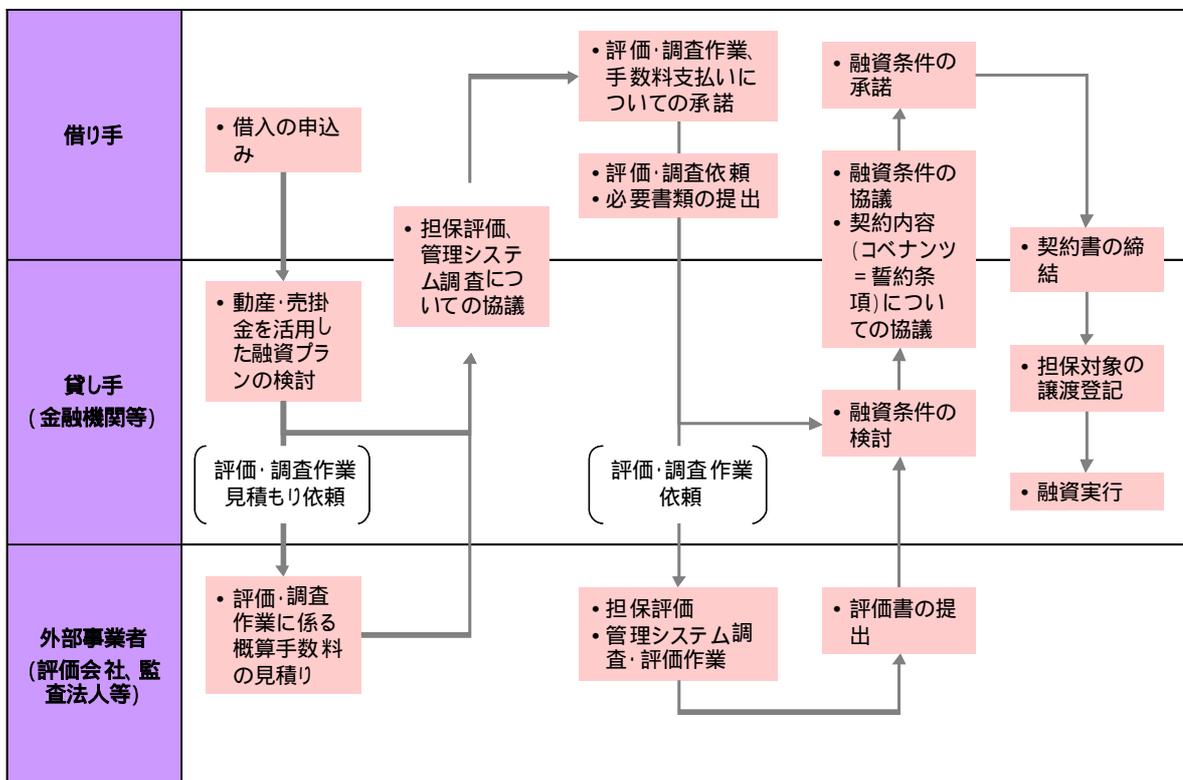


本論に入る前に、ABL 業務の全体像を概観する意味で、主に銀行等の金融機関を想定して、ABL 案件の一般的な進め方を見る。

ABL の案件を具体的に進める場合、関係者としては、借り手、貸し手（金融機関等）に加えて、外部事業者（評価会社や監査法人等）が関わる場合があることが特徴である。したがって関係者は大きく三者になる。

借入の申込みから融資実行までのフローは以下の図のようなイメージである。

### ABL 案件の関係者とプロセス



以下、図のような、外部事業者をフルに活用した場合の ABL の取り組み例を想定して概要を解説する。

### (1) 借入の申込

ABL の場合、不動産担保融資や無担保スコアリングローンとは異なり、在庫や売掛金の担保適性等の検討をしてみないとメリットや実行可能性があるかどうか判断ができないため、金融機関等の取引店舗窓口を通じて事前の相談(以下、事前協議)という形をとることが一般的であり、貸し手・借り手双方とも取り掛かりやすいパターンであると思われる。

### (2) 事前準備資料の確認

事前協議を行う場合、あらかじめ下記の資料・情報(事前準備資料)を企業に準備してもらおうと、打ち合わせがスムーズに進む。

#### < 事前準備資料のリスト >

- 会社の組織図
- 経理担当セクションの陣容
- 顧問税理士、会計士のサポート体制
- 経理管理システムの概要(使用会計ソフト名等)
- 財務データ(月次試算表等)の提出可否、電子ファイル/紙ベースの別
- 店舗の数、所在地、自社店舗/関連会社店舗の別
- 直近月の在庫の種類、残高(簿価ベース)
- 在庫の所有権(自社所有/所有権留保の別)
- 在庫の保管場所(倉庫等)の数、所在地、自社所有/賃借の別
- 在庫の管理方法(実地棚卸の実施回数・方法等)
- 在庫の特殊性の有無(特注品、カスタマイズ商品の有無)
- 売掛先の数、主要売掛先名、シェア、平均売掛サイト、平均的取引金額、回収実績(延滞、貸倒率等)
- 商品売買契約のエビデンスの有無・種類(契約書、注文書等)
- 売買契約上の債権譲渡禁止特約の有無
- 売掛金の管理体制・システムの概要

### (3) 事前協議・審査

事前準備資料を基に、主に以下の点を調査・検討し、ABL として取り組むことができる経理管理体制があるか、また担保としての適性があるかどうかを判断する。

#### < 在庫に関する検討項目 >

- 在庫商製品の市場規模、傾向、環境、成長性
- 在庫商製品の主な販売先、販売価格の傾向
- 在庫商製品の希少性
- 在庫商製品評価時における実地調査の要否
- 在庫商製品の保存状態・管理体制が評価額に与える影響
- 在庫商製品の管理レベル、管理資料と実数の整合性
- 在庫商製品の概算評価額

#### < 売掛金に関する検討項目 >

- 売掛先の分散度
- 主要売掛先の信用力
- 売掛金の管理レベル
- 売掛金の希薄化度合い（買掛金との相殺可能性、返品、値引き等）

#### （４）担保評価

事前協議・審査により ABL の取り組みが可能と判断される場合は、次に、正式に担保評価の作業へと進む。貸し手が評価会社に業務委託する場合は、この時点で正式に担保評価依頼を行う。企業側は担当セクション（経理課長等）が実査作業に帯同する必要がある。

評価会社に委託した場合、在庫商製品の場合は、担保実査作業に 2 日～1 週間程度、評価書作成作業に 3～4 週間程度を要する。個別動産（機械等）の場合は、新品であれば 1 週間前後、中古の場合実査を含め 2～3 週間で全作業が完了する。

#### （５）融資正式決定

担保の評価額（評価会社の評価書）が出た段階で、正式に融資額等、融資条件が決定される。

#### （６）契約書の締結

上記（２）～（４）の作業と並行して、貸し手は借り手側との「契約書」の検討・準備を行う。ABL で一般的に必要な契約書は以下の通り。

< 契約書のリスト（例） >

- 動産譲渡担保契約書（集合動産用、個別動産用）
- 債権譲渡担保契約書
- 覚書（コベナンツ制定用）
- 金銭消費貸借契約書等、融資取引約定書
- 銀行取引約定書

（ 7 ） 動産・債権譲渡登記（占有改定以外の場合）

契約後、必要に応じて担保対象とされた動産・債権について譲渡登記を行う。

（ 8 ） 融資実行

契約、譲渡登記完了後、融資が実行される。極度取引、個別融資等、個別案件ごとに融資条件が異なる。

（ 9 ） 担保資料提出

融資実行後、定期的に財務データ（在庫明細、売掛金明細、残高試算表等）の提出を受ける。

（ 10 ） コベナンツ管理

覚書等の契約書上でコベナンツ（誓約事項）を取り決めている場合、定期的にコベナンツに抵触していないかどうかのチェックを行う。

（ 11 ） 担保評価替え

担保となる動産は相場変動等の事由により評価額が変動する。このため、状況に応じて1年に数回の評価替え作業が必要となる。評価替えは、実査については当初評価時とほぼ同じ作業が行われるが、評価額の算定（評価書の作成）自体は前回評価からの乖離・変動を考慮し、比較的短期間に作業が完了する。借り手側としては当初評価時と同じように担当セクションが実査作業に帯同する必要がある。

---

## 第 1 章 ABL 活用のメリット

---

## 1 . 中小企業金融における位置づけ

ここでは、中小企業金融の課題に対して、ABL がどのような効果をもたらすと期待されるのかをみていく。

### ( 1 ) 不動産担保融資の限界

我が国企業の資金調達構造が借入を中心とする負債に大きく依存する中で、とりわけ直接金融市場からの資金調達が困難な中堅・中小企業にとって、借入が資金調達手段の中で大きな役割を担う現実を踏まえれば、その借入が適時安定的に行われることが我が国の経済成長にとって非常に重要である。

これまでは、特に中堅・中小企業が資金を調達する場合、保有する不動産や経営者の個人保証による信用補完が適時安定的な資金調達を可能としていたが、こうした旧来型の融資手法は、マクロ経済の持続的な高成長という前提が崩れると機能しにくくなるという根本的な問題も抱えていた。

90年代にはバブル崩壊でこの弱点が露呈した結果、長期にわたる金融機関の資金供給機能の低下を招き、不良債権問題の深刻化と景気低迷の長期化をもたらした。そして、90年代後半には金融システム不安といわゆる「貸し渋り」と評されるような中小企業金融の滞りが発生するとともに、企業倒産が増加した。

その後平成14年の金融再生プログラム等の実行により不良債権問題が正常化してきたものの、中堅・中小企業の資金調達に関する根本的な問題はいまだ解決されていない。不動産価格の上昇が必ずしも約束されていない時代へと進む中で、成長できる企業のために十分な資金を如何に確保するかは依然として大きな課題である。むしろ、経済環境が好転し真に力のある企業が積極的な姿勢に転じつつある今こそ、不動産担保や保証に過度に依存した旧来型の融資手法からの脱却を図ることの重要性は、一層高まっているともいえる。

一方、この問題をローン市場構造の問題点という視点でとらえると、本来ならば低リスクから高リスクまで、リスクに応じて十分な資金供給が行われるのが効率的な市場であるが、我が国では大まかにいえば、低リスクで不動産がある場合の低金利融資と、高リスクであるか、または担保に供する不動産を持たない場合の高金利融資という2つの領域が中心で、いわゆるミドルリスクの領域が手薄であるとの指摘もある<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 昨今いわゆるスコアリングによる無担保ローンが広まってきたが、これは金融機関側の与信分散効果を前提にした商品であるため、個社の成長可能性にかかわらず1社あたりで調達可能な金額は限られる。

## (2) 在庫や売掛金の担保への活用

中堅・中小企業の資産のうち、土地や有価証券は担保に供することを通じて、受取手形は手形割引を通じて、また、機械設備等はリース等を通じて、それぞれ資金調達に利用されている。

一方、中小企業全体のバランスシート構成の中で約 17.4%を占める売掛債権 73 兆円、及び約 11.2%を占める在庫 47 兆円については、土地の 84 兆円にも匹敵する資産規模があり、土地等の固定資産を十分に所有せず成長段階にある中堅・中小企業においても一般に所有している資産であるにもかかわらず、金融機関の貸出金にかかる担保の設定状況を見ると、資金調達には有効に利用されていない<sup>2</sup>。担保設定として大きな比重を占めるのは、依然として不動産担保や保証であり、両者をあわせると貸出金全体の 55%を占めている。

不動産担保への依存度が大きすぎると、担保不動産の価値が、特に中堅・中小企業の資金調達力を制約することになる。もはやマクロでの高度成長が望めない時代では、成長力に秀でた中堅・中小企業が少しでも多く活躍することが期待されるが、いくら成長力が高くても、その企業が保有する不動産価値はあくまでもマクロ経済の成長期待を反映するため、不動産担保に依存しては、とりわけ成長企業の資金調達ニーズが充足されないことになってしまう。

一方、不動産担保同様大きな割合を占めている保証については、特に中堅・中小企業においては、借入による資金調達に際し、経営者個人やその家族、友人等の第三者を保証人とするのが依然として広く行われている。このような個人保証は、その保全力が個人の財産に依存しているだけに、そもそも担保力としては大きな金額は望めないものである。個人保証は、むしろ、情報の非対称性が大きい中小企業金融において、経営者から一定のコミットメントを引き出すために用いられてきたという側面もある。加えて、バブル崩壊時、企業の倒産時に経営者個人や第三者の保証人までが破産に追い込まれるケースが散見されたことをうけ、民法改正<sup>3</sup>も行われ、個人根保証のあり方が見直されつつある。

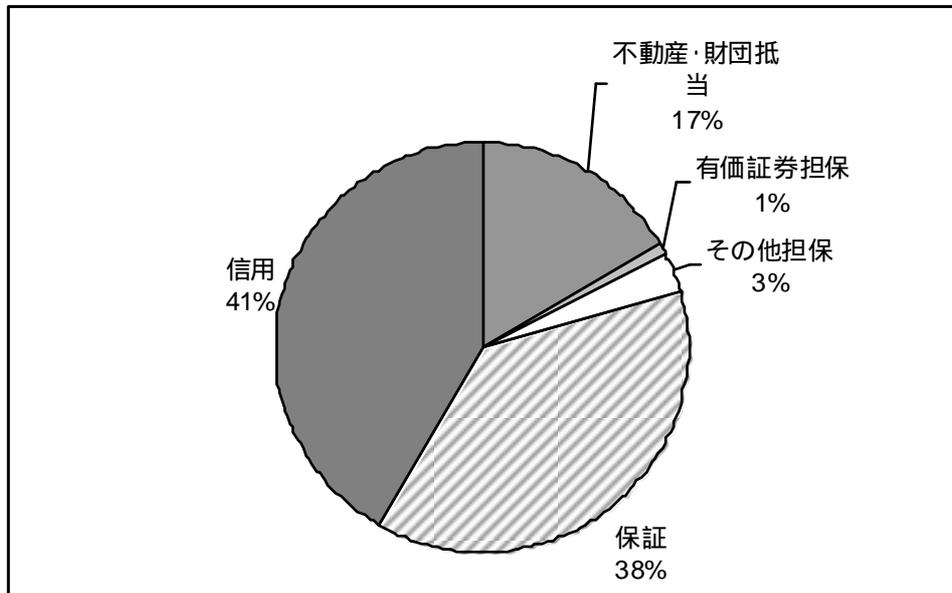
このように、旧来型の融資手法では、特に成長企業の資金調達をサポートすることの限界が強まっている。それゆえ、中堅・中小企業の有する動産・債権等の資産の活用や事業が生み出すキャッシュフロー、さらには、事業の将来性に基づいた資金調達手法を中心とした、融資手法の多様化が課題となっている<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 在庫や売掛債権を含む「その他担保」は貸出金の 4%にとどまっている。

<sup>3</sup> 民法の一部を改正する法律（包括根保証の禁止）平成 16 年 11 月成立、平成 17 年 4 月施行等

<sup>4</sup> 昨今広がりを見せているスコアリング型の無担保ローン商品は、確率的な与信分散を前提とした商品であるため、通常一律に 1 社あたりの限度額が設定されており、成長企業にとって必要な資金量の確保は困難な場合がある。

金融機関の貸出金の担保内訳（平成18年度末）



(出所) 日本銀行「量的金融指標」

企業のバランスシート構成

	全企業	中小企業
現金預金	147兆円	88兆円
受取手形	34兆円	17兆円
売掛債権	209兆円	73兆円
在庫	113兆円	47兆円
有価証券	16兆円	5兆円
土地	164兆円	84兆円
その他建設機械設備等	282兆円	106兆円
合計	964兆円	420兆円

(出所) 平成18年度法人企業統計

## (3) ABLの有効性

成長段階の中堅・中小企業については、ABLは、売掛債権や在庫等の事業収益資産に着目し、これを評価・管理し、必要に応じて、その大きさに応じた与信枠を設定する手法であるため、景気変動による不良債権の発生度合い等に左右される金融機関全体の融資スタンスや不動産価値の変動の影響を受ける度合いが小さい<sup>5</sup>。むしろ、仮に不動産価値が上昇しなくても、個社の事業規模や収益

<sup>5</sup> 米国では、特に地域金融機関の場合、C & I (Commercial & Industry) 貸付ビジネスが低調になる景気後退期に ABL の活用が増加する傾向があるとの指摘がある。“Regional banks tend to come and go in

性に応じて、成長のために必要な資金量の確保を含めて、適時・安定的な資金調達を可能にするというメリットがある。

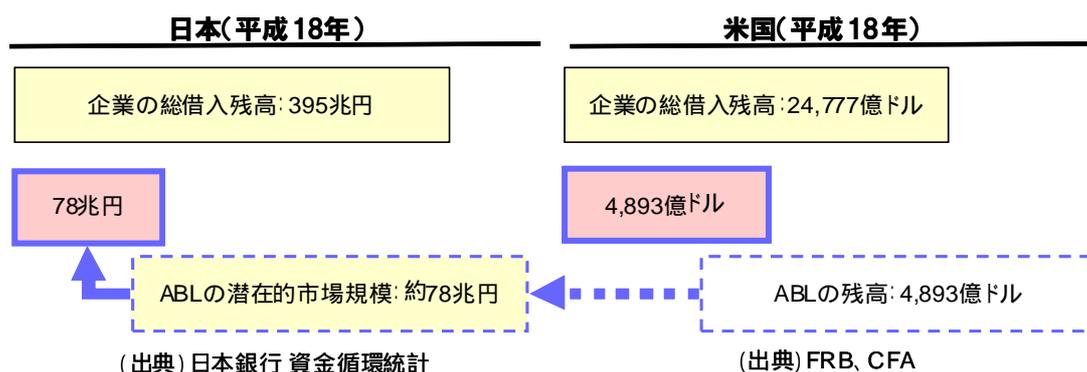
また、成長段階の中堅・中小企業への融資においては、借り手の企業が事業内容等を適切に開示し、貸し手の金融機関が事業内容、成長性等を十分に把握するというプロセスを通じて、貸し手、借り手が相互理解を深めることが重要と考えられる。この点、動産・債権を担保とした融資においては、借り手の企業からの動産・債権の推移についての適時の開示が必要とされ、当該開示を受けて金融機関側も、借り手の企業の事業自体のモニタリングを行うことが可能となることから、貸し手、借り手相互の理解が深まることを通じて、円滑な資金供給に資するというメリットもあるのではないかと考えられる。

#### (4) ABL 普及の可能性

米国においては、事業自体の収益性などに着目した融資等手法の多様化が進んでおり、関連法制の整備<sup>6</sup>もあり、ABL が非常に普及している。平成 18 年末時点で、米国の ABL 残高は 4,893 億ドルで、米企業（非金融の事業部門）の総借入残高 2 兆 4,777 億ドルに対する比率は約 19.7% である。

我が国においても、不動産価格の上昇を前提とみなせなくなるという経済構造変化の中で、貸し手側にとっても借り手側にとっても新たな金融手法として ABL へのシフトが期待されている。仮に今後米国と同等の水準まで普及すると試算すれば、我が国における ABL の潜在的市場規模はおよそ 78 兆円と推定される<sup>7</sup>。

#### ABL の市場推計



asset-based lending, depending on the state of the economy. Their participation, especially in the middle market, usually increases when there is a slowdown in commercial loan growth, but they usually leave the field when loan growth comes back.” (American Banker, August 2, 2004)

<sup>6</sup> UCC (米国統一商法典) チャプター9において動産担保取引についての規定がある。

<sup>7</sup> 日本の非金融法人企業の総借入残高 395 兆円に 19.7% を掛けて ABL の潜在的な市場規模を算出。日本の総借入残高は、日銀「資金循環勘定」の非金融法人企業の民間金融機関貸出 + 公的金融機関貸出 + 非金融部門貸出 + 割賦債券 + 現先・債券貸借取引、により算出。

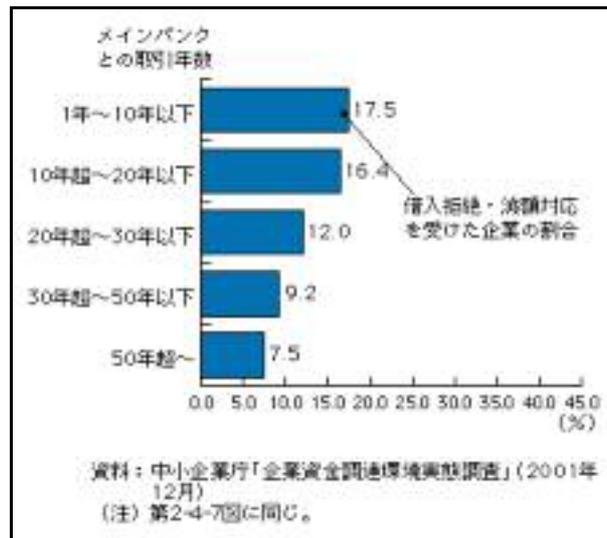
## 2. 金融機関から見た ABL の意義

金融機関にとってリレーションシップ・バンキングの推進や信用リスク管理の観点から ABL の取り組みのメリットを解説する。

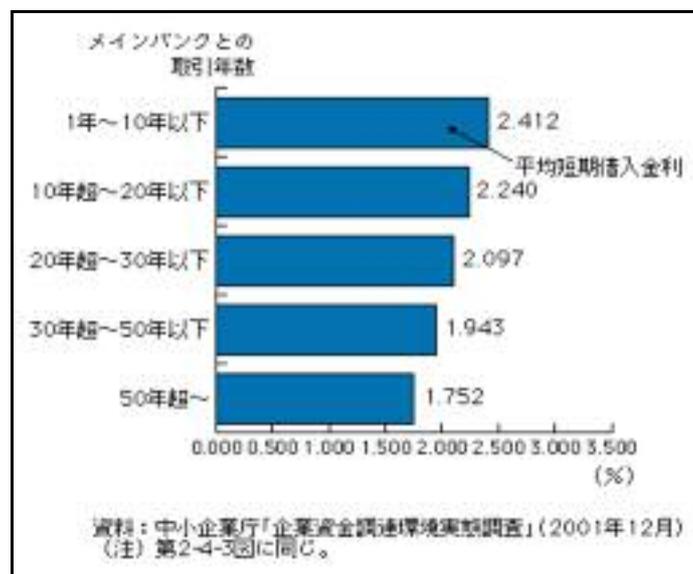
### (1) ABL 活用の意義

貸出企業に対するアンケート（平成14年版の中小企業白書）で、借入を断られた経験の有無及び借入金利水準の高低と、メインバンクとの取引との関係を見ると、取引年数が長く、取引金融機関数が少ないほど、借入を断られる可能性は低く、金利は低い傾向が見られる。取引関係が長いことは、その企業を「よく知る」こと、リレーションシップの強さを通じて、資金調達のパイプがより強いことを示唆している。

メインバンクとの取引年数別 借入拒絶・減額対応割合



## メインバンクとの取引年数別 平均短期借入金金利



（出所）平成14年版中小企業白書

概念上ローンの金利は、無担保の場合、「信用コスト（倒産確率に依存）+リスク（不確実性）の対価」によって決まる。仮に無担保であっても、リレーションシップ・バンキングの場合には、継続的な情報共有によってリスクが緩和され、その結果ローン金利が低く設定される余地がある。また、不動産担保によりデフォルト時損失額を抑制する場合も、同様であろう。

ここで ABL の場合について考えてみると、在庫・売掛債権のモニタリングによるリスク緩和効果と、動産担保設定によるデフォルト時損失額抑制効果の両方を通じて、ローン金利を抑制する効果が想定される。特に、急成長や事業転換、新規事業展開の局面にある企業では、リスクが大きいため金利が高く設定されたり、必要な資金量が確保できないている場合が考えられ、この場合、ABL の活用による金利抑制効果やボリューム拡大効果から、ABL を活用しない場合と比べて、融資対象が広がることは、金融機関にとっての意義といえよう。

次項以下で、動産担保設定の効果とモニタリングの効果について、金融機関アンケート（平成17年度実施）における回答も参照しながら、金融機関の見方を紹介する。

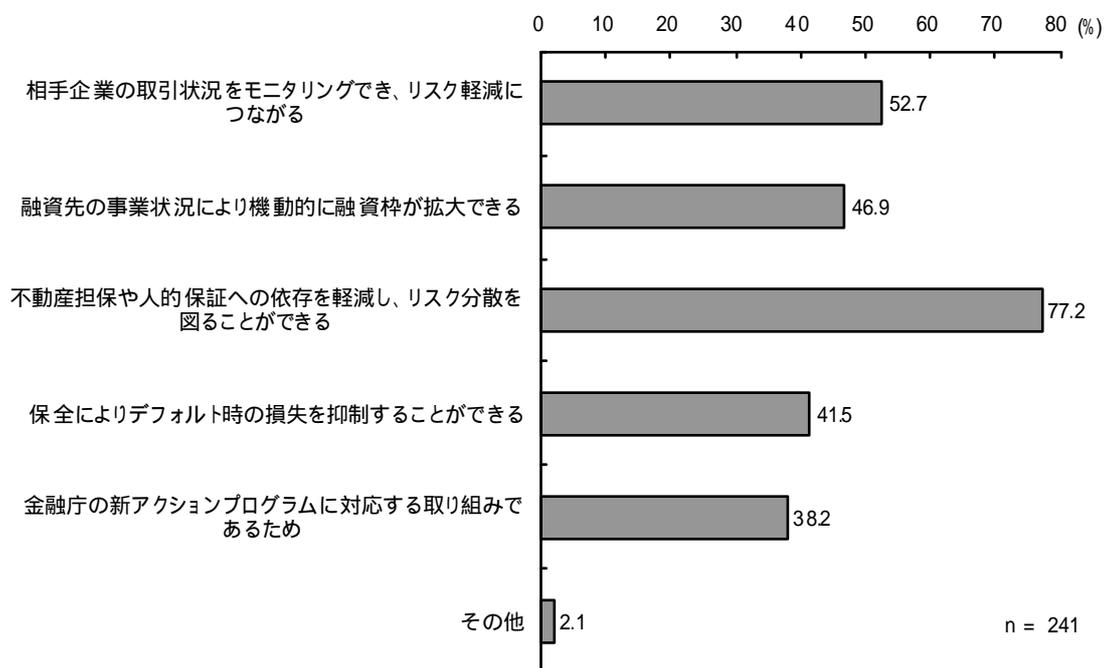
### （2）動産等の担保化により貸倒リスクを分散・軽減

動産を担保に取ることにより、貸倒時の損失を抑制することができる。ただし、必ずしも動産担保化自体の推進強化を狙うものではない。借り手のニーズおよび保有資産状況に合わせて推進すべきであることはいうまでも

ない。

借り手側には不動産担保や代表者保証に依存しないで調達を増やしたい、というニーズがある。動産を担保に取ることで、借り手ニーズに対応しつつ貸倒リスクを分散・軽減し、融資を増加できる点が大きなメリットである。平成17年に実施したアンケートでは、ABLの実施意向を示した金融機関の8割近くが「不動産担保や人的保証への依存を軽減し、リスク分散を図ることができる」ことを理由としてあげている。

金融機関アンケート（ABL実施意向理由）（平成17年12月実施）



### （3）モニタリングにより借り手のリスク（不確実性）を緩和

在庫やキャッシュフローの継続的なモニタリングにより、借り手の状態を常に把握することで途上与信管理機能を強化し、融資拡大（または融資金利抑制）を図ることができる。一般にリレーションシップ・バンキングでは、相手企業と定常的な情報交換等続けることにより相手を理解する。その結果、事業内容をよく知ることによってリスク（不確実性）を緩和できれば融資額を拡大したり、または融資金利を低く抑えたりすることが可能になる。それと同様の効果をABLでも狙うことができる<sup>8</sup>。

アンケートでは、ABLの実施意向を示した金融機関の5割以上が「相手企業の

<sup>8</sup> ABLは契約やルールに基づいて情報の交換をするため、これまでの暗黙的なリレーションシップ・バンキングを高度化、効率化させる効果があるとみられる。

取引状況をモニタリングでき、リスク軽減につながる」ことを理由としてあげている。

ただし現状においては、モニタリングおよびそこで得た情報の活用に関して、金融機関側のノウハウが十分に確立されていない。したがって、当初は試行錯誤をしながら、徐々にノウハウを確立していく必要がある。

---

## 第 2 章 案件の発掘

---

## 1. 活用メリットが大きい企業のプロフィール

ABLは、主に企業が不動産以外の動産（在庫や機械設備等）・債権（売掛金等）などの流動性の高い資産を担保として借入れを行うものである。これにより、企業は、無担保で借入れを行うのに比べて、より好条件を引き出せる可能性がある。

一方、ABLは、後述するように、契約・登記の事務や、担保の対象となる在庫等の動産の管理など、多少なりとも事務負担を伴うので、それらの手間を勘案してもそれを上回るようなメリットが期待できるような場面で活用されることになる。

ABL活用のメリットをふまえて、実際にABLによる借入れを提案する場合、どのような企業がABLに適しているかについて、典型的なパターンを解説する。

### （1）流動資産に対する資金調達ニーズが大きいパターン

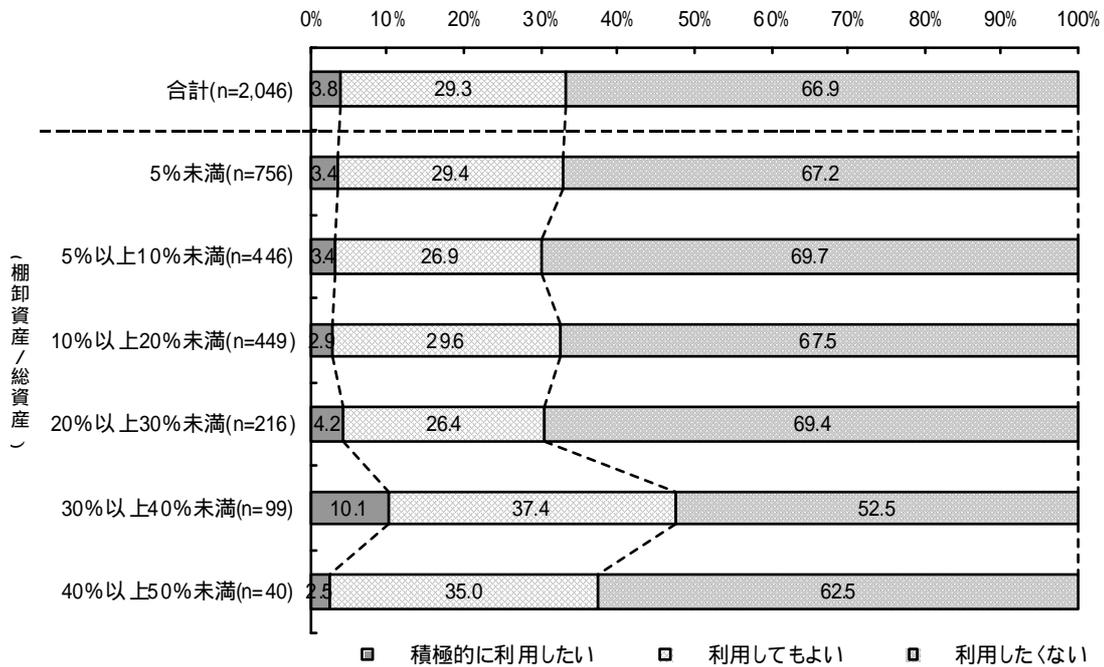
第一には、対象となる流動資産の規模が相対的に大きいこと、さらに、その流動資産をファイナンスするための調達ニーズもそれなりに大きいことが考えられる<sup>9</sup>。一般企業のアンケート結果によれば、棚卸資産の総資産に対する比率が高い企業ほど、ABLの利用意向が高いという結果が出た。

この場合の例として、事業拡大期にあるなど、急成長をする（したい）局面にある場合があてはまる。例えば、商圈を地場中心の営業展開から広域へと拡大する場合や、新商品やサービスを投入して事業の範囲を拡大し、さらに成長率が高い場合である。

また、売上の季節変動が大きい場合や、仕入れと販売との間でのタイムラグや支払い条件（サイト）の乖離などの要因から、在庫や売掛金などを多く保有するといった場合も想定される。例えば、海産物の豊漁・不漁など、年によって仕入れが不安定である一方で、取引先からは安定的な供給を求められているような状況が考えられる。また中古車販売なども、好条件で仕入れることと同時に顧客に対しては幅広い品揃えを提供することが求められる場合が一般的なので、在庫を資金調達に活用することは有効であると思われる。

<sup>9</sup> 例えば、在庫や売掛金のサイトが長く、そのような流動資産の金額が売上に比べて大きくても、仕入サイトのサイトが長く、かつ、それらのサイトや売上が安定的に推移する場合には、運転資金調達ニーズは小さいという場合が考えられ、この場合のABL活用メリットは小さいかもしれない。

企業アンケート（平成17年12月実施）結果（ABL利用意向 棚卸資産比率別）



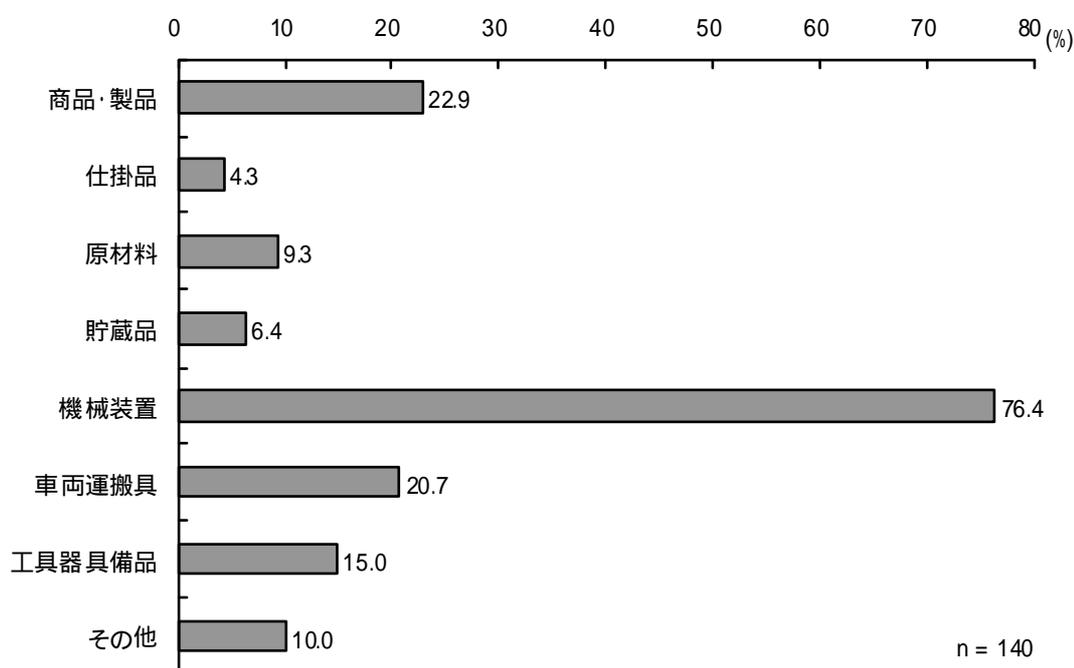
（2）機械設備等の保有規模が大きいパターン

第二には、生産設備やレンタルなどの目的で使用する機械設備や器具の保有規模が大きい場合である。この場合の例として、例えば、工作機械など、高価でかつ耐用年数が高い機械設備を使用している状況が考えられる。

償却が済んだ機械などの簿外資産についても活用が可能な場合がある。例えば工作機械（マザーマシン）の例では、償却後年数が経過していても稼働さえしていれば、良好な状態を保っている場合が少なくなく、評価が十分可能な場合がある。ABL研究会メンバーの指摘した実例として、工作機械70台について外部評価機関を使って評価したところ、1/3については評価額が得られ、しかもそのうち数台は25年使用していても、1千万～2千万円の評価額があった。こうしたケースは、特に、貸し手と協力して事業再生に取り組むような場合には極めて有力な手法となる。

また、レンタルで建設機械や介護用品などを取り扱っているケースでは、事業の成長にともなって、これらの設備や什器の調達相当程度先行する。例えば介護用品や建設機械等のレンタル業の場合、今後物件管理にICタグを活用するケースが増えてくると予想される。このように高度かつ効率的な管理体制を構築していると、ABL に関しても管理コストの抑制や評価精度向上による資金枠のアップなどの効果が想定され、本業の在庫管理体制を ABL に活用することで、在庫管理の副次的効果が期待することができる。

## 金融機関アンケート（平成 17 年 12 月実施）結果（過去担保取得した経験のある動産）



### （ 3 ）業況が一時的に悪化したパターン

第三に、財務諸表上の計数（売上や利益率など）が何らかの理由により悪化し、この結果一時的にせよ通常の金融機関融資の枠がきつくなるということが起こり得るが、このような場合も ABL の活用が有効な場合がある。

例えば、前年度、仕入れ価格の急変などによって決算が赤字になったような場合、赤字の理由が一時的であり今年度以降の見通しは問題がなかったとしても、複数の取引金融機関に対して決算説明を行い、理解を得るには時間がかかる場合もある。また、主要取引先や主要商品の変動などによって、在庫や売掛金の回転期間が長期化するような場合も同様である。これらの場合、事前に ABL による資金調達の枠とモニタリングに関する取決めを講じてあれば、事業の状況変化に対して比較的柔軟に資金調達をできる場合がある。

## 2 . ABL に適した物件の見方

### ( 1 ) ABL に適したモノ ( 動産 ) へのアプローチ

ここでは ABL に適した動産について処分性、評価価値、担保管理の面から評価して提示することとする。

#### ( ア ) 動産の実態整理

まず、動産の ABL への適性に関する検討の入り口として、動産そのものの実態について整理してみたい。

#### 動産の分類と特性

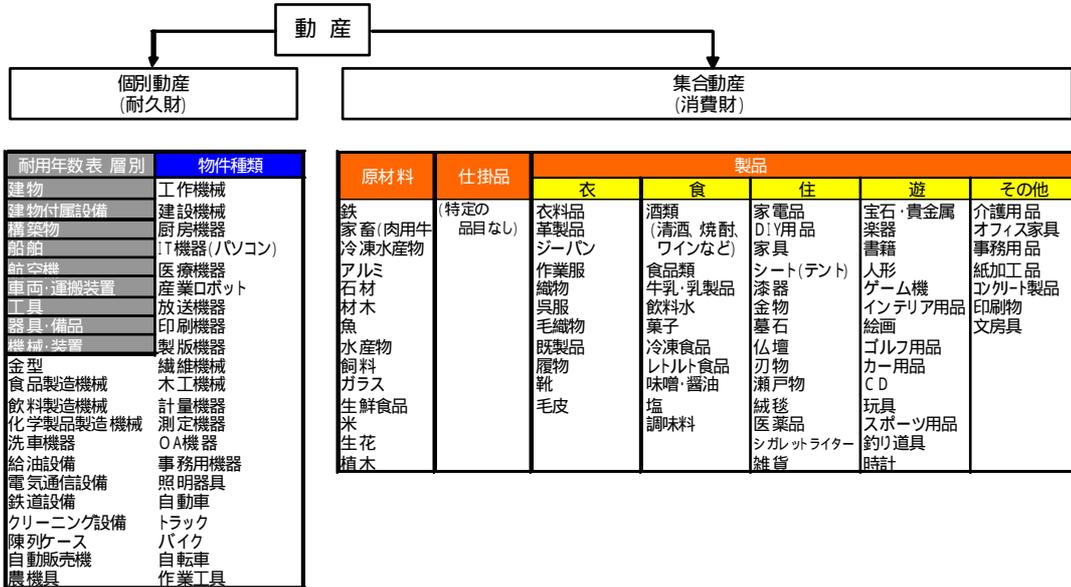
動産には、個別動産と集合動産という一般的な区分が存在する<sup>10</sup>。前者は耐久財が中心であり、工場などにある機械類、器具などが対象となるのに対し、後者は消費財や原材料等が中心で、店舗や倉庫などにある在庫品などが代表的なものである。機械などを一台ごと個体として認識する個別動産に対して、集合動産は、倉庫など特定の場所に所在する製品・商品全体を、一個の集合物として把握する概念であると理解される。さらに、集合動産の中には、鉄・非鉄などの「原材料」に代表される、取引市場と相場が存在するものと、しないものに分けられる。

このように、動産と一口に言っても、その特性（担保取得の面も含め）から個別動産と集合動産に分けられ、それぞれに分類される様々な種類の物件が存在する。その全てをここで網羅することはできないが、テキストの趣旨に照らして、融資の担保として考え得るモノ（動産）を抽出し、図のように分類した。

左サイドは個別動産で、機械類を中心に担保活用の可能性がありそうな物件を抽出した。また、参考までに、税務上、活用される耐用年数表の層別にある物件区分を示した。右サイドは集合動産で、製造過程により、原材料、仕掛品、製品（あるいは商品）と大きく分類した上で、製品については物件種類も多いので、使用目的により、衣、食、住、遊（レジャーや趣味など）、その他、の五つに区分した。

<sup>10</sup> 動産を担保取得する場合、通常、譲渡担保が利用されるが、その場合も上述の区分を反映して二つの態様が存在する。ひとつは特定の動産（個別動産）を個別に譲渡担保の目的とする場合である。もう一つは在庫商品など包括的に譲渡担保の目的とする場合で、集合動産譲渡担保と呼ばれている。

## 動産の区分と物件種類



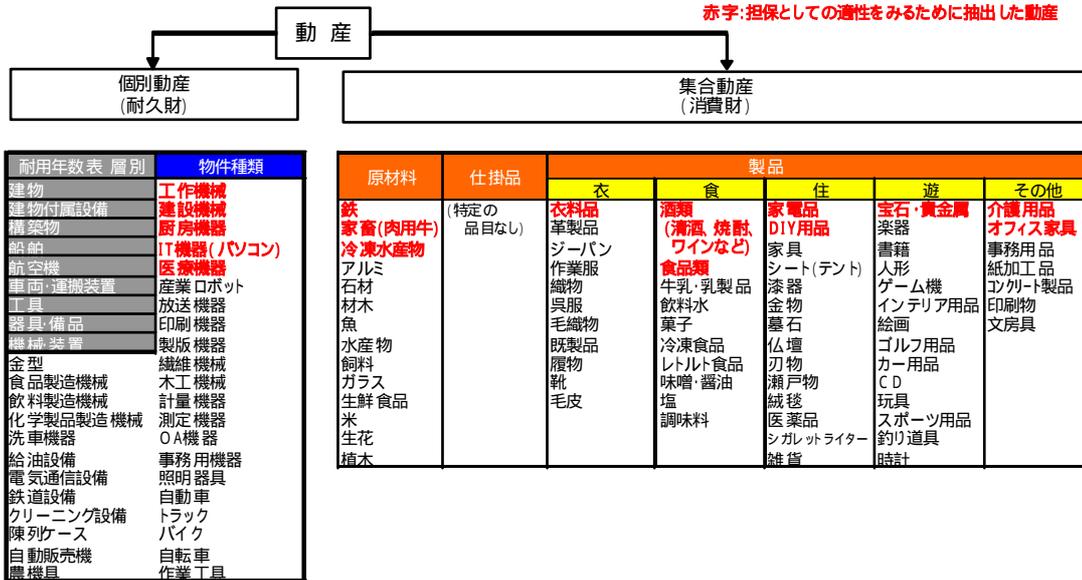
### (イ) ABL の担保に適した動産

次に、代表的な動産を抽出し、それぞれについて処分性・評価価値・担保管理の観点から検証を行った上で、担保に適する動産とは何かということについて検討する。以下の検討結果は、実際の動産担保融資の実績に基づくものではないが、金融機関の今後の取り組みにおいて参考になるものと思われる。

#### 適性をみる動産の抽出

ここまでで行った動産の分類にしたがって、各動産項目にかかるヒアリングを中古売買業者など動産処分の専門家に対して実施し、代表的な動産 16 種類を抽出した。

適性を判断する動産の抽出結果



適性の判定～処分性・評価価値・担保管理の観点から

当該動産について、ヒアリング結果などを踏まえ、処分性・評価価値・担保管理の観点から点数化し、担保としての適性について順位付けした。

また、本表の合計点数に基づいて、上位5種をAランク、続く4種をBランク、それに続く3種をCランク、残りの4種をDランクとし、わかりやすくまとめた。

なお、評点の方法は、当該3項目について、それぞれ最高5点、標準3点、最低1点の3段階で点数を付与し、3項目の得点を掛け合わせて合計点を算出した。

適性をみる動産のランク分け結果

	処分性	評価価値	担保管理	合計点 ( X X )	順位	ランキング
工作機械	5	5	3	75	1	A
医療機器	3	3	5	45	2	A
鉄(スクラップ)	5	3	3	45	2	A
冷凍水産物	3	3	5	45	2	A
酒類	3	3	5	45	2	A
IT機器(パソコン)	3	3	3	27	6	B
家電品	3	3	3	27	6	B
介護用品	3	3	3	27	6	B
建設機械	5	5	1	25	9	B
厨房機器	3	1	3	9	10	C
衣料品	3	1	3	9	10	C
宝石・貴金属	3	3	1	9	10	C
家畜(肉用牛)	1	3	1	3	13	D
食品類	1	1	3	3	13	D
DIY用品	1	1	3	3	13	D
オフィス家具	1	1	3	3	13	D

## (2) 担保物件に関する事前のチェックポイント

### (ア) 適性を欠く動産に関するチェックポイント

「担保の評価」の章でも詳述するが、具体的な案件の検討に入る前に、担保に適さない物件かどうかに関しては大まかにチェックをすることが望ましい。

まず、在庫動産に関しては、基本的には、製品や市場価値のある原材料は適性が高い。例えば流動性の高い木材、鉄、紙など、処分性が高く、他の商品への転用が可能なことが適性を評価する際に重要な要件となる。仕掛品や半製品は処分性があるもののみ限定的に適性があるとみなされる。

在庫動産に関して適性を欠く要因としては、処分の困難性が高いことや処分時に発生する瑕疵担保責任リスクなどが挙げられる。具体的には、以下の商品がその対象となり得る。

#### <担保適性を欠く在庫の例>

仕掛品、半製品

不良品

回転期間が長い在庫（商品によって適正な期間は異なる）

特注品（特定の販売先向けに作られた製品）

委託販売品

備品

他の製造者が作った製品

サンプル、ディスプレイ用として使用された商品 など

機械設備の担保適性を判断するポイントとしては、借り手以外の第三者へ転売可能な機械設備であれば、担保としての適性をある程度備えているといえるが、適性を欠くものとしては、環境に悪影響を与える材料を使用する機械や専用性が極めて高く転用が利かない機械などが挙げられる。

### (イ) 担保物件として有効な半製品・仕掛品の例

上述のように、半製品・仕掛品は、一般的には担保には不向きであるが、一定の条件があれば ABL への活用も十分に可能な場合もある。例えば肉用牛に関しては、肥育中の肉牛であっても、換価処分に際して、家畜商や飼料会社が有効な仲介機能を担うことで、市場で売却したり、食肉加工業者（ハム・ソーセージメーカー等）に適正な価格で売却したりすることが可能な場合もある。

肉用牛市場の特徴を整理すると、まず、肉用牛は、品質管理やトレーサビリティに関して、個体識別制度があるため、生育段階（すなわち仕掛品の段階）でも、品質に関して第三者からも共通認識が得やすい。

また、成牛の市場は、家畜商がディーラー的存在として市場に流動性を持たせる役割を果たしていること、肉質について、日本食肉格付協会による枝肉の格付け制度があること、このため成牛に満たない牛であっても、過去の枝肉格付の経験や重量を勘案して価格の目安を得られる場合があることなど、効率的な市場としての条件がある程度備わっている。こうした条件を背景に、肉用牛は、生育中でも一定の処分価値が見込めるため、ABLでの取り組み事例も比較的多く報告されている。

他の物件に関しても、品質、トレーサビリティ、価格決定の標準的な考え方、市場の流動性を維持する仕組み等が備わっている場合には、ABLの担保物件として検討する価値があると考えられる。

#### (ウ) その他の契約等の存在

以上のほか、担保として適当でない物件のチェックポイントとしては、ネガティブプレッジ等他の契約が存在する場合や、販売規制、輸出規制、ブランド品の廉価販売制限条項等、換価処分を制約する法令が存在している場合などが考えられる。

まず、ネガティブプレッジ(担保提供制限条項)に留意して案件を進めるという、考え方の一例を示す。

#### ネガティブプレッジへの対応の一例

ABLの検討に際して、他の貸し手からの融資状況(融資元、融資金額、コベナンツ、ネガティブプレッジの有無)を確認する必要があるが、特に在庫を担保にする場合は、ネガティブプレッジに留意する必要がある。ネガティブプレッジについては、借り手が虚偽の申告をしない限り、借り手へのヒアリングや各種情報・資料の提供を求めることによって確認することができる。

他の貸し手が譲渡担保としている物件について二重に担保を取る事態は、後々紛争に発展しかねないので、あらかじめ避けるのが原則である。また、他の貸し手の融資条件にネガティブプレッジがある場合、他の貸し手に通知せず、新しい貸し手にだけ担保提供することは借り手にとって契約違反行為となる。したがって、借り手の立場としても、他の貸し手に通知することなく、新しい貸し手に担保提供するのは、望ましくない。

以上の原則を考慮しても、ネガティブプレッジの存在にかかわらず、新たにABL融資を実施したいと考えるなら、借り手からネガティブプレッジ設定に関わる貸し手に対して、それを解除するように要請してもらう必要がある。ただし借り手としては「そこまでして新規の貸し手から資金調達したくない」と考える場合もあろう。また、貸し手側から見ると、借り手の信用力や、担保物件が借り手の主たる業務に関わる物件であるかどうか等が解除可能性に影響すると考えられる。

#### ネガティブプレッジ以外の契約

ABL の検討に際しては、他の貸し手との間のコバナンツの締結状況を確認する必要がある。特に留意すべき条項の例としては、担保物件価格と売掛債権の金額の合計がローン残高を常に上回っていないなければならないというような条項や、自己資本を一定以上にするように定めた条項等が挙げられる。なお、他の貸し手との契約が開示されない場合は、場合によっては ABL の活用は慎重に検討すべきであろう。

#### 法令等に関する社内の体制

ABL に取り組むに当たり、例えば担保物件を処分する場合、物件によっては、販売の許認可、輸出（又は先国での輸入）規制、廃棄物処理に関する規制、ブランド品等の場合の廉価販売制限等、処分行為を制約する法令が存在する場合があります。貸し手及び処分事業者は、これらに十分に留意し、適法に処分する必要があります。

法令に関するチェック体制としては、金融機関の場合、一部審査部等で情報が蓄積されている場合も想定されるが、基本的には、法務やコンプライアンスの専門部署に確認することになる。

また、一部の商社の場合では、法務部は、商品部門対応の体制になっているので、商品別に担当者が存在するが、場合によっては、顧問弁護士やヒアリング可能なしかるべき弁護士に相談する。商社では物を動かしているので、物件ごとに問合せることができる体制があると言える。

### 3 . ABL の事前説明

#### ( 1 ) ABL の事前説明

ABL は従来十分活用されてこなかった「在庫」「機械設備」「売掛債権」といった企業の営業資産を担保とする融資手法であり、従来の不動産担保融資にも増して、綿密な顧客説明（インフォームド・コンセント）を行う必要がある。そこで、貸し手として留意すべき点として、いくつかのポイントを挙げる。

#### (ア) ABL 固有の特徴の説明

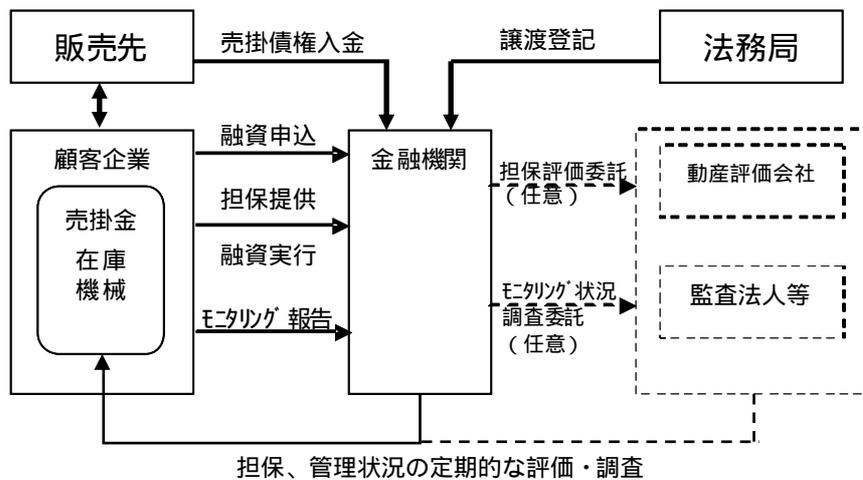
貸し手は、利用企業（借り手）に対して、一般の融資とは異なる、ABL 固有の特徴に関しては、借り手が理解できるように、十分説明を行うことが望ましい。具体的には、ABL の仕組み、担保評価、担保設定、モニタリング、コバナンツなどの特徴、借り手の義務やメリット、借り手の協力の必要性等について、説明をすることが考

えられる。以下、外部事業者を活用した金融機関における取り組みの例を想定して、具体的な説明内容に関して検討する。

ABL の仕組み

- ・ 企業（借り手）は売掛金や在庫、機械設備などを担保に提供した融資手法について検討し、金融機関への担保提供を決定する。
- ・ 金融機関は当該資産の担保評価及び借り手の担保対象物の管理状況調査を行い、融資金額を決定する。担保評価、管理状況調査については、外部専門業者に委託する場合があります、借り手企業は一定の手数料を負担する可能性がある。
- ・ 融資実行後、借り手は担保対象物の残高や数量、明細等の担保情報を金融機関へ定期的に提出する。また、担保対象の売掛債権については、融資を受けた金融機関の（借り手名義の）指定口座に入金することが必要な場合もある。
- ・ 金融機関は定期的に担保対象物の評価替えを行い、評価額に応じて融資金額が変動する場合もある。

ABL の仕組み（イメージ）



担保評価

- ・ 金融機関が担保評価を外部専門会社に委託する場合、委託先への手数料が発生し、直接支払うのは通常は貸し手であるが、最終的には金利への上乗せ等により借り手の負担が発生する。
- ・ 金融機関は、借り手に費用負担が発生すること、及びその費用負担額の見積り額を借り手に事前に説明すると同時に、正式評価・調査依頼は、融資に関する貸し手の社内協議を経て、取組方針が決定されたのち行う。融資実行にいたらなかった場合、評価等のコストは借り手が負担するのが通例と考えられるが、この点に

についても事前に認識を共有しておく。

- ・ 評価作業の結果、担保対象物の評価額は、借り手の認識と乖離している場合もある。

#### モニタリング

- ・ 融資を受けたあと、借り手は担保情報（残高、数量、明細等）を定期的に金融機関に提出する。
- ・ 金融機関は、通常、年に一回以上、担保対象物について実査を伴う再評価を行う。
- ・ 外部専門会社に委託する場合もあり、その場合委託先への手数料が発生し、直接支払うのは通常は貸し手であるが、最終的には金利への上乗せ等により借り手の負担が発生する。

#### コベナンツ

- ・ コベナンツ（誓約条項）とは、融資期間中、借り手が貸し手に対し一定の作為・不作為を誓約することを言う。含まれる内容には、「積極的な作為を要するもの」と「不作為を要求するもの」の二種類がある。
- ・ 積極的な作為を要するものとしては、財務指標（自己資本比率、経常利益など）の一定水準の維持、正確な決算書類の定期的提出、等がある。
- ・ 不作為を要求するものとしては、他の貸し手への担保提供の制限、一定水準以上の配当や事業の継続に必要な重要保有資産の処分の制限、等がある。

#### 借り手の協力

- ・ 担保評価、管理状況の調査、モニタリングの全てにおいて借り手側の協力が不可欠である。貸し手から見て、経理や在庫管理の実務担当者が誰なのかを把握しておくことも必要である。

#### （イ）ABL のメリットとデメリットに関する説明

ABL は、通常の融資と比べ、担保の評価や管理に伴うコスト、借り手側からの各種報告負担、貸し手側の融資管理負担といった追加的なコストが発生するというデメリットがある反面、案件内容や債務者の信用力等にもよるが、ABL を活用しなかったと仮定した場合と比較して、より資金需要に応じた融資枠の設定が可能になる、融資枠が拡大する、金利が低めになる、個人保証が緩和される、といった借り手のメリットが発生する場合がある。しかし、こうした借り手から見たデメリット（ないしコスト）とメリットは、相互に打ち消しあったりして、明確には認識されにくい場合も想定される。

そこで、借り手に対し、ABL や譲渡担保及び譲渡登記を行うことのメリット、デ

メリット（留意点）双方を十分に説明することが望ましい。特に、動産譲渡担保に関して、他の貸し手が存在する場合における担保設定の留意点の説明、事業の特性や融資額との関係で担保価値をどう考えるか、といった点に関して、貸し手の考え方を整理し、必要に応じて、借り手に説明することが必要である。

#### メリット

- ・ 借り手は、譲渡担保の設定を行うことにより、売掛債権や在庫、機械設備などを担保として活用することが可能となり、資金調達手段の拡充を図ることができる。
- ・ 売掛債権や在庫といった営業資産を活用することにより、事業の生み出すキャッシュ・フローや事業そのものの収益性を継続的に見直し、貸し手、借り手の双方が自ずと確認しあうことになるため、金融機関とのリレーション強化に資する。
- ・ 日々変動する営業資産の実態を貸し手と共有することにより、安定的な運転資金枠の確保に資する。
- ・ 不動産以外の資産を活用することにより、不動産を持たない企業をはじめ、資金調達枠の拡大を図ることが可能な資金調達手段である。

#### デメリットないし留意点

- ・ 譲渡担保権の設定により、担保対象となる在庫の所有権ないし売掛金の帰属は、譲渡担保権者である貸し手に移転する。
- ・ 譲渡登記は東京法務局に備え付けられた、譲渡人毎の「譲渡登記ファイル」に記録され、その登記事項概要証明書は何人でも交付を請求することができる。
- ・ 現状の商慣行を踏まえれば、公示された登記事項により、場合によっては信用不安を惹起する恐れも否定はできない。

#### その他の留意点

担保評価費用や管理状況調査費用等の ABL に関連した手数料は、みなし利息に該当する可能性があり、手数料等が利息の一部とみなされれば、当該手数料等を含めて、利息制限法や出資法の観点で問題となる可能性があることに留意する必要がある。現状では、ABL に関連する諸費用に関して、どのような費用がみなし利息に該当するかという点については、一般的な解釈は存在しない。したがって、各貸し手において、案件に応じて、法務担当等を連携して、実務に則して取り扱い方針を決めていくことが求められる。

#### （2）複数取引の場合の集合動産担保権設定

ABL 案件の準備段階で留意すべき点として、既に複数の貸し手が存在し、特に運

転資金を提供する貸し手が複数存在するような場合、動産・債権譲渡担保は複数の貸し手による設定を行いにくくする場合が想定されるので、貸し手として留意が必要であるとともに、必要に応じて借り手との間で十分に協議することが求められる。

複数取引の場合において ABL を実施する際には、特に集合動産担保の取得に関して実務上困難さが伴うが、「対抗要件の具備（登記）」の章で後述するように、譲渡登記の手続き上は、物件を仕分けして特定可能な場合には、譲渡担保の設定を複数に分割することも可能と考えられる。

しかし実務上は、複数の金融機関取引が存在するなかで ABL を検討する場合は、貸し手、借り手双方からみたメリットや問題点を十分に考慮し、借り手の理解を得て進める必要がある。そこで、以下では、流動資産（集合動産担保、売掛債権）の場合を想定して、担保を分け合う方法、共有する方法、信用保証制度の活用などについて、メリットとデメリットを検討する。

#### （ア）担保を分け合う方法

複数の貸し手が担保を分け合う方法としては、在庫と売掛債権など、「大項目」で分け合う場合と、在庫のうちで物件の種類などの「中項目」で分け合う場合の 2 つのレベルが考えられる。

大項目で分け合う、すなわち在庫と売掛債権で分け合う方法が仕組みとして準備されている例として、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）がある。ABL 保証の場合、複数の貸し手が存在することも念頭に置き、在庫のみ、売掛債権のみの担保取得でも保証対象となるよう制度がつくられている。しかし一般的には、同じ商流の売掛債権と在庫とを、異なる貸し手が担保取得すると、在庫が売掛金に振り替わる際に担保権者が代わるため、留意が必要である。

他方、中項目で分け合う場合は、在庫の場合は物件種類、売掛債権の場合は第三債務者で、グルーピングする方法が考えられる。また、物件の種類で分ける方法以外に、場所で分ける方法も考えられるが、場所で分ける方法は、必ずしも物件の特定が安定的とはいえないので、場所の切り分けの明確さやモニタリングの精度などを勘案して、慎重に活用すべきであろう。

在庫と売掛債権の場合の問題点として、貸し手から見て一般に売掛債権の方が、評価、管理、換価回収の観点から扱いやすいので、担保取得時点で、合意が難しいケースも想定される。さらに、信用悪化時、在庫を担保としている貸し手の方が回収の不確実性が大きいのに対し、売掛債権を担保としている貸し手は取立てが容易なため、足並みが乱れることも考えられる。

物件の種類や第三債務者で分け合う場合でも、やはり、評価の安定性は種類ごとに一様ではなく、貸し手ごとにリスクは異なってしまうため、場合によっては、貸し手間に足並みの乱れ、いわゆる「メイン寄せ」などの問題が生じる恐れがある。

### (イ) 担保を共有する方法

より一般的には、シンジケートローンの場合を中心に、担保を共有する方法が用いられる。共有の場合は、担保を分け合う方法と比べれば貸し手の足並みがそろいやすい、メイン寄せ等のモラルハザードを惹起しにくい、といったメリットがある。加えて、特にシンジケートローンの場合は通常アレンジャーが中心となって情報収集をするので、モニタリングを効率的に実施できる場合もある。他方、一旦、担保設定がされると、その後、担保設定をした貸し手に資金調達先が固定化してしまうという留意点もある。

共有の場合、貸し手（債権者）間の特約の中で、任意に順位を決めることができる（ただし第三者には対抗できない）。その際、先後で決める規定のほか、配分割合で規定する方法もある。

シンジケートローンの場合の留意点として、新たに貸し手が加わる場合、動産譲渡登記の変更登記ができないため、いったん既存の登記を抹消してから、追加の貸し手を含めた登記をしなおす必要がある。抹消と登記を同時に行えば、実務上、タイムラグの問題はない<sup>11</sup>。

なお、上述のシンジケートローンの場合は、第一順位の動産譲渡担保を（準）共有する方法であるのが通例である。

これとは別に、動産譲渡担保の順位に関しては、同一の目的物について、対抗要件具備において優先する第一順位の動産譲渡担保及びその対抗要件が消滅した後、対抗要件具備において劣後していた第二順位の動産譲渡担保及びその対抗要件が第一順位に当然に繰り上がり、有効な動産譲渡担保及び対抗要件と認められるかどうかという問題がある。この点については、専門家の見解は定まっていない。実務上は、繰り上がる可能性に期待して添え担保を設定するという考え方もあるかもしれないが、慎重に対応すべきであろう。

### (ウ) 信用保証を活用した場合

前述の ABL 保証の場合、貸し手である金融機関と信用保証協会が、担保物件を（準）共有することになっている。これは、金融機関のみが担保設定をした場合には、代位弁済に伴う代位登記が制度上認められていないこと、逆に、保証協会のみが担保設定した場合には、保証協会が一手にモニタリングやデフォルト時の担保処分等を行うことになり、実務上困難であること、が背景にある。

他方、ABL 保証以外に、民間のノンバンク等が信用保証を提供する事例もあるが、その場合、貸し手は融資だけを行い、保証会社が担保物件のモニタリングを合わせ

<sup>11</sup> ただし、債務者につき法的倒産手続が開始された場合、担保設定又はこれに係る対抗要件具備が否認される場合があるので、特に信用悪化先に対して担保設定をし直すような場合には十分な留意が必要との指摘もある。

て引き受けるということも考えられる。この場合には、新たな貸し手が融資に参加しようとする場合、信用保証を利用すれば、貸し手間の信用リスクの均一性の確保の問題や、いったん登記を抹消しなければならないといった問題は回避できる。ただし、借り手からみて、保証会社の格付の変動等が資金調達条件に影響を及ぼす可能性もあるといった点には留意が必要であろう。

---

## 第3章 担保の評価

---

# 1. 担保評価の基礎

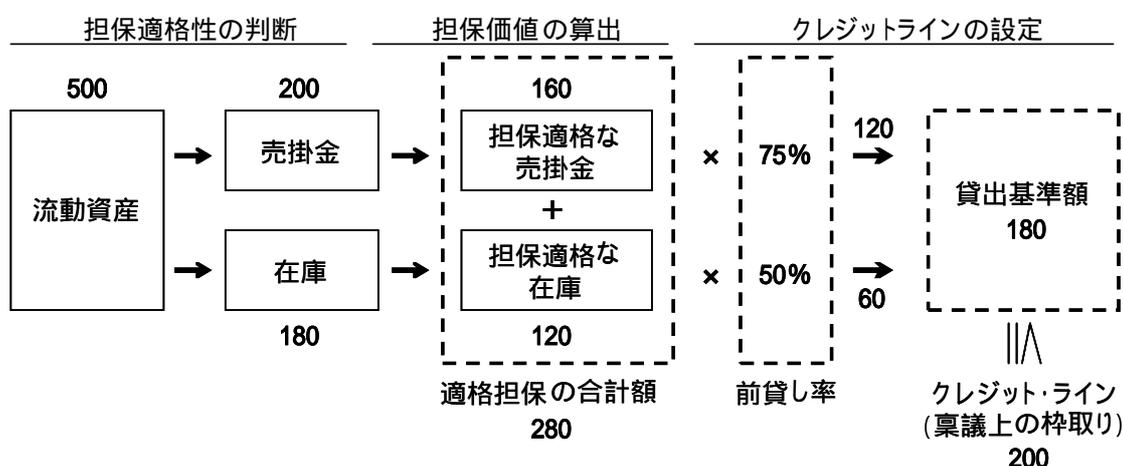
## (1) 貸出基準額算出の流れ

まず貸出基準額算出に向けた全体の流れを一通り解説する。

まず全体の流れを確認する必要がある。担保の評価の目的は、貸出の上限額を決定することである。貸出の上限額を決定する方法としては、まず、売掛金や在庫など担保となる資産の帳簿上の残高から担保として適格<sup>12</sup>ではないものを差し引き、残った金額を担保適格額とする<sup>13</sup>。

次に、この担保適格額に担保の種類ごとに異なる掛け目を乗じて算出した金額の合計が実際に貸出を行える金額(上限額)となる。この掛け目のことを「前貸し率」(アドバンス・レート)といい、担保適格額に前貸し率を乗じて算出した金額を「貸出基準額」(ボローイング・ベース)という。極度取引の場合を想定すると、貸し手は、このように算出した貸出基準額をもとにして、稟議上(審査決裁上)の枠取り、すなわち「クレジット・ライン」の設定を行うが、このクレジット・ラインの金額は、貸出上限額の変動を考慮して、多少、大きめの金額設定をして対応するのが通例である。

貸出基準額算出の流れ



(資料) トゥルーバグループホールディングス株式会社編

「アセット・ベースト・レンディング入門」(平成17年1月 第1版)

<sup>12</sup> 本章では、担保物件に関して一定の適性があるものとして、あるいは集合動産の一部として、担保取得の対象としたものの、担保評価の過程において、評価に値するか否か(価値が認められるか否か)を、適格ないし適格性と既述する。金融検査マニュアルの一般担保に関する適格性とは同一ではない。

<sup>13</sup> なお、ここでは説明を簡略化するため、売掛金、在庫ともに帳簿上の残高のみを貸出基準額算出のベースとしたが、在庫に関して外部評価会社等を利用する場合、その評価額も参照される。

以下、本章では、まず第2節で売掛金、在庫、機械設備のそれぞれの担保適格性を判断する方法について説明し、続く第3節で実務上の担保価値の算出方法を紹介し、第4節で、クレジット・ライン（貸出限度額）算出の基本的な考え方と方法を解説する。

## （2）担保適格性の判断

**売掛金、在庫、機械設備を ABL の担保として活用するためには、実際の担保価値を算出する作業が必要となるが、その前提として担保物の担保適格性を見極めることが重要である。**

### （ア）売掛金の担保適格性

売掛金は、企業が売掛先に製品やサービスを提供した時点（納品）に発生して、売掛先が製品やサービスの代金を企業に支払った時点（決済）で消滅する。売掛金は、発生した時点では原則として担保適格である。しかし、支払期日が経過しても回収がなされない場合、当該期日からどのくらいの日数を許容して担保適格とするかの判断が必要となる。

売掛金担保の取り扱いが一般的に行われている米国では、通常インボイスの日付から 90 日以内、あるいは支払期日から 60 日以内までが担保適格とされている。また、小切手の郵送により支払うのが一般的であるため、支払期日経過後の数日間は郵送期間とみなされ、実務上支払が猶予されることが多い。

我が国では、基本的に支払期日に振込もしくは購入先に直接手形、小切手で支払う場合が多いという商慣習を踏まえた上で、独自の適格基準を設ける必要があると思われる。

一方、担保適格でない売掛金の定義を考える場合、支払期日経過日数の他にも、売掛金の回収可能性に影響を与える要因について検証する必要がある。米国では、金融機関によって担保不適格を判定する基準は異なっているが、通常、以下のような基準が設けられている。

< 米国における担保適格性（売掛金）の判断基準の例 >

- インボイスの日付から 90 日を超えた売掛金
- 信用上問題があると判断される販売先への売掛金
- グループ企業への売掛金
- 海外の販売先などへの売掛金
- 反対債権を持つ販売先への売掛金
- 主要売掛先の支払遅延状況が著しいケース

我が国において担保不適格を判定する基準は、独自の商慣習などを反映すべきであるが、例えば、債権譲渡禁止特約付きの売掛金を担保不適格とするケースなどがこれに該当する。

(イ) 在庫の担保適格性

我が国において最も一般的に活用されている貸出の担保は不動産であり、その評価における手法は確立されているといえよう。公認資格として不動産鑑定士が存在し、不動産評価に必要な公示地価などのデータが整備されており、さらに収益還元法などの評価手法も確立されている。一方、在庫等の動産は種類が多様である上に取得額もまちまちであることから、売掛金の場合と同じように、帳簿上の金額（いわゆる簿価）を評価開始時点における評価額として採用し得るか議論のあるところである。また、不動産のように価格に関するデータが整備されておらず、オープンな取引市場がほとんど存在しないのが実態である<sup>14</sup>。

在庫の担保適格性を判断する上で最も重要な点は処分性である。基本的に処分不能な在庫は担保としての適格性を備えておらず、処分可能な動産のみ適格担保として評価の対象とするべきである。処分不能とは、具体的な換価価値を見込めないことが明らかな状態であり、したがって、そのような在庫は評価を行うに値しないものといえる。また、人的あるいはその他の特殊要因がなければ換価できないものも担保としての適格性が乏しいと考えられる。

借り手が保有する商品などの在庫には様々な種類があり、かつ製造・加工段階で原材料、仕掛品、半製品、製品などの区分が存在するが、貸し手は担保徴求時において、まず対象商品の全部もしくは一部について担保適格、不適格を判断する必要がある。ここでは、その適格、不適格の判断要因について事例を挙げながら、説明する。

<sup>14</sup> さらに、占有改定による動産譲渡担保の取得が一般的であったため、いわゆる「隠れた担保」が存在する懸念があることから、在庫は貸出において最も取り扱いが難しい担保の一つと考えられてきた。

## 担保適格な商品（在庫）

基本的には、製品や市場価値のある原材料は担保適格である。例えば流動性の高い木材、鉄、紙など、処分性が高く、他の商品への転用が可能なことが担保適格となる重要な要件となる。仕掛品や半製品は処分性があるもののみ限定的に適格とみなされる。

但し、商品の転用性、季節性の有無、需給バランス、2次マーケットの存在等によって状況が異なる場合があることから、個別に調査を行う必要がある。

## 担保不適格な商品（在庫）

不適格な要因としては、処分の困難性が高いことや処分時に発生する瑕疵担保責任リスクなどが挙げられる。具体的には、以下の商品がその対象となり得る。

## &lt; 担保不適格な在庫の例 &gt;

- 仕掛品、半製品
- 不良品
- 回転期間が長い在庫（商品によって適正な期間は異なる）
- 特注品（特定の販売先向けに作られた製品）
- 委託販売品
- 備品
- 他の製造者が作った製品
- サンプル、ディスプレイ用として使用された商品 など

## （ウ）機械設備の担保適格性

工作機械などに代表される機械設備は動産の中でも評価や処分が比較的容易であるため、従来から制度融資の担保として活用されてきた。平成17年10月にスタートした動産譲渡登記制度により、工作機械などの営業用動産も、機械の名称、数量、型式・製造番号・製造年月日、保管場所などを特定すれば登記が可能になったことから、貸出の担保として一層活用されやすくなった。

機械設備の担保適格性を判断するポイントとしては、借り手以外の第三者へ転売可能な機械設備であれば、担保としての適格性をある程度備えているといえる。例えば比較的高価でかつ汎用性がある機械設備などである。他方、担保不適格なものとしては、環境に悪影響を与える材料を使用する機械や専用性が極めて高く転用が利かない機械などが挙げられる。

### ( 3 ) 適格担保価値の算出

売掛金、在庫、機械設備の担保適格性を見極める作業において担保適格と判断された担保については、次にその担保価値を見積もることになる。以下、担保価値の算出の基本的な考え方と方法を説明する。

理論上では ABL の貸出基準額の算出式は以下のようになる。担保適格と判断された売掛金の合計額が担保価値ということになるが、貸出実務においては担保適格な売掛金金額に一定の掛目を乗じて実際に貸出可能な金額（上限額）を算出する。この掛目のことを「前貸し率（アドバンス・レート）」といい、算出した金額のことを「貸出基準額（ポローイング・ベース）」という。

#### 貸出基準額の算出式

$$\text{貸出基準額 (ポローイング・ベース)} = \text{担保価値} \times \text{前貸し率 (アドバンス・レート)}$$

#### (ア) 売掛金の担保価値の算出

売掛金担保の場合、この前貸し率の設定に最も大きな影響を与える要因がダイリューション率である。ダイリューションとは、通常の商取引において、値引きや返品、回収不能に伴う償却、請求金額の相違などの要因により、売掛金金額に対して 100%の回収が行われない状況における「インボイス金額と実際の回収額との乖離（差額）」のことをいう。ダイリューション率とは、当初の売掛金金額に対してダイリューションが発生する（あるいは発生した）比率のことを指すが、この履歴（過去の傾向値）が、将来的に売掛金が未回収となる可能性を示すメルクマールとなる。

ダイリューション率は、業態、業界などによって異なる。例えば、物品販売とサービス提供では、商慣行や売掛金の平均的なサイズ・分散度合いなどが異なり、これらの要因がダイリューション率の違いにつながる可能性がある。同じ物品販売でも、所属する業界が異なる場合、同様の相違があり得る。また、成熟産業ではダイリューション率が比較的安定する傾向があるのに対し、新興産業などの場合、経常的なビジネスの基盤が確立されていないため、ダイリューション率が変動し易い。

なお、前貸し率の設定に影響を与える要因としては、ダイリキューション率の他にも、借り手の販売先（＝売掛先）の信用力、売掛先の分散状況、売掛金の回転期間などがあり、貸し手はこれらの諸要因を総合的に分析して前貸し率を決定することとなる。

#### （イ）在庫の担保価値の算出

商品などの在庫の担保価値を算出する場合、必ずしも在庫の内容を細かく分類する必要はなく、在庫担保の活用が進んでいる米国においても、在庫を製造・加工段階によって大まかに区分するのが一般的である。すなわち、完成品、仕掛品や半製品、原材料のように区分する方法である。このような区分により、それぞれの製造・加工段階にある在庫について、資金化にどの程度の時間を要するか、市場流通性はどうか、といった観点から担保価値を捉えることができる。

在庫の担保価値を算出する手法としては、次の三種類がある。

##### 売買比較アプローチ算出法

対象商品もしくはその近似品の売買事例を比較検討し、評価金額を算出する手法で、在庫の担保評価としては最も一般的な方法。

##### 収入アプローチ算出法

不動産鑑定における「収益還元法」とほぼ同様の方法。レンタル用機器・器具等の評価に使用することが可能である。

##### 費用アプローチ算出法

不動産鑑定における原価法「再調達価格」とほぼ同様の方法。

評価価格は、基本的に次の三種類がある。

##### 公正市場価格（Fair Market Value、略称FMV）

通常取引において決定される価格。すなわち、物件の売手がなんら強制されることなく、必要な時間をかけて買手を見つけられる状況を想定した売却価格。

##### 通常（静態的）処分価格（Orderly Liquidation Value、略称OLV）

債務者の破綻により商品（ブランド）価値がある程度低下することを前提に、半年から1年程度の合理的な期間内に買手を見つけられる状況を想定した売却価格。時間的な余裕をもって、既存の販売チャネルや一般事業者への販売、一部オークションや買取業者を利用して処分を行うことを想定している。

強制処分価格 (Forced Liquidation Value、略称 F L V )

限られた期間内にオークションなどで強制的に処分しなければならない状況を想定した売却価格。オークション・バリュー ( Auction Value ) またはディストレス・バリュー ( Distress Value ) ともいう。強制処分価格は通常処分価格より 20 ~ 30%程度は低くなるといわれている。

評価額の算出については、貸し手の目的や商品の特性から、上記価格の一つのみを検討する場合もあれば、異なる処分シナリオを想定しながら複数について検討する場合もある。

なお、上記の評価額に対して適切な前貸し率を乗じて算出する金額が、貸出基準額となる。

#### (ウ) 機械設備の担保価値の算出

在庫の場合と同様、機械設備の担保価値を算出する手法としては、次の三種類がある。

##### 費用アプローチ算出法

評価対象動産の取得に要した費用をベースに、実質的な価値の低下、機能上の陳腐化、経済的な消耗を考慮して物件の入れ替え (あるいは新規購入) 費用を調整の上、評価額を算出する方法である。本算出法的前提として、「賢明な購入者は同等の使用が可能な代用品がある場合、その費用よりも多くの負担はしない」という考え方がある。

##### 売買比較アプローチ算出法

評価対象動産と、その使用目的において同等の価値があると判断される物件に対して支払われる価格を、実際の売買事例に基づき調査した上で、評価額を算出する方法。

##### 収入アプローチ算出法

評価対象動産を所有することにより得られる将来の便益の現在価値を基に、評価額を算出する方法。

評価価格は、在庫の場合と同様、基本的に次の 3 種類がある (前節参照)。

#### < 評価価格の分類 >

- 公正市場価格
- 通常処分価格
- 強制処分価格

在庫の場合と同様、機械設備についても、貸し手の目的や商品の特性から、上記価格の一つのみを検討する場合もあれば、異なる処分シナリオを想定しながら複数について検討する場合もある。売却価値を算出する場合であっても、処分シナリオにより複数の評価額があり得る。動産の価格は多様であり、同じ機械の売却でも売却方法が違えば、その価格も大きく異なる可能性がある点に注意を要する。

なお、在庫の場合と同様、上記の評価額に対して適切な前貸し率を乗じて算出する金額が、貸出基準額となる。

#### (4) クレジットラインの設定

ABLの実務においては、前節で説明した売掛金、在庫、機械設備のそれぞれの担保価値をベースに、クレジット・ライン（貸出限度額）を設定することとなる。以下、クレジット・ラインの設定の基本的な考え方と方法を説明する。

##### (ア) 担保掛目（前貸し率）の設定

前述の通り、ABLの貸出実務においては、担保の種類（売掛金、在庫、機械設備）ごとに担保適格と判断された金額に一定の掛目を乗じて貸出基準額を算出するが、この際使用される掛目が前貸し率である。

##### 売掛金の前貸し率

売掛金の前貸し率については、ABLの活用が進んでいる米国では、通常、上限が85%程度とされており、一般的には70~80%の範囲で設定されることが多い。実務上、前貸し率の設定においては、前述のダイリキュション率の検証が重要となる。実際のダイリキュション率に応じて段階的に決定する方法が一般的であるが、一定の計算式により理論値を算出する方法もある。前者の設定方法においては、一覧表などを作成し、ダイリキュション率と前貸し率の相関をあらかじめ定めておく（例えば、ダイリキュション率が10~12%ならば前貸し率を75%に設定する、など）。

### ダイリキュション率と前貸し率の関係<sup>15</sup>

ダイリキュション率	0～3%	4～6%	7～9%	10～12%	13～15%
前貸し率（上限）	90%	85%	80%	75%	70%

#### 在庫の前貸し率

次に、在庫の前貸し率の水準であるが、米国では、通常、25～60%の範囲で設定されている。前貸し率の設定にあたっては、外部の評価会社等による専門的な評価を参考にしながら、最終的に貸し手の判断で決定される。場合によっては、より適切な評価を得るため、借り手が評価会社の査定に協力するケースもある。原則としては、担保適格な在庫の金額に前貸し率を乗じて算出された金額、すなわち貸出基準額が評価会社による評価額を超えないように前貸し率を決定する。一般に、在庫担保については、売掛金担保の場合と比べて、実際にどの程度の価格で売却可能かを知ることがより重要なファクターとなり得る。

#### 機械設備の前貸し率

最後に、機械設備などの前貸し率の水準についてであるが、動産担保の活用が進んでいる米国では公正市場価格に対して50%を上限として設定する等の方法がとられている。

機械設備などの営業用動産は売掛金や在庫と異なり、日常の商取引とは直接関係ない事業資産であり、一般的に担保としての価値を見極めることは難しいが、その種類は多様であり、一概に担保としての適性を欠くとはいえない。ただし、実際の担保実務においては、評価価値・担保管理・処分性などの観点から総合的な分析を行い、その適性を判断することが必要となる。このような分析を行うには高い専門性が必要であり、貸し手が単独で行うことが難しい場合、外部の評価会社などと連携が必要となる。

#### (イ) 貸出基準額とクレジット・ラインの関係

まず、担保となる売掛金、在庫、機械設備について、それぞれの適格担保の金額を求める。この金額に担保の種類ごとに異なる掛け目、すなわち「前貸し率」を乗じて算出した金額の合計が実際に貸出を行える金額、すなわち「貸出基準額」となる。当然ながら、担保となる売掛金や在庫などの資産の残高に変動があれば、それに合わせて貸出基準額も変動することになる。

このように算出した貸出基準額を基にして、貸し手が審査決裁上（あるいは稟議上）の枠取り、すなわちクレジット・ラインの設定を行う場合、このクレ

<sup>15</sup> トゥルーバグループホールディングス株式会社編「アセット・ベースト・レンディング入門」（平成 17 年 1 月 第 1 版）より引用。本数値例はあくまでもイメージである。

ジット・ラインの金額は貸出基準額の変動を考慮して、多少、大きめの金額設定をして対応するのが通例である。したがって、貸出基準額はクレジット・ラインと同額かそれ以下ということになる。

貸出基準額から ABL の現在残高を差し引いた現時点での貸出実行可能額を「アベイラビリティ」という。また、担保価格（担保適格な金額の合計額）が ABL の現在残高をカバーしている割合を「担保カバー率」という。

貸出基準額やクレジット・ラインはこのように決定されるが、重要なポイントは、いかに適格な担保を見極め、適切な前貸し率を適用するかということである。したがって、貸し手には売掛金や在庫などの資産の適切な担保価格を見積もり、貸出基準額に反映させていく能力が求められる。まさにこれこそが ABL のノウハウの要諦といえる。

〔参考〕事例による計算例<sup>16</sup>

本節では、(2)項で売掛金、在庫、機械設備のそれぞれの担保適格性を判断する方法、(3)項で実務上の担保価値の算出方法、(4)項で、クレジット・ラインの設定方法を見てきた。

最後に、簡単な事例で計算例を紹介する。具体的には、A社の資産のうち、売掛金、在庫、機械設備、不動産をそれぞれ評価し、売掛金と在庫はリボルバー（リボルビング貸出）を、機械設備と不動産はタームローン（証書貸付）をカバーするものとし、貸出基準額、貸出実行可能額（アベイラビリティ）、担保カバー率まで算出する。

〔前提条件〕		(単位:百万円)	
	貸出枠		
リボルバー	1,400	(実行時の残高)	1,200
ターム・ローン	1,100	(実行時の残高)	1,100
ファシリティ合計	2,500	(実行時の残高)	2,300

売掛金担保		
A社の2004年3月31日現在の売掛金(帳簿上)		1,664
担保不適格な売掛金:		
・ 輸出(海外企業向け売上)		131
・ 親子間取引(子会社向け売上)		52
・ インボイス期日から90日経過		152
・ 1社に対する売掛金の50%以上が債権譲渡禁止 特約付き(すべて不適格とする)		48
担保不適格な売掛金	合計	383
担保適格な売掛金	合計	1,281
前貸し率		80%
担保として利用可能な売掛金		1,025

<sup>16</sup> トゥルーバグループホールディングス株式会社編「アセット・ベースト・レンディング入門」(平成 17年 1月 第1版)より引用。なお、本計算例で用いている数値等は米国の事例に基づいている点に注意が必要である。

**在庫担保**A社の2004年3月31日現在の在庫(帳簿上)

対象となる在庫総額		1,551
仕掛品		186
原材料・製品		1,365
担保不適格な在庫:		
・ 回転期間が長い在庫(通常、6ヵ月を超えるもの)		94
・ 特注品(特定の販売先向けに作られた製品)		55
・ 委託販売品		212
担保不適格な在庫	合計	361
担保適格な在庫	合計	1,004
前貸し率		50%
担保として利用可能な在庫		502

**機械設備、不動産担保**A社の2004年3月31日現在の機械設備、不動産

## 〔機械設備〕

簿価		1,522
通常処分価格(OLV)		989
強制処分価格		545
担保適格な機械設備	合計(OLVを採用)	989
前貸し率		70%
担保として利用可能な機械設備		692

## 〔不動産〕

簿価		1,028
短期処分価格		646
担保適格な不動産	合計	646
前貸し率		70%
担保として利用可能な不動産		452

## アベイラビリティと担保カバー率

〔リボルバー分 …(a)〕

担保の種類	簿価	前貸し率	担保価格
売掛金	1,664		
担保不適格	383		
担保適格	1,281	80%	1,025
在庫	1,551		
担保不適格	547		
(含む仕掛品)			
担保適格	1,004	50%	502

リボルバー分の貸出基準額 1,527

リボルバーの現在残高 1,200

アベイラビリティ 327

担保カバー率 1.27

(127%のカバー率)

〔ターム・ローン分 …(b)〕

担保の種類	簿価	前貸し率	担保価格
機械設備	989	70%	692
不動産	646	70%	452

ターム・ローン分の貸出基準額 1,145

ターム・ローンの現在残高 1,100

アベイラビリティ 45

担保カバー率 1.04

(104%のカバー率)

〔ファシリティ合計 …(a) + (b)〕

リボルバー分の貸出基準額 1,527

ターム・ローン分の貸出基準額 1,145

ファシリティの担保価値 2,671

リボルバーの現在残高 1,200

ターム・ローンの現在残高 1,100

ファシリティの残高 2,300

アベイラビリティ 371

担保カバー率 1.16

(116%のカバー率)

### <参考文献>

- ・ トゥルーバグループホールディングス株式会社編著「アセット・ベスト・レンディング入門」(金融財政事情研究会) 2005年
- ・ 旗田 庸、トゥルーバグループホールディングス株式会社編著「債権・動産担保実務」(金融財政事情研究会) 2006年

## 2. 動産評価の実務的対応

以上見てきたように、担保の評価について、算出の手法に関しては、 売買比較アプローチ算出法、 収入アプローチ算出法、 費用アプローチ算出法、の3つがある。また、評価価値のレベルとしては、 公正市場価格(Fair Market Value、略称F M V)、 通常(静態的)処分価格(Orderly Liquidation Value、略称O L V)、 強制処分価格(Forced Liquidation Value、略称F L V)の3つがある。

概念としてはこの通りだが、ABL 実務の現場では、利用できるデータや情報が限られるのが実情であろう。そこで、本節では、まず、利用可能な市場価格が乏しい場合の評価算出の考え方について述べ、次に、評価額のレベルを使い分ける場合の考え方の例について紹介し、データが乏しい中で担保価値を可能な限り合理的に算出する方法を検討する。さらに、客観性の確保、換価確実性の確保に関して、考え方の例を紹介する。

### (1) 市場価格が存在しない場合の動産評価算出方法

#### (ア) 評価算出の考え方

動産には金などの貴金属地金や亜鉛などの非鉄地金、あるいは砂糖、生糸、小豆や大豆といった原材料のようにオープンなマーケット(公開市場)で売買取引が行われているものがある一方、物件によっては、そのような公開市場が存在せず、相対で売買取引が行われている場合や、非公開の市場で取引が行われ価格や取引情報が外部からは入手しにくい場合も数多く存在する。

マーケット(市場)の売買価格などの公開データが入手できない、あるいは存在しない場合には、実際に相対で行われている売買事例等を参考に当該動産の評価を行う、売買比較アプローチ算出法が一般的に用いられる。評価を外部の評価会社などに依頼する場合、その依頼先に実際に当該動産あるいは類似する動産の売買(あるいは換価処分)を行った実績があれば、評価はより容易なものとなるが、そのような実績がなくとも、実際に売買を行っている事業会社等との連携により、売買の実情や価格、また処分の可能性などについてヒアリングを行い(レファレンス価格の取得)、ある程度詳細な情報を入手できる場合にも、評価は可能である。また、工作機械など耐用年数の長い個別動産の評価においては、収入アプローチ算出法や費用アプローチ算出法といった方法での評価も有効な場合がある。

レファレンス価格の取得の際に留意すべき点としては、売買慣行を勘案して評価すること、過去一定期間の処分実績を把握し一定の算出方法で評価すること、一定のコベナンツや管理を前提に処分シナリオを設定して評価すること、

などが重要である。

売買比較アプローチは、汎用性や換価可能性の観点で望ましいものの、評価対象動産の実際の売買事例の入手が困難である場合が多いのが現状である。したがって、対象機器・類似機器の売買・処分データへのアクセス可能性を整備したり、データそのものの蓄積を整備したりすることも重要であろう。なぜなら、レファレンスは、一時点における、一定条件の価格としては合理的であったとしても、担保評価に際しては、価格の変動の大きさや、劣化・陳腐化する傾向、季節性などを踏まえて、一定の掛け目を設定する必要があり、この掛け目を合理的に設定するには、データの蓄積が有効だからである。もちろん、こうしたデータが利用可能でない段階であっても、物件ごとの市場特性、すなわち、通常の商流と換価処分市場の違い（市場規模、市場参加者、換価市場が織り込むリスクやコスト、処分に関わる法的な制約やリスク等）をふまえて、定性的ではあっても、一定の考え方で、担保価値のリスクを反映した掛け目を設定することは可能であろう。

評価時点の価値とその後の担保処分時の価格との差異、特に市場価格変動の激しい動産品目に関しては（取分け売買比較アプローチを採用した場合には）、評価価値と売買・処分価値とのタイムラグによる乖離を十分念頭に置いて、評価を実施する必要がある。

#### （イ）レファレンスによる売買比較アプローチ

動産の売買市場は、通常の商流における売買と、通常の商流外の売買（換価しないし処分市場）に大別される。通常の商流では、B2Bでは、一定の契約の下で継続的な取引が行われ、B2Cの場合も、ブランド選好や継続的な購買行動を前提として取引が行われる。これと比較して商流外の売買においては、品質の確認のためのコストないしリスク、陳腐化や品質劣化のリスク、最終の需要者までの流通・販売コストなどを、新たな買い手が負担しなければならない。汎用的な原材料などの場合では、品質確認や流通コストが小さく、両者の価格差が僅少で、もっぱら取引ロットなどによる価格差だけの場合もあるが、大半の動産に関しては、商流外での換価価値は、通常の商流での取引価格を相当程度下回る。したがって、担保評価にあたっては、換価・処分市場での取引価格を参照する必要がある。

後述の換価市場調査で紹介するように、換価・処分市場に関する取引実績データが存在するケースもあるが、その場合でも一般にはデータが公開されていない場合が多い。こうした場合は、複数の換価市場参加者にヒアリングする（レファレンス価格を調査する）ことが一般的である。

機械設備等の個別動産や食品（原料）等一部の在庫（集合動産）の場合、換

価市場参加者はメーカー、専門商社、レンタル会社、リース会社、中古品ディーラー、最終需要者などで構成される場合が多い。取引形態としては、主にディーラー、ブローカー、オークションの形態がある。市場参加者によって、たとえばメーカー系と非メーカー系の違い、また最終需要者の中でもレンタル会社か否かといった違いは、購買力や提示価格を左右する場合がある。

消費財等の在庫（集合動産）の場合、換価市場参加者は、メーカー、卸問屋（ディーラー）、専門商社、量販店・ディスカウントショップ、小規模小売、リサイクル業者、消費者（ネットオークション等を通じた参加）など様々である。なお中古自動車では、リース・レンタル会社も主要な参加者である。

詳細については物件ごとに異なるが（本テキスト「参考2 換価市場調査」参照）、基本的には、想定ロットに対応する異なる主要業態に対して、複数の事業者から、品種やロット、売却時期といったスペックを特定した取引意向（価格提示）を求める。その際、信頼性の高いレファレンスを得るには、ABLへの取り組み方針や戦略の大枠を開示するなどして、継続的な情報連携を構築したり、金融機関の場合では、取引先を通じた情報収集網を整備したりすることが有効であろう。

レファレンスで得られた価格は、借り手の通常の販売価格との差を把握し、通常の商流と比較した換価市場のリスクやコストを勘案したうえで、妥当性を検討することが望ましい。

ABLへの取り組み経験や取扱量などにもよるが、貸し手自らですべての担保評価を完結するのは容易ではなく、実務上は外部の評価会社を活用する機会が多いと考えられるが、貸し手としても、物件ごとの換価市場の特徴をふまえて、評価会社の評価結果を理解、検証することは必要であろう。

## 建設機械の通常の商流と換価市場比較

全般	
代表的な物件	ブルドーザー、クレーン、パワーショベル、杭打ち機、ボーリングマシン
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本建設機械工業会 (<a href="http://www.cema.or.jp/general/index.html">http://www.cema.or.jp/general/index.html</a>)</li> <li>・ 社団法人日本建設機械化協会 (<a href="http://www.jcmanet.or.jp/">http://www.jcmanet.or.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人全国建設機械器具リース業協会 (<a href="http://www.zenken.org/">http://www.zenken.org/</a>)</li> <li>・ 社団法人全国建設機械器具リース業協会 東京支部東京建設機械リース業協会 (<a href="http://www.tcmlan.com/">http://www.tcmlan.com/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、ディーラー(機械商社など)、リース会社・レンタル会社、土木建設業者
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社小松製作所(メーカー)</li> <li>・ 日立建機株式会社(メーカー)</li> <li>・ 西尾レントオール株式会社(リース会社・レンタル会社、ディーラー) (<a href="http://www.nishio-rent.co.jp/">http://www.nishio-rent.co.jp/</a>)</li> <li>・ 株式会社カナモト(リース会社・レンタル会社、ディーラー) (<a href="http://www.kanamoto.co.jp/">http://www.kanamoto.co.jp/</a>)</li> <li>・ 新キャタピラー三菱株式会社(メーカー、ディーラー)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し)
データの公開可否	公開
データの出所	週刊建機新報( <a href="http://www.kenki-shinpou.com/">http://www.kenki-shinpou.com/</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	未確認	
プロファイル適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し、最終モデルチェンジ日無し)	
データの公開可否	統計については一般に公表	
データの出所	・社団法人日本建設機械工業会( <a href="http://www.cema.or.jp/general/index.html">http://www.cema.or.jp/general/index.html</a> ) ・社団法人日本建設機械化協会( <a href="http://www.jcmanet.or.jp/">http://www.jcmanet.or.jp/</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー、オークション	
流通している商品	ブルドーザー、クレーン、掘削機、など	
プレイヤー	売り手	ディーラー(機械商社など)、リース会社・レンタル会社、土木建設業者、メーカー
	買い手	ディーラー(機械商社など)、リース会社・レンタル会社、土木建設業者
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・西尾レントオール株式会社(リース会社・レンタル会社、ディーラー) ( <a href="http://www.nishio-rent.co.jp/">http://www.nishio-rent.co.jp/</a> ) ・カナモト株式会社(リース会社・レンタル会社、ディーラー) ( <a href="http://www.kanamoto.co.jp/">http://www.kanamoto.co.jp/</a> ) ・新キャタピラー三菱株式会社(メーカー、ディーラー) ・アクティオ株式会社(リース会社・レンタル会社)( <a href="http://www.aktio.co.jp/">http://www.aktio.co.jp/</a> )
市場規模	建設機械器具賃貸業として、市場規模は6,500億円(平成14年度)。建設機械器具賃貸業者の数は約2,100社(全国建設機械器具リース業協会)。	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・建設業法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・労働安全衛生法	
換価市場のリスク	・建設機械の多くは、事務所や工場などの外で稼動しており、かつ自走できるため、所在の確認・管理が難しい。	
地域性		

## (2) 評価価値の選択(採用)に関する考え方の一例

次に、担保評価において、公正市場価格、通常処分価格、強制処分価格といった異なる評価額を、どのように選択・活用するのかという点について検討するが、地域金融機関における考え方の一例を紹介する。

動産の場合には、物件評価といっても、融資の信用リスクが顕在化した場合に、どの段階で、どのような換価処分を想定するかによって、評価の考え方は異なる。従って、以下の解説は、貸し手が処分シナリオを想定して、合理的に評価額を採用する場合の考え方の、あくまでも一例に過ぎない。さらに、以下で記述するような企業の倒産の実態と、採られる法技術は、必ずしも連動していないので、一般論ではなく、一定の想定を前提にした検討例である。

処分シナリオには企業の倒産処理が「法的な手続きによる場合(法的整理)」と、「法的な手続きによらない場合(私的整理)」及びそのどちらでもない場合(実体喪失、行方不明等)の三通りがあり、法的整理の場合は、事業の再建を目指す「再建型」と、事業を解体し清算を目的とした「清算型」のどちらかの性格を有する。

### (ア) 法的整理

会社更生手続・・・再建型

#### ・債権の取扱

担保目的物の時価相当額は更生担保権として取り扱われる。更生担保権は更生手続外での担保行使は不可能であり、更生計画に定めるところによってのみ、弁済を受けることが可能である。また、担保目的物の時価相当額を超える部分は更生債権として取り扱われる。

#### ・法的整理のシナリオ

上記のように、更生担保権となってしまう、債権者は更生計画外での債権回収ができないため、更生計画案を立案する管財人が主導権を握る形となる。債権者(貸し手)としては、担保目的物の価値を維持するように対応する必要があり、更生担保権額(被担保債権のうち担保目的物の更生手続開始時における時価相当額の部分)を届け出ることになる。

#### ・評価の考え方

会社更生手続においては開始決定時における時価により、「財産評定」が行われ、更生担保権の価額は、こうした財産評定に基づいて、更生担保権者に提示され、協議、交渉が進められる<sup>17</sup>。貸し手の立場としては、更生管財人に貸し手

<sup>17</sup> 更生手続においては、管財人による更生担保権の評価に対して不服があるときは、価額決定請求という

が見込んでいた担保評価額（公正市場価格）を更生担保権として認めさせる交渉を行う。

#### 民事再生法・・・再建型

##### ・債権の取扱

譲渡担保権は別除権として民事再生手続外で実行可能である。担保目的物の価値によってカバーされる部分を越える部分は再生債権となる。

##### ・法的整理のシナリオ

原則として借り手は事業を続けるため、弁済の極大化（最大限の現金回収）を図ろうとする債権者と当該担保目的物を営業に利用したい借り手との間で利害が対立することが多い。

借り手は、当該担保目的物を確保するべく、債権者に対し、別除権協定を提案する人が多い。債権者としては、その協定内容につき交渉を行い、自己に有利な（債権回収を極大化できる）協定を結ぶ。協定が成立しない場合は、借り手から担保権消滅請求がなされる可能性もある。

##### ・評価の考え方

民事再生手続においては、開始決定時における処分価格により、「財産評定」が行われ、別除権の価額は、こうした財産評定に基づいて、別除権者に提示され、協議、交渉が進められることになる<sup>18</sup>。貸し手の立場としては、別除権協定の交渉で、担保評価額（公正市場価格）を債権回収額とするよう、再生債務者側と交渉する。

#### 破産・・・清算型

##### ・債権の取扱

譲渡担保権は別除権として破産手続外で実行可能である。担保目的物の価値によってカバーされる部分を越える部分は破産債権となる。

##### ・法的整理のシナリオ

破産の場合、借り手は事業を行わなくなるので、管財人の目的も債権者の目的も、「当該担保目的物をできるだけ高く、かつ迅速に売って現金化する」という点で一致することが多い。その意味で、債権者と管財人とは協働して担保目

---

手続が用意されている。

<sup>18</sup> 再生債務者が担保権消滅請求を行った場合には、担保権者としては、価額決定請求手続を行うこともできる。

的物売却を進めていくことが重要である。

- ・評価の考え方

「できるだけ高く、かつ迅速に売却して現金化する」という観点から、通常処分価格での処分を行うことを念頭に売却先を探す。すなわち、営業拠点における閉店セールやオークションなどの方法を取り、可能な限り高値での回収を図るという前提を置いたシナリオの下での評価である。

(イ) 私的整理 (私的整理ガイドライン・・・再建型)

- ・債権の取扱

譲渡担保権の私的実行は可能である。私的整理は債権者と借手手の任意の合意で、あくまでも紳士協定であり法律上の定めはない(原則として金融機関のみが対象債権者となる)。

- ・私的整理のシナリオ

私的整理とは、当事者の合意により債権者が債権放棄等を行うことであり、債権者の権利行使が法律上制限されるということはない(破産法、民事再生法、会社更生法などの強行法規がない)。ただし、産業活力再生特別措置法に基づく特定認証 ADR<sup>19</sup>や中小企業再生支援協議会、私的整理ガイドライン等では「一時停止」の措置があり、それに基づく行動が期待されている。これに反する行動も法的には不可能ではないが、それを引き金として、借手が法的整理手続に入ると、総弁済額が減ることになり、総債権者にとっては不利となる可能性もある。

- ・評価額の考え方

公正市場価格をもとに回収額を協議することとなるが、一定の債権放棄が想定されることから、評価額は下がる可能性が強い。

(ウ) 実体喪失の場合

借手が実体喪失状態に陥ったり、行方不明等の場合は、借手側に当事者能力がなく、実質的には「清算型」の整理となる。法的整理のように担保対象物を評価額で換金することはなく、実際に担保を売却処分することになる。

---

<sup>19</sup> 特定認証 ADR (Alternative Dispute Resolution) 産業活力再生特別措置法に規定される、事業再生の紛争処理を専門に行う、経済産業大臣が認定する認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条の法務大臣の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。)のこと。当該特定認証 ADR の関与がある場合、債権者調整中のつなぎ資金に対する債務保証や特定調停の特例等が措置されている。

#### ・担保処分のシナリオ

処分・移転禁止の仮処分執行等により担保対象物の保全を行い、担保対象物の種類により処分方法を選択する。例えば、食料品関係で冷凍保存がきかないものなどは、迅速に換金することが必要となるが、保存がきくものなどは、一定期間を見込んで処分を行うことが挙げられる。

#### ・評価額の考え方

処分を急ぐ場合には強制処分価格となり、そうでない場合は通常処分価格となる。

### (3) 担保評価の客観性の確保

#### (ア) 外部事業者の活用

公開市場の売買情報や実際の換価処分の実績データがあれば、ABLの貸し手はそれらをベースに客観的な評価への判断を検討することが可能である。しかし、そのような公開データがない場合、貸し手が客観的な評価を行うには、第三者による評価を取得して、貸し手自身もできる限り裏付けをとるか、社内で行うとしても営業や審査から独立した部署で評価を行う、かのいずれかの方法が考えられる。しかし、後者( )については、評価を内製化することであるが、現時点で貸し手に動産に関する情報や評価ノウハウがない場合、これを早期に実現することは困難な状況においては、前者( )がより現実的であろう。

第三者による評価を取得し、そのうえで貸し手自身も可能な限り裏づけをとって判断するためには、さらに、その評価の内容をどのような視点から吟味すべきか、という考え方が求められる。

#### (イ) 客観性確保のポイント

客観的な評価の観点においては重視すべき視点として、以下のような点が考えられる。

##### 評価を実施する主体

まず、評価を実施する主体の選択に関して、関係者に対して評価内容の説明力・説得力を有するようなルールや考え方を検討する。第一には、対象動産の種類・品目・金額等に応じて、評価者のレベルを決定することが考えられる。例えば簡易評価に関しては、社内(別部署)評価で可とするが、簡易評価以外は、外部の中立的な第三者(評価事業者(又は評価者))による評価を実施する、といった原則を整備することが想定される。第二に、外部評価による場合は、

対象動産に関して利益相反がないこと、評価金額と評価報酬の連関がないこと、などの倫理規定を遵守することが肝要である。

#### 評価の事後検証

次に、関係者に対して、事前の評価結果と事後的な換価価値の乖離理由・整合性等に関して、十分な説明を行うことが可能である必要がある。そのためには、例えば、社内（評価部署）及び評価事業者（又は評価者）は、評価結果・評価関連情報を一定期間保存すること、これに基づき評価結果と実際の換価・処分価格との乖離・理由等を随時検証すること、事後の検証結果に基づき、事前評価の精度向上を図ること、などが考えられる。

#### 評価情報の多様性

最後に、できる限り広範で多様性のある評価情報・データを入手・蓄積して、評価の客観性の向上を図ることが考えられる。例えば、物件によっては処分市場が海外と結びついている場合もあるので、そうした場合、国内の換価処分実績データのみならず、グローバルデータを収集することも有効であろう。また、公開データや実際の換価処分実績データが利用可能でない場合には、複数のレファレンスや事例を取得するなどによって、インプットする情報の多様性を確保することが重要である。

#### （４）換価確実性の考え方

物件評価に際して、換価確実性をどう考えるかという点に関する考え方を紹介する。例えば、評価の根拠とした情報・データの変動性・普遍性、換価市場の流動性を評価したうえで、一定の想定により適切な掛け目を設定する、物件種別や物件の所在、借り手の管理能力等を評価した上でモニタリングの精度やリスク（管理の章で詳細を説明）を勘案して掛け目を設定する、処分事業者による処分コミットメント（買取保証）を伴う評価を活用する、などが考えられる。

#### （ア）物件価格の変動性

評価の客観性の確保とも共通するが、採用した評価手法に応じて、換価可能性・整合性を事後的にチェック・検証する必要がある。売買比較アプローチを採用した場合、費用アプローチを採用した場合、その双方による場合、又はそれ以外の手法を適用した場合等、各々の場合における換価実現性の検証を行い、当該検証結果に基づき、担保評価の掛け目に反映させるといったプロセスが望

ましい。

しかし実際には、物件ごとに処分の実績が十分なサンプルとして利用可能でない場合が多いと考えられるので、担保評価を行う際、既述のように、レファレンス価格の調査に関して換価市場の流動性やリスクを勘案することや、複数の処分シナリオを想定して蓋然性の違いを勘案することなどによって、掛け目の調整をすることなどが考えられる。

#### (イ) モニタリングの精度・リスク

「担保物件のモニタリング」の章で詳述するが、物件のモニタリングに関しては、ABL 案件の性格や借手手の管理能力等によって、詳細度のレベル感は異なると想定される。また、物件の性質や譲渡登記の形態、借手手の内部統制能力などによって、モニタリングで把握可能な情報と実態との間に乖離が生じるリスクも存在する。こうした点を反映したモニタリングの精度が異なれば、担保価値が当初評価から劣化するリスクも異なるので、モニタリングの精度を勘案して、掛け目を設定することが考えられる。

#### (ウ) 買取保証

評価事業者が、評価を請け負う際に、一定の買取可能価格での買取りをコミットするというサービスも行われている。こうしたサービスを利用することは、換価確実性に資するものと考えられる。ただ、この場合の買取可能価格は、一定のリスクを見込んだ保守的な価格設定となっている可能性があるため、ABLの融資枠決定の際に採用された評価よりも低い場合も想定される。採用した評価結果の換価確実性を維持するには、実際に換価処分となった場合に備え買取保証による処分ルートだけでなく比較可能なルートを確認しておくことや、定期的に換価市場の動向をウォッチしておくことなどが有効と考えられる。

---

## 第4章 対抗要件の具備

---

### 1. 動産譲渡担保と対抗要件の具備

#### (1) 動産譲渡担保と対抗要件の具備

ABLで主に使われるのは、譲渡担保である。これは、担保目的のために、目的物の所有権を移転するものであり、学説・判例により認められるに至った制度である<sup>20</sup>。譲渡担保は設定者と債権者との間の譲渡担保設定契約により設定され、当事者の意思表示があれば効力を生ずる。

こうして担保を取得すれば、担保権者は、他の債権者に優先して債権回収できるが、他の債権者などの利害関係人に対して排他的にその優先権を主張するには、法律で定められた所定の手続きをしておく（第三者から見て担保権の存在がわかるようにしておく）必要がある。このことを、担保権について第三者対抗要件を具備する、という。

#### (ア) 動産の譲渡担保

まず動産の譲渡担保は、債権担保の目的で、担保目的物である動産の所有権を、設定者（債務者、あるいは第三者の担保提供者）から債権者に移転し、債務の履行がなされた時点でその所有権を戻す形式の担保である。

動産譲渡担保は、法的には動産の所有権を移転するという形式をとる。民法上の第三者対抗要件は「引渡し」である。すなわち、「動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが無ければ、第三者に対抗することができない」（民法178条）。「引渡し」には、「現実の引渡し」、「簡易の引渡し」、「占有改定」、「指図による占有移転」の4つの方法がある。しかし実際には、債権者（金融機関等）が動産の「現実の引渡し」を受け、動産を直接占有してしまうと、担保設定者（借入企業等）は、この動産を利用することができなくなる（商品として販売したり、機械を使用したりできなくなる）。このため、従前は、第三者対抗要件を具備するためには「占有改定<sup>21</sup>」が用いられることが多かった。

しかしこの占有改定という方法の場合、第三者の立場から見ると、実際には

---

<sup>20</sup> 例えば抵当権は民法に規定があるのに対し、譲渡担保は民法に規定がない。判例により認められているとされている。

<sup>21</sup> 民法に規定される、占有の移転方式のひとつ。物を占有するAがBに対し「以後その物はBのために占有する」との意思を表示する方法による引渡しのこと。BがAからいったん現実に受け取り、それから再度Aに戻すことを簡略化して、A B間での意思表示のみによって引渡しを行うことを認めたものである。

所有権を失った占有者を所有者であると勘違いして、取引（例えば購入）を行う恐れがある。このため、動産譲渡担保は、他の債権者との間で権利をめぐる争いになったりしかねないリスクを伴うものであった。

こうした問題に対応して、平成17年10月に動産譲渡登記制度が創設された。これにより、例えば借入企業のもとに在庫が引き続き占有されていても、登記によって動産の譲渡が公示され、第三者が所有権の移転を認識できる（すなわち譲渡担保の設定などが発生していることがわかる）こととなり、紛争のリスクは小さくなった。

#### 動産譲渡登記制度創設の目的

前述のように、金融機関等（動産の譲受人、債権者）が企業（動産の譲渡人、債務者）に融資を行い、動産について譲渡担保の設定を受ける場合、これまでは占有改定という方法によって、第三者対抗要件を具備することが多かった。しかし占有改定の場合、第三者からは債務者があたかも所有者のように見えること、そして第三者への譲渡の可能性がある、すなわち二重の譲渡担保という危険性があることから、金融機関等の債権者の地位が不安定であるという問題があった。このことが動産を担保とした融資の発展を阻害する要因のひとつとなっていた。

動産譲渡登記制度（資料「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」参照。以下「動産・債権譲渡特例法」という。）では、第三者は登記事項概要証明書などをとることで譲渡の有無を確認できるようになった。さらに詳しい動産の内容についても、当事者、利害関係人等に開示される。このような登記によって、譲渡の公示性が強化され、その結果、債権者の権利の安定化が図られることから、動産を担保とした融資を促進するものとして期待されている。ただし、後述するように後行者の即時取得を制度的に排除する効力はないことに留意する必要がある。

動産譲渡担保には、担保目的物の特定の仕方によって、特定動産譲渡担保と集合動産譲渡担保の二通りがある。特定動産譲渡担保は、例えばパソコンの機番の明記などによって、目的物を個別に1件1件特定する方法であるのに対し、集合動産譲渡担保は、店頭の商品や倉庫内の原材料など、目的物の量が増減変動を繰り返すようなモノ（動産）に対して、それを集合物として保管場所等により特定する方法である。

## (イ) 動産譲渡登記の効力

### 占有改定の問題点

動産譲渡担保の第三者対抗要件としての占有改定の問題点（限界）を整理すると、以下の二点がある。

#### (a) 先行する「隠れた譲渡担保」に劣後する恐れ

ABLの貸し手が、債務者から動産譲渡担保の設定を受けた場合でも、債務者が同一の動産について先行して譲渡担保を設定している場合には、これに劣後する恐れがある。

#### (b) 後行者による即時取得の恐れ

ABLの貸し手は、債務者から動産譲渡担保の設定を受け、占有改定により対抗要件を備えた場合、その後に同一の動産について債務者から真正譲渡または譲渡担保の設定を受けた第三者（後行者）に、譲渡担保権の取得を対抗できるのが原則であるが、かかる後行者が設定者から現実の引渡しを受けた場合、即時取得（善意取得）の要件を満たす限り<sup>22</sup>、後行者が所有権又は譲渡担保権を取得し、ABLの貸し手は譲渡担保権を喪失する。

### 動産譲渡登記制度の効力

動産譲渡登記制度は、動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、民法178条の引渡しがあったものとみなされるものである。「動産譲渡登記ファイル」は、東京法務局に設けられ、だれでも、同法務局（中野出張所）に対して、このファイルに記録されている事項の概要を証明した書面（登記事項概要証明書）の交付を請求することができる。さらに、だれでも、譲渡人の本店等所在地法務局等に設けられる「動産登記事項概要ファイル」に記録されている事項を証明した書面（概要記録事項証明書）の交付を、同法務局等に請求することができる。動産譲渡登記は、これらの点で、占有改定よりも公示性が強化されているといえることができる。

以上のように、動産譲渡登記は、効力としては占有改定と同等のものにとどまるが、公示性が強まったことで、占有改定と比べて、場合によって後行者の即時取得を妨げやすいというメリットがあると考えられる。例えば、金融機関や商社といった、いわばプロの場合、先行する動産譲渡登記の有無を確認せずに動産を取得した場合は、過失が認定され、即時取得が否定される場合があり

---

<sup>22</sup> 即時取得については、民法192条参照（「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する」）。

うるとの推測もある。ただし、動産譲渡登記は、後行者の即時取得を制度的に排除する効力はない。

対抗要件の方法と先行者、後行者への対抗

第三者	占有改定	動産譲渡登記
先行者	占有改定により対抗要件を備えた譲受人（ABLの貸し手）は、同一の目的物について先行して対抗要件を備えた譲受人がいた場合、この先行者に所有権（譲渡担保権）の取得を対抗することができない（先行する[隠れた]譲渡担保に劣後する）。	動産譲渡登記により対抗要件を備えた譲受人（ABLの貸し手）は、同一の目的物について先行して対抗要件を備えた譲受人がいた場合、この先行者に所有権（譲渡担保権）の取得を対抗することができない（先行する[隠れた]譲渡担保に劣後する）。動産譲渡登記には、先行する占有改定に優先するという効力はない。
後行者	占有改定により対抗要件を備えた譲受人（ABLの貸し手）は、その後同一の目的物を譲り受けた者（後行者）に対して、原則として所有権（譲渡担保権）の取得を対抗することができる。ただし、後行者が即時取得の要件を満たした場合には、後行者が所有権を取得するため、反射的に所有権（譲渡担保権）を失う。	動産譲渡登記により対抗要件を備えた譲受人（ABLの貸し手）は、その後同一の目的物を譲り受けた者（後行者）に対して、原則として所有権（譲渡担保権）の取得を対抗することができる。ただし、後行者が即時取得の要件を満たした場合には、後行者が所有権を取得するため、反射的に所有権（譲渡担保権）を失う。もっとも、後行者が動産譲渡登記の有無を調査する注意義務を負うと考えられる者であって、かかる調査をしなかった場合においては、即時取得の成立が妨げられる可能性があるとの指摘もある。

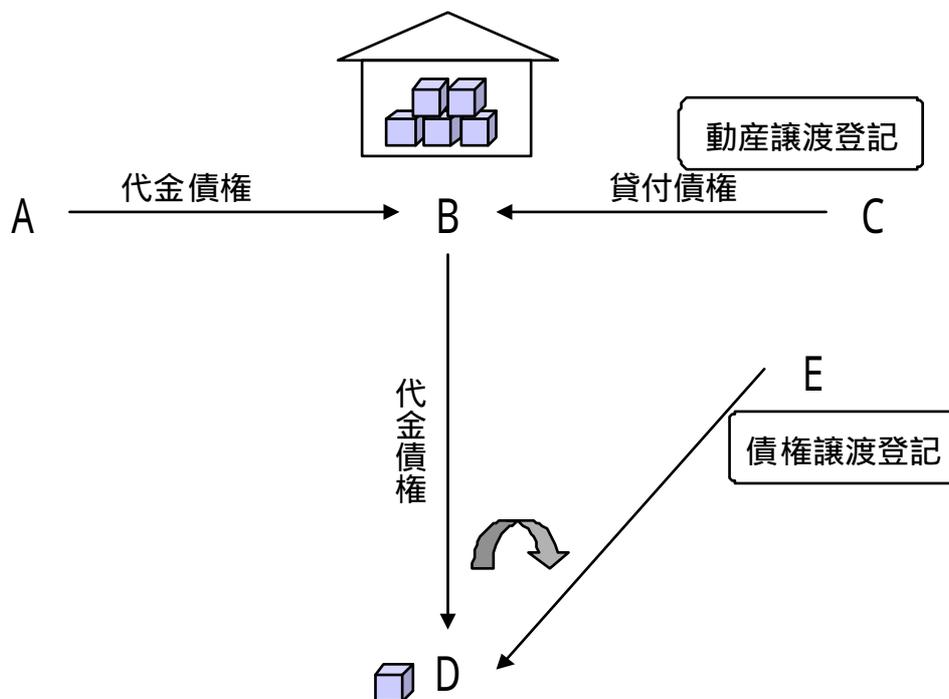
（ウ）〔参考〕動産譲渡担保と他の権利との優劣

動産譲渡登記がなされた担保権は、登記が競合した場合の譲受人間の優劣に関しては、登記の先後で決する。また、登記と民法第178条の引渡し競合した場合の譲受人間の優劣については、登記と引渡しの先後で決する。

こうしたケース以外に、動産譲渡担保の設定を受けた場合で、対象動産に関

して、他の権利者が存在する場合も想定される。以下、設定した事例から、想定される競合関係を抜き出し、それぞれの競合関係について、動産譲渡担保と他の権利とが競合する場合の優劣について整理する。

### 動産譲渡担保権と他の権利が競合する事例



#### 〔設例〕

- Aは、Bに対して商品を販売し、代金債権を有している（代金未受領）。
- Bは、Aから購入した本件商品を、在庫として倉庫に保管している。
- Cは、Bの倉庫内にある本件商品に、集合動産譲渡担保権の設定を受け、占有改定による引渡しを受けるとともに、動産譲渡登記を行った。Cは、Bに対し、通常の営業の範囲内において、本件商品を処分する権限を与えている。
- Dは、Bの取引先であり、Bから本件商品を買受けたが、代金支払は未了である。
- Eは、BのDに対する本件商品の販売による現在及び将来の代金債権につき、Bから集合債権譲渡担保の設定を受け、債権譲渡登記を行った。

#### Aの動産売買先取特権とCの動産譲渡担保権の競合

動産売買先取特権は、目的動産が第三者に引き渡されたときは効力を失う（民法333条）。また、Aの動産売買先取特権が存在する動産が、Cの譲渡担保権の目的である集合物の構成部分となったときは、Cは、その動産についても引渡

しを受けたものとして譲渡担保権を主張することができる（最判昭 62・11・10）。したがって、Cの動産譲渡担保権が優先することとなる。ただし、Bの集合動産の価額がCの被担保債権額を上回るような場合は、その差額に相当する価値の個別動産について、Aは動産売買先取特権の行使が可能と解する余地がある。

また、A B間に所有権留保特約（代金完済まで目的物の所有権がAに留保される旨の特約）がある場合において、代金未払のためBが所有権を取得していない目的物については、原則として、Cは所有権（譲渡担保権）を取得することができないと考えられる点に注意を要する。すなわち、譲渡担保権は、動産売買先取特権には優先するが、所有権留保には劣後するのが原則である。

BのDに対する転売代金債権につき、Cの動産譲渡担保に基づく物上代位とEの債権譲渡との競合

この場合、優劣の決定基準としては以下の三通りが考えられる。

- (a) 動産の占有改定または動産譲渡登記と、債権譲渡登記の先後によって決する。
- (b) 動産譲渡担保権に基づく物上代位の差押えと債権譲渡の先後によって決する。
- (c) 動産譲渡担保権に基づく物上代位の差押と、債権譲渡登記の先後によって決する。

しかし必ずしも定説があるわけではないので、ABLの実務的対応としては、動産のみならず、その売却によって生ずる代金債権（将来の債権を含む）についても、譲渡担保権の設定を受け、いずれも登記を備えておく必要がある。

その他、Bが国税・地方税を滞納する場合には、譲渡担保財産に関し、国税債権・地方税債権との優劣が問題となる場合がある（後述。国税徴収法 24条、地方税法 14条の 18 参照）。Bが自社倉庫でなく他社倉庫（倉庫業者）等に目的物を保管している場合、倉庫業者等の商事留置権との衝突が問題となる場合がある。譲渡担保権との競合・衝突等が生ずる問題は、これらに限られるものではない。したがって、ABLの実行に当たっては、借り手（B）の取引・商流等に関する法律関係をよく確認しておくことが大切である。

## 2 . 債権譲渡担保と対抗要件の具備

次に、債権の譲渡担保と対抗要件の具備について解説する。

### (ア) 債権の譲渡担保

売掛金債権、貸付金債権や賃料債権などの指名債権<sup>23</sup>は、法律で禁じられている場合や、当事者間で譲渡禁止の合意がある場合以外、譲渡することが可能であり<sup>24</sup>、譲渡することにより担保（譲渡担保）とすることができる。担保取得の方法は、質権と譲渡担保（担保の目的とする債権譲渡）があるが、売掛金のような代金債権の場合は、一般に譲渡担保が用いられている<sup>25</sup>。これを債権譲渡担保といい、担保の目的債権を債務者から債権者に移転し、債務の履行がなされた時点で目的債権を債務者に戻すという形式の担保である。

債権譲渡担保は、債権譲渡人（借入企業）と債権譲受人（金融機関等）との間で、担保を目的とする債権譲渡契約を締結することで成立する。

債権譲渡の譲受人が債務者（第三債務者）に対して自分が債権者であることを主張するには、譲渡人から債務者に通知をしてもらうか、あるいは債務者に承諾してもらうことになっている（民法 467 条 1 項。「債務者対抗要件」）。また、譲受人が債務者以外の第三者に自分が債権者であることを主張するには債務者に対して確定日付ある証書による通知をするか、債務者から確定日付ある証書による承諾を得る必要がある（同条 2 項。「第三者対抗要件」）。

これに対し債権の流動化等の理由から法人が多数の債権を一括して譲渡する機会が増えるなか、民法による対抗要件の具備は手続、費用の負担が大きく、その簡素化を求める実務界の要請に対応する必要が生じていたため、債権譲渡登記制度が導入された。

債権譲渡登記制度は、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（平成 10 年 10 月 1 日施行。以下「債権譲渡特例法」）によって創設された制度で、法人がする金銭債権の譲渡や金銭債権を目的とする質権の設定について、簡易に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるためのものである。

<sup>23</sup> 指名債権とは、債権者を特定した債権で、その成立・譲渡・行使にあたって証券を必要としない普通の債権のこと。

<sup>24</sup> 法律で譲渡を禁止しているものとしては、恩給受領債権・退職金・給料・年金受給権などがある。当事者間で譲渡を禁止しているものは、譲渡禁止の特約のあることを知って担保にとっても、その譲渡や質権の効力は生じない。なお、債権の性質が譲渡に適さないものとして、家庭教師から授業を受ける債権、画家に肖像を描かせる債権など、特定の債権者に対してのみ義務を負担したとみるべき債権、借地権以外の貸借権などがある。

<sup>25</sup> 指名債権担保の実務例で多いものには、各種の代金債権・入居担保・貸ビル建設協力金・火災保険金請求権・リース債権などがある。

債権譲渡特例法は、法改正を経て、現在は、前述の動産・債権譲渡特例法となっている。すなわち、債権譲渡については、債権譲渡登記を行うことにより第三者対抗要件を、また、当該債権譲渡およびその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人もしくは譲受人が債務者に登記事項証明書を交付して通知するか、または債務者が承諾することにより、債務者対抗要件を備えることができる<sup>26</sup>。債権質についても類似の「質権設定登記」制度が設けられている。

債権譲渡担保の対象は、既発生の特定期間された債権はもちろん、現在および将来発生する売掛債権、貸付債権、リース債権など、複数の第三債務者に対する発生と消滅を繰り返すような債権の集合体についても、対象とすることができ、これを集合債権譲渡担保という。

#### (イ) 債権譲渡登記の特徴

債権譲渡登記制度は、法人による金銭債権の譲渡について、その内容を債権譲渡登記することにより、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができる制度である。これは、指名債権譲渡の第三者対抗要件は、確定日付ある証書による債務者への通知か債務者の承諾であるとする民法の原則に対する特例の制度である。債務者が多数の場合でも、簡易に第三者対抗要件を取得することができるという制度である。また、債務者対抗要件については、債権の譲受人が債務者に対して譲受債権を行使するためには、債務者に対して登記事項証明書を交付して通知するか、債務者から承諾を得る必要がある。

このように、債務者対抗要件と第三者対抗要件が分離されていることが、債権譲渡登記の特徴である。債務者に何も知らせないまま第三者対抗要件を備えることを可能とし、同法上の対抗要件が債務者をインフォメーションセンターとしての機能を持たせているのに対し、債権譲渡登記では登記所に公示機能を持たせている。

登記による債権譲渡の公示に関するものとして、登記事項概要証明書・概要記録事項証明書と、登記事項証明書がある。登記事項概要証明書（東京法務局中野出張所で取得できる）・概要記録事項証明書（本店等所在地法務局等で取得できる）は誰でも請求ができ、債権が過去に譲渡されていないかどうか（債権の安全性）を確認する際に利用される。登記事項証明書（東京法務局中野出張所で取得できる）は、債権の譲渡人・譲受人などの利害関係を有する者のみが請求でき、譲渡を行う予定の債権が過去に譲渡されていないかどうか（特定の

<sup>26</sup> 債権の譲渡担保に関する解説は、「銀行窓口の法務対策 3300 講（下巻）」（金融財政事情）814 頁以下より一部引用している。

債権の安全性)を確認するために利用される<sup>27</sup>。

### 3. 後順位譲渡担保権および物的納税責任に関する留意点

#### (1) 後順位譲渡担保権の成否, 後順位譲渡担保権に基づく私的実行の可否

すでに譲渡担保権が設定され, 対抗要件も具備された目的物に余剰価値が見込まれる場合, これを有効に利用する見地からは, この目的物について, さらに譲渡担保権を設定し, 対抗要件を具備することができれば便宜である。このように, 同一の目的物について, 重複して譲渡担保権を設定することができるであろうか。これが後順位譲渡担保権の成否の問題である。

また, 後順位の(=対抗要件において劣後する)譲渡担保権者は, 同一の目的物について, 先順位の(=対抗要件において優先する)譲渡担保権が実行されていないにもかかわらず, 自ら後順位譲渡担保権を実行することができるであろうか。これが後順位譲渡担保権に基づく私的実行の可否の問題である。

判例は, 集合動産譲渡担保が重複して設定された事案において, これらの重要な問題について, 「重複して譲渡担保を設定すること自体は許されるとしても, 劣後する譲渡担保に独自の私的実行の権限を認めた場合, 配当の手續が整備されている民事執行法上の執行手續が行われる場合と異なり, 先行する譲渡担保権者には優先権を行使する機会が与えられず, その譲渡担保は有名無実のものとなりかねない。このような結果を招来する後順位譲渡担保権者による私的実行を認めることはできないというべきである」と判示した(最一判平成18・7・20民集60巻6号2499頁)。

この判例は, 「後順位譲渡担保権」の概念を一応承認しつつも, これによる私的実行については, 先順位譲渡担保権者の利益を害することを理由として否定したものと考えられている。

以上から, 後順位譲渡担保権を設定したとしても, それは私的実行ができない担保権にとどまる。したがって, 債権保全上は, 対抗要件において最優先の譲渡担保権を取得することが不可欠であるといえよう。シンジケートローン等の実務においては, 複数の金融機関によって最優先の譲渡担保権を共有し, 内部的な約定において優先劣後の取決めを行うことが多く行われているが, このような工夫が今後も必要であると考えられる。

なお, 上記の判例は, さらに, 構成部分の変動する集合動産を目的とする対

---

<sup>27</sup> 債権の譲渡登記の特徴に関する解説は, 「銀行窓口の法務対策 3300 講(下巻)」(金融財政事情)814頁以下より一部引用している。

抗要件を備えた譲渡担保の設定者が、その目的物である動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合、当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められない限り、当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできないことをも判示しており、集合動産譲渡担保の実務上、極めて重要な判例である。

## (2) 国税徴収法24条に基づく譲渡担保権者の物的納税責任

国税徴収法24条1項は、「納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。」との原則を定めている（譲渡担保権者の物的納税責任）。税務署長は、同法24条1項により徴収しようとするときは、譲渡担保権者に対し、徴収しようとする金額その他の必要事項を記載した書面により告知を要し（同法24条2項）、告知書の発信日から10日を経過した日までに徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる（同法24条3項）。しかし、同法24条1項の原則は、「国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合」または「譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合」には、適用されないものとされている（国税徴収法24条8項〔旧24条6項〕）。類似の規定は、例えば、地方税法14条の18などにも置かれている。

この国税徴収法24条との関係で、次の基本通達に注意が必要である。

第1に、集合動産譲渡担保に関して、「集合物が譲渡担保財産である場合において、その担保権が設定された後その集合物に加えられた財産について、法第24条第8項の規定を適用するに当たっては、その加えられた財産が集合物として同一性がある限り、当初の譲渡担保権が設定された譲渡の時期をもって、その財産の譲渡担保財産となった時として取り扱う。」ものとされている（国税徴収法基本通達第24条関係32）。また、「譲渡担保権が設定された後その集合物に新たに財産が加えられたため、その譲渡担保財産の価額が、当初の譲渡担保財産の価額を超える場合には、その超えている部分に相当する財産については、譲渡担保権を新たに設定したものとして取り扱う。」ものとされている（同基本通達第24条関係32注2）。

第2に、将来債権譲渡担保に関して、「将来発生すべき債権を目的として、債

債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき対抗要件が具備されていた場合には、当該債権は当該対抗要件が具備された時に譲渡担保財産となる（平成 19.2.15 最高判参照）」とされている（同基本通達第 24 条関係 34）。

この通達は、将来債権譲渡担保に関する最重要判例の 1 つである、最一判平成 19・2・15 民集 61 卷 1 号 243 頁に基づくものである。同判例は、集合債権譲渡担保契約の締結 民法 467 条 2 項の第三者対抗要件具備 国税の法定納期限等到来 将来債権（目的債権）の発生、という順序で各事象が生じた事案において、目的債権が「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ためには、法定納期限等以前に、譲渡担保契約の締結、民法 467 条 2 項の第三者対抗要件の具備、その目的債権の発生、のいずれまで必要であるかが問題となったものであり、結論として、・がある場合には、「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」としたものである。

すなわち、同判例は、次のように判示した（旧 24 条 6 項に関するものである）。

「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、原則として有効なものである（最高裁平成 9 年（オ）第 219 号同 11 年 1 月 29 日第三小法廷判決・民集 53 卷 1 号 151 頁参照）。また、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして、前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法 467 条 2 項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備することができるのである（最高裁平成 12 年（受）第 194 号同 13 年 11 月 22 日第一小法廷判決・民集 55 卷 6 号 1056 頁参照）。以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば、国税徴収法 24 条 6 項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。」

この判例の事案を契機として、将来債権譲渡担保における債権移転時期の問題や、将来債権譲渡担保の法的倒産手続における効力の問題に関する議論も活

発化している。

以上の諸点をも踏まえ、実務上、譲渡担保権者の物的納税責任の問題に対処するには、最低限、ABLに係る譲渡担保権を設定する前に、債務者から納税証明書を徴求するとともに、納税状況につき継続的なモニタリングを欠かさずに行うことが緊要であるといえよう。(以上の最判平成 18・7・20、最判平成 19・2・15につき、栗田口太郎「動産・債権譲渡担保の最新判例分析と法的問題点」事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』〔商事法務、2007年〕163頁以下参照。)

#### 4 . 事前確認

**動産譲渡担保、債権譲渡担保ともに、担保設定及び譲渡登記に際しては、事前に、先行登記の有無を確認する必要がある。以下では、動産譲渡登記の先行登記の場合について、概観する。**

##### (ア) 先行登記の確認

前述のように、動産譲渡登記は、先行する「隠れた譲渡担保」に対して優先する効力はない。したがって、動産譲渡登記に際しては、先行登記の有無を確認する必要がある。

動産譲渡登記制度の開始により、登記の概要(登録された内容のうち動産の明細等を除いた部分)については、誰でも「登記事項概要証明書」の交付を申請できるようになった。また、動産の明細を含む詳しい内容については、譲渡当事者、利害関係人等であれば、「登記事項証明書」の交付を申請できる。

まず、登記事項概要証明書、必要により登記事項証明書の交付を請求し、先行登記の有無を確認する。

証明書の交付及び手数料（動産の場合）

区 分		1通当たり手 数料額	請求者	
登記事項証明書	窓口申請	800円	譲渡当事者	
	オンライン申請	窓口交付・オン ライン交付		700円
		郵送交付	750円	利害関係人
登記事項概要 証明書 <small>(譲渡された動産を特 定する事項はなし)</small>	窓口申請	500円	だれでも	
	オンライン申請	窓口交付・オン ライン交付		400円
		郵送交付		450円
登記申請書等 の閲覧	窓口申請	500円	利害関係人	

平成20年2月現在

## 登記事項概要証明書

**【登記の目的】:** 動産譲渡登記  
**【譲渡人】**  
**【本店等】:** 東京都中野区 一丁目1番1号  
**【商号等】:** 動産商事株式会社  
**【会社法人等番号】:** . . . . .  
**【取扱店】:** 中野本店  
**【日本における営業所等】:** -  
  
**【譲受人】**  
**【本店等】:** 東京都千代田区 一丁目1番1号  
**【商号等】:** 東京法務有限会社  
**【会社法人等番号】:** . . . . .  
**【取扱店】:** 九段本店  
**【日本における営業所等】:** -  
  
**【登記原因及びその日付】:** 平成18年 月 日譲渡担保  
**【登記原因（契約の名称）】:** -  
  
**【登記の存続期間の満了年月日】:** 平成28年 月 日  
**【備考】:** -  
  
**【申請区分】:** 出頭  
**【登記番号】:** 第2006 - 号  
**【登記年月日時】:** 平成18年 月 日 8時31分

## (イ) 先行登記以外の確認

前述のように、目的となる物件に関する譲渡担保などの先行する権利は、必ずしも譲渡登記がされているわけではない。先行登記の確認以外にも、必要に応じて、例えば以下のような方法で、隠れた譲渡担保等のチェックをすることが考えられる。

まず、ABLとは、顧客と金融機関の間の信頼関係に基づく情報の共有にその本質があるので、先行譲渡の事実を疑ってかかるのは限界がある、という考え方が原則である。しかし、場合によっては、信用悪化時にABLを活用することも考えられるし、金融機関としてのコンプライアンスの観点や即時取得を否定さ

れないための手続を踏むといった観点からも、先行譲渡の確認は重要である。

#### 契約書等による「ないこと」の表明

まず、契約書で先行譲渡がないことを明確に表明してもらい、あるいはコベナンツ条項等で、先行譲渡が判明した場合に直ちに期限の利益喪失となる旨、明確に説明をしておく、ということがある。

#### 商流の確認

次に、商流について適切にヒアリングし、必要ならエビデンスを求めて所有権を確認する。例えば在庫の場合は、仕入に関して所有権留保がないかなどについて、必要に応じて売買契約書なども確認する。機械の場合であれば、リース物件でないかなどやはり商流と金流を確認する、公開企業なら債務の開示内容、非公開企業なら損益計算書の中でのリース料の支払の有無なども含めて、確認する。輸入品であれば、LC / ユーザンス<sup>28</sup>の決済が済んでいるか等を確認する。

また、借入金については、特殊な先からの借入があればその背景や内容を確認する。

#### 現物の確認

在庫物件の場合は所有権移転を表すシールなどが貼られていることはあまりないと考えられるが、在庫の実査において、表面だけではなくサンプル調査により詳細を確認するので、その際にあわせて確認しておく。機械等の場合は、品番やリースの表示の有無などを確認する。

## 5 . 登記申請手続きについて

ここでは東京法務局での登記申請手続きについて簡単にみていく。

### (ア) 登記申請の方法

動産（債権）譲渡登記を取り扱う登記所としては、東京法務局が指定され、全国の動産（債権）譲渡登記に関する事務を取り扱っている。登記申請の方法は二つに大別される。東京法務局に対して出頭・郵送（書留郵便）で申し込む方法と、オンラインで申請する方法である。

<sup>28</sup> いわゆる Trust Receipt（貨物貸渡し）が伴う取引。

実務的には、司法書士に依頼をして手続を進めるのが一般的である。

#### (イ) 登記申請の手続

動産譲渡登記の申請手続等の詳細については、法務省のサイト「動産譲渡登記制度について」を参照。

...<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji97.html>

債権譲渡登記の申請手続等については、法務省のサイト「債権譲渡登記制度について」を参照。

...<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji13.html#4-3>

## 6 . 動産・債権の譲渡登記のポイント

**動産・債権の譲渡登記は、実務上は、不動産担保等と同様に、手続は司法書士に依頼し、登記内容に関しても司法書士と相談しながら進めることにより、スムーズに行える。ただ、取引先と事前に協議するといった場合もあることを踏まえて、以下では、動産・債権の譲渡登記に関する実務上のポイントを解説する。**

#### (ア) 動産譲渡登記における動産の特定

動産譲渡登記を可能とするためには、譲渡担保の目的物が登記に適する方法で特定されていることが必要である。譲渡に係る動産を特定するために必要な事項の具体的な内容は、動産・債権譲渡登記規則で規定されている。動産・債権譲渡登記規則では、動産を特定する方法として、「動産の特質」によって特定する方法と、「動産の所在」によって特定する方法の二つを設け、それぞれの方法について、動産を特定するのに必要な事項（必要的登録事項）を定め、案件に応じて当事者がどちらかを選択できるようにしている。

「動産の特質」によって特定する方法による場合は、「動産の種類」および「動産の記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質」（他の同種類の動産と識別できる当該動産固有の情報。例えば製造番号や製品番号等のシリアルナンバー）を記録する必要がある。この場合は、個別の動産ごとに分けて特定する必要がある。

このうち、「動産の種類」に関しては、どの程度の範囲の特定がなされれば十分であるのかについての明確な基準はないが、例えば、エックス線CTスキャン装置、ノートパソコン、電気設備器具、プレス機、衣料品、貴金属類、とい

った程度の動産種類の記述であれば、動産の種類として記録され则认为られている。

在庫の場合の具体的な種類の記述にあたっては、「日本産業分類」「工業統計表」「法人企業統計季報」「商業統計表」の各統計における製品在庫、仕掛品在庫、流通在庫を記録する際の項目などを参考にして記述することも考えられる。

日本標準産業分類（分類項目名、説明及び例示）

...<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm>

工業統計表

...<http://www.meti.go.jp/statistics/data/h2i0000j.html>

法事企業統計季報

...<http://www.mof.go.jp/1c002.htm>

商業統計表

...<http://www.meti.go.jp/statistics/data/h2sc000j.html>

なお、一つの譲渡行為によって、「特質によって特定した動産を複数譲渡する場合」、「保管場所によって特定した動産を複数譲渡する場合」、「特質によって特定した動産と保管場所によって特定した動産を譲渡する場合」には、「動産通番」と呼ばれる、一で始まる動産の連続番号が必要になる。

一方、「動産の所在」によって特定する方法による場合は、「動産の種類」および「動産の保管場所の所在地」が、必要な事項となる。保管場所は、地番または住居表示番号まで特定する必要がある。この方法の場合は、所在地の保管場所にある同種類の動産のすべてを譲渡の対象とすることが想定されている。

#### 動産を特定するのに必要な事項

特定の方法	必要的登録事項	任意的登録事項 (有益事項)
動産の特質によって特定する方法 (個別動産)	動産通番 動産の種類 動産の特質(シリアルナンバー等)	動産の名称(製品名・商品名等) 保管場所の名称・所在地 保管場所内の区画の限定(倉庫2階、北側半分)
動産の所在によって特定する方法 (集合動産)	動産通番 動産の種類 保管場所の所在地	動産の限定(明認方法の施されているもの)(社製のもの)

任意的登録事項（有益事項）は、【備考】欄に自由に記述することで登録できるが、これによって対象動産を絞り込めば、それ以外は担保として有効でなくなるおそれが高い点には留意が必要である。また量的な範囲を記載することができるが、例えば「数量の半分」といった特定は認められず、場所の分割による範囲の特定は可能である。

#### （イ）集合動産の場合の留意点

##### 保管場所に動産が存在しない場合

動産譲渡登記を、動産の所在によって特定する方法を用いて行う場合は、登記申請時または登記時に現実には動産が保管場所に存在しない場合であっても、登記ができる。

##### 登記後に搬入された動産

登記された種類の動産が、登記された保管場所の所在地に、登記後に搬入された場合、保管場所内に入った時点で動産譲渡登記によって特定された動産に含まれ、動産譲渡登記の効力が及ぶと考えられている<sup>29</sup>。この場合、登記がされた年月日に対抗要件が具備されたものとして取り扱われるものと考えられている。

##### 倉庫から搬出された商品に係る対抗要件

集合動産譲渡担保において、登記後に倉庫から搬出された商品について、対抗要件具備の効果が及ぶかどうかについては、搬出の態様によって異なる。すなわち、通常の営業の範囲内であれば、譲渡担保設定者（譲渡人）は独自の判断で売却等の処分ができるので、そもそも対抗要件具備の効果を論じる必要がないと考えられている。しかし、通常の営業の範囲を逸脱して、担保権者（譲受人）の同意もなく搬出された場合において、搬出された個々の動産について対抗要件具備の効果が及ぶか否かについては、確立した見解があるとはいえない（なお、前掲最一判平成18・7・20参照）。

##### 種類の特定が困難な場合

集合動産の場合には、「動産の所在」によって特定する方法を選択することが可能であるが、ある程度の均質性、すなわち「動産の種類」を定めうることと、場所的一体性が要求される。例えば「在庫商品一切」という特定は、「動産の種

<sup>29</sup> 占有改定の場合にも、判例により、債権者は対抗要件を具備できるとされている。「対抗要件の効力は、その後構成部分の変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たに構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶ」（最判昭62・11・10）

類」が不明確であり、認められないといわれている。したがって、多品種を扱う小売店の在庫などの場合は、動産譲渡登記における「動産の種類」の特定について、特に工夫を要する。

また、登記ができないタイプの集合物について、集合動産譲渡担保が有効に成立し得るかどうかは明らかでないとの指摘もある。保守的な立場に立てば、動産譲渡担保は登記ができるようなものに限ることが考えられるが、そうになると、「動産の保管場所の所在地」が一定しない動産（例えば、流通（運搬）途上の動産）や、「動産の特質」による特定も困難と思われる動産（例えば、レンタル物件で個体番号がなく移設等がある建設資材等）について、担保化が困難となるのではないかと、との指摘もある。

他方、実務的には登記を絶対視せず柔軟に対処するという考え方もある。そもそも登記のメリットの1つは、「後行者を悪意にしやすい（即時取得の成立をしにくくする）」（登記をすれば、第三者が購入し、現実の引渡しを受けた場合においても、当該第三者が登記調査義務を負う者であるときは、即時取得する可能性を減じることができると指摘されている）ということであるから、同様の効果を達成するという観点に限れば、倉庫にネームプレートを貼り、「この倉庫内の 〇〇 は××銀行に譲渡担保に供されている」ことを明らかにすることにより、第三者を悪意または有過失に陥れるというやり方でも構わないはずである。しかし、倉庫や売り場に表示することに対して事業へのデメリットが大きい場合には、この方法は難しい。この場合、「大量に買おうとする人が必ず見るとみなされる場所に明示すればいい」との考え方に立ち、例えばHPのどこかに（例えば「取引を検討される方へ」といった場所）明示しておくなど、状況に応じて工夫する余地はあると考えられる<sup>30</sup>。

#### （ウ）債権譲渡登記における債権の特定

目的債権の特定をする基準としては、判例では「譲渡の目的となるべき債権を譲渡人である債務者が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」（最二判平成12・4・21民集54巻4号1562頁）とされており、主なものとしては、債権の種別、債権の発生年月日（始期と終期）、第三債務者ないし債権の発生原因などである。債権譲渡登記の場合、第三債務者が特定していない債権か否かによって、目的債権を特定するための必要な事項がそれぞれ規定されている。

---

<sup>30</sup> こうした方法が判例で認められているわけではないが、実務上考えられる最善の手を打っておくことが重要である。

## 債権を特定するのに必要な事項等

第三債務者が特定している債権か否かの別	債権を特定するために必要な事項	その他の必要事項
目的とされた債権の第三債務者が特定している場合	債権が数個あるときは、1で始まる債権の連続番号(債権通番) 第三債務者及び債権の発生の際における債権者の数、氏名及び住所 債権の種別(貸付債権、売掛債権等) 債権の発生日(始期及び終期) 債権の発生の際及び譲渡の際の債権額(既発生債権のみを譲渡する場合)	譲渡人の商号及び本店 譲受人の氏名及び住所 登記番号 登記の年月日 債権譲渡登記の登記原因及びその日付 譲渡にかかる債権の総額 (既発生債権のみを譲渡する場合) 債権譲渡登記の存続期間 (債務者が特定している場合は50年以内、特定していない場合は10年以内)
第三債務者が特定していない場合	債権が数個あるときは、1で始まる債権の連続番号(債権通番。もっとも、債務者不特定の将来債権については1個と数えるものとされている。) 債権の発生原因及び第三債務者及び債権の発生の際における債権者の数、氏名及び住所 債権の種別 債権の発生日(始期及び終期)	

## (エ) 複数金融機関取引がある場合

仮に、複数のメインバンク取引がある場合で、ABLの活用を検討する場合、1行だけに、在庫などの全体を対象とする担保設定をしてしまうと、他の金融機関の融資に支障が生じる恐れがある。

このような場合、まず考えられるのは、シンジケートローンの活用である。また、実務的には、複数の金融機関の間で協定書を取り交わして動産譲渡担保を共有するような方法も工夫されている。

他の方法としては、概念上は、担保対象をいくつかに分割して、それぞれを各金融機関に割り当てる方法もある。ただし、どのように分割するかは、すでに見てきたように担保の特定方法によって制約されるほか、債務者に商流や資金流を容易に変更されてしまい、担保が無価値となる可能性があるので、注意が必要である。例えば次のようなケースを想定してみる。

通常 ABL は、在庫と売掛債権をセットで担保設定する。ここで、在庫などの動産については、物件の種類と保管場所の二つによってグループで特定するか、あるいは、各機器等を通番などで 1 個 1 個特定する方法、の二通りがある。一方、売掛債権の場合は、もともなった商取引（例えば「何年何月の A 社への飲料販売」など）あるいは販売先などで特定する。したがって、複数の商品群を特定の販売先に納入しているような場合、次の表のように担保対象を区分けして、それぞれ別の金融機関と ABL の担保設定を行うことは可能である<sup>31</sup>。しかし、前述のように、担保としての権利・価値が脆弱となる場合が多いため、このような方法はあくまでも例外的なものと位置づけられている。

複数金融機関への担保設定例

担保種類	A 銀行への担保	B 銀行への担保
動産担保	所在の倉庫内、住宅用サッシ	所在の倉庫内、床材
売掛債権担保	C、D、E、F・・・社向けのサッシ販売代金	D、G、H・・・社向けの床材販売代金

< 参考文献 >

- ・ 「債権の管理・保全・回収マニュアル」 花井正志 著
- ・ 「一問一答 動産・債権譲渡特例法」三訂版 植垣勝裕=小川秀樹 編著
- ・ 『「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正の解説』 高山崇彦 金融法務事情 No.1750 2005.9.25
- ・ 『「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正の概要』 高山崇彦 N B L No.817 (2005.9.15)、No.818 (2005.10.1)
- ・ 「集合物と集合債権」 道垣内弘人 法学教室 No.303 2005 Dec.
- ・ 「銀行窓口の法務対策 3300 講」(下巻) 金融財政事情

<sup>31</sup> このようなケースは、登記制度や法制上不可能ではないが、管理上の問題が生じやすいため、実際の取り扱いが可能かどうかは、企業側の管理体制や金融機関の方針等によって異なる。

---

## 第5章 担保物件のモニタリング

---

### 1. モニタリング業務の概観

#### (1) 管理体制の構築

ここでは担保対象物件の管理体制、特に管理部署の在り方について解説する。

##### (ア) 管理セクションの強化

ABL においては、担保対象物である動産・債権の途上管理(モニタリング)が、不動産担保などに比してより重要となる。しかし、この動産・債権担保のモニタリング業務には煩雑な事務が発生することから、この作業負担が、従来 ABL 取り組みにおけるボトルネックのひとつと言われてきた。

そこで、ある程度 ABL 案件が増加してきたら、管理専担部署の設立、すなわち管理部署と営業部署の分離を検討することが有効であろう<sup>32</sup>。例えば、営業部署から煩雑な事務負担を切り離すことは、営業担当者の足かせをなくし、ABL に対して積極的なマインドを育成する、モニタリング事務が手薄となり、その結果として担保管理が疎かになり、担保価値の毀損につながるという事態を回避する、という攻守両面から必要であり、かつ ABL 推進上の相乗効果がある。ABL を顧客ニーズに応じて提案する通常の商品の一つと位置づけて、ある程度の件数をこなしていく場合には、管理専担人員のコストは十分まかなえると思われる。

##### (イ) 担保管理部署に必要な態勢

担保管理部署には以下のような態勢が求められる。

---

<sup>32</sup> ABL をこれから始める場合、いきなり管理部署を立ち上げることは実務上難しいと思われるが、試行的な段階を過ぎたら、なるべくすみやかに管理業務を切り離すことができるよう、あらかじめ計画を用意しておくことが望ましい。

#### < 担保管理業務の態勢 >

- 融資業務管理経験のある管理者（必ずしも動産・債権担保に精通している必要はない）
- 基本的なパソコン操作のできる管理担当者（融資業務に従事したことがあればベターだが、なくても可）
- パソコン
- 融資先企業との間で担保情報を授受するルール
- 営業店部署との間での担保情報取り扱いに関するルール

（ウ）取引先の売掛金・在庫管理体制・システムの機能や稼働状況の確認  
モニタリング業務の前提として、取引先における売掛金や在庫の管理体制・システムの機能や稼働状況を確認することが必要となる。基本的なチェック事項として、以下が挙げられる。

#### < 取引先の体制に関するチェック事項 >

- 独立した経理部門、経理担当者の有無
- 会計士、税理士の関与の有無
- 残高試算表の作成可否、回数、時期
- 実地棚卸の回数、時期
- 不良債権、不良在庫の評価減方法
- 貸倒引当金の引当方法

これらの基本的チェック事項はモニタリングの前提というよりは、ABL 取り組みの大前提というべきもので、不備が多い場合は在庫や売掛金の担保価値がいかに高くとも ABL の取り組み自体を再検討するべきであろう。

#### （エ）貸し手側の担保管理ファイル（エクセルベース）の作成

担保管理ファイルは、当初エクセル等計算ソフトを活用して自前で作っていくほかはない。管理ファイルに記載する基本的な管理項目として以下が挙げられる。

## 担保管理ファイルの基本項目

売掛債権担保	在庫担保
売掛先名	在庫の種類
売掛債権残高	簿価単価
評価率	売値単価
適格売掛債権評価額	処分時回収率
担保掛目	担保評価額
担保引当額	担保掛け目
	担保引当額

## (オ) 担保データ授受方法の検討

取引先との間での担保データ授受方法について、貸し手（情報の受け手）・借り手（情報の出し手）双方にとって特に注意が必要なことは、当然のことながら情報漏えい等の事故発生の防止にある。在庫や売掛金の明細といった情報は、借り手企業にとって企業活動の生命線とも言うべき重いものであり、厳正な管理が求められる。

授受方法として以下の二通りが考えられる。

## &lt; 担保データの授受方法 &gt;

- ・ 書留郵便（保険付き）を活用した電磁媒体（FD、MO等）の授受
- ・ 電子メール等

特に売掛金の明細については、売掛先の住所・氏名等個人情報を授受する場合があるため、「電子メール（添付ファイルにパスワードを設定した場合も含む）」や「ファックス」等のセキュリティを確保する必要がある。

## (カ) 債権譲渡に付随する個人情報の取り扱い

上記（オ）に関連して、債権譲渡に付随して譲受人（貸し手）が譲渡人（借り手）から個人情報（第三債務者の氏名・住所）の提供を受ける場合に、事前に第三債務者たる本人の同意を得ないでなし得るかどうかについては、以下の通り金融庁の「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』（案）への意見一覧」（金融庁HP掲載）に記載されており、改めて同意を必要としないと解されている。

< 金融庁回答 >

「債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第 23 条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、本ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されます。」

### (キ) 担保管理システムの構築・導入

「担保管理に専用のシステムの構築・導入が必要か」という問題は、案件の取り組み件数とシステム構築コストとのバランスの中で、判断すべきである。重要なことは「担保管理システムの必要スペックは、案件に取り組みながらノウハウとして取得されていく」ものであり、最初から必要十分なシステムを構築することは難しいということであろう。

ABLの担保管理の難しいところは、融資案件(担保物の種類)ごとに「チェック項目」「チェック時期」「コベナンツ抵触時の対応」等が様々異なることである。このため、まずは融資案件の取り組み実績を積み上げ、一定のノウハウを蓄積してからシステム作りに取り組んでも遅くはない。

取り組み案件が少ない間は、エクセル等、既存の計算ソフトを活用し、独自の管理ファイルを考案し、修正を加えながら利用していくというのが、現時点では金融機関にとって最も現実的な対応と思われる。

ただし、一部システムベンダーが積極的にこの分野におけるシステム構築に取り組んでいることも事実である。特に、ABS等の証券化商品や、ファクタリング等のシステムからの派生バージョンとして、ABLの担保管理システムを構築し、構築コストも抑えるような事例もあるようであり、一考の価値がある。

## (2) 担保物件の管理

ABLの取り組みにおいて最も重要なポイントは「モニタリング」にあるといっても過言でない。ここでは、売掛債権と在庫に分けて担保物件の管理について解説する。

### (ア) 売掛債権の管理

#### 売掛債権の残高管理

貸し手側は、売掛債権の発生・回収状況・残高等について、借り手企業から、定期的に情報提供を受ける。担保管理を効率的、かつスピーディーに行うためには、提出されるデータは電磁的ファイル(エクセルファイル等)の形式とすることが必須となる。

米国におけるABLの主な担い手であるファイナンスカンパニーにおいては、これらの管理を毎日、大量に行っており、それに耐えうるシステム等インフラ整備が発達している。システム手当ての無い現時点の日本においては、月次もしくは週次の管理が限界と思われる。管理はより細かい期間で綿密に行うことが望ましいことは当然だが、現実的には月1回程度の実施で十分と思われる。

### 売掛債権の期日管理

米国においては、売掛債権の期日管理は、通常月次で売掛サイトごとの残高の提出を受け、その金額と、残高管理のデータとの突合により行う。月次で残高管理を行う場合も基本的には考え方は同じで、前月提出時のサイト毎のデータとの突合を行うことにより、サイト内での回収が行われているかの確認を行う。

### 売掛債権の担保残高の勘定突合

企業側で管理している売掛債権管理資料と、貸し手側で把握している債権残高を突合する作業を、不定期で行うといった方法がある。担保情報の正確性を確認する意味で行うもので、通常は当初締結する譲渡担保契約書上で、貸し手企業が借り手企業を立ち入り検査できる旨あらかじめ取り決めておく。

### 売掛先別の残高管理

定期的に提出される売掛債権データをもとに、貸し手側は借り手側の売掛先について、信用状態、債権の集中度を把握し管理する。特定の売掛先に対して集中度が高まれば、ABLの貸出条件に影響を与える場合もあり、あらかじめ譲渡担保契約書上で一定の制限（コベナンツ）を定める場合もあり、その場合はコベナンツ抵触チェックが必要となる。

証券化の場合と同じように5%を超える場合は個別企業の信用状態を審査し、5%未満のプール債権の場合は、大数の法則にもとづいてリスクを把握し、個別企業の信用力は問わないのが一般的である。

### 時系列管理

時系列の管理は、担保となる売掛債権全体について、毎年（または半年毎に）一時点における回転期間、ダイレクション率のチェックを行い、それぞれ長期化、増加の有無を確認する。

### （イ）在庫の管理

#### モニタリングの重要性

在庫は借り手企業における日々の営業活動により変動するものであり、定期的な残高管理により当初融資条件との突合と検証を行う必要がある。

#### モニタリング項目

モニタリングを行う主要な項目は以下の通り。

< 在庫のモニタリング項目 >

- 全商品の数量
- 担保不適格商品の数量
- 商品内容、商品アイテム別割合
- 商品の滞留期間
- 商品の保管場所
- 商品の簿価（単価）

モニタリング作業を有効なものとするため、貸し手側はあらかじめ提出データのフォーマット、定義、期限、提出方法等について綿密に打ち合わせを行い、意思統一を図っておく必要がある。

## 残高管理

残高については以下の項目別に分類を行った数量と簿価について、借り手企業から提出を受ける。残高管理は、例えば月次や四半期といった一定の頻度で行う。

### < 残高管理の分類項目 >

- 製造、加工ステージ毎（原材料、仕掛品、半製品、完成品）
- 保管場所、所在地毎
- 種類別（酒販店の場合：日本酒、焼酎、ワイン、ビール…）

## 所在地の確認

在庫管理において保管場所所在地の把握は重要である。動産・債権譲渡特例法も、担保対象動産の特定の仕方として「保管場所の特定」をひとつの要素にあげている。

モニタリング期間中の留意事項として、保管場所の新設の有無、在庫の移動がないかの確認が挙げられる。

## 時系列管理

時系列の管理は、担保となる在庫全体について、毎年（または半年毎に）一時点における回転期間、不適格在庫の量についてチェックを行い、それぞれ長期化、増加の有無を確認する。

## 評価替え

在庫商品は、季節的要因、相場、競合商品の登場等、様々な価格変動リスクを内包しており、定期的な評価替えが必要である。一般的に、最低でも1年に1回、最短で3ヶ月に1回の評価替えを行う。

## 実在確認

在庫の実在確認については、評価替えと同時に行うのが効率的。全量調査は困難であり、サンプリングによる実地棚卸により実在確認を行う。日本には米国のような専門業者（フィールドイグザミナー）はまだ少ないが、専門家（税理士、会計士等）の協力を得て行うほうがスムーズに行くと思われる。

### (ウ) その他管理上の留意点

一般に管理がしやすく商品も処分しやすいものは評価も高いが、その分、知らないうちに第三者が取得していたというようなことも起こりうる。そのような懸念が存在する場合には、営業倉庫に入れて、そのうえで、商品等を搬出のグループに区分けし、そのグループを倉庫内に整理し、必要な分だけ出荷するというやり方をとるか、もしくは商品の管理権をとってしまうという意味で、「出保管」(でほかん)という方法をとる場合もある。これは、債務者の倉庫そのものを賃貸借もしくは使用貸借で借り上げることにより、必要な時に出入りする権利を確保し、これによって事実上管理をするというやり方である。

日常の管理については、債務者の格付けの程度によって、対応を変えるという事例もある。例えば、基本的には月に1回、担当者が商談や集金で現場を回ることがあるので、そのときに現場の確認、在庫の確認をする。他方、格付けが低い場合には、それに審査の人間が一緒に行って現物のチェックをやるようなケースである。

また、動産譲渡登記制度ができたとはいえ、即時取得の問題があるため、できる限りの明認方法を検討するようになるという例もある。ただ、その場合、商品の性質や債務者の協力があるかないかによって、かなり対応が異なる。商品によっては打刻をしたり、ペイントをしたり、といった、いわば原始的手段を講じなければいけないケースもある。

### (3) コベナンツ管理

ここでは ABL の契約に付帯されることが多いコベナンツの取り扱いについて解説する。

#### (ア) コベナンツの定義

一般に金融実務におけるコベナンツ(誓約事項)とは、「融資期間中、債務者が債権者に対し一定の作為・不作為を誓約すること」と定義されている。

#### (イ) コベナンツの種類

積極的な作為を要求するもの

- ・ 財務指標の一定水準以上の維持(自己資本比率、経常利益、インタレスト・カバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ等)~財務制限条項
- ・ 正確な決算書類の定期的提出~報告条項

#### 不作為を要求するもの

- ・ 他の債権者への担保提供の制限～報告・承諾条項
- ・ 一定水準以上の配当や重要財産の処分の制限～報告・承諾条項

#### (ウ) 財務制限条項の確認

財務制限条項管理のためには、財務制限条項をあらかじめ確認し、担保管理部署において担保管理表に記載し、財務制限条項毎に時系列でチェックする必要がある。

財務制限条項を確認する時期、必要となる資料・提出時期ならびに、抵触した場合の対応について、借り手企業と十分に打ち合わせを行い、あらかじめ十分な共通認識を作っておくことが、後日のトラブル防止のため重要である。

#### (エ) 報告・承諾事項の確認

報告・承諾事項管理のためには、契約書に記載されている報告・承諾条項をあらかじめ確認し、担保管理部署において担保管理表に記載し、報告・承諾条項毎に時系列でチェックする必要がある。

報告・承諾条項については報告・承諾事項それぞれの範囲、報告時期等ならびに報告・承諾の義務を怠った場合の対応について、借り手企業と十分に打ち合わせを行い、あらかじめ十分な共通認識を作っておくことが重要である。

#### (オ) コベナンツ策定上の留意点

コベナンツはそれ自体担保や保証の代替となるものではなく、債務者の異常値を早期に認識することで、間接的に債権保全に資するものと解されている一方で、抵触時には期限の利益喪失事由となるなど、強力な効力を持つ場合もある。

従って、貸し手側は当該コベナンツが借り手側の権利を一方向的に制限するものとならないように配慮する必要がある。債権者と債務者の負担する義務のバランスの崩れた条項は、「公序良俗違反」「優先的地位の濫用」等の理由により、債務者破綻時に管財人等から無効等を主張される事態ともなりかねないので、十分な注意を要する。

## (4) 登記確認

登記後には登記事項の期限や内容を確認する必要がある。

## (ア) 登記事項の確認

登記後は、登記事項証明書に基づき、登記事項の期限や内容を確認する。登記事項証明書には以下の記載があるので、譲渡担保設定契約書の内容と照合する。

## &lt; 確認すべき登記事項 &gt;

- 譲渡人の商号、本店
- 譲受人の商号等、本店等
- 登記原因およびその日付
- 譲渡に係る動産・債権（動産個別事項・債権個別事項）
- 登記の存続期間の満了年月日
- 登記年月日時
- その他

## (5) 資産査定

ABL における担保物件について自己査定上及びバーゼル銀行監督委員会によるバーゼル（新しい自己資本比率規制）上の取り扱いについて解説する。

## (ア) 自己査定上の扱い

銀行等の金融機関においては、自己査定で債権を分類する場合には、優良担保（預金、国債、決済確実な商業手形等）の処分可能見込額により保全されている部分は非分類であり、一般担保（優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるもの）の処分可能見込額の場合は 分類になる。

動産や債権を担保徴求する場合、客観的に処分可能性のあるものであれば一般担保として認められることになる。金融検査マニュアルでは動産や債権担保については記載されており（平成19年2月金融検査マニュアル171頁～173頁に該当）一般担保として認められるには、担保評価における合理性、客観性、換価確実性の確保や、適切な数量や品質の管理、処分ルートの確保等を図ることが求められている。ABLの実施案件や処分実績が少ないこと、換価市場のデー

タが十分に利用可能ではないといった中では、全ての ABL 案件に関して自己査定上の一般担保を念頭に置いた取り扱いを行うのは、現状では困難であろう。

当面は、金融機関にとっては、ABL 案件の積み上げをはかりながら、少しでも一般担保の要件に近づけるような業務の実施や体制の整備していくことが期待される。

(イ) バーゼル銀行監督委員会バーゼル (新しい自己資本比率規制)(以下バーゼル とする。)上の取り扱い

バーゼル の第一の柱(自己資本比率規制)は、平成 19 年 3 月改正後の「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らして自己資本の充実の状況が適当であるか同かを判断するための基準」において、適格その他資産担保につき、「一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保及び適格動産担保を総称していう」とし、動産担保は適格その他資産として認められている。しかし適格担保としての認定を受けるための要件は、法的有効性、担保評価、監視・保全、方針等に関して高いレベルが要求されている。

## バーゼルにおける動産担保 / 売掛債権担保の取り扱い

項目	動産担保	売掛債権担保
担保種類	その他資産担保	債権担保
適格性	一定の要件を満たせば適格	要件を満たせば適格 ・原債権期間は1年以内 ・原債務者は原債権者の関連会社等リスク相関の高い先ではないこと
掛目 LGD	71.4% (=100/140) 40%	80% (=100/125) 35%
法的有効性等	法的に担保権が確保されていること 担保権は第一順位のみ 契約書上に担保明細を明記	法的に担保権が確保されていること
担保評価	評価額は公正な時価を上回るものでないこと 年1回以上の再評価、定期的な実査を行うこと	回収費用、当該プールにおける原債務者の集中度合い、銀行エクスポージャー全体の中の集中リスク等が勘案されていること
監視	損害や劣化からの保全措置がとられていること	被担保債権について適切かつ継続的に監視していること
方針	動産担保による信用供与の方針の保有 ・金利等の条件への勘案等	
原債務者の信用リスク評価		原債務者の信用リスクを管理していること。 これを原債権者にゆだねる場合、原債権者が銀行と同等の信用リスク管理を行っていることの検証が必要

## (ウ) 評価の留意点

「担保は融資金とのバランスで必要な金額分を徴求すべき」という基本的な考え方からいけば、自己査定上は担保として分類金額から控除できないからといって、動産や債権担保について「評価の作業を省略」したり「単純に無評価」とすることは厳に慎まなければならない。当然のことながら、融資金額に対し過大な評価額の担保を徴求すれば、「公序良俗違反」や「優越的地位の濫用」に該当してしまう懸念もある。

また、動産や債権について、一定のルールやエビデンスをもとに評価を行い、その記録を残していくことは、評価業務の基本として注力していく必要があるほか、将来の適格担保認定については ABL の発展に寄与することにもつながると考えられる。

## 2 . モニタリング実務のポイント

以上、ABL のモニタリングの基本的な内容と考え方について見てきたが、本節では、ABL の実際の実務における例や考え方を紹介し、実務をイメージすることで、各貸し手において実務を検討する際の参考にしていきたい。

### ( 1 ) ABL で求めるモニタリングの内容

#### (ア) モニタリングの意義・目的

売掛債権や在庫を担保にとることの難しさは、残高が日々変動を繰り返し、管理が煩雑であることと、事業を継続させながら占有することが困難であるということに起因する。第三者対抗要件を具備することはできても、実際に担保権を行使する局面では、売掛債権であれば資金流入パイプの喪失リスクと資金流出リスクが、在庫であれば劣化・散逸のリスクがあり、実務的に言ってこれらを完全に排除することは困難である。つまり、担保処分に軸足を置いた与信運営には限界がある。

商流を担保に取得する ABL の特性を生かすのであれば、担保処分にウェイトを置くよりは、売掛債権・在庫の変動に合わせて与信額自体を増減させていく手法をとるほうが妥当である。売掛債権・在庫が減少していく業績下降期には与信額も減少させながら破綻時の焦げ付きリスクを回避・極小化する方法が ABL のスキームに合致する。モニタリングが重要視される所以はここにある。

以上をふまえて見ると、モニタリングの目的は大きく 2 つに分けられる。一つ目は、日々変動する担保がどう変化しているかを数量・品質ベースで把握し、ABL 融資実行時に想定した条件を満たしているかを継続的に確認することである。期中において健全性を欠く数量の増減や、品質の低下が発生していれば、担保の価値は維持されないため、何らかの対応が必要になるはずである。他方、数量の増加が事業規模の成長に起因しているのであれば、ABL の融資実行額を上方修正する検討も必要であろう。これらの担保面の変化を把握して ABL の取引条件に反映させることがモニタリングの第一の目的である。

もう一つの目的は、開示された情報が信用に値する信憑性を具備しているかを見極めることにある。売掛債権や在庫を対象とする譲渡担保が、不動産をはじめとする他の担保と大きく異なる特徴として、担保に係る多くの情報が借り手からの開示に依存しているということがあげられる。このため担保管理の前提となる正確性と客観性を確保することには自ずと限界がある。この点を認識したうえで、的確な手法によるモニタリングによって、信憑性を具備していると合理的に判断できる情報を見極めることが、もう一つの目的である。

#### (イ) モニタリング報告の内容

貸し手は、例えば金融機関の場合、通常の融資でも、決算書はもとより、月次試算表の提出等を求める場合がある。ABLの場合には、これらに加えて求める報告としては、月次等での在庫、売掛明細の提出、定期的な実査等がある。

他方、担保物件の管理、貸し手への報告などは、借り手の負担も小さない。モニタリングの内容（範囲、詳細度、頻度等）は、経済性（売上規模、借入規模、担保資産規模）、借入目的、物件管理と本業との関連性等の借り手側からみた納得性、借り手の管理・内部統制の水準、信用格付レベル・事業内容悪化度合い等の貸し手側から見た必要性、物件の種類・状態や流通状況など物件特性からみた必要性などの観点から、そのレベル感を借り手の状況に応じて検討することが考えられる。以下では、モニタリングの内容に関して、詳細なモニタリングの例、次いで、簡便なモニタリングの例を紹介する。

#### 詳細なモニタリング報告の事例

まず、比較的規模の大きい事業者等を対象に外部事業者がモニタリングを受託して実施する場合を想定した事例である。

ABLのモニタリング報告では、担保の対象とした債権・在庫が当初想定した適格担保条件を満たしているか否かを確認するため、貸し手がレポートを要求することに役割がある。レポートする前提として、当初の適格担保条件を把握していることは勿論、モニターする対象範囲が明確化されている必要がある。

モニタリングの対象は借り手の商流から生じる在庫と売掛債権であるが、担保を特定して登記する切り口が在庫と売掛債権で異なることや、回収された販売代金がどの在庫に対応するのか峻別する方法が未成熟なため、在庫と債権を通して管理するよりも別個に管理する方が費用対効果の面で合理的な場合がある。

以下では、モニタリング対象である債権と在庫を別個で管理することを前提にした考え方を紹介する。

通常、銀行などの貸し手が借り手に求める管理資料は、月次の試算表や資金

繰り表、決算書といった業績を網羅的に捉える資料が主体だが、ABLでは、モニターする対象が日々変動を繰り返す少額多数の債権・在庫である場合、ABLのモニタリングで借り手に求める資料も、売掛金や在庫の銘柄別・商製品別・期日別の明細や残高といった業務に即した具体的な資料となる。例えば、担保範囲が「関東地方に所在するスーパーマーケット A 社宛の精肉加工食品販売に起因する売掛債権」となっている場合には、販売先の業態別・製品カテゴリー別売掛債権の明細を作成しないとモニタリングにはならない。担保範囲を特定する集合動産担保や将来債権担保のモニタリングに際しては、試算表などの過去の実績を網羅的に集約したデータでは役には立たない場合がある。

貸し手宛ての報告では、モニタリング時点での対象債権・在庫の状況が適格担保条件を満たしているのか否か、適格担保条件から逸脱する可能性はあるのか、条件に抵触する場合にはどの程度抵触するのか等が判断できることが、モニタリング報告に求められるレベルとなる。適格担保条件を検証するために、可能な限り原データを貸し手側で精査して検討する姿勢が望ましい。

報告事項の内容は、適格担保条件として約定された項目をモニタリングするので、融資条件により異なるが、売掛債権及び在庫の担保を一定の範囲に限定するため、担保対象の数量・金額を担保カテゴリーや期日別に集計することが報告の基本となる。その他にも貸し手が借り手の状況を判断しやすい情報を入手することは、モニタリングの精度を向上させる。時間の経過による担保資産の不良化や業績変化を把握するレポート等が、貸し手にとって有益であろう。報告する項目と、そこから引き出し得る情報の内容を、以下の通り例示する。

### 借り手からの報告資料の項目（例）

報告資料の項目（例）	報告資料から読み取れる内容
<b>(売掛債権)</b>	
売掛先別売掛債権残高	売掛金の集中度や、販売先の変化の把握
期日別売掛債権残高	販売代金の回収遅延や不良化の程度や、現在取得している担保債権の目先数ヶ月間の残高予想の把握
期日別売掛先別売掛債権残高	売掛先ごとの回収遅延や不良化の程度や、目先数ヶ月間の残高予想の把握
担保カテゴリー別売掛債権残高	販売地域別、販売製品別、販売形態別など担保条件に符合するカテゴリーで分類された担保債権残高の把握
売掛先別ダイリューション履歴	債務者の申告による入金予定額と実際の入金額との差額を把握(担保掛目設定などの参考値として)
<b>(在庫)</b>	
保管場所別・商製品別在庫残高	担保対象とする保管場所の在庫明細の他、別の倉庫に搬入された商製品の把握
保管期限別・商製品別在庫残高	長期保管商製品の有無、品質劣化ないし不良化の程度を把握
担保カテゴリー別在庫残高	商製品カテゴリー別、商流別、加工段階別など担保条件に符合するカテゴリーで分類された担保在庫の把握
倉庫管理者による保管証明	入庫単位ロットごとの入庫年月日、保管期間などの把握

次に、売掛債権のモニタリングを毎月実施している報告内容の事例を紹介する。売掛債権のモニタリングとして、業績のモニタリング、四半期ごとのコベナントのチェック、フィールドイグザミネーションによる債権の発生確認を実

施している。それぞれの業務で報告している項目と内容は、下表の通りである。

### モニタリング業務での報告内容（例）

レポートタイトル	レポートの目的	報告頻度	報告内容
月次レポート	業績と債権残高のチェック	毎月一回	事業損益動向(月次試算表) キャッシュフロー計算書 借入残高一覧表 資金繰計画・実績対比表 事業所別損益計画・実績対比表 売掛債権支払期日別残高表 期日経過債権月別残高 目先半年間の月別売掛金回収予定額 目先半年間の月別売掛金残高予想
四半期レポート	コベナント条項 遵守状況のチェック	3ヶ月に一回	経営計画目標進捗状況 年間資金繰計画・実績対比表 事業部門別収支計画・実績対比表 事業所別損益計画達成率 コベナント条項達成状況グラフ
現地確認調査報告書	売掛債権の発生確認	3ヶ月に一回	債務者名義 債権発生日 発生時債権額 / 譲渡時債権額 入金予定日 / 入金日 入金額 確認資料

月次報告で提出される売掛債権リストから調査対象債権を抽出。営業現場に赴き、債権の原因証書・顧客管理カード・受発注伝票・入金伝票等を突合し、右記項目の調査結果を個別債権ごとに報告する。

#### 簡便なモニタリング報告の事例

次に、より簡易な方法によるモニタリングのレベル感について、ABLの実施例を紹介する。

在庫に関するモニタリングとして、借り手が普段作成しているもの（何がどの程度の分量で存在し、金額がどの程度に相当するかについて確認できるもの。台帳のコピーなど）を提出してもらい、在庫の状況を確認する。内容としては、物件別に、保管場所、四半期ごとの在り高等である。なお、試算表は、期首の値しか掲載されないのので、在庫の状況を常時確認するには適していない。また、仕入れや売却などのフローの情報よりも、ある時点での在庫量といったストックの情報をもらうことが多い。

在庫のモニタリングのポイントとしては、在庫自体をモニタリングするよりも、入金口座や預金口座の状況をチェックし、売掛債権になる状況を確認する

方が容易である場合がある。金融機関の場合は、借り手から預金口座の取引状況表を通知・提供してもらうことが可能である。

売掛債権の管理としては、売掛先別に、売買契約の有無、譲渡禁止特約の有無、四半期ごとの残高を報告してもらう。

ノンバンクがチェックする場合も、借り手からそれらの文書を借り手から提供してもらえばよい。

モニタリングの特に注意すべき事項としては、登記している担保物件の種類が変更される、譲渡担保の保管場所が変わる、大幅に在庫数量が変化する、といったことを示唆する場合である。

在庫の实地調査は、保管場所として登記されているところを訪問し、担当者（工場への訪問であれば工場長等）へインタビューを行う。チェックするポイントとしては、登記されている場所（倉庫）に改変（建物の改築など）がないか、登記されている場所に、担保物件が実在しているか、担保物件について種類などが変わっていないか、保管方法・保管状況に変更点（前回の記録と比較）や問題点がないか、等である。保管方法・保管状況に関して、具体的には、目視でデットストックが過大でないか確認する（ほこりをかぶっていないか、製造日付が在庫の回転期間と整合的か、等）ほか、保管場所の変更や大幅な在庫数量の変動がないか等に注目する。

モニタリングと関連して在庫の種類変動と登記に関しては留意が必要である。すなわち、登記の際にあまり細かい分類で登記すると、在庫の種類が少し変わっただけで登記内容と異なってしまふ。担保物件の登記に際しては、あまり細かく指定せず、総務省の「日本標準商品分類」の中分類のレベルで指定することも考えられる（例：「昆布」ではなく「海産物」とするなど）。また、ブランド名を記載すると、それ以外のブランド品目が登記の対象にならないので、ブランド名は記載しないほうがよい場合が多い。なお、登記所では、譲渡登記制度開始当初と比べて、業態に即して広範な概念でも登記を認める傾向があるとの見方もある（例：以前は「ピアノ」を登記、今は「楽器等」で登記。「等」などの使い方がポイントになることもある）。詳しくは、登記所に問合せれば、説明が得られる。

## （２）コベナンツ管理の実務

ABLに係るコベナンツの基本に関しては既述したが、以下では、ABL特有の実務に則して、コベナンツの内容や期中モニタリングについて、詳述する。

## (ア) ABLにおけるコベナンツ条項

一般に契約において、一方の当事者が他方の当事者に対して、一定の作為、あるいは不作為を遵守すべきことを誓約する旨を定めた規定をコベナンツ (Covenants = 誓約) 条項と言う。コベナンツ条項の内容は個別の契約ごとに様々であるが、ABLを含むローン契約において多く定められている「売上、経常利益、自己資本比率、負債比率等の財務指標を一定水準以上に維持する(又は一定水準以下に抑える)」という事項を定めた規定は「財務制限条項」と呼ばれている。

コベナンツ条項を定めたとしても、それ自体が直ちに担保や保証の代替となるものではないが、コベナンツ条項により義務を課された借りが当該義務に違反した場合には、契約違反を構成し、それに伴うサンクション(契約解除、期限の利益喪失など)を受けることになるため、義務を課された借りに対する牽制となり、また、貸し手としても義務違反という事実を認識することによって状況の変化に応じた措置を早期に図ることができる、という意味において権利(債権)保全に資する機能を有している。

ABLにおいてどのような事項をコベナンツ条項として定めるかという点について、対象企業及び担保対象財産についての金融機関へのディスクロージに関する事項、ABL存続期間中の対象企業の遵守事項という2つの視点から検討する。

## 対象企業及び担保対象財産についての金融機関へのディスクロージに関する事項

対象企業の規模、資料の管理状況、案件規模等の要素により、具体的にどの程度詳細な事項を定めるかは個別判断にならざるを得ないが、一般的には以下のような事項を検討することが想定される。

- \* 対象企業から定期的に提供を受ける資料の種類とその頻度に関する事項
- \* 対象企業との面談に関する事項
- \* 担保把握のための対象企業の倉庫等への実査に関する事項
- \* 対象企業等に一定の事由が発生した場合の報告義務に関する事項

ABLにおいては、融資額が担保対象財産の残高に応じて変動することから、対象企業から提供を受ける資料、情報が融資額算出の基礎となるため、その意義は重要である。貸出額算出の基礎資料としては、担保対象財産の残高明細表などが考えられるが、その他にも、担保対象財産の担保価値を減じる事実を示す資料が必要となる場合もある(例えば、担保対象財産につき第三者の留置権が発生する場合における留置権の被担保債権に関する資料や、前受金を受領して

いる場合の前受金に関する資料等)。

なお、対象企業から提供される資料、情報は、可能な限り信頼性の高いものであることが望ましい。この観点からは、例えば、担保対象たる動産が倉庫業者によって保管されている場合には、対象企業が作成する資料に加えて、倉庫業者が作成する資料(寄託物の明細に関する資料)や公認会計士や税理士などの専門家が作成する資料を提供資料に加えることも考えられる。

#### ABL 存続期間中の対象企業の遵守事項

近時、ABL を含むローン契約においては、対象企業の経営状態全般に係わる遵守事項として財務制限条項が定められる場合が多いが、ABL においては担保対象財産に係わる遵守事項を定めることが重要となる。

担保対象財産に係わる遵守事項としては以下のような事項が考えられる。

- \* 担保対象動産を通常の営業の範囲を超えて保管場所から搬出しないこと
- \* 保管場所に担保対象となる動産以外の動産を混合しないこと(区分管理の実施)
- \* 担保対象動産の保管場所を動産譲渡登記に記載したのから変更しないこと
- \* 売掛債権につき譲渡禁止特約を締結しないこと

#### (イ) ABL におけるコベナンツ条項策定の留意点

ABL におけるコベナンツ条項は、一方で、貸し手が対象企業(借り手)や担保対象資産の状況を十分に把握するに足りるレベルとする必要があるが、他方で、対象企業(借り手)に対して過度の負荷に陥らないようなレベルのものに留める必要もある。例えば、対象企業がもとより遵守できない厳しい遵守事項を契約書中に定めてしまった場合、当初から契約違反の事実があることになり、それが恒常化すれば、他の遵守事項に関する規律が緩んでしまう懸念がある。また、遵守事項の内容が対象企業の権利を過度に制約するものであった場合、その条項自体が、貸し手による優越的地位の濫用として信義則違反、公序良俗違反といった主張がなされることも考えられる。さらに、対象企業にとって提出する資料の量が多すぎれば、融資に伴う事務負担が大きすぎるものとして敬遠されることになる。

結局のところ、具体的にどのような事項をコベナンツ条項として定めるかは、対象企業によって様々であり、貸し手としては、対象企業との対話を通じて適切なバランスを見つける必要がある。

### (ウ) 期中におけるコベナンツ条項の確認(モニタリング)

コベナンツ条項はそれ自体が担保や保証の代替となるものではなく、貸し手としては、コベナンツ条項により義務を課された対象企業が当該義務を誠実に遵守(履行)しているかを継続的(時系列的)に確認(モニタリング)することが必要である。この確認(モニタリング)作業は、単に対象企業から提出される資料、情報を記録に綴るといった形式的なものではなく、資料、情報の正確性を十分に吟味したうえで、対象企業及び担保対象財産に異常性がないかを貸し手の視点、立場で分析することに意義がある。

継続的なコベナンツ条項の確認(モニタリング)の過程で、対象企業によるコベナンツ条項違反の事実の発生、あるいはコベナンツ条項違反の事実が発生しそうな状況を認識した場合には、貸し手としては、当該違反の原因、重大性、債権保全状況などを勘案したうえで、状況の変化に応じた措置を検討することとなる。具体的には、コベナンツ条項違反による期限の利益喪失、担保権実行といった強制的な債権回収、対象企業による担保対象財産の任意処分を通じた債権回収、コベナンツ条項の修正、追加などによる対象企業及び担保対象財産に対するモニタリングの強化、などの措置が考えられる。なお、担保対象財産の任意処分、コベナンツ条項の修正、追加といった措置は、貸し手の一方的な判断、都合で行うことはできず、対象企業の同意、協力が必要であることはいうまでもない。

## 3. 在庫情報のリスクとモニタリングの精度向上

在庫情報が実態と乖離するリスクは、情報のタイムラグが大きい場合や、内部管理の問題(不正やミス)によって物理的な存在と情報が乖離する場合、担保価値が大きく減価する場合等に起因する。このような在庫情報の信頼性問題に対応するものとして、モニタリングが行われる。

### (1) 貸し手の債権管理業務におけるモニタリングの重要性

ABLにより資金調達を行う場合には、借り手は担保資産に関する情報を定期的に貸し手である金融機関等に報告することが求められる。貸し手の立場からみると、この担保資産の情報から担保資産の動向を知ることは、単に担保資産の価値変動を把握するという観点だけではなく、在庫資産等の動向を分析することを通して、主要業務の実情の変化をより早い段階で把握することができるため、債権管理の観点からは非常に重要な情報を含んでいることになる。前者の観点から見た担保価値は実際に換金した場合にどの程度回収できるかという意味で、「ハードウェアとしての担保価値」(静態的債権管理から見た担保価値)

であり、一方、後者の担保価値は事業実態の動向を早い段階で把握でき、債権保全の観点から早期に対策を検討することができるという意味で、「ソフトウェアとしての担保価値」(動的債権管理からみた担保価値)であるといえる。

したがって、貸し手の立場からは、モニタリングを通して、主要業務の在庫情報を継続的に把握・分析し、債権保全の観点から総合的に活用することが重要である。また、モニタリングや実査の記録(いつ、どこで、どのように)は、事後の説明責任を果たすため、保持しておくべきであろう。

## (2) 担保情報に関するリスク要因

ABLにおいては、基本的には担保資産の担保価値を見合いに融資判断が行われるので、担保情報の動向は、貸出実行後においても、債権管理上、極めて重要な情報である。したがって、担保情報は実体を適切に反映したものでなくてはならず、その情報の信頼性が確保されることが求められる。しかしながら、担保資産は商品・製品等の棚卸資産や売掛金等の売掛債権の流動資産で、日々変動している資産であるため、実在性という観点からは実体から乖離するリスクが絶えず存在することを認識しておく必要がある。

### 在庫情報のタイムラグ

在庫に係る情報だけでなく、会計情報は基本的に過去の実績の適正な伝達をその主要目的の一つとしているので、リアルタイムでの実体把握や開示は難しく、本質的に実体を後追いすることになり、そのタイムラグから必然的に在庫情報が実体から乖離するリスクが内包されていることになる。

ただし、近年はITの発達により情報管理が高度化しており、リアルタイムでの管理が可能となっている場合が、中堅企業においても少なくないと思われる。これは、顧客ニーズの多様化やニーズへの早期対応というビジネス上の要請からリアルタイムでの在庫管理を高度化したことによる副産物としての効果であるといえよう。こうしたこともあり、在庫情報のタイムラグの実情は、個々の企業によってまちまちである可能性が高いため、実務では実体を把握して当該リスクの程度を認識しておくべきである。

### 資産不存在のリスク

在庫情報のリスクの一つとして、在庫情報としては存在していることになっているが、実際には存在しないリスク、いわゆる資産不存在のリスクがある。この発生原因は情報管理に関わる人間の虚偽表示の意思の有無から誤謬と不正に分類される。

### 誤謬

誤謬は財務情報の虚偽表示における意図的でない行為、すなわち情報の収集、伝達、処理において、虚偽表示を意図しない誤りである。人為的な過誤や失敗であり、ある程度想定しておくべきものである。複数の者を関与させて、相互にチェックすることで、ある程度リスクを軽減することは可能であるが、人間が関与する限り、完全に排除できるものではない。

### 不正

不正は財務情報の虚偽表示における意図的な行為であるが、財務報告の虚偽表示だけではなく、資産の横領・流用など業務プロセスにおける資産価値の意図的な毀損行為も含む概念である。

不正には従業員レベルのものと、経営者レベルのものがあり、前者の場合には、内部統制の整備と適切な運用である程度回避できるが、後者の場合には、実質的に内部統制の機能を無力化するものなので、発見は困難である。特に外部の経営者と通謀して不正が行われた場合は通常の情報ではその発見はほぼ不可能といわざるを得ないであろう。

### 経済的価値の毀損リスク

担保資産に関する情報が物理的に正確な在庫資産の数量をリアルタイムに反映していたとしても、担保資産に経済的毀損が発生している場合がある。担保資産の価値は実際に存在する資産の数量とそれぞれの資産価値の掛け算から算出されるので、いくら実在性の観点から数量に関する情報の精度を上げて、経済的毀損が発生していた場合には担保価値が下がってしまう。その意味で、担保資産の滞留期間などから資産の陳腐化や市場価値の下落など、経済的毀損の発生リスクがあることも併せて注意する必要がある。

#### 【参考：在庫情報のリスクの所在】

在庫や売掛債権に関する会計情報と実体との乖離するリスクについて3つのタイプに整理したが、以下では、企業における具体的な実務に則して、典型的にどのようなリスクが潜んでいるかを紹介する。

##### (a) 受託販売

受託販売とは一般的には委託者の商品等を委託者に代わって販売することをいい、委託販売を受託者側から見た販売形態をいう。

商品等の所有権はあくまでも委託者側にあり、受託者のものではないので、受託者側では、会計上は商品としての認識はしない。したがって、商品等を販売した時も売上収益を計上せず、後日委託者へ渡すべき預り金として認識する（売上を計上する時に仕入れを計上する「消化仕入れ」方式もある）。なお、受託品に関して引取費用や保管料、発送費用などを立替え払いしていれば、委託者に請求できるので、通常は預り金の送金時に精算することになる。

このように受託販売における受託品は会計上自己の資産ではないが、商品等の在庫管理の目的からは自己の商品等と厳格に区別して管理することが求められる。

受託者側で、自己の商品と受託品との管理が厳格に行われていれば問題ないが、その区分があいまいであったり、手続きが不明確であったりすると、受託品と自己の商品が混同し、自己の商品在庫や売上高の過大計上のリスクが高まることとなる。

##### (b) 外部倉庫

自己の商品は基本的には自己の倉庫で保管するのが原則だが、外部の倉庫業者に保管を委託する場合もある。外部の倉庫業者からは在庫証明書が発行されるので、商品等の実在性という観点からは客観的な徴憑を入手することができる。しかし、その一方で主要な商品ではない場合には、外部の保管委託ということから、品質管理が不十分で、長期滞留在庫となるリスクが相対的に高くなる。また、倉庫業者としては委託者が得意先であるので、委託者からの要請があると、共謀して事実と異なる報告を行うリスクがあることに留意する必要がある。

##### (c) 返品処理

一般に商品を発注し、又は注文を受けて、在庫を入・出庫する場合には、厳格に手続きが決められており、相互の内部牽制機能が効いた仕組みが決められている。しかし、返品したり、顧客から返品を受けるときに、通常の在庫の入・出庫に比べて簡便な手続きになっていたり、手続きそのものが明確に決められていない場合もある。このような状況で、担当者が一人で返品処理を行うよう

なことになると、商品等の横流しが発生するリスクが高くなる。その結果、在庫情報通りの商品が存在しなかったり、在庫情報そのものが改ざんされるリスクもある。

(d) 未出荷売上

未出荷売上は、商品等を販売したものの、得意先の要請により実際には商品等を出荷せず、そのまま一時的に保管・管理する場合がある。この場合、一時預かりする理由・状況を十分検証し、その妥当性について吟味する必要があると同時に、商品を未販売の在庫と厳格に区分し、物理的にも明確に区分する必要がある。未販売の在庫と混同すると結果として在庫の過大計上や売上原価の過小計上となるリスクが高まることになる。期末近くに未出荷売上が増加するような状況がある場合には架空売上による粉飾の疑いも高まるので十分留意する必要がある。

(e) 外部加工委託

メーカーは一般に、原材料を仕入れ、それを自ら加工し、製品にして販売するわけであるが、原材料又は仕掛品の段階で、一旦外部の業者に加工委託する場合がある。その場合に最終的に加工されたものを外部業者から買い戻す義務が存在するときは会計処理について十分注意を払う必要がある。すなわち、この一連の会計処理が売買の形式で行われている場合には、製品として戻ってくるのが予定されていながら、一時的な外部加工委託の段階で販売益が計上されてしまうことになり、売上の実現主義に照らしても収益の過大計上となり会計上好ましくない。また、外部業者に原材料又は仕掛品として存在するものは委託者にとっての実質的な棚卸資産であり、同時に買戻し義務から発生する負債も存在し、いわゆる簿外資産・簿外負債が存在することとなる。商品の陳腐化が発生している場合には特に注意が必要である。

(f) ラッピング (Lapping)

これは従業員が売掛債権の回収金を横領した場合に、その事実を隠す手法である。例えば、営業担当者が、得意先 A 社から売掛債権の回収金を受領したが、それを横領し着服したとする。そのままにしていれば、いずれは A 社から債権残高に関する問い合わせがあつて、横領の事実が発覚するので、短期間のうちに他社 B 社の回収金を A 社からの回収金として、売掛債権の消し込み処理をする。これを、C 社、D 社と次々と比較的短期間のうちに、継続的に繰り返し、最終的には大口の貸し倒れ処理が発生したときに、その中に紛れ込ませて一緒に貸し倒れ処理してしまう方法である。

この方法により、現金の取り扱いや銀行口座の入出金に係る手続きに不備がある場合に、現金が横領され、ラッピングにより闇に葬り去られるリスクがある。

### (g) 循環取引

循環取引とは、複数の企業が互いに通謀し合っ、商品の転売や業務委託などを相互に受注・発注を繰り返すことで、架空の売上高を計上する取引手法のことである。循環取引においては、商品やサービスそのものは最終ユーザーには販売又は提供されずに、当事者である業者の間で転売が繰り返されているだけであり、最終的には起点となった業者に買い戻されることになっており、本来の意味での売上は発生していないため、会計上はきわめて問題であり、厳に慎むべき取引である。

実際の循環取引では商品そのものを動かさずに、単に伝票をやり取りするだけで売上高を不正に計上できることから、企業の資金調達や株式公開を有利に進めるために、成長性の高い企業を仮装するために利用されたケースがあり、虚偽記載等の重大な罪を犯している。

ただし、商社等で行われているような商品在庫の転売行為そのものは広く一般に行われているもので、行為そのものは法令違反でもなく、行為そのものが問題となるわけではないので、注意が必要である。

## (3) 管理体制と内部統制

### (ア) 内部統制の重要性

ABL において担保情報が定期的に借り手から債権者に報告されることはすでに述べた通りであるが、本来の ABL を進める上では、その担保情報の信頼性の確保も不可欠である。この情報の信頼性を確保するためには、いろいろな検証の方法がある。例えば、在庫情報の実在性を担保する意味で、実際に担保資産のたな卸作業に立会い、その実在性を確認することも可能である。しかしながら、流動資産は日々変動するため、一時点の実在性を確認するだけでは十分とはいえない。担保情報の信頼を確保するのであれば、その担保情報について、どのようなプロセスを通して、情報が収集・加工・伝達されているかを確認し、効率的かつ効果的に算出されていかを確認することの方が長期的には重要である。その場合に、適正な内部統制の整備と運用という観点からのチェックが不可欠である。ただし、内部統制にはいくつかの限界もあるので、その点を併せて理解しておくことが肝要である。

### (イ) 内部統制の限界

#### 非定型取引に対する限界

内部統制は通常取引や業務を行う上で発生すると予測される取引や事象を想定して、整備・運用されている。したがって、想定している範囲内の取引・事象であれば十分その機能を発揮することができるが、想定外のことが発生し

た場合には必ずしも有効に機能するものではない。

#### 共謀に対する限界

売掛金や在庫に関する業務プロセスでは、例えば購買プロセス又は販売プロセスにおいて、意思決定、物品の授受及び資金決済などいくつもの作業工程があり、多くの担当者がお互いに関与しあっていて、相互牽制の機能を発揮している場合がある。これは、誤謬又は不正の回避という観点から内部統制上は有効な機能であるが、これらの関与者が通謀し不正を行おうとする場合には有効に機能しない場合もある。

#### 経営者の不正に対する限界

内部統制は経営者が構築するもので、その経営者が不当な目的のために内部統制を無視したり、無効ならしめることがある。この経営者レベルでの不正は前出の業務の担当者間の共謀とは本質的に異質なもので、いかに精緻に内部統制を構築しても、経営者の資質に関わることであるので、機能しないリスクがある。

#### コストの制約による限界

内部統制の整備や適正な運用のためにはコスト負担が伴うが、そのコストは無制限にかけることはできない。当然にコストとベネフィットを分析し、一定のコスト制約のもとで内部統制を構築せざるを得ない。

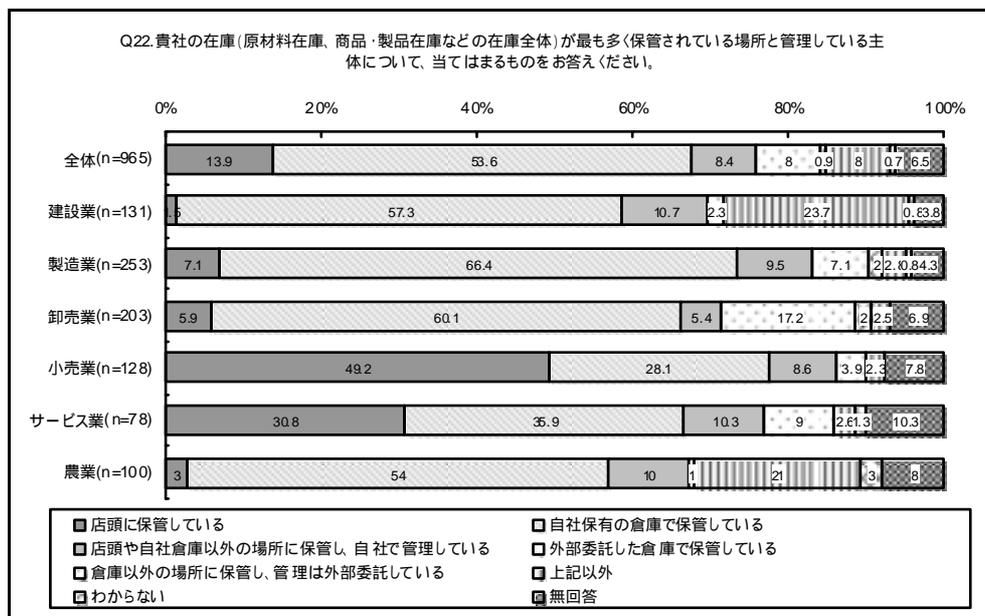
#### 4. 借り手からみた物件管理のレベル感

アンケート結果をもとに、金融機関及び借り手の負担のレベル感を概観する。

##### (1) 借り手から見た物件管理のレベル感 < 在庫の管理 >

事業会社の約 76% は自社で在庫を管理している。うち約 54% は、在庫の保管場所として「自社保有の倉庫」を挙げている。一方で、在庫の管理を外部委託している事業会社は約 9% に止まり、うち 8% は「外部委託した倉庫」で管理している。業種別に見ると、卸売業が「外部委託した倉庫で管理している」割合が多く、約 17% に上る。

##### 在庫の保管場所 [事業会社向けアンケート]

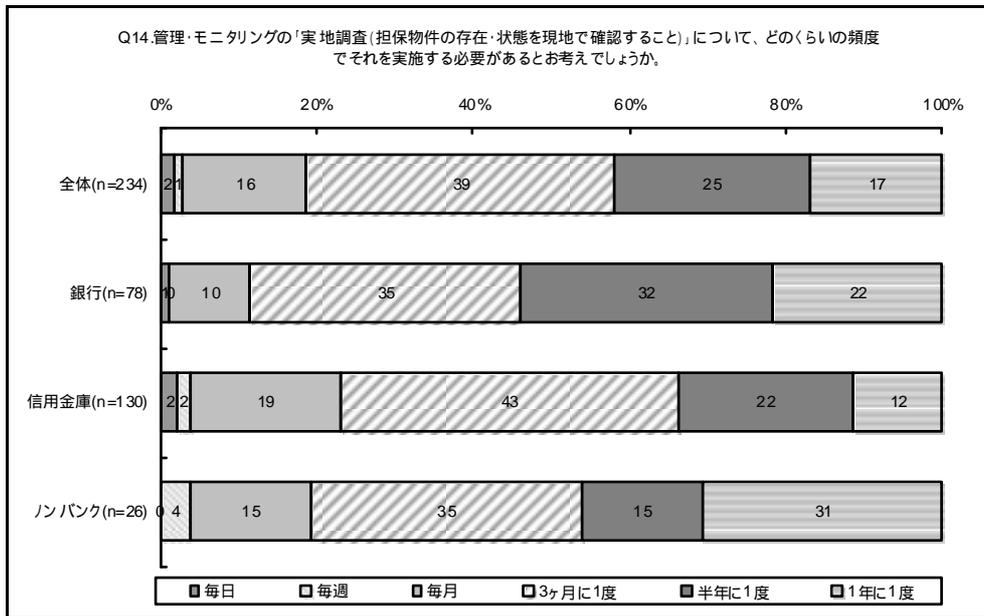


在庫の現地調査について、金融機関の約 16% は「毎月」、約 39% は「3 ヶ月に 1 度」、約 25% は「半年に 1 度」実施する必要があると考えている。

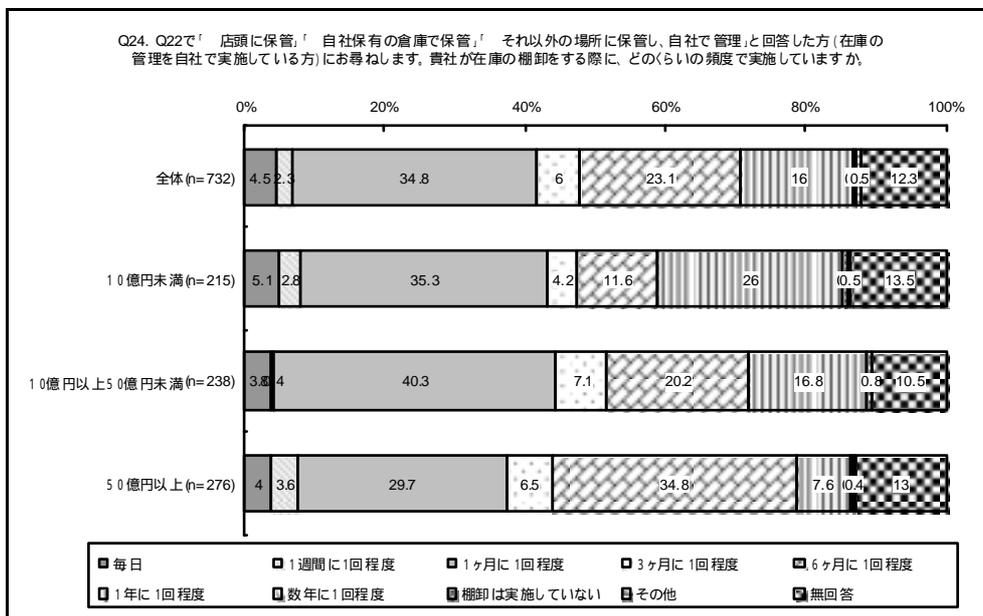
事業会社は、自社で在庫を管理している場合、棚卸の頻度について、事業会社の約 35% は「毎月」、約 6% は「3 ヶ月に 1 度」、約 23% は「6 ヶ月に 1 度」と回答している。事業会社の状態にもよるが、ABL 融資の対象となる事業会社は、「3 ヶ月に 1 度」あるいは「半年に 1 度」は棚卸を実施する必要があると考えられるが、40% 以上の事業会社は、「月に 1 度」以上の頻度で棚卸を実施しており、この点だけ見れば、すでに ABL 融資の対象として遜色が無い事業会社も少なくない。

事業会社で、在庫の管理を外部委託している場合、約 58%の事業会社が、「1 ヶ月に 1 度」以上の頻度で棚卸を実施しており、自社で管理している場合と比べ、棚卸の頻度は高くなる。上記で見たように、約 64%の金融機関は、「3 ヶ月に 1 度」又は「半年に 1 度」の实地調査を必要だと考えており、实地調査の頻度に関して言えば、管理を外部委託している事業会社の大半は、ABL 融資の対象として問題ないと考えられる。

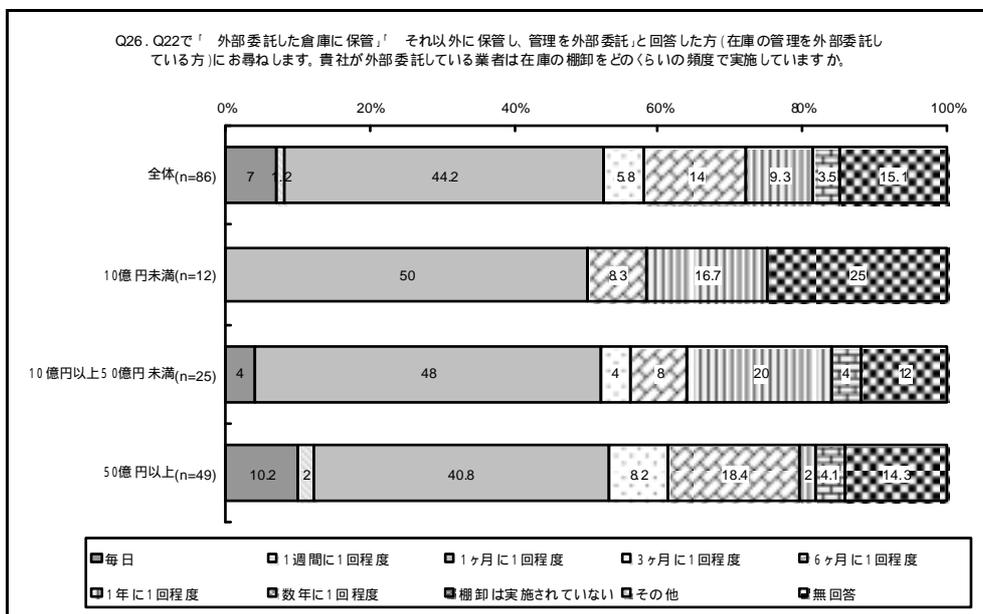
管理・モニタリングにおいて「实地調査」を必要だと考える頻度[金融機関向けアンケート（平成 19 年 11 月実施）]



自社で在庫を管理している場合の棚卸の頻度[事業会社向けアンケート(平成19年11月実施)]



管理を外部委託している場合の棚卸の頻度[事業会社向けアンケート(平成19年11月実施)]

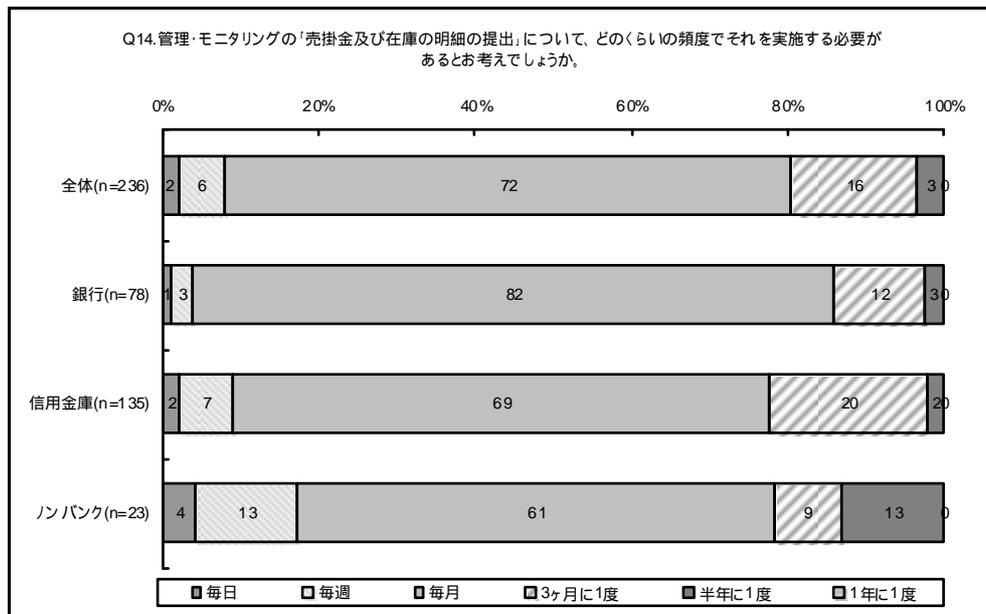


(2) 借り手から見た物件管理のレベル感<売掛金の管理>

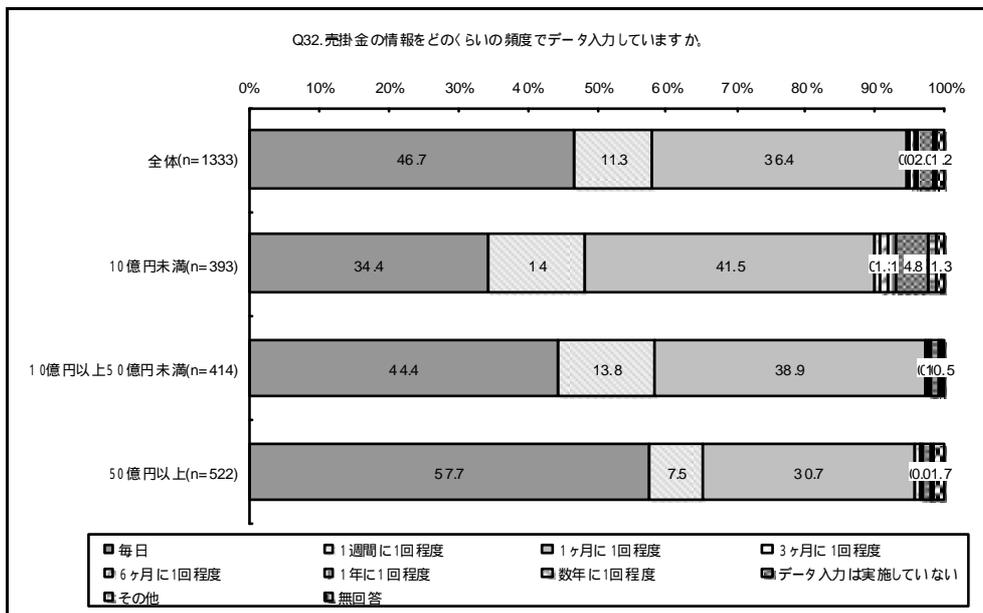
金融機関の約72%は、売掛金及び在庫の明細の提出を「毎月」必要と考えているが、それよりも頻繁に（「毎日」「毎週」）提出が必要と考えている金融機関は約8%である。

他方、事業会社の約47%は、売掛金のデータを毎日入力しており、「毎日」「1週間に1度程度」又は「1ヶ月に1度程度」と回答している事業会社は、全体の95%程度にもなる。ABLの融資対象となる事業会社は、最低「毎月」売掛金等の明細を提出し、そのデータ入力も、それ以上の頻度（「毎日」「毎週」「毎月」）実施している必要がある。

管理・モニタリングにおいて「売掛金・在庫の明細の提出」を必要だと考える頻度[金融機関向けアンケート（平成19年11月実施）]



## 売掛債権のデータ入力頻度[事業会社向けアンケート(平成19年11月実施)]



**【(参考)モニタリング専門会社における事例】**

以下、モニタリング専門会社における、高度なモニタリングの手法を紹介する。

**必要とされるデータの水準****(a) 精度の視点**

借り手から担保情報の開示を受けるにあたっては、売掛債権明細や在庫台帳、入在庫明細等の原データを選択する。借り手側に悪意があるか否かに拘わらず、借り手自身によって実施された名寄せ・集計後のデータは恣意的な調整が行われている可能性が高く、データの信憑性は高くないと思って臨む。

一方、原データは基本的に1債権単位・1在庫ロット単位であるから、勘定の総額に比して著しく小さいため、これを分類・集計する貸し手側の作業負荷は大きくなるものの、借り手にとっては最小単位の取引データだけに、安易な「調整」はやりにくくなるという性質をもつ。これらの原データには通常、「発生日」「在庫日」「出庫日」等の日付データが付記されているため、継続して定期開示を求め、モニタリングを重ねることで連続性や傾向も確認できるようになる。これによって「調整」の余地は小さくなる。仮に1ヶ月毎に原データ開示を求め、3ヶ月毎を目途にフィールドイグザミネーションによるサンプルチェックを実施することで、データの信憑性は格段に向上し、恣意的な調整が入り込む余地は殆ど無くなるはずである。

**(b) 鮮度の視点**

借り手側に名寄せ・集計・分類作業を任せただけの場合、その後のモニタリング結果を踏まえ、貸し手がABLの与信枠変更を実施するに至るまでの期間が、基準日から3～4ヶ月必要であった場合、枠管理が有効に機能するとは考えにくい。基準日に存在していた売掛債権はその大半が回収済になっているだけでなく、借り手は必要としていた運転資金需要を充足することはできなかったであろう。然しながら、絶対的なマンパワーが不足している中小企業に対して、作業に要する時間の大幅短縮を期待することは現実的ではない。

原データの開示を受けてモニタリングを行うことのメリットはここにもある。原データであれば、基準日から1週間～10日で貸し手側に開示ができるはずであり、モニタリングに着手できるまでの期間を大幅に短縮できる。情報の鮮度に配慮したモニタリングが存在すれば、ABLはより有効に機能すると考えられる。

**売掛債権の管理**

売掛債権担保のモニタリングでは適格担保条件の充足状況を確認するほか、架空計上された債権と不良化した債権を峻別できるモニタリングを実施しなけ

れば、十分な水準の ABL 管理にはならない。そのため、売掛債権のモニタリングでは借り手が日常業務で使用している債権データで残高・期日・入金を確認することに加え、フィールドイグザミネーションによる債権の発生確認（存在確認）・債権の管理水準のチェックを実施する。

#### （a）売掛債権の残高管理

最低限度の報告事項として、担保対象の売掛債権残高が、融資当初の適格担保条件を満たしていることを確認する。これに加えて、担保対象外の債権も含めた売掛債権全体の残高推移や売掛先別債権残高の推移を把握すれば、借り手の業績動向や中核販売先の変化、販売先の偏在などが判明する。こうしたデータは、貸し手で行う借り手の信用判断に資するものであり、貸し手の予兆管理に役立つモニタリングになる。

貸し手がモニタリングの担い手になる場合には、売掛先別債権残高の推移を継続的に把握することで第三債務者の信用状況をチェックする契機を得られる。借り手の売掛債権は貸し手の回収原資であり、回収の確実性を評価しなくては担保としての適格性を判断できないため、通常は第三債務者の信用調査などを実施する。売掛先別債権残高を定期的に入手して債権分布の変動を把握しておけば、債権残高が増加した売掛先の信用調査を実施したり、適格担保条件を見直すなどの保全措置を施すことが出来る。信用調査と適格担保条件の検証も、モニタリング活動の一部である。

#### （b）売掛債権の期日別管理

売掛債権の期日管理は、支払期日が未到来の債権残高を把握するものと、支払期日が到来している債権残高を把握するものの二つに大別される。支払期日が未到来の担保債権を期日別に整理して向こう半年間程度の月別残高を把握すれば、現在取得している売掛債権担保の残高が目先でどの程度減少していくのか予想できる。担保が不足するボリュームとタイミングがわかるので、担保管理に有益であろう。

また、支払期日が到来している債権残高を把握することで債権の不良化と不良化予備軍を把握できるほか、売掛債権の回収管理の水準をチェックできる。支払期日が到来して数ヶ月たつ債権残高が増加していくようであれば、無理な販売や売上代金回収管理の水準の低さが懸念される。売掛債権の期日別残高を把握することは、借り手の債権管理体制の適否を判断する材料となる。

#### （c）売掛債権の入金管理

売掛債権の残高推移を管理するには、新たに発生した売掛債権を把握することに加えて、代金を回収して消滅した売掛債権の明細を把握する必要がある。債権発生時に作成する売掛債権データと代金回収による入金データを突合せする仕組みが借り手にない場合には、コストの許す範囲で債権消し込みの仕組み

を作成することが求められる。簡略なものであれば市販の表計算ソフトやデータベースソフトで作成することも可能だが、どの売掛先でも一定期間で発生した債権の代金を複数本まとめて銀行口座に振込むことが一般的なので、場合によっては売掛先にどの債権の代金を振り込んだのか都度確認することも必要になるなど、運用には留意が求められる。

担保債権の入金代金は、融資の回収原資である。少なくとも担保対象債権の資金流入パイプを債権者側でも定期的に確認できる体制構築と、ルールの設定が必要である。

#### (d) 売掛債権の発生確認

借り手から提出される債権データだけで担保管理をしていては、架空計上を許すことになりかねない。営業現場に赴き、債権発生の実態を確認してくるのが、売掛債権のフィールドイグザミネーションである。

フィールドイグザミネーションで確認する資料は、原則として現場で実際に使用された生の資料である。債権発生の原因証書である取引契約書その他、注文書、受発注伝票、見積書、顧客管理カード、請求書、納品書、入金伝票など、日常業務で使用している帳票類から適切なものを選択して各営業現場で確認する。どの資料を調査対象として選定するかは、受注から業務を遂行するまでの現場の実務フローを検討しながら選択するのが妥当である。

選択した資料がどの営業現場でも揃っているのが理想的だが、中には電話で受発注して注文書は作成しない等、長年の信頼関係や取引慣行で省略されるケースもある。フィールドイグザミネーションの目的は事務手続きの遵守状況を検査することではなく債権の存在を確認することにあるので、こうした場合には業務の遂行を想起させる資料（業務実施現場で使用したメモや業務日報など）が揃っていれば是とするのが現実的な運用である。

また、全債権を調査できればそれに越したことはないが、毎月何千件もの債権が発生しているなかでの全量チェックも現実的ではない。サンプル調査にならざるを得ないケースが大半だが、調査対象や調査日程を工夫することで十分な牽制になるものである。

資料の偽造や改ざんがなされる懸念もあるが、現場で実際に使われた資料と作為で作られた資料には明らかな違いがいくつも出てくる。訂正や修正の跡が全くないものや、同一人の筆跡で最初から最後まで記載されているもの、何の瑕疵もなくきれいすぎるほど整然と揃っているものなどは、本物かどうか疑った方がよいケースであろう。いくつか現場を回っていけば、本物と作為の区別はつくようになるものである。

#### (e) 売掛債権管理水準のチェック

販売管理は受注で始まり、業務の遂行、納品と進み、代金の回収で終了する

が、このどの段階でも適切な管理がなされていなければ債権の回収は不安定なものとなる。販売管理のサイクルが正常に回転してこそ売掛債権も本来の価値を維持できるのであり、借り手の管理水準をチェックすることもモニタリングの対象である。

売掛債権の管理体制をチェックする方法としては、前述の通り、売掛債権の期日別残高の推移から推定する方法と、フィールドイグザミネーションで管理資料を直接チェックする方法が有効であろう。前者は管理体制の結果を示す指標を評価することであり、後者は現場管理を直接評価することである。

#### 在庫の管理

在庫担保のモニタリングを実施する際にも、適格担保条件の充足状況を確認するほか、在庫の存在確認と不良化の有無を確認できるモニタリングが求められる。売掛債権と同様、借り手が日常業務で使用している在庫データによる残高・期日・入出庫の確認と、フィールドイグザミネーションによる在庫の存在確認を実施する。

##### (a) 在庫の残高と入出庫管理

担保対象とした在庫が、適格担保条件の数量・価格を満たしているのか否かを在庫データにより確認する。一般に在庫担保は保管場所や商製品カテゴリーなどで特定されるので、保管場所別や商製品カテゴリー別の在庫数量を把握することになる。

数量を管理するには、一時点での残高を実際に数える方法と、前回の残高確認時点からの変動を把握する方法と二通りある。前者は実地棚卸であり、後者は帳簿棚卸に該当するイメージである。融資の適格担保条件を確認するためとはいえ、実地棚卸に近い作業を頻繁に行うのは事務負担の大きさから現実的ではない。通常月に入出庫伝票かデータ記録などによる在庫変動を把握しておき、一定期間ごとにサンプル調査で現物と突合することは、在庫管理の正確性や水準の高さを把握することにもつながり、モニタリングとして有効であろう。

在庫は移動可能な資産であることから、在庫のモニタリングでは担保対象外の在庫動向も把握するべきである。例えば保管場所で担保を特定している場合に、担保対象とする倉庫から別の場所に移されたことを把握するには、担保対象外の保管場所へ搬入された在庫動向も見っておかなくては把握できない。商製品カテゴリーで特定している場合にも、販売政策の変更などで在庫分布に変動が見られた場合には担保対象品目を見直す局面も想定され、これも全体の在庫品目をモニターしていないと把握できない動向である。在庫のモニタリングでも、在庫全体の動きと担保対象在庫の両方を常にモニターするべきであろう。

##### (b) 在庫の期日管理

生産されてから在庫として保管されている期間を管理することは、正常在庫

か商流から外れた在庫かを判断するメルクマールを得ることに等しい。

まず、何らかの理由で買い手がつかない長期滞留在庫は、不良化を疑う余地が大きい。品質保持期限を超過した在庫は論外だが、品質保持期限を経過していない在庫であっても、一定の期間が経過すれば品質は劣化する。冷凍食品であっても、2年間も保存していれば水分が失われて風味が変わるものもある。鮮度が落ちる商製品は勿論だが、流行り廃りがある商製品等は、販売に適さなくなる程度の期間が経過した時点で評価を落とす必要がある。在庫のモニタリングでは、保管期限ごとに管理することが重要である。

#### (c) 在庫の存在確認

在庫のフィールドイグザミネーションの主要な目的は担保の存在確認にあり、担保設定当初に付けられた明認表示（担保物と他の資産を区別するために付けられた表示）を確認することにある。フィールドイグザミネーションが有効に機能するには、常日頃より在庫変動がデータにより把握されていることと、現地調査を行う時点での在庫品目と数量が可能なかぎりリアルタイムで入手できることが前提である。在庫はまさに日々変動を繰り返しており、商流に乗っている正常在庫であれば、昨日のデータのままで今日も経過する訳ではない。在庫を担保に ABL を実行するには、タイムリーに在庫データを入手できる管理体制が整っていることが必要である。

#### (d) 評価替え

ABL による融資は我が国では実績が未だ十分ではなく、担保評価を見直す事例が少ないため、実務に関する定見がない状態であるので、以下は一般論としての考察である。

どのような担保でも時間の経過と共に価格（あるいは価値）は変動するため、一定の時間が経過すれば評価替えを検討しなければならない。また、仮に一定の時間が経過していなくても、担保評価時の前提条件が変わった場合は、評価替えを検討する必要がある。

前提条件には、物理的な品質を変化せしめる条件と、モニタリングを遂行する為に維持されなくてはならない条件が考えられる。前者は技術革新や新技術の導入などによる材料品質の向上やそれに伴う製法や価格の変更、製品の場合なら新用途の開発などによる製品コンセプトの変更なども含まれる。後者は担保対象の商品区分や識別記号、勘定仕訳の方法の変更など、担保設定当時と同一基準でのモニタリング遂行が難しくなるような要因である。後者の場合には集計方法は変わるだろうが、在庫の実態は変わらない。評価替えを検討するのは前者の場合である。商製品政策が変更された場合には、評価替え以前に担保対象の見直しを検討する必要も出てくるだろう。前提条件の変化による評価替えは、モニタリングを実施していればこそ実現できる担保管理であろう。

当初評価時の評価項目と条件を事前に把握していること、モニタリングの対象に評価項目と前提条件の変化をモニターできる項目を入れておくことが、評価替えにモニタリングを活用できる要件である。評価替えで実施するモニタリングは、当初評価時から変化のあった評価項目を重点的にモニターすることになるであろう。

なお、品質向上や商製品政策が変更されれば販路への影響も出てくるだろうが、主要販売先の変化や特定銘柄への集中などへの影響は、直接的には売掛債権担保を見直す要因である。政策的な要因で在庫内容が変わる場合には、在庫の評価替えの他に、経営方針と商製品政策との整合性や売掛債権への影響の検証も視野に入れるべきであろう。

#### (e) 在庫の管理水準のチェック

在庫は、物理的な保管方法は勿論、受発注の方法などの仕入手法も含め、管理方法が商製品の形状や性質によって大きく異なる。また、倉庫業者に管理を委託して自社では受発注管理しか実施していないケースもある。従って、売掛債権の管理水準をチェックするように、一律共通の方法で物流の管理水準を評価することは難しい。在庫の保有期限別分布状況をチェックすることで管理水準を推定することは可能だが、現場で直接チェックできるかはケースバイケースである。また、後述の通り、在庫の物理的な品質や管理方法を評価することは専門スキルのカバーする範疇であり、専門スキルになじみのない貸し手が直接関与できる分野ではない。実際には、専門家の意見を求められる範囲で業務を展開していくことになるだろう。

#### 汎用スキルと専門スキル

モニタリング体制の構築とデータ処理に関わるスキルは、業種業態に関わらず活用できる汎用スキルである。表計算ソフトなどを使いこなして債権・在庫のデータを整理分析して結論を出す技術などがこれにあたる。

業種業態や商製品に固有の技術は専門スキルであり、鋼材の硬度を決める合金の配合比率や、高炉や保冷倉庫の温度設定などがこれにあたる。在庫の物理的な品質の判断は専門スキルであり、金融機関担当者や債権者が担える範疇を越えている。在庫の評価や品質保持期限を設定するなど専門スキルが必要な局面では専門家との協働が求められるが、一旦仕組みが構築できた後にモニタリングに求められるのは大半が汎用スキルである。

ABLのモニタリングでは、少額多数に及ぶ大量の債権・在庫データを短時日の中で整理・分析してレポートにすることが求められるため、ABLのモニタリングに関わるのであれば、少なくとも汎用スキルは習得しておく必要がある。

#### 品質評価の代理指標

債権や在庫の期日・期限は品質評価の代理指標として有効である。

支払期日を越えた売掛債権は不良化の兆候であり、品質保持期限や保存期限を越えた在庫は品質劣化が推定される。仮に在庫の物理的な品質を検証しようとする、統計的に意義のある数量を抜き取って標本調査を実施するイメージとなるが、どのような在庫でも常に抜き取り検査を実施できるとは限らない。技術的にも金融機関の担当者や貸し手が定期的にこうした検査を実施することは現実的ではなからう。債権も在庫も時間の経過と共に価値が毀損されていく資産であり、生産から一定期間経過したものは一定の価値の減耗があったとみなすことには理と利がある。どの程度の時間経過で減耗を見込むかは取り扱う商製品や販売先の特性、在庫の種類や保管方法にもよるので一定一律の基準はない。期限設定に当たっては専門家に意見を求める必要があるが、いずれにしても ABL のモニタリングで期日や日付を管理することは重要である。

#### モニタリングを前提としたリスク管理

借り手において在庫を販売し、売掛債権を回収するのは商流内の活動である。しかし、借り手が破綻等により活動を停止或いは活動不能となった場合は、商流の部外者である貸し手自らが実損の発生或いは実損額の拡大を防ぐために、商流外で担保価値を維持し、処分し、代金の回収を行わねばならなくなる、という可能性も十分にあり得る。

第三債務者もまた貸し手の取引先である場合等、貸し手が商流内で迅速・相当な額での処分を行うことが可能な場合もあるが、商流外で処分をせざるを得ない場合に迅速・相当な額での処分の実現の一助になるのがトレーサビリティ(トレースバックとトレースフォワードに大別される)や品質保証である。

日頃のモニタリングにおいてこれらの管理状況をチェックすることが重要であるし、貸し手としても把握しておくことが迅速・相当な額での処分には必要となる。

トレースバックにより原材料の供給元や一次加工者などを把握していることにより商製品の品質を担保する材料となり、より迅速・相当な額での処分に寄与することも可能になる。

また、トレースフォワードにより商流を把握し日頃からかかる事態に備え処分先候補(同業他社や処分業者、換価市場)のリストアップをしておくことにより、いざとなれば迅速に処分活動を開始することも、既に第三債務者に商製品を引き渡し済の場合に代金の回収や商製品の回収に迅速な対応をすることも可能となる。

次に、品質保証については ISO9001(品質マネジメントシステムの国際規格)、JIS(日本工業規格。鋳工業品の品質、性能、耐久度、安全度などの工業規格)、HACCP(食品製造における安全確保の管理手法)の取得など借り手側で行うものであるが、これらを取得していれば商製品の品質を担保する一要素となり、こ

ちらも迅速・相当な額での処分に寄与することが可能となる。

また、借り手が ISO9001 などの品質保証を取得している場合は取得していない場合より前貸し率を高くする（＝調達額の増額が可能となる）など借り手にもメリットがありかつ取得を促進するような仕組みを作ることも考えられる。ところで、商流外での在庫の管理すなわち担保価値の維持には費用(例：畜産物であれば厩舎の光熱費、水道代、飼料代、人件費等。水産物であれば冷凍倉庫の電気代、人件費等。倉庫業者で保管している場合の保管料、倉庫を警備会社に警備させる場合の費用、等)が必要であるが、これらは、借り手が倒産した場合等においては、一時的には貸し手が負担せざるを得ない場合もあり得る。

なお、借り手の破綻時においては、在庫であれば借り手自身による隠匿や、他債権者による自力執行、従業員による持ち出し、混乱に乗じた盗難、特に生鮮物であれば管理者不在や電力供給停止を原因とする鮮度悪化、売掛金であれば振込口座の変更や直接受領による費消、等による毀損は、リスクとして想定しておく必要がある。

#### 運営上の留意点

ここまで述べてきた管理の手順については、それが全ての ABL 取引に適用されるに越したことはないが、現実の取組過程においては、実施が困難な場合も少なくないであろう。

モニタリングが貸し手・借り手双方に負荷としてのしかかるのは、ABL というスキームの性質上回避することはできない。原データを用いてデータの信憑性を追及すれば、貸し手側の負荷は大幅に増大するし、外部業者に委託すれば直接的なコスト増が発生する。中小企業を対象とした小口の ABL に対して斯かるモニタリングを組み込めば、取引採算や経済合理性が全く確保できないという事態も出てくるであろう。

モニタリングは担保管理そのものであるという前提を崩すべきではないが、案件に応じて弾力的な取組みも許容されて然るべきである、という姿勢をとることも実務においては必要になってくる。

具体的に例をあげれば、

- ・ 商流の特徴に合わせて、モニタリングの力点の置き場所に濃淡をつける。
- ・ 案件規模によって、簡略化や実施頻度を落すことを容認する。
- ・ 高い信用格付をもつ借り手に対しては、集計されたデータの開示も認める。

といったところであろう。

負担できるコストやマンパワーには自ずと限界がある。個別案件ごとに担保管理上の着眼点を見極め、制約条件の範囲内でいかに有効なモニタリング体制を構築していくかが、何より重要である。

---

## 第 6 章 処分・換価

---

## 1. 処分・換価市場の現状と課題

処分・換価市場については、ABL を実施する際には、担保評価に対するインプット情報として、また処分ルートの前回の想定などの面で、非常に重要な情報である。そこで、本テキストでは、処分・換価市場を概観する目的で、文献やウェブサイト等の公開情報に基づき網羅的に調査した結果を掲載する。詳細は「参考2 換価市場の事例」で紹介しているが、以下では、処分・換価業務を理解するための入り口として、その一部を紹介する。

### (1) 換価市場の類型

処分換価市場の現状と課題を整理する前提として、物件などにより異なる事例等の検討のため、共通のフレームワークを想定することが有効と考えられる。具体的には、ヒアリングなどを基に、代表的な物件種別、及び換価市場の類型に基づいたフレームワークのイメージを提示する。

まず物件種別については、第2章で、ABL の担保に適した物件として16種類を抽出したが、本節では、これに最近の取り組み事例等を勘案して加減し、19種類の代表的な物件を取上げた<sup>33</sup>。

他方、貸し手が換価市場を活用する場合、処分事業者が売買の相手方になるのか、あるいは処分事業者は仲介を担い、売買相手は不特定の（ないしは一定程度特定された中の）第三者となるのか、といった違いがあり、実務上は重要な考慮点である。また、仲介の場合、少数の専門業者（他の中古業者や大口の最終需要家、あるいはメーカー等）が売買の相手方になるのか、あるいは不特定多数の最終需要者や消費者が相手方になるのかといった違いもある。そこで、換価市場を見る場合、以下のような市場類型を切り口とする。

1. オークション型（従来型）：定期的にオークションが行われている。
2. オークション型（Web サイト型）：Web サイトなどで、オークションないし売り手と買い手のマッチングが行われている。
3. 中核的ディーラー型：大手・有力企業が、自社の信用力と販売ネットワークを背景に、金融機関などレンダーと取引する（レンダーは、ディーラー傘下の中小事業者とは直接取引・契約関係を持たない）。
4. 中核的ブローカー型：大手・有力企業が、自社の販売ネットワークを背景に、金融機関などレンダーと買い手との仲介をする（レンダーは、ブローカー傘下の中小事業者と直接取引・契約関係を持つ）。

---

<sup>33</sup> 多くの物件種別は第2章で抽出した16種類と対応しているが、ABL 実務の進展にあわせて19種類に分類を変更している。

5. 小規模相対型：レンダーは、外部事業者の紹介や継続取引先として、小規模な買い手と、相対、随時取引する。
6. 最終需要者直買型：最終需要者（物件の販売・消費者）が、直接レンダーと取引して、物件を取引する。
7. 公開市場：市場取引（売り手・買い手、あるいはディーラーが参加）が行われ、取引結果に関する情報が一般に公開されている。

換価市場の類型（イメージ）

個別/集合	種別	物件	1.オークション従来型	2. Webサイト型(オークション・売買マッチング)	3. ディーラー型	4. ブローカー型	5. 小規模相対型	6. 最終需要者直買型	7. 公開市場
個別動産	設備	工作機械、建設機械							
		トラック							
	機器	厨房機器							
		医療機器							
		オフィス機器(OA機器、PC、什器)(集合動産の場合もあり)							
	介護機器								
集合動産	原材料	鉄、非鉄、アルミ、貴金属、穀類	(鉄・非鉄)						
		天然素材(羊毛、繭、羽毛)							
		家畜(肉用牛、豚)							
		家畜(生産用)							
		冷凍水産物(マグロ、えび、スケコ(製品は明太子))							
	製品	衣料品(ブランド物、非ブランド物)							
		ブランド品(時計、バッグ、化粧品)							
		酒類(清酒、ワイン)							
		食品(冷凍食品、加工食品)							
		家電							
		DIY用品、ディスカウントショップ取り扱い商品							
		自動車							
		高級家具 楽器							
(参考)不動産									

(2) 換価市場の事例：現状と課題

ABLで先行する商社、処分事業者、ノンバンク、サービサー、処分・販売事業者における換価市場での経験から、換価市場の実例を紹介する。以下では、まず、個別動産全般の換価市場（オークションでの換価事例）について俯瞰し、その具体例として建設機械を紹介する。次に、集合動産（消費財在庫）の換価市場について俯瞰し、その具体例として肉用牛を紹介する。

(ア) 個別動産全般の換価市場（オークションでの換価事例）

個別動産の換価市場の類型

換価市場は国内だけでなく海外にもまたがることが多い。主要な中古物件として、中古製造設備、機器類が挙げられる。個別動産の中古物件は、主に3つの換価市場に類型できる。

- ・ ディーラー型：中古品売買業者（独立系、リース会社系、メーカー系等がある）がディーラーとなる売買。
- ・ ブローカー型：上記業者等がブローカーとなり、開設しているウェブサイト上で売買するケース。
- ・ オークション型：ネットオークション会社が提供しているネットオークション・サイト及びネット個別販売による売買。

#### 主要物件

主要な物件は、上記類型と国内・海外市場の違いによって変わってくる。

市場類型と国内外市場による主要物件

	国内市場	海外市場
ディーラー型 ブローカー型	工作機械、建設機械、計測機器、IT 関連機器、半導体製造設備、一般消費財、など	建設機械、発電設備、計測機器、工作機械、など
オークション型	計測機器、分析機器、IT 関連機器、工作機械、発電設備、飲料製造設備、など	計測機器、分析機器、IT 関連機器、工作機械、発電設備、飲料製造設備、など

#### 換価市場の特性

##### (a) 強制処分と通常処分

売却処分を行う場合、早期債権回収目的の強制処分と通常処分とがある。強制処分の場合、短期間での売却を余儀なくされるので、売却価格は通常処分価格に比べ相当割安となる傾向にある。

通常処分の場合は、複数の買手と価格他条件を交渉する余裕があり、適正市場価格での売却が見込まれる。

##### (b) 市場規模

日本の市場は中古製造設備、機器類を積極的に売買する文化が欧米に比べ普及しておらず 規模は未だ小さく閉鎖的である。欧米、アジア市場では中古製造設備、機器類を導入する事により製造コストを下げる文化が定着しており その買手としての規模は大きい。日本からの計測機器や分析機器、製薬関連製造設備等の売却の場合、半数以上が欧米の買い手であることも多い。

## (c) 地域性

## 供給サイド

日本からの売却処分品に対しては、メンテナンスがきめ細かく行われていた性能の良いものであるとの信頼性があるため比較的有利な価格での売買が期待できる。ただし製造設備等の場合、海外でメーカーからの部品供給を受けられる体制が無い場合も多く購入に不安を持つ場合もある。

## 需要サイド

日本の企業文化として未だ中古設備、機器類の購入にためらいがあり（特に大規模企業）、大型製造設備等は日本国内での売却が困難なケースも多い。しかし、海外の日系工場については中古製造設備を購入し製造コストを下げるべく中古設備購入を検討するケースも増えている。

アジアでは中古設備に対する需要は多いものの輸入規制がある国も多く、中古品売買の制約要因の一つとなっている。米国は計測、分析機器類、IT 関連機器を中心に常時旺盛な需要が見込める。欧州は日本からの輸送経費が割高なことや下見経費もかかることから、特定の製造設備を除き日本での売買意欲が低い。

## (d) 各種リスク

支払いリスク：中古品売買の場合支払いが先行するケースが大半なので決済におけるトラブルは少ないと考えられる。（ネットオークションやネット個別販売の場合前払いが原則）

許認可取得：輸出される場合。キャッチオール規制など遵守の必要がありメーカーに該否判定書発行依頼するが、発行されないケースもあり、また、買手によっては輸出が認められず取引がキャンセルとなるリスクがある。特に、輸出禁止品は事前に売却対象から除外されるが、該否判定の結果で輸出不可となる場合は事前のチェックは困難なケースが多い。

## 換価市場の効率向上

## (a) トレーサビリティ

中古機器売買業者が直接最終需要家に売却する場合はトレーサビリティが確保されるが、転売を重ねるとトレースが困難となる。ネットオークション、ネット個別販売等で海外に売却する場合、税関審査があることにより経済産業省が定めるリスト規制やキャッチオール規制を遵守した売却が行われ、トレーサビリティは高い。転売時にもトレーサビリティを高めることで、換価市場の信頼性を高めることができる。

## (b) 品質保証

中古品売買の場合、品質保証は行わないのが原則だが、メーカーの指導で品質保証無しでの売却が制限されているケースもある。品質を高めるため、分析、計測機器等の場合校正済の商品を売却することも多くなっている。品質保証の一部でもある部品供給体制は、メーカーによっては不十分であるが（特に海外市場で）、買手がそのリスクを取っている。

## (c) オークションの活用

同時に公正、公平、短時間での処分を実行するためには日本市場のみならず、最大の市場である海外市場をも対象としてウェブサイトを通じての売却処分手法（オンサイト・オークション、個別売買等）を活性化させる方法が考えられる。

## (イ) 建設機械（以下、建機）の例

### 建機需給の現況

市況は近年、資源開発案件等の旺盛な需要により、新品建機は生産が追いつかず受注から納入まで時間が掛かる場合が多い。一方、中古建機は短納期で済むため、人気が高く、著しく廉価な価格とはならない。また内外価格差もあり、海外では程度にもよるが新品並かより高い値段で取引されるケースがある。換言すれば「中古」とは言え、需給のバランスにより価格が大きく変動し、必ずしも「中古」であることが著しく換価に対して不利となるとは限らない。現状の買い手よりも売り手が強い(Supplier is King)中古建機市場では、所謂「叩き売り(ガレージセール)」に依らない価格が形成されている。

### 通常の商流

#### (a) 通常の商流におけるプレーヤー

メーカー系列販売会社が全国に存在しており、メーカーの製品(新品)は販社を通じて、建設会社、建機レンタル会社などに販売されている。大手建機メーカーには、新キャタピラー三菱、コマツ、日立建機、住友建機、川崎重工、コベルコ建機などがあり、全て系列の販社を有している。新品は国内市場が中心である。技術移転や転売を防ぐために、新品の輸出はメーカー及び系列の販社で管理しているケースが多い。

## (b) 中古市場への建機の供給

次の3つの経路で、中古建機が中古市場に提供されている。

- ・ 新車購入時の中古買取物件
- ・ リース・レンタル会社からのリース(レンタル)アップ物件
- ・ 上記に依らない(現金化のための)売却物件

中古建機を市場に提供するプレイヤーは、上記のようなメーカーが中心だが、その他、正規代理店(商社等)、その他中古取扱業者など、多岐にわたっている。

## (c) 海外への流通ルート

中古建機が外国企業に行き着くまでのルートは、日本の中古ディーラーから海外の中古ディーラーを介して海外企業に売られるケースと、日本で実施されるオークションで海外バイヤーに買われるケースの2つがある。

オークションにはネットオークションもあるが、日本の大手メーカー(コマツ、日立建機など)が一斉に日本各地(港湾都市が多い)で開催するパレード型オークションが主流である。

## 通常外の商流

## (a) 通常外の商流の分類

通常外の商流として、以下の3つが存在している。

- ・ ヤードオークション(業界ではパレードオークション)
- ・ インターネットオークション(以下、ネットオークション)
- ・ 相対取引(ダイレクトセール)

## (b) ヤードオークション

## ヤードオークションの参加者

世界各地でそれぞれの主催者が年に数回中古機器の現物を特定の場所に集めて展示する、ヤードオークション(パレードオークション)が開催される。一般にオークションに参加するには、事前に会員となる必要がある。会員になるには資格審査と預託金の拠出等が必要となることがある。会員の対象はグローバルな業界企業(代理店・仲介者・メーカー等)である<sup>34</sup>。

## ヤードオークションの事例

日本におけるサイトオークション会社であるコマツクイック(株)の場合、

<sup>34</sup> 国内市場全体としては、中古建機発生台数が主要9建設機械で年間約10万台(直近の10年間は毎年8~12万台の幅で推移)で、内4割程度が国内に還流し、残り6割程度が廃車され海外へ輸出されているとされている。

1994年から国内で建機中古車オークションを行っており、2007年の場合、3月、7月、11月にそれぞれ横浜、神戸、福岡の会場で建機中古車のオークションを開催している。日本の中古建機は稼働時間が短く整備良好なため、経年劣化が少なく Buyer に人気となっている。海外輸出を中心に販売は順調に拡大し、同社 HP(<http://www.kuec.com/>)によると、累計販売台数は43,276台に達し、対象顧客はアジア、北米、中近東、アフリカなど約30以上の国と地域にわたっている(成約率90%以上)ということである。尚、上記コマツクイックの開催に合わせ、日立建機やコベルコといった有力メーカーも日本で同様のサイトオークションを開催しており、時期を合わせることにより海外 Buyer の呼び込みを行っているようである。海外大手では Ritchie Bros (<http://www.rbauktion.com/>)が頻繁にサイトオークションを行っている。

#### ヤードオークションの留意事項

購入に伴うリスクは全て Buyer が負担する。(no warranty, no claim, as it is が原則)オークションの決済条件は、T/T remittance before shipment で前払いが原則である。海外への輸出を伴う場合、現状渡し(as it is)のため、原則 Buyer がアレンジする。

輸出は原則、Buyer 責任の手配となるが、実務的にはオークション開催者が代行することもある。キャッチオール規制上に疑義が生じる可能性がある第三国への輸出手配はもとより、例えば EU 諸国であれば CE マークの取得が必要等、海外への輸出は各国により様々な規制があるため、コンプライアンスを考慮し、輸出経験豊富な商社を仲介者として活用するケースが多い。

日本国内の建機輸送においても、都道府県毎に定められた道路交通法等の様々な法令遵守が求められることより、商社等の第三者を起用し国内運搬を行うケースがある。尚、日本でのオークション開催者及び仲介者は、古物商取扱の認可が必要である。

#### (c) ネットオークション

##### ネットオークションの参加者

会員対象等、基本的な仕組みはヤードオークションと同様である。Buyer は単に価格だけではなく、開催者及び仲介者の信頼性をベースに素早くグローバルに建機物件を調達するため、ネットオークション等に参加していると思われる。

##### ネットオークションの留意事項

インターネットを通して基本的には24時間受付の体制を採用している。オークション主催者による簡単な査定書を付けるケースが多い。この時点で盗難車等

のコンプライアンスに反するものは(原則)排除されることになる。例えば前述コマックイックがネットオークションを開催する場合、各パーツの写真と型式・スペック・使用時間などの情報を会員顧客に対し開示するケースが一般的である。

#### (d) 相対取引(ダイレクトセール)

相対取引は、会社ごとに異なる方式や条件を採用しており一概には言えない。オークションとの比較では、オークションで売買されているのは主に汎用機であるのに対し、特殊機械は都度顧客を見つける相対取引が基本となる。

遠隔地の Buyer が、信頼できる目利きの仲介者(例えば商社)から相対で売買を行うケースがある。この場合、仲介者は各種オークション等で中古建機を購入し、Buyer は仲介者の目利き能力を信頼する。そのことにより、金額の妥当性と機器コンディションに一定の担保を図り、タイムリーに売買を行うものである

#### 中古建機の価格

##### (a) 価格に関する情報

中古建機の価格データは、存在するが一般には公開されていない。中古建機の価格データとしては、次のようなものが存在している。

- メーカーが中古品を買取る際の査定表(営業担当者などに配布されている。社外には非公開)
- 社団法人日本建設機械工業会が作成している各社の中古建機の査定表(会員のみ公開しており、一般には非公開)
- オークション業者は、落札状況等を取りまとめたオークションブック(一般非公開)

##### (b) 中古建機の価格形成要素

価格形成要素は、メーカー、製品名、型式、年式、という形式的な評価要素の他、使用条件の観点より、使用地域も重視されている。一般的には形式要素が同じであっても機器メンテナンスが困難と推測される発展途上国で使用された中古機器は日本で使用されたものより価格が減額される。一部の部品故障により(例えばトランスミッション等)中古建機そのものが動かなくても他の部品等に問題なければ、中古建機としての売買物件となりうる。

##### (c) 油圧ショベルの標準ものの中古価格

油圧ショベルの新品/中古品の価格はおおよそ以下の通りと見られる。(2007

年現在)

- 油圧ショベルの標準物は、20 トンサイズで、新品価格は 1100 万円程度。
- この標準ものの中古価格：700～800 万円（2007 年現在、3 年使用した平均的な中古品）。なお、中古建機価格は高騰しており、5 年前なら、同中古品は 500 万円程度であった。

#### 市場の効率化

##### (a) 中古建機の目利き能力

中古建機に関しては、上記で見たように買い手の目利き能力が問われる。特に以下のような状況においては目利き能力が必要となる。

- 中古販売に際して、手入れして販売されないケース。  
（このケースが一般的だが、メーカーが循環型ビジネスモデルとして、中古販売するケースでは、手入れがされた建機が販売される）
- オークションに出品される中古建機で査定書が付かないケース。  
プロのバイヤーなので、自己責任が要求される。油圧ショベルのアワーメーカーが偽造された例が報告されている。

##### (b) 建機の査定員資格

上記の目利き能力に対して、日本社団法人日本建設機械工業会（以下、建機工業会）で「査定員」と認定された人が、建機の価格を査定する。中古建機査定の主要なポイントは、年式・アワーメーター（エンジンの稼働時間を計測）、それまでの使われ方の 3 点である。査定員として認定されるには、建機工業会の協会員であること、実務経験があること、などが条件であると考えられる。このような資格制度が普及し、資格保有者が広く認知されることで、市場が効率化するものと思われる。

##### (c) 建機の譲渡書

公道を通る必要のある建機は陸運局による車検と同様の証明が必要になる。他方工場内の敷地のみを走るといった建機については、建機工業会で自主的に、国内流通についての譲渡書を発行し、中古建機の所有者の推移などを把握している。証書の存在により、市場の信頼性が高まることが期待できる。

##### (d) メーカーの品質保証

建機（新品）の品質保証は、メーカー（あるいは系列の販社）がメンテナンスや修理などの対応をしている。しかし、現在のところ品質保証は、国内かつ

新品に限定されていることが多く、中古品等への保証の拡大が期待される。

#### (ウ) 集合動産（消費財在庫）の例

##### 処分形態による分類

製品在庫の換価処分は、市場価格を見ながら検討することが重要であり、単純に商品をまとめて売ると、換価価値は低くなりがちである。何らかの情報や付加価値をつけて販売する、あるいはそのような処分ノウハウを有する外部専門会社に処分してもらうことが重要になってくる。何らかの付加価値がつけられるかどうかを判断する1つの視点は、店舗型企業の処分かホールセール型（倉庫）の処分かという視点である。

##### 店舗型企業の処分

店舗型企業の処分の場合はクロージングセールをすることができる。店舗（例えば、ブランド品や宝石などを取り扱っている小売店、電気屋や靴屋など）を利用して、一定期間クロージングセールを実施できる場合は、高い換価処分を期待できる。ただし、生鮮食品など消費期限が短く早急に処分が必要なものの換価価値は低くなりがちである。

#### (a) クロージングセールのポイント、処分事業者のノウハウ

クロージングセールのポイントは在庫を移動させずに当該店舗で行ない、その店の看板を使い、閉店セールという形で実施することである。以前から顧客の信頼を得ていた店であれば、多少の割引でも売却が可能である。クロージングセールの期間は、一般的に5週間程度必要といわれている。なお、米国では通常1ヶ月～3ヶ月で実施し、この中で適切なタイミングで適切な値引きを実施し、処分しているようである。適切なタイミングや値引き、あるいは効果的な広告の打ち方については、処分事業者のノウハウになっている。クロージングセール期間中の各種コスト（店舗や駐車場などの利用料、店員の人件費など）を含めて、処分事業者が正味通常処分価格（net-OLV）を提示するケースもある。

#### (b) クロージングセール実施に関する留意点

販売に関する許認可は、当該店舗が所有していた許認可を利用する必要があるが、それが可能かどうかは事前に確認しておくことが望ましい。クロージングセールで問題になりやすい点の1つに、商品の保証業務や返品・取替の要望への対応が挙げられる。依頼主が存在していれば、引き受けてもらう対応が考えられるが、処分事業者や貸し手が引き受けることは難しいと思われる。

### ホールセール型（倉庫）の処分

ホールセール型の処分は、多品種少量から少品種多量までケースバイケースであり、効果的な処分方法は一概にいえない。ただし、ファッション性のあるものや、季節商品はハイシーズンに売るといった基本事項はいくつかある。さらに、在庫の量を元にどのくらいの期間で処分できるか、商流の位置（一次卸・二次卸など）のどこに対して処分するか、などといった点も考慮が必要である。

既存の商流だけで、大量の在庫を通常回転期間と比べて短期間に売り切るとは難しく、処分時に新規の取引先を探す場合もある。新規の取引先を探すに当たっては、処分を依頼している処分事業者のネットワークが機能することもある。ものによっては、メーカーが買い取るケースもあるので、ホールセール型処分をする前に確認することが望ましい。

### 金融機関へのインプリケーション

換価価値を高めようとして安易に処分事業者の競争入札にするのは危険である。処分事業者を競争入札法式で選定しようとするとう悪徳業者を排除できなかつたり、談合などにより価格が硬直化したりという問題が考えられる。

流通業（製品在庫）といっても多種多様なので、処分事業者ごとに物件に得意・不得意が分かれることが想定される。ABLにおける処分実績が十分に蓄積されていない中、処分価格を上げていくためには、まずは、処分を相談できる会社を複数見つけておくことが重要と考えられる。

### （エ）肉用牛の例

#### 通常の商流

#### （a）市場の分類

通常の商流において、肉用牛は、市場を介して取引されるケースと相対取引のケースがある。市場は、素牛（月齢6～10ヶ月）の市場と、成牛（月齢30ヶ月程度）の市場の2つがある。

#### （b）市場参加者

素牛市場については、主な市場参加者は、和牛繁殖農家や哺育・育成業者（生まれたての子牛を購入し、6～10月齢まで育てる農家）が売り手、肥育農家が買い手になる。

成牛市場ではせりによって成牛が売買され、肥育農家が売り手、仲買人・業者を仲介して、食肉加工会社（ハム・ソーセージメーカー）などが最終の買い手となる（ただし食肉加工会社はせりにおいてプレーヤーとなることあまりない）。

市場外で相対取引も行われており、食肉加工会社の大手（日本ハム、伊藤ハム、小島ハム、丸大ハムなど）は、全国の農家と提携関係を持っており、相対取引も行われている。

素牛市場、成牛市場の双方の参加者である肉用牛を保有する農家については、8万2千戸あるが、200頭以上牛を所有する農家は2,000戸程度で、1～2頭しか牛を所有しない小口農家が全体の20%にも上ると言われている。

### （c）市場参加の資格

市場に参加するには、原則として「家畜商」資格（日本家畜商協会が認定）と「市場枠（と畜枠）」（売買できる頭数）を取得している必要があり、資格や枠を持つ農家や枠を持たない農家に代わって「家畜商」といわれるブローカーが参加することがある。

### 強制処分時

#### （a）換価方法

強制処分の際には、成牛に近い状態であれば市場に出して換価するのが一般的であるが、それ以外（月齢10～30ヶ月）については、以下の換価方法が考えられる。

- 月齢30ヶ月に満たない牛でも成牛市場で換価することが出来る。しかし実際には、生育中の牛のセリの実績は極めて少なく、30ヶ月のもの比べて生育が劣ることから換価価値は下がる。
- 近隣の農家に肥育途中の牛を買い取ってもらう対応がある。周辺に農家があること、処分する肉用牛の頭数が多すぎないことなどが条件となる。
- 条件がそろえば、系列の食肉加工会社（ハム・ソーセージメーカー）に引き取ってもらう対応がある。食肉加工会社系列の別の農家に転売することになる。なお、畜肉業者が食肉加工会社の系列に入っていないケースも存在するので、注意が必要である。
- 第3者の預託牛として飼育元の農家に、引き続き飼育してもらう方法がある。どの方法を選択するかは、選択可能な方法を割り出した上で、コストと換価価値との見合いで判断しているようである。

#### （b）処分価格の算出と価格変動リスク

価格の算出に当たっては、以下のような算式で検討することが可能である。

- 最終売却価格 = 格付別単価 × 重量

- ・ コスト = 肥育期間 × 期間あたりエサ代 + 管理費
- ・ 肥育中の肉牛の処分価値 = 最終売却価格 - コスト

価格算出の留意点としては、1 つは、肥育環境が変わる場合、格付別単価、重量が、ともに減価するリスクがある。2 つ目は、せりの時期によって、価格が変化するリスクがある。

#### 肉用牛取引上の付加価値機能

##### (a) トレーサビリティ

平成 13 年の BSE 問題以降、日本の全ての牛には個体識別番号(10桁の番号、牛の耳に番号札がかけられるため「耳標番号」という)で管理されている。耳標番号を「個体識別情報センター」のホームページに入力すると、牛の情報(どこで生まれ、どこで育ったか、どのように生産されたか、どの市場へ出荷されたか等)が参照できるようになっている。

##### (b) 肉質の格付け

成牛市場において、と畜後に肉質について、日本格付協会の委員が格付(最上 A5 の格付)を実施している。これにより、牛の種別や肉質によって、ある程度の価格の想定(上限値・下限値の設定など)ができると考えられる。ただし、せりの時期によって、価格が変動することもある。

##### (c) 保険制度

BSE や口蹄疫といった大きな病気に対しては、公的な補償が用意されており、農家の被害に対して国が売値の 50%程度を補償する。通常の牛の死亡については共済保険がある。保証の程度は掛け金にもよるが、取得価格の 70%程度は保証されるケースが多い。

#### 金融機関へのインプリケーション

肉用牛を市場にて処分する場合は、家畜商に委任することになる。家畜商は手数料(1頭の取引当たり 1,000~10,000 円)を払えば、市場での売買業務を実施してくれる。日本家畜商協会に問い合わせれば家畜商を探すことはできる。家畜商の中にも目利き能力に差があるので、同じ牛でもせりでの落とし方(高く買ってしまふ、安く売ってしまうなど)が家畜商で異なるため、注意が必要である。

せりでの処分が通常ではあるが、相対で肉用牛を処分する場合もあるため、肉用牛を飼育していた農家が所属する食品加工会社(ハム・ソーセージメーカー)の系列を事前に把握しておき、食品加工会社に対して、肉用牛を処分する場合

に引き取ってもらう契約を事前に取り交わしておくことが望ましい。

肉用牛を取り扱う上でのリスクとしては、取引の地域性が挙げられる。格付に見るように肉用牛の肉質は、換価価値に直結するものだが、移動等のストレスにより、牛の肉質が悪化することが少なくない。また、環境の変化（例：えさの変化）に対応できない牛は病気になることもあり、病死してしまうと価値はゼロになる。

## 2 . 法的な基礎知識

### (1) 処分の決定

まず、処分開始を検討する場合のポイントについて概説する。

#### (ア) 処分開始の事由

取引先に関して、以下のような事象が発生した場合に、譲渡担保権の私的実行の検討を行う。

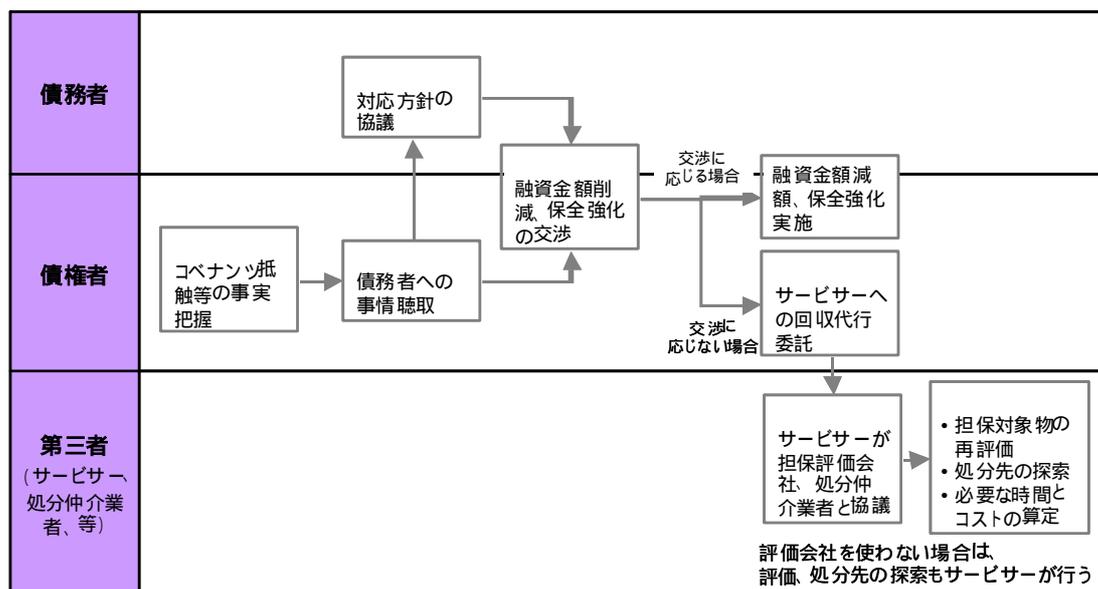
##### < 処分開始の事由 >

- 期限の利益を喪失した場合
- 譲渡担保設定契約書の各条項に違反し、貸し手からの是正措置要請に従わない場合（譲渡担保設定契約書の各条項の違反は、期限の利益の喪失事由とされている場合が多い。）
- 譲渡担保設定契約書の表明・保証条項に違反した場合（表明保証条項の違反は、期限の利益の喪失事由とされている場合が多い。）

#### (イ) 処分開始までのプロセス

実務上、処分開始に至る危機管理は以下の手順で行われる。

## 処分開始までのプロセス（一例）



### (ウ) 譲渡担保権の私的実行の選択

譲渡担保権の実行は、私的実行による。債務者が倒産手続に入った場合、その手続いかんによって譲渡担保権の私的実行の法的な可否が影響を受ける場合があるが、私的実行が可能な場合においても、貸し手側としては、経営者の意思、担保物の特性、事業価値の活用、等諸々の事情を勘案し、回収の最大化のため取りうる手段の検討を柔軟に行わなければならない。

以下、倒産手続の五つの種類ごとに、ABLの担保権に関する権利と取り扱いのポイントを列記する。

#### 会社更生法の場合

更生手続の開始後は、更生手続外での担保権の私的実行は不可。

- ・ 開始決定時の担保目的物の時価相当額を更生担保権として管財人に届出し更生計画に沿った回収を余儀なくされる。
- ・ 債権者としては保全管理人との交渉等により、担保目的物の価値が毀損しないようフォローする必要がある。
- ・ 管財人による担保権消滅請求制度がある。

#### 民事再生の場合

- ・ 別除権の行使として、民事再生手続外での譲渡担保権の私的実行は可能。
- ・ 債務者は原則として営業を継続する。
- ・ 債務者は担保物の対価を支払い、当該動産の受け戻しが可能。

- ・ 債務者は債権者の別除権行使を防ぐために、債権者に対し別除権協定の打診を行う場合がある。
- ・ 担保権消滅請求制度があり、別除権協定が不調の場合などに、債務者が行使する場合がある。
- ・ 債務者にとって営業に不可欠な資産は、債務者は任意売却に応じないのが一般である。
- ・ 債務者にとって営業に不要なものは任意売却に応じる可能性があり、債権者にとってより高値で売れる先を紹介するメリットがある。
- ・ 譲渡担保権の私的実行を行う場合、債権者自ら買い手を捜す必要が生じうる。

#### 破産の場合

- ・ 別除権の行使として、破産手続外での譲渡担保権の私的実行は可能。
- ・ 譲渡担保権の私的実行を行う場合、債権者自ら買い手を捜す必要が生じうる。
- ・ 担保物をより高値で売却することに管財人、債権者の利害が一致することが多いため、管財人と協力しながら高価かつ迅速に売却処分することに努める。

#### 私的整理（私的整理ガイドライン、中小企業再生支援協議会等の活用の場合）

- ・ 譲渡担保権の私的実行は可能。
- ・ 一時停止期間中は担保権実行を控えるべきとされている。
- ・ 譲渡担保権を実行すれば債務者の法的倒産手続へのトリガーを引くことになる可能性が大きい。法的倒産手続に移行すれば債権者全体の回収額が減少する可能性があり、慎重な対応が必要。
- ・ 私的整理ガイドラインの手続や、中小企業再生支援協議会、特定認証ADR<sup>35</sup>の関与する手続に沿って成立する再建計画・再生計画により弁済を受けることになる。
- ・ 私的整理の場合、債権者全員の同意が必要。

#### 私的整理（私的整理ガイドライン、中小企業再生支援協議会等の活用以外）

- ・ 譲渡担保権の私的実行は可能。

<sup>35</sup> 特定認証 ADR (Alternative Dispute Resolution) 産業活力再生特別措置法に規定される、事業再生の紛争処理を専門に行う、経済産業大臣が認定する認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。）のこと。当該特定認証 ADR の関与がある場合、債権者調整中のつなぎ資金に対する債務保証や特定調停の特例等が措置されている。

- ・ 譲渡担保権の私的実行は法律上禁止されていないが、実行すれば債務者の法的倒産手続へのトリガーを引くことになる可能性が大きい。法的倒産手続に移行すれば債権者全体の回収額が減少する可能性があり、慎重な対応が必要。
- ・ 債務者の提案する事業再生計画により弁済を受けることになる。
- ・ 私的整理の場合、債権者全員の同意が必要。

## (2) 担保権の行使

以下では、担保権を行使する場合の手続について、解説する。

### (ア) 動産譲渡担保権の実行手続

#### 総論

動産譲渡担保権の実行手続は私的実行によるものとされている。

判例によれば、譲渡担保権の法的性質は、譲渡担保権者に目的物の所有権が移転するも、移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲にとどまるとされており、譲渡担保権者が確定的な所有権を取得するためには清算手続の完了まで必要とされている。

具体的には、動産譲渡担保権の実行手続は、被担保債権額が目的物の価額を上回るため清算金が生じないときは、譲渡担保実行通知、目的物に対する占有の確保、目的物の換価・清算手続という流れを経て完了することとなる。これに対して、目的物の価額が被担保債権額を上回るため清算金が生ずるときは、後述するように、譲渡担保権者は清算金の支払を行わないと目的物の引渡しを受けることができない。

#### 譲渡担保実行通知

動産譲渡担保権の実行が私的実行によるものとしても、被担保債権の弁済期が到来しただけでは、担保目的物たる動産所有権の確定的移転は当然には生じないとされ、目的動産所有権の確定的移転のためには、譲渡担保権者から設定者に対する実行通知（確定的な所有権を取得する旨の意思表示）が必要とされている。

また、ある特定の場所（倉庫等）に存する動産全てを目的物とし、絶えず目的物の中身が入れ替わる流動集合動産譲渡担保について、その実行には、被担保債権の弁済期の到来に加えて、目的物たる流動集合動産の中身を「固定化」することにより実行対象を確定することが必要であるとする有力な見解がある。

かかる見解によれば、「固定化」が生じた場合、それ以降に特定の保管場所に搬入された個別動産については譲渡担保権の効力が及ばないこととなる。なお、かかる「固定化」が生ずる時点としては、譲渡担保権者による実行通知のほか、譲渡担保目的物の差押え、法的倒産手続の開始決定、契約により合意された固定化事由の発生などが考えられ、そのいずれの時点によるかは争いがある。基本的には、当事者の合意した固定化事由の発生によるべきものと考えられる。

### 占有の確保

#### (a) 占有確保の必要性

譲渡担保権者は、実行手続の中で、目的物の所有権を取得した上でこれを換価し、被担保債権の弁済に充てるが、目的動産の占有は設定者に留められているため、たとえ目的動産の所有権を取得したとしても、設定者が任意の引渡しに応じなければ、散逸したり処分されたりしてしまうおそれがある。また、目的動産が生鮮食料品等の場合、その占有を確保するまでに時間がかかれば、時の経過に伴って担保価値が著しく減少・毀損し、あるいは無価値になってしまうおそれがある。

そこで、譲渡担保権者にとっては、目的動産の占有をできる限り迅速に確保することが実行手続における最重要の課題となる。

#### (b) 占有確保のための方策

譲渡担保権者は、担保の実行として、設定者に対し、目的動産の引渡請求をすることができる。かかる引渡請求に設定者が任意に応じる場合は問題がないが、設定者が任意の引渡しに応じない場合、譲渡担保権者としてはいかなる方法により目的動産の占有を確保することができるか。

#### ( ) 所有権に基づく引渡請求訴訟

設定者が任意に目的動産の引渡しに応じない場合、譲渡担保権者としては、目的動産について引渡請求訴訟を提起し、引渡しを命じる判決を得て、これを債務名義とした目的動産の引渡執行を行うことによって目的動産の占有を取得することになる。

#### ( ) 保全処分

しかし、引渡請求訴訟の提起から確定判決までは時間を要するため、その間に目的動産が散逸・毀損したり、処分されたりするおそれがある。そこで、譲渡担保権者としては、目的動産の散逸を防止し、将来の引渡しを確保するため

に、占有移転禁止の仮処分、処分禁止の仮処分、引渡断行の仮処分といった保全処分の申立てを行うことが少なくない。

ないし のいずれの保全処分においても、a) 保全処分申立て、b) 裁判所における審尋、c) 保証金の供託、d) 保全決定、e) 保全執行という流れが進むが、 の仮処分においては原則として債権者（譲渡担保権者）のみならず債務者（設定者）の審尋を行う必要があることから（民事保全法 23 条 4 項）、必ずしも密行性を確保できないという問題がある。

なお、民事保全法 49 条 3 項によれば、動産仮差押えについて著しい価値の減少を生ずるおそれがあるとき等には執行官が目的物を売却してその売得金を供託することが認められており、仮処分の目的物についても民事保全法 52 条 1 項により準用を認めるのが裁判例の大勢である。

もっとも、前記の通り動産は時間の経過とともに目的物の散逸・毀損のおそれがあり、仮処分の申立準備から仮処分命令を得て実際に保全執行としての動産執行に着手するまでには、最速でも 1~2 週間程度要するため、迅速に対応・処理しなければ結果として執行不能となってしまう可能性は否定できない。そこで、保全手続の迅速化を図るため、動産譲渡登記を具備した目的動産の引渡請求権の保全処分に関して、仮処分における被保全権利及び保全の必要性の疎明の程度を緩和したり、引渡断行の仮処分を無審尋で発令する（民事保全法 23 条 4 項但書参照）といった運用上の工夫を行うべきである、引渡執行について代替執行（民法 414 条 2 項本文、民事執行法 171 条参照）を認めるべきである、といった提言も存在する。

なお、譲渡担保権者は、保全処分が奏功して占有を確保した場合であっても、原則として、本案訴訟を提起して、目的動産の引渡しを命じる確定判決を得ることが必要である。

#### （ ）自力執行

上記（ ）（ ）の方法は迂遠であることから、しばしば譲渡担保権者が自ら目的動産の搬出を行う自力執行がなされることがある。では、このような自力執行は認められるか。

自力執行による搬出行為については、窃盗罪を構成し、社会通念上の受忍限度を超えた違法な行為であるとした判例が存在する（最判平成元・7・7 刑集 43-7-603）。また、後記 の通り、判例上、目的物の引渡しは清算金の支払いと同時履行の関係に立つとされている。

これらの点からすれば、原則として、設定者の承諾がない限り、譲渡担保権者による搬出行為（自力執行）は認められず、譲渡担保権者が目的動産の占有を確保する手続は、原則として上記（ ）に述べた本訴提起及び動産引渡しの

強制執行手続によるべきである。もっとも、判例のなかには、債務者が倒産し、かつ代表者が行方不明になっている等の事情下においては、自力執行は、代表者に代わる管理者が置かれている等の特段の事情がない限り、不法行為に基づく損害賠償責任を発生させるとまではいえないとしたものがある（最判昭53・6・23集民124-127）。

なお、目的動産の搬出を可能にするために、設定者との合意に基づき、譲渡担保権者があらかじめ目的動産の保管場所に支配を及ぼすことができるようにしておく方法がとられることがあり（いわゆる「出保管」）。この場合においては、譲渡担保権者は自力執行としての目的動産搬出を適法になし得る可能性がある。

#### 換価・清算手続

譲渡担保権者は、いかなる方法によって目的物を換価し、設定者との間で清算を行うか。

譲渡担保権を目的動産の換価・清算方法から分類すると、譲渡担保権者が目的物を第三者に処分して、その売買代金を債務の弁済に充てる「処分清算型」、

譲渡担保権者が目的物の所有権を取得し、目的物を適正に評価して評価額が債権額を上回る場合には差額（清算金）を設定者に交付する「帰属清算型」、の二類型がある。担保権者は、設定契約に別段の定めがない限り、本来、いずれを選択することもできるが、動産譲渡担保においては、設定者に現実の占有を残したまま目的動産を処分することは困難であるため、設定者が清算前において任意に目的動産の引渡しに協力しない限り、原則として帰属清算型となる。

帰属清算型の譲渡担保において、譲渡担保権者は、目的物を換価処分又は適正評価して得られた価額から被担保債権額を控除した残額を債務者に支払うことを要し（無清算の特約は無効とされる）、債務者の目的物引渡義務と清算金支払義務は同時履行の関係にあるとされている（最判昭46・3・25民集25-2-208）。また、処分清算型の場合にも、清算金の支払なくして譲渡担保権者から債務者に対して引渡請求があったときは、債務者は同時履行の抗弁権を主張することができる（最判昭46・3・25民集25-2-208）。さらには、譲渡担保権者から譲渡担保権の実行として目的物の譲渡を受けた第三者から引渡請求があったときも、債務者は、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができる（最判平9・4・11裁判集民183-241）。

したがって、譲渡担保権者としては、目的動産を適正に評価した上で、その評価額を被担保債権に充当し、差額が生ずる場合には清算金としてその差額を設定者に交付し、その交付と引き換えに目的動産の引き渡しを受けることとなる。また、譲渡担保権者が設定者に対して目的動産の引渡訴訟を提起した場合

において、同訴訟の中で設定者が譲渡担保権者に対して清算金の支払いを主張してこれが認められれば、目的動産の引き渡しは清算金の支払いと引き換えになす旨の引換給付判決が下されることになる。

このことから、目的動産の評価額が被担保債権額を明らかに上回る場合において、目的動産の適正評価額及び清算金の額について設定者と譲渡担保権者との間で争いが生じた場合には、譲渡担保権の実行は直ちに完了せず、譲渡担保権者が目的動産を最終的に処分・換価できる時期がそれだけ遅れることになる。そこで、当初の動産譲渡担保設定契約において、目的動産の評価額の算定根拠を規定し、合意しておくことにより、適正評価額及び清算金の額を早期に確定させるための工夫がなされる場合がある。

#### 私的実行以外の実行方法

##### (a) 他の債権者の競売手続への参加

譲渡担保権者は、設定者に対する他の債権者による目的動産の競売手続内で優先弁済を受けることができるか。

この点、譲渡担保の目的物に対して他の債権者から競売手続が申し立てられた場合において、判例は、譲渡担保権について所有権が移転しているという外形を重視し、第三者異議の訴え（民事執行法 38 条）により執行行為の取り消しを求めるべきものとしている（最判昭 58・2・24 判時 1078-76）。流動集合動産譲渡担保においても、同様の判断がなされている（最判昭 62・11・10 民集 41-8-1559）。これらの判断から、譲渡担保権者が動産競売手続等の中で配当要求（民事執行法 133 条）を行うことにより優先弁済を得ることは認められないものと考えられている。

##### (b) 動産競売の可否について

譲渡担保権者は、譲渡担保権に基づき目的動産について動産競売を申し立てることができるか。この点については、判例上、譲渡担保権について、所有権の外形的移転という形式面が重視されていること、動産競売を認める実益が少ないこと等を理由に、譲渡担保権に基づく動産競売の申立てについては消極的に解するのが通説的見解である。

しかし、動産競売に対する実務上のニーズがあること、後記の通り法的倒産手続において譲渡担保権は担保権として扱われていること、民事執行法の改正により、同法 190 条 1 項の「担保権」に譲渡担保権も含まれると解することも可能となったことから<sup>36</sup>、譲渡担保権に基づく動産競売を認めるべきとする見解

<sup>36</sup> 改正前民事執行法 190 条によれば、担保権者が占有を有しない動産担保に基づく競売申立てを行う際に、占有者の差押承諾文書の提出を必要としており、設定者が同文書を提出することは期待できないから、譲

も提唱されており、この点に関しては、担保法制のあり方も含め、今後議論が深まっていくことが予想される。

#### (イ) 動産譲渡担保権と法的倒産手続

設定者について破産・民事再生・会社更生等の法的倒産手続が開始された場合、動産譲渡担保権者は法的倒産手続の中でいかなる方法で譲渡担保権を行使すべきか。

##### 破産手続

破産手続において、譲渡担保権者は破産財団に対して目的動産の取戻権を有するとする見解もあるが、譲渡担保権の担保としての実質を重視して、譲渡担保権者は別除権者として扱われるとするのが通説の見解であり、かつ実務の大勢である。

このように、別除権者は破産手続外において権利を行使することになるので、前記(ア)に述べたのと同様の手続により譲渡担保権を実行することができる。ただし、破産管財人が正当な理由なく目的動産の引渡しを拒むということは考えにくいので、実際は、破産管財人と交渉・協力の上、目的動産を処分・換価することが多いと思われる。そして、換価の結果、被担保債権に不足部分が発生する場合には譲渡担保権者はこの不足部分について破産債権として債権届出を行い、一方、売得金が被担保債権全額に充当されて清算金が発生する場合にはそれを破産財団に組み入れることになる。

なお、流動集合動産譲渡担保においては、設定者の破産手続開始決定により目的物たる流動動産の「固定化」が生じ、譲渡担保権者は、固定化時点における個別動産の集合体に対して権利を行使することになり、固定化以後に特定の保管場所に搬入された動産に対しては、譲渡担保権者としての権利を主張することができないと解する見解があるが、反対説もある。

##### 民事再生手続

民事再生手続においても、上記に述べたのと同様、譲渡担保権者は別除権者として扱われ、手続外で権利を行使することができる。流動集合動産譲渡担保において、再生手続開始決定により目的物たる流動動産の固定化が生ずるか否かの問題がある点も同様である。

なお、民事再生手続は、事業の再生を目的とした手続であるので、設定者(再

---

渡担保権に基づく動産競売申立ては不可能であった。一方、改正民事執行法 190 条 1 項 3 号において、差押承諾文書に代えて執行裁判所による動産競売開始申立書の提出をもって動産競売の申立てが可能となったため、190 条 1 項本文の「担保権」に譲渡担保権も含まれると解し、譲渡担保権に基づく競売申立てができることと解することも可能となった。

生債務者)は、目的動産が事業の継続に欠くことのできないものである場合には、担保権者との間で別除権協定を締結し、目的動産の受戻しを行うことによって、担保権の実行を回避することも多く見られる。

また、目的動産について、事業の継続に欠くことのできないものとして、再生債務者より担保権消滅許可の申立てがなされ、目的動産の価額に相当する金銭の支払いを受ける代わりに譲渡担保権が強制的に消滅させられる場合がある(民事再生法 148 条)。

#### 会社更生手続

会社更生手続において、譲渡担保権は更生担保権に準じて権利行使すべきものとされ(最判昭和 41・4・28 民集 20-4-900) 譲渡担保権者は、更生手続開始までに担保権の実行を完了していない限り、更生計画の定めるところによらなければ被担保債権の弁済を受けることができない。したがって、譲渡担保権者としては、更生担保権者として更生手続において債権届出をなし、更生計画の中で弁済を受けることになる。

更生管財人は、譲渡担保の目的動産について、更生手続開始時の「時価」に基づいて評価を行い(会社更生法 83 条 2 項) 更生手続において策定する更生計画の中で弁済金額及び弁済方法を定める。なお、譲渡担保権者は、目的動産について管財人の行った評価額に不服がある場合には、その評価額を争うことができる(会社更生法 153 条)。

流動集合動産譲渡担保においても、破産、民事再生の場合と同様、更生手続開始決定(あるいはそれに先立つ保全管理命令)により目的物たる流動集合動産の固定化が生じ、譲渡担保権者は、固定化時点において存する集合動産に対して更生担保権者として権利を行使することになり、固定化以後に特定の保管場所に搬入された動産については、譲渡担保の効力は及ばないと解する見解があるが、反対説もある。

なお、譲渡担保の目的動産が在庫商品等である場合、更生管財人は、事業の継続のためこれらを商品として売却する必要があるので、譲渡担保権者との間で、目的動産に対する譲渡担保権について、売掛金債権又は売却代金相当額が入金された銀行預金債権に対する質権に担保を変換する旨の合意を行う例もしばしば見られる。

#### (ウ) 債権譲渡担保権の実行手続

##### 総論

債権譲渡担保は、債務者(設定者)が、第三債務者に対する債権(たとえば顧客に対する売掛代金債権)を、担保目的で債権者(担保権者)に譲渡する形

式による担保である。

したがって、その実行は、担保権者（＝債権譲受人）が、債権譲渡通知（民法 467 条の通知については、債務者から予め受領し又は発送の委任を受けていたもの）を第三債務者に到達させ（債務者対抗要件の具備）、自ら債権者として取り立てる方法（私的実行）によるのが一般である。

担保権者は、取り立てた目的債権額を、被担保債権の弁済に充当することができる。取り立てた目的債権額が被担保債権額を上回る場合には、清算義務を生ずる。

以下、集合債権譲渡担保（債務者の既発生債権及び将来債権につき一括して担保の設定を受ける方法）について、簡潔に検討する。

#### 実行方法

集合債権譲渡担保においては、設定契約上、債務者が債務不履行等により期限の利益を喪失するまでは、債務者に目的債権の回収及び回収金の使用が認められる場合が多い。しかし、債務者が期限の利益を喪失した場合には、担保権者は、債権譲渡通知を発送して自ら取り立てることができることになる。

この債権譲渡通知（債務者対抗要件の具備）の方法は、担保権者が債権譲渡登記（第三者対抗要件）を具備しているか否かによって異なる。

##### （a）債権譲渡登記を具備している場合

この場合、登記事項証明書を交付して通知する方法による（動産・債権譲渡特例法 4 条 2 項）。この通知権者は債務者（譲渡人）又は担保権者（譲受人）である。第三債務者に登記事項証明書及び債権譲渡通知の双方が到達した時点で債務者対抗要件としての効力を生ずる。債権譲渡通知を内容証明郵便によって行う場合、登記事項証明書はこれに同封することができず別便とせざるを得ないから、その双方が同時に第三債務者に到達するよう期すべきことになる。登記事項証明書は、原本であることを要する（東京地判平 11・9・17 金法 1561-76）。

##### （b）債権譲渡登記を具備していない場合

この場合、実務上、内容証明郵便など、確定日付ある証書により通知を送付し、債務者対抗要件のみならず第三者対抗要件を具備すべきことになる（民 467 条 2 項）。二重譲受人や破産管財人（最判昭 58・3・22 判時 1134-75）等の「第三者」に対抗する必要があるからである。なお、民法上の通知権者は譲渡人（債務者）であるが、担保権者は、一般に、予め債務者から債権譲渡通知書を預かるか、通知権限の委任を受けて発送する。

(c) 上記(a)・(b)のいずれの方法によるべきか

( ) 上記(b)の方法(確定日付ある証書による通知)の限界

設定段階における通知の送付は、債務者の信用不安を招来し、平時における債務者の回収にも影響を及ぼすおそれがあることから、実務上一般に困難である。そこで、(集合)債権譲渡担保においては、信用不安リスクを回避するため、平時にあっては通知を留保し、危機時に至ってはじめて通知を行いうる方法が実務上好ましい。しかし、危機時に至ってはじめて第三者対抗要件を具備することは、他面、倒産法上の否認リスクに直面する。

すなわち、上記(b)の方法は、確定日付ある証書による通知によって債務者対抗要件と第三者対抗要件を同時に達成する方法であることから、債務者の支払停止等の後にはじめて通知を送付すれば、対抗要件否認(破産法164条)のリスクがある。また、支払停止等を停止条件とする譲渡担保契約も危機否認(平成16年改正前破産法72条2号)の対象とされ(最判平16・7・16民集58-5-1744)、現行法でも偏頗行為否認の対象となる(破産法162条1項1号・3号)。支払停止等を予約完結権発生事由とする譲渡担保予約についても同様である。さらに、債権譲渡予約につき確定日付ある証書による通知がなされても、予約完結権行使により生じる債権譲渡につき第三者対抗要件としての効力は認められない(最判平13・11・27民集55-6-1090)。なお、譲渡担保権を設定した旨の確定日付ある証書による通知を設定時に送付して第三者対抗要件を具備し、債務者に支払停止等が発生した時点で譲渡担保権実行通知を行う方法も認められるが(最判平13・11・22民集55-6-1056)、実務上つねに可能な方法ではない。このように、上記(b)(確定日付ある証書による通知)の方法は、信用不安リスク・否認リスク及びそれらの回避等との関係で、実際上の問題点を多く抱えている。

( ) 上記(a)の方法(登記事項証明書の交付を伴う債権譲渡通知)の効用

以上に対して、(a)の方法は、第三者対抗要件たる債権譲渡登記と、債務者対抗要件たる債権譲渡通知が分離されており、債権譲渡登記を設定時に具備する限り、対抗要件否認のリスクは生じない。また、債権譲渡登記の概要を法人登記簿に記載する従前の制度は廃止され、債権譲渡登記による信用不安リスクは減少した。さらに、債権譲渡登記は、債務者不特定の将来債権の譲渡担保についても、第三者対抗要件を具備することが可能である。

以上から、実務上は、可能なかぎり、債権譲渡登記により第三者対抗要件を具備し、その登記事項証明書の交付を伴う債権譲渡通知の送付によって、債権譲渡担保を実行する方法が望ましいといえよう。もっとも、譲渡担保権者は、第三債務者が登記事項証明書の交付を伴う債権譲渡通知を受けるまでに譲渡人

(設定者)に対して生じた事由を譲受人(譲渡担保権者)に対抗することができる点などに留意しなければならない。

#### (工) 債権譲渡担保権と法的倒産手続

##### 破産手続

破産手続において、債権譲渡担保は別除権として扱われる。したがって、債権譲渡担保権者は、破産手続外において、第三債務者に対して債権譲渡通知を発送し、回収を図ることができる。

もっとも、前記の通り、債権譲渡担保権者は、破産手続開始決定前に第三者対抗要件を具備しない限り、債権の譲受(債権譲渡担保)をもって破産管財人に対抗することができない(前掲最判昭58・3・22参照)。

目的債権の額が被担保債権の額に満たない場合には、不足額につき破産債権としての届出を行い、目的債権の額が被担保債権の額を超える場合には、超過部分についての清算を行うことになる。

また、債権譲渡人について支払停止又は破産の申立てがあったことを停止条件とする債権譲渡契約に係る債権譲渡は、前記の通り、破産法162条1項1号・3号(平成16年改正前破産法72条2号参照)に基づく否認権行使の対象となる(前掲最判平16・7・16参照)。

##### 民事再生手続

民事再生手続においても、債権譲渡担保権は別除権として扱われ、手続外における実行が可能である。したがって、債権譲渡担保権者としては、第三債務者に対して債権譲渡通知を発送し、回収を図ることが可能である。

しかし、再生債務者は、一般に、売掛代金債権等、ABLにおいて債権譲渡担保権の目的債権とされている債権を発生させ、これを回収することにより事業を継続し、その再生を図るのであるから、債権譲渡通知が発送され、売掛代金債権等(目的債権)が譲渡担保権者によって回収されることになると、再生債務者は資金繰りに窮し、事業の再生が著しく困難となるおそれがある。また、譲渡担保権者によって再生債務者の顧客(第三債務者)に対する通知が発送された場合、顧客に一層の信用不安が拡がることになり、事業の再生にとって著しい障害となるおそれがある。他方、譲渡担保権者としても、再生債務者の事業の再生に協力した方が、より多くの回収を期待できる場合が少なくない。よって、再生債務者は、譲渡担保権者との間で、別除権評価額を合意し、その合意額を弁済する限りにおいて別除権の行使の猶予を受けるといった和解的解決を図るのが一般である(別除権協定の締結)。

担保権の実行手続の中止命令や担保権消滅の許可に関する民事再生法の規定

は、譲渡担保権にも類推適用されると解する見解が有力である（なお、集合債権譲渡担保の実行の中止命令につき、東京地判平成 16・2・27 金法 1722-92 及びその控訴審（東京高判平成 18・8・30 金判 1277-21）・上告審（最判平成 19・9・7 金判 1277-19）参照）。したがって、担保権者が債権譲渡担保権を実行した場合、再生債務者としては、再生裁判所に対して、譲渡担保権実行の中止命令の申立てを行うことが考えられる。また、再生債務者は、担保権者との和解的解決が困難な場合などにおいて、再生裁判所に対して、担保権消滅許可の申立てを行うことも考えられる（ただし、再生債務者は、別除権の価額に相当する金銭を裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければ担保権を消滅させることができない）。

民事再生手続において、民事再生手続開始決定（又は申立て）の前に第三者対抗要件を備えた債権譲渡担保権者は、開始決定（又は申立て）後に再生債務者の下で発生した債権についても、譲渡担保権の効力を主張することができるかにつき議論がある。開始決定等の前に第三者対抗要件を具備している以上、担保権の効力が及ぶと解する肯定説と、開始決定等の時点で目的債権が固定化することなどを根拠とする否定説などが対立している。

#### 会社更生手続

会社更生手続が開始された場合、債権譲渡担保権は更生担保権に準じて扱われる。会社更生手続は、担保権を拘束する手続であるから、債権譲渡担保権者は、更生手続の開始決定後は、担保権を実行することができない。しかし、開始決定前（保全管理期間中）であれば、担保権を実行することができるのが原則である。もっとも、保全管理期間中であっても、担保権実行禁止の保全処分や中止命令が発令された場合には、以後、担保権を実行することができなくなる。

会社更生手続において、保全管理命令や更生手続開始決定の前に第三者対抗要件を備えた債権譲渡担保権者が、保全管理人又は更生管財人の下で発生した債権について、譲渡担保権の効力を主張することができるかにつき議論がある。開始決定等の前に第三者対抗要件を具備している以上、担保権者が保全管理人・更生管財人に優先し、担保権の効力が及ぶと解する肯定説と、開始決定等の時点で目的債権が固定化することなどを根拠とする否定説などが対立している。

## &lt;参考文献&gt;

- ・ 『新版注釈民法(9)』(有斐閣)832頁以下(福地俊雄)
- ・ 道垣内弘人『担保物権法(現代民法 )〔第3版〕』(有斐閣)295頁以下
- ・ 貸出管理回収実務手続双書『債権・動産担保』(きんざい)512頁以下
- ・ 岡内真哉 = 田中秀幸「集合動産譲渡担保に関する論点の整理と新たな公示制度の提案」金融・商事判例1186号109頁以下
- ・ 東京地裁破産再生実務研究会『破産・民事再生の実務 上』(きんざい)261頁以下
- ・ 園尾隆司 = 小林秀之『条解民事再生法』(弘文堂)206頁以下
- ・ 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇」別冊NBL69号63頁以下
- ・ 花井正志「債権・動産譲渡担保と動産債権譲渡特例法」事業再生と債権管理109号18頁以下
- ・ 坂井・三村法律事務所編『Q & A動産・債権譲渡特例法解説』三省堂 第3章及び同書所掲の文献

### 3. 信用悪化段階別の対応

一口に担保物件の換価処分と言っても、ABLの実務上は、借り手の営業状態や貸し手と借り手の関係等を考慮しながら進めていく必要がある場合が考えられる。本節では、前章のモニタリングを踏まえながら、借り手の業績に変調が認められるような場合に、どのようなステップを考えておくのかといった問題意識に焦点を当てて、解説する。

#### (1) 信用悪化の段階別の処分

動産担保物件を処分する場合、借り手の状態や貸し手との関係などに応じて、処分のタイミングや方法などが異なる。例えば、過剰在庫の処分による建て直しの場合、業務の縮小、撤退の場合、借り手との協力関係が失われた場合、処分できずに貸し手が放棄する場合等について、考慮することが考えられる。

以下、上記のような場合別に処分実施の考え方、手順の一例を記述する。なお、ここでは法的整理の場合を除き、譲渡担保権の私的実行に限定して述べることとする。

#### (ア) 過剰在庫の処分による建て直しの場合

ABLの本旨はゴーイング・コンサーンの仕組みであり、動産担保の物件処分においては、モニタリングによる借り手や担保物件の状態の把握度合いが重要な判断要素となる。したがって、借り手とのリレーションが維持できており、かつモニタリングによる検証を踏まえて過剰在庫が早期発見できる場合には、借り手を主体として通常の商流のルートで処分が可能かどうかを第一に検討すべきである。適切なモニタリングの効果として在庫の変化の早期発見により、価格の大幅な値引きなしに処分できるかがポイントとなる。次に、タイミングがやや遅れた場合には、過剰在庫の処分について、通常の商流ルートでの処分が難しい場合もあり、ビジネスマッチングを活用した処理が考えられる。この場合、動産の購入先として金融機関の取引先を紹介することも可能であるが、物件によっては他のルートからの紹介により、処分事業者を斡旋することもできるような仕組みが期待される。

#### (イ) 業務の縮小、撤退の場合

原則として、借り手とのリレーションが維持されている限り、通常の商流ルートにおいて売り切り処分をして債務の弁済に充てていくことが、回収の最大化を図るためには重要である。ただし、通常の商流ルートでは処分しきれない場合は、前項同様ビジネスマッチングを活用したり、処分業者に全面的に委託して閉店セールを実施したりすること等により換価処分を行うことが有効である。前項並びに本項のケースは、借り手が主体となって換価処分を行う、あるいは行わせることがポイントであり、担保権の実行ではなく任意処分による回収をもって処分を終了することで、コスト面から見ても回収の極大化が図れることとなる。

#### (ウ) 借り手との協力関係が失われた場合

借り手との協力関係が失われた場合には、任意処分が不可能となるため、担保権の実行ということになる。この場合は、通常期限の利益の喪失条項に抵触するケースであり、借り手に対して期限の利益の喪失並びに譲渡担保の実行を通知する。動産譲渡担保権の実行は、私的実行によるものとしても、被担保債権の弁済期が到来しただけでは、担保目的物たる動産所有権の確定的移転は当然には生じないとされており、目的動産所有権の確定的移転のためには、譲渡担保権者（債権者）から設定者（債務者）に対する実行通知（確定的な所有権を取得する旨の意思表示）が必要とされている。

また、集合動産においては、倉庫等、ある特定の場所に存在する動産すべて

を担保目的物としており、絶えず目的物の中身が入れ替わる流動的な状態にあるため、通知により担保の目的物たる動産を「固定化」することにより実行対象を確定する必要がある。なお、「固定化」が生じた場合、それ以降に特定の場所に搬入された動産については譲渡担保権の効力が及ばないこととなるので留意する。

#### 占有の確保

動産譲渡担保における担保権実行手続きの中で問題となるのが占有の確保である。法的には所有権を取得したとしても目的動産の占有は設定者に留められているため、設定者が任意の引き渡しに応じなければ、散逸したり処分されてしまうおそれがある。また、例えば生鮮食料品等目的動産の種類によっては、占有の確保に時間がかかると担保価値が著しく減少・毀損し、あるいは無価値になってしまうおそれがある。

したがって、譲渡担保権者は、目的動産の占有をできる限り迅速に確保することが実行手続における最重要の課題となる。

#### 引渡請求

まず、第一に譲渡担保権者は、担保の実行として、設定者に対し、目的動産の引渡請求が可能であり、任意に応じてもらう。

#### 所有権に基づく引渡請求訴訟

設定者が任意に目的動産の引き渡しに応じない場合、譲渡担保権者としては、目的動産について引渡請求訴訟を提起し、引き渡しを命じる判決を得て、これを債務名義とした目的動産の引渡執行を行うことによって目的動産の占有を取得することになる。

#### 保全処分

しかし、引渡請求訴訟の提起から確定判決までは時間を要するため、その間に目的動産が散逸・毀損したり、処分されたりするおそれがある。そこで、譲渡担保権者としては、目的動産の散逸・毀損を防止し、将来の引き渡しを確保するために、占有移転禁止の仮処分、処分禁止の仮処分、引渡断行の仮処分といった保全処分の申立てを行うことを検討する。いずれにせよ、動産の換価価値は時間の経過とともに劣化する可能性が高く、仮処分の申立準備から仮処分命令を得て実際に保全執行としての動産執行に着手するまでには、1週間～1ヶ月程度要するため、迅速に対応しなければ結果として執行不能となってしまう可能性は否定できない。なお、譲渡担保権者は、保全処分が奏功して

占有を確保した場合であっても、本案訴訟を提起して、目的動産の引き渡しを命じる確定判決を得ることが必要である。

#### 自力執行

自力執行による搬出行為が窃盗罪を構成し、社会通念上の受忍限度を超えた違法な行為であるとした判例(最判平成元・7・7 刑集 43-7-603)が存在する。また、判例上、目的物の引き渡しは清算金の支払いと同時履行の関係に立つとされている点からすれば、借り手との協力関係が失われた場合には、原則として、設定者の承諾がない限り、自力執行は認められず、本訴提起及び動産引き渡しの強制執行手続きによるべきである。ただし、借り手が倒産し、かつ代表者が行方不明になっている等の事情下においては、自力執行は、代表者に代わる管理者が置かれている等の特段の事情がない限り、不法行為に基づく損害賠償責任を発生させるとまではいえない(最判昭 53・6・23 集民 124-127)とされている。

なお、実務的には、目的動産の搬出を可能とするために、譲渡担保契約の段階で設定者との合意に基づき、譲渡担保権者があらかじめ目的動産の保管場所に支配を及ぼすことができるようにしておく方法(「出保管」)をとることが可能である。この場合、譲渡担保権者は占有を確保していることになり、目的動産の搬出を適法になし得る可能性がある。

#### (エ) 処分できずに貸し手が放棄する場合

動産担保物件の処分に際しては、物によって全く処分できないケースや処分後の残骸として、無価値物や廃棄物が残存する可能性がある。無価値物については、有価値物を処分する際に一緒に引き取ってもらうよう要請(バルクセール)を行うことが可能である。入札あるいは相対取引であっても、無価値物の引き取りを条件とすることが一般的には行われているが、価格面に影響がでる可能性は否定できないので、自ら処分する場合のできないリスクやコストとの比較検証が必要であると思われる。また、廃棄物を処分しようとするならば、実費を負担することにより処分事業者に委託して処理することは可能であると思われる。ただし、費用対効果の問題で、動産の処分に多額の費用を要し、その費用が回収金の額を上回ることが見込まれる場合は、費用倒れとなってしまうほか、場合によっては、目的物たる動産の所有権者として管理責任を問われかねない事態を生じるおそれも想定される。

このような場合に備えて、貸し手としては、譲渡担保権の行使権限に関する規定を譲渡担保契約書に手当てしておくことが可能である。信用保証協会のABL(流動資産担保融資保証制度)においても、棚卸資産の譲渡担保権の行使につ

いて、流動資産譲渡担保契約証書第17条2項に「貴行及び貴協会は、第1章及び前章の各担保の全部又は一部について、貴行又は貴協会の判断により、担保として権利行使しない旨の意思表示をすることができるものとします。この場合には、その意思表示の対象となった権利は当然に債務者に帰属するものとします。」と規定している。

#### (オ) 第三者による代理占有の場合

目的動産が倉庫業者等の第三者により代理占有されている場合、すなわち、指図による占有移転の場合においても、担保物件の保全が重要である。倉庫業者等は設定者（借り手）との寄託契約により、倉庫の賃料を設定者から支払われている関係もあり、設定者からの要求に応じてしまう可能性がある。また、倉庫業者等は設定者に対し賃料債権を有する債権者でもあるので、自己の債権回収のために担保動産を処分してしまう可能性もある。したがって、譲渡担保権者としては、倉庫業者等に対して譲渡担保の実行通知と引渡請求を行う必要がある。さらに、状況に応じて仮処分の申立てを行い、占有の確保を最優先に行う必要がある。なお、設定者が倉庫の賃料を滞納している場合、倉庫業者等も商事留置権（所有権的構成を考えれば、物件の所有権は貸し手にあるため、商事留置権は発生しないとの考え方もある）を盾に担保動産の引き渡しに応じないケースが想定される。この場合には、未納の賃料総額と担保動産の価値を比較したうえ、担保動産の価値が未納の賃料を上回ると判断できれば、立替払いをして担保動産の引き渡しを受け占有を確保することも考えられる。この場合、立替えた賃料は、不動産における競売費用と同様に担保動産の処分に要する費用として、処分代金から充当することが考えられる。

#### 債務者（借り手）との関係別物件処分の考え方

	処分主体	手続の煩雑さ	主な処分手法	処分価格
過剰在庫の処分による建て直し	債務者	小	売買事例、入札、オークション	大
業務の縮小、撤退	債務者	小	売買事例、入札、オークション	中
債務者との協力関係が失われた状態	債権者	大	売買事例、入札、オークション	小
処分不能で貸し手が放棄	債権者	中	入札、放棄	最小
第三者による代理占有	債権者	大	売買事例、入札、オークション	小

## (2) 借り手との関係別のポイント、留意点

次に、信用悪化時の対応のポイントを、借り手との関係の段階別に見ていく。

第一段階は、過剰在庫の処分による建て直しや単なるリストラの段階である。この場合、借り手にとっても余分な在庫を持っているほうがロスにつながるため、多少ディスカウントしても手放したほうがいいという合意を形成しやすい。過剰在庫の処分は、経済的には、企業の通常の活動に含まれるという理解だが、譲渡担保に関して、法的には借り手に委ねられている通常の営業活動の範囲は超えていることが考えられる。この点、コベナンツにおいて、グロスマージンについての条項が入っているような場合（コベナンツにおいて、通常外の事業活動を、価格（半期平均のグロスマージンなど）及び、販売量（在庫回転期間の変化幅など）で規定する場合がある。）在庫を処分する際に抵触することになる。銀行取引約定書の52条、請求による期限の利益喪失に該当する（当然の喪失は同51条）。つまり、グロスマージンがいくらになるかわからないが、貸し手と事前に合意して過剰在庫の処分を実施する必要がある。

処分代金は優先的に債務弁済に充当される。処分価格は、業者間取引の場合低くなってしまうことがありえる。しかし、個人向けに処分するなら適正な価格が付きやすい。

シンジケートローンの場合、処分実施は単独融資の場合よりも複雑である。処分のタイミングは、通常シンジケーションを組む段階で決めておく。多数決、全会一致、貸付残高を基準にした議決権などの方法がある。シンジケーションは、処分に関しては、まだ標準的な慣行が定まっていないので、プラクティスが確立するまでは注意が必要である。したがって、ABL実施の場合、処分まで想定した場合は、基本的には、メインによる集中の方が現段階ではやりやすい。アメリカでは基本的に一行で融資を実行しているが、これは融資を細分化すると経済的に合理的ではない場合が少なくないからであろう。

以上見てきた第一段階は、事業の継続性が大前提であり、その場合、処分の規模が最大のポイントである。

第二段階としては、必ずしも事業の継続性を前提にできない場合である。さらに、借り手の協力が得られる場合（処分によって完済される場合）と、借り手の協力が得られない場合＝交渉ができない状態（処分しても残債が残る場合が典型的）の2通りに区分できる。

まず、借り手の協力が得られる場合は、処分事業者にいくらで処分できるかオファーをかける。借り手に対しては、期限の利益喪失をもって、物件の引渡しを要請する。その際、処分するために担保物件を査定し、また、物件の数量が変わるといけないので、即座に銀行が占有し、処分会社の倉庫に運び入れることが考えられる。念のため、物件確保のため、借り手からは引渡しの同意書

を受け入れるほか、処分事業者とは売買契約を結ぶ。

この場合の留意点は、早期売却の価格とバルクセール価格の大小関係で対応が異なる。物件の特性や処分コストを勘案して時間を区切る必要がある。なお、残債がある場合で、事業の継続性があれば、仕入れができなくなった段階で、コミッション商売に変更する場合もある。

次に、事業の継続性がなく、借り手の協力が得られない場合 = 交渉ができない状況、に関しては、法的な手段に訴えなければならない。まず処分禁止の仮処分を申請することになる。

#### 4 . 処分・換価実務のポイント

前述のように、一定の処分のタイミングと方法を決定したうえで、実際の処分に際しては、可能な範囲で客観性、透明性、経済合理性を追求することが期待される。具体的には、 売買事例の活用、 複数の処分業者からの入札実施、 オークションの実施、 といった方法が考えられる。

##### (1) 処分価格の妥当性

##### (ア) 処分価格の妥当性の考え方

譲渡担保債権者（貸し手）の立場からは、実務上、設定者（借り手）に対して、適切なモニタリングの効果として、信用悪化の程度に応じた対応をとることが可能となる。すなわち、早期発見ができれば借り手との協力関係が維持されている状態で、通常の商流ルートによる処分を指導することも可能であり、一部の過剰在庫をビジネスマッチングとして風評リスクに晒されることなく処分することで、信用悪化を防止することも可能である。この場合、借り手の事業継続が前提であり、処分価格の妥当性を問われることは殆どない。借り手の信用悪化が進行し、譲渡担保の強制処分の段階に至った場合には、動産が担保としての保全力を問われることとなり、債権者としても可能な限り経済合理性を追求しようとする。また、その場合には、債権者が譲渡担保権者として担保の実行を行うことになり、殆どのケースでは、外部の専門事業者に委託して処分することになるので、経済合理性に加え、取引や処分価格の客観性、透明性が問われることになる。

処分価格の妥当性（客観性）を担保する方法としては、一般論として、 売買事例の活用、 複数の処分業者からの入札実施、 オークションの実施、 といった方法が考えられる。

処分価格として、どの程度が見込まれるかは、対象物件の種類によってまちまちであるが、経験値として、簿価（仕入価格）に対して10%を下回るような価格帯であれば、バツタ価格の領域（3-5%が目安）であるとされているようである。

なお、安易に現金問屋等にバツタ価格での売却を行うと不当廉価売却とみなされる可能性があるため注意が必要である。客観性のない不当な廉価での売却とみなされた場合、後日管財人や他の債権者に適正価格との差額の清算（返還）を求められたり、目的物に対する留置権を主張されたりする可能性がある。

また、動産譲渡担保の場合には私的な担保実行以外に選択肢がないが、事業会社の場合には、商品販売に伴う動産先取特権に基づいて、差し押さえの後動産競売を行うという方法もある<sup>37</sup>。

## （イ）処分価格の妥当性に資する手法と事例

### 売買事例の活用

担保目的動産は多種多様であり、様々なケースが考えられるが、売買事例を活用する場合というのは、処分の形式が相対取引で、かつ換価市場（セカンダリー・マーケット）が存在する動産である。換価市場の類型の中では、ディーラー型や小規模相対型がほぼこれに該当する。設備や機器という個別動産のケースが多いと思われるが、集合動産でもブランド品、家電や古本、CD・DVD等身近に中古の市場が存在し、売買事例が豊富であり、換価し易い物件である。この場合、価格が公表、又は誰でも知り得る状態にあり、マーケット・ヴァリューとして一般的に認知されているケースであることから、換価性や客観性・透明性の観点から妥当性があると思われる。

### 複数の処分業者からの入札実施

通常、金融機関が不動産担保を処分しようとする場合に、実際に実施している最も一般的な手法であり、競売は当然ながら任意売買においても入札により経済合理性を追求し、取引や処分価格の客観性・透明性の確保が可能な仕組みである。ほとんどの動産担保の処分についても不動産同様に最も有効かつ現実的な手法であるといえる。

また、この手法であれば、処分が困難な物件を処分可能な物件と抱き合わせにして（いわゆるバルクセール）処分することも可能である。この場合、譲渡担保権者自らが売却主体となって、複数の処分業者にアクセスすることにより、

<sup>37</sup> 平成15年7月25日に成立した「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」により、民事執行法190条が改正された。旧民事執行法190条では、動産競売は、債務者の任意の協力が得られない限り、事実上、担保権の実行ができないとの問題が指摘されていたが、改正法では、債務者の任意の協力が得られない場合であっても、動産競売を開始することができるようになった。

入札を実施する方法と外部の専門業者に委託して実施する方法とがある。前者は、社内にノウハウのある専門の部署や担当がいる場合や信頼関係や取引実績のある業者とアクセスができている場合にほぼ限定されるが、処分費用は廉価となる。動産の処分についてのノウハウがない等、一般的には後者のケースが多くなるのではないかと想定され、ビジネスマッチング等を通じて外部の専門業者の紹介依頼をすることも有効である。また、前者の場合においても、目的動産によっては、業者にも得意不得意の分野があるので、処分価格の妥当性を確保するためには、最適な売却先を選択する必要があるので、同様にビジネスマッチング等を活用することが有効となる。なお、後者の場合、担保処分費用として手数料の負担がある。

#### オークションの実施

一部の動産の処分については、オークションが利用可能であるが、現状ではインフラとしては不十分な状況にあり対象となる動産も限定される。オークションといっても、特定の動産について業者間取引を行っているものや公開市場として一般消費者も参加可能なオークションもある。また、最近では、一般消費者向けにインターネットを活用したオークションもあり、対象となる動産(物件)も拡大傾向にあり、マーケットの拡がりとともに動産の換価市場の普及・発展に大きな影響を与えることになる。

担保物件の換価処分を請け負う外部専門業者はリクイデーターと呼ばれ、外資系数社、国内にも数社程度が存在する。また、動産の買い取りを行っている業者としては、いわゆるバツ屋といわれる中古品取扱い業者が存在する。それ以外にも、消費財・製品等であればディスカウンター、原材料であれば商社、機械・機器等であればリース会社など得意分野のある業態が存在し、そこに一般消費者を対象にした中古市場やインターネットを利用したオークションが加わり、徐々に換価市場も拡がりを見せている。

### 【(参考) ネットオークションの特徴】

中古製造設備、機器類の売却処分の場合 website を利用することが可能な場合がある。物件によってはグローバルなネットオークションも利用可能である。以下、ネットオークションの特徴について整理する。

#### (a) ネットオークション特徴、メリット

- ・ サイト上の写真で現物を確認するなどにより、無保証が原則である(下見が必要なケースもある)。
- ・ 購入希望機器が集中的に出品されている特定サイトにアクセスし、必要なものを必要な時に購入できる。
- ・ グローバルな市場の売手、買手がオークション、個別入札に随時参加できるので売買市場が大きく売却の可能性が高まる。
- ・ 購入者が支払いを行った後で商品の引渡しが行われるのが原則であり決済のリスクが少ないと言える。
- ・ 最低入札価格を設定することで一定価格以上での売却を狙える。
- ・ 売却対象物が比較的高価な製造設備等の場合買手が限定されるのでオークション形式では無くネット入札形式での売却処分が可能である。
- ・ 売り手にとっての売却コストが一般に割安である(買手がオークション会社に手数料を支払うため)。

#### (b) ネットオークション利用手続き概要(一般的要件)

(オークション会社が全ての業務を代行するケースもある)

- ・ ネットオークション会社とのサイト利用契約締結
- ・ 売却対象品の仕様、複数枚の商品の写真の準備
- ・ オークションサイトに掲載、広告実施、下見実施
- ・ オークションを2～3日間実施(契約後3～5週間後) 売買結果報告書提出
- ・ オークション会社が落札者から代金回収し一時保管(エスクロー勘定とする)
- ・ 買手に商品を引き渡す(買手が引き取り手配を行う契約が多い)。輸出の場合は売り手が輸出関連書類(該否判定書含む)を準備する。
- ・ 商品引渡し後に商品代、経費等の精算を行う。

## (2) 処分ルート of 確保

まず、処分ルートの確保を追及した考え方の一例を示す。次いで、処分ルートの確保を図るための体制整備に向けた考え方の例を紹介する。

### (ア) 処分ルートの確保の一例

処分ルートの確保として、実務的でわかりやすいのは、第三者（評価会社や一般の事業者）に評価してもらう際に買取行為をコミットしてもらう方法である。この場合の評価は、買い取りを想定した価格が基準になる。実際の処分時には、物件の種別の構成比や物件の市場価格が変動しているため、再評価をしたうえで、買い取ってもらうことが望ましい。評価額を算出するロジックは同一とすることで、恣意性を回避することができる。

ロジックで想定していないリスクが顕在化する場合もあるので、当初の評価はこの不確実性も考慮して、一定の掛け目を想定しておくことが望ましい。ロジック外の評価変動に起因するコスト（処分額の減価）の負担に関して、法的、制度的な変更に関与するものなどは評価会社の免責事項として取り扱われる場合も考えられる。また、例えば有害物質のデューディリジェンスを行わずに、当該問題が生じた場合は銀行のリスクになる可能性がある点にも留意が必要である。実際の処分は、担保物件の保全の段階から評価・処分の事業者と協力して実行する。

利益相反の排除のためには、処分に際しては、買取保証をした評価業者とは別の処分事業者にもビッドしてもらうことが望ましい。これによって、初期評価の独立性が事後的に検証される筋合いにあるので、当初の評価額を意図的に低くするといった利益相反のインセンティブが働きにくくなる。買取が保証されない場合でも、処分委託を確約したのちに評価してもらう。このように、原則として ABL 案件で評価時に評価会社と買取保証や処分委託を事業の基本契約として結ぶというのは、ひとつの考え方である。この場合、評価会社に管理業務を行ってもらう場合もある。

### (イ) 処分ルートの確保の制定に向けて

貸し手は、実際の処分実施の有無にかかわらず、ABL 業務の一貫したポリシーとして、処分ルートを確保しておくことが望ましい。処分ルートの確保とは、例えば、以下のような点を制定しておくことが考えられる。

- (ア) 社内手続きの明文化
- (イ) 換価市場の事前把握（評価の際にも考慮すべき事項）
- (ウ) 商流価格と換価市場価格の形成構造の把握
- (エ) 複数の処分価格シナリオの設定
- (オ) 外部専門業者の把握
- (カ) 外部専門業者とのマスターアグリーメントの制定
- (キ) 事前の仕組みづくり など

#### 社内手続きの明文化

ABL 業務を普及・定着化させるためには、社内手続きの明文化が不可欠である。金融機関の融資業務においては、案件の受付から最終処理に至るまでの手続が制定されているのが普通である。また、一般的に債権譲渡担保の手続については、信用保証協会の制度融資が従前から存在するので、基本的な手続の流れは、担保が債権から動産に替わるだけであるが、担保が「動産」であるがゆえの手当てが必要となる。すなわち、担保としての「適格性」のチェック、「評価」、「管理手法」「換価市場」の確認等を事前を実施し、「モニタリング方法」や「処分手続」等を手当てすることがポイントとなる。

#### 換価市場の事前把握（評価の際にも考慮すべき事項）

前項でも述べたが、担保が処分可能な物かどうかを事前に把握しておく必要がある。処分可能性に疑義がある動産については、評価機関や複数の外部業者に確認し、担保としての適格性を判断する。事前チェックの段階で処分が不可能であることが判明した場合は、担保取得を取り止める事も検討する。

#### 商流価格と換価市場価格の形成構造の把握

外部の評価機関に「評価」を依頼すると、一般的に簿価に対するマーケット・ヴァリューともいうべき「商流価格」と強制処分価格ともいうべき「換価市場価格」がわかるので、それによりビジネスとしての事業価値、動産としての換価価値や在庫の実態等を把握することが可能となる。また、仮に借手がデフォルト場合における回収見込みの目安をつけることも可能である。物件により価格の形成構造が異なるので、案件の積上げにより掛け目を検討することも考えられる。

#### 複数の処分価格シナリオの設定

借り手や担保動産の状況、処分のタイミングにより、処分価格が異なってくるので、経済合理性の観点からは、最大回収を図るため、モニタリングによる異

常の早期発見時点での任意処分から、法的破綻による処分に至るまでのシナリオを検討する。

#### 外部専門業者の把握

一般的に、金融機関にとって、「動産」は不得手な分野であり、外部の専門業者に委託せざるを得ない場面が登場することが想定されている。担保動産についての第三者の客観的な「評価」、目的動産によっては、倉庫業者等による「管理」、最大回収を図るための「換価処分」といった大きく分けて3分野において、それぞれ外部の専門業者に委託をすることで ABL 業務の手続がスムーズに行われる場合が多いことは、想像に難くない。そのためには、外部専門業者を把握し、社内手続きに組み込まれた形で、外部専門業者が機能できるような体制を確立することが重要である。外部専門業者に対しては、取引実績や信頼関係が重視されるが、自社の取引先等でアクセスルートがない場合には、他からの紹介ルートを活用する等も考えられる。

#### 外部専門業者とのマスターアグリーメントの制定など

ABL 業務の手続きの流れの体制の中に外部専門業者を組み込むためには、マスターアグリーメント（基本契約）を締結しておくことも検討すべきである。マスターアグリーメントを制定するうえで重要なポイントは、委託対象業務の明確化、顧客情報の取扱いと守秘義務並びに管理責任の明確化と再委託の条件に加え、監査・検査・立入調査権限に関する事項である。

#### 事前の仕組みづくり

貸し手（委託者）、担保設定者（借り手）及び、外部事業者・倉庫会社らの第三者（受託者）間で、事前に貸し手からの依頼があった場合の処分方法について取り決めることも考えられる。具体的には、貸し手からの指示に従い、担保物件を貸し手、あるいはその指定人に担保物を占有変更（引渡し）する際には、外部事業者・倉庫会社らの第三者（受託者）は事前に定められた方法に従う限り免責される、旨を明確に記した契約書を締結することなどが考えられる。

### （3）回収シナリオの想定と物件の確保

特に、信用度が低い（低下した）場合、物件の価値の評価を厳格に見通す必要がある。具体的に回収シナリオをシミュレーションし、法的な担保権の実行や物件の確保などに関しても、不確実性に機動的に対処できるように準備しておくことが有効である。

企業の信用力が低下した結果、契約上の財務コベナント等の誓約事項に抵触し、担保権者（貸し手）が事業キャッシュフローでは返済が困難になると判断した場合、担保による回収シナリオを最終的に実行に移さざるを得ない局面も出てこよう。

このとき、重要な視点は、（１）キャッシュフローの源泉である在庫の保全と処分方法、（２）在庫の価値評価、に集約される。

#### （ア）在庫の保全と処分方法

在庫等の物件を譲渡担保として徴求した場合、種類の特定、量的範囲の特定、場所の特定を行い、物件の特定を行うことになる。当該特定場所から離れた場所にある同種の物件については、仮に担保権を実行しようとしてもできないことから、実行（動産換価）時には、在庫の確保が必要であるといえる。まず、動産を換価する方法としては、法的には大別して以下に分類される。

#### 私的実行

譲渡担保権の私的実行の場合、担保動産について担保権者に一旦所有権を移転させることにより、担保権者が所有者になることから、自ら処分先に対して販売・売却をすることになる。

#### 任意処分

企業等（法的手続の場合には、申立代理人や管財人）が処分先に直接売却することになるため、当該企業等の協力が不可欠になることから、企業等との良好な関係が維持されることが前提条件となるものと考えられる。

動産を処分する際に、担保権者に処分能力が認められない場合には、専門事業者を活用することが想定されるが、そのときの換価方法のとしては、大別して以下に分類される。

- 専門事業者に一括して売却
- 専門事業者に動産販売を委託

専門事業者の事業モデルや資金調達力にも依存するが、担保権者としてはの方が事務の工数的にも、また換金速度の観点からも望ましいと考えるが、の方がある程度の時間をかけて流動化することが可能であることから、一般的には価額が高くなるため、どちらが望ましいかについては、ケースバイケースであるといえよう。

次に、在庫の確保については、企業が担保権実行に協力的な場合と、非協力的な場合とがある。協力的な場合、担保権者が自力で別の倉庫等を賃借して在

庫を物理的に移動して管理・保管することが望ましく、企業が保有している倉庫をそのまま使用する場合には安全性が低下する恐れがあるため、留意すべきである。後者の場合には、使用貸借権が担保権者に発生するような契約とする等の工夫によりリスクを軽減することができると考えられる。また、非協力的な場合には、裁判所に対して仮処分申立等を行い、裁判所から引渡を命じる判決を得て、動産引渡執行し、担保権者が一旦所有したうえで処分することになるであろう。さらに、第三者から倉庫等を賃借している場合には、企業が賃貸料を延滞している状況下においては、倉庫事業者が商事留置権を主張し、動産を倉庫から持ち出せなくなる恐れがあることから、倉庫等の賃貸借契約の確認が必要になる。以上の状況においては、物件について、一般論ではあるが、以下の点についてチェックしておくことが肝要である。

#### (a) 所有権の有無

保管場所においては、常時、他人の所有物と混在せずに、別置して区分管理を行うことが必要になり、所有権がない場合にはそもそも担保として、提供することができない点、注意が必要である。また、所有権留保や譲渡担保の設定がないか念のため再度チェックすることが望ましい。

#### (b) 動産を販売する際の許認可・届け出等

これは、経済的な価値の問題というよりも、法的観点からの担保適格性の問題であるが、動産を動かす場合に許認可・届け出が必要になる場合があり、担保権実行の際に慌てないために事前に関係業法を精査する必要がある。

例えば、許認可等が必要な業種としては、石油、化学物質、酒類、医薬品・化粧品、たばこ（これらに限られない）がある。任意処分であれば、企業が継続的に管理を行い、かつ販売者になることから問題は生じないが、私的実行であれば担保権者が所有権と占有を取得して、販売することとなるため、このような許認可等の論点が発生することになる。

#### (c) ブランド品

企業とライセンサーとの間で、ライセンス契約が締結されている場合、担保権設定禁止条項、業況の悪化を事由として販売ライセンス契約が失効する条項等があることから、チェックが必要であると考えられる。

#### (d) 劣化が早い動産等

生もの等、劣化の速度が早い動産については、処分性の観点から、経済的価値が急速に毀損する可能性があるため、留意が必要である。

いずれにしても、所有権の所在、すなわち所有権が当該企業にあるのか、あるいは所有権留保や譲渡担保が既に設定されているかどうかのチェックを事前に可能な範囲内で行っておき、日頃から通常の当該企業の取引形態を把握しておくことが望ましい。

また、業況が悪化の途上にある場合等には、在庫が予定された場所に置かれているかどうか等の蓋然性を高めるためのモニタリングの頻度を上げることが、リスク軽減の対策として考え得る手段である。

#### (イ) 動産の処分価格の想定

担保権者（貸し手）としては、元本の回収可能性が一義的には重要であることから、現時点における物件（動産）の価値が最低限どの程度であるのかについて高い関心を持たざるを得ない。このとき、動産の構成物の内容にもよるが、一般的には、特定の市場性の高い製商品（石油、金属等）を除き、担保権者が物件を適切に評価することは困難であることから、第三者の専門事業者（リクイデーター）に評価を依頼することになる。

ここで重要なことは、担保権者として動産について迅速に換価処分をしなければならないことから、通常の営業循環と比較して短期間で大量の動産を第三者に売却し、現金化する場合の評価額（処分価格）を想定するべきである。これは、企業が事業を継続している前提での価値評価とは一線を画すものであり、通常のリスクに加え、リクイデーション特有のリスクを勘案した上で、リクイデーション費用を控除して求める価値評価額である。

期限の利益喪失事由に抵触した場合、価値毀損の速度が速い場合も想定されることから、速やかに価値評価を依頼し、処分に際して事前に相場観を形成しておくことが望ましい。特に、業況悪化に伴う資金繰り確保のために粗利益率を犠牲にして安売りを行っている場合、動産の価値が急速に劣化する可能性があることや、商品構成の変化及び季節変動に伴い価値評価が変動することから、（もし融資の前に専門事業者に評価を委託した場合には）前回の評価額と比して評価額が大幅に変動する可能性があることに留意が必要である。

#### (ウ) 物件の確保

##### 物件確保の対応原則

処分の段階では、何よりも物件確保を先行させる必要がある。まず、物件の確保においては倒産前、倒産後で対応が異なる。倒産前の場合には借り手と協議のうえ物件確保となる。企業活動が継続されているため顧客との協議が合意すれば物件確保は円滑である。倒産後の場合は弁護士との協議になるが、保全命

令がかかっているため物件確保は容易である。法的手続以外（実体喪失等）の場合は物件散逸リスクが最も高まるために迅速な物件確保が必要である。

借り手の協力が得られるかどうかで、注力すべきポイントが異なる。仮に借り手の協力が得られる場合は、債務のリスケジュールや他の方法による保全強化などの交渉を行う。協力を得て進める場合として、例えば支払不能等の原因が一過性である場合や、エクスポージャーが大きい場合などが一般に想定される。また、老舗企業の場合は、破産など処分型の清算はみっともないという考え方から、協力が得られる場合がある。

一般的には、借り手の協力を得て担保権の実行ができる場合は非常に少ないのが実態である。したがって、対象資産が散逸する危険がつきまとうのが通例である。また、動産の種類によっては短時間での品質の劣化等がその価値を大きく毀損する場合もある。このように、ABLの実務では、必要に応じて動産執行をいかに機動性に行うかが重要である。

しかし、保全処分の発令から執行までに要する時間は4日～10日程度と、上記の観点からは時間がかかりすぎる場合が少なくない。すなわち、商品の処分、譲渡、隠蔽を防ぐために、通常の実務では、対象目的動産に対して仮処分の申請を行う場合が多く、準備、裁判官の面接、保証金の決定と入金といったプロセスを経て仮処分の決定を得た上で、動産執行の申立を行い執行に着手するが、実際に執行に着手するまでに2週間ぐらいかかることもあり<sup>38</sup>、この間、事実上の保全をどうするかということが現場では非常に大きなポイントである。

同意なしで引き上げると不法侵入、窃盗等刑事罰の危惧がある。すぐに引き上げが行えない場合は、まず担保物件である事を解かりやすく明示する必要がある。

商社などの実務では、倉庫内の商品であれば倉庫の出入口にトラックや自動車置いてモノ（動産）の出入りを遮断するといった対応や、警備会社を使って24時間動きをチェックするといった、いわば力仕事でしんでいるというのが実態のようである。また、債務者の倉庫に鍵がかかっていると倉庫に立ち入ることができないといった問題に対処するため、保管倉庫の使用貸借契約を結んで入れるようにする「出保管」を設定する場合もある。

実際の引き上げ実務は運送会社を活用するケースが大半である。但し、担保物件によっては引き上げに専門性を要する事もあるので、適性のある運送会社を活用する。

<sup>38</sup> 特に地方では執行官が2～3カ所の裁判所を掛け持ちで対応しているために1～2週間予定が空かないといったケースがある。

### リース会社における対応の一例

銀行の ABL による動産譲渡担保とリース会社のリース取引での所有権留保付の割賦での物件確保はほぼ同様であると考えられる。個別動産（リースや割賦の物件）については、ベンダーと組んで、物件の引き上げをしている。ファイナンス実行時にリース会社は、口座の入金は確認するものの、日常的に借り手のモニタリングはしていない。しかし、ベンダーはサービス品の補充・修理などで日常的に取引をしており、債権も保有しているので、借り手の状況をより把握していると考えられる。

1ヶ月でもリースや割賦の入金が確認できないと、訪問などにより企業の状態をチェックする。状態によっては常時監視する対応をとることもある。この際に、警備会社を活用することもできるが、物件の確保が必要なときほど不当な持ち出しなど緊急事態が起こる可能性が高く、その場で判断が必要になるので、警備会社に任せられないことが多い。実務上は、ベンダーとリース会社で組んで、企業に張り込み、必要に応じてその場で各種の判断をするということが求められることが多い。

リース会社が扱う建機や工作機械は紛失のリスクが高い物件といえる。転売時点で機番から発見できることもあるが、善意の第三者に対して、物件の返却を求めるのは難しい。意図的に善意の第三者を構成する手口も報告されている。紛失後に対応しても不十分なことが多いので、一層初動が重要であり、マニュアルなど作成し、迅速な初動が取れるように普段から準備しておく必要がある。

悪質なケースの場合、ものを確保に行くと、危険な場合もある。物件確保の権利があることを直接交渉しても良いが、危険を感じたら弁護士を立てて仮処分申請をするなど対策をとるのが適切であろう。

リース会社は、物件が自分の所有物なので、銀行よりも物件の回収へのインセンティブが大きいと考えられる。債権回収において、どこまで取り組んだかについて説明を求められることもあり、「内容証明をしたが、回収できなかった」などとすることも多い。採算性（費用対効果）を踏まえて、回収業務に当たる。

### 厨房機器のケース

飲食店が倒産した時には、その場にある厨房機器は、そのまま使用される（同じ店舗に別の飲食店が入る）のが最も望ましいし、実際にはそういったケースが多い。運び出して使う場合には中古ディーラーに買い取ってもらう。厨房機器は備え付けも多いので紛失のリスクは小さい。ただし、店舗自体は不動産オーナー所有物であることが多く、内への立ち入りには許可が必要になることが多い。

### 建設機械のケース

支払いの延滞により物件を引き上げる際には、物件を販売したベンダー（販売）とリース会社が一緒に回収に当たる。このため、借り手に何か起きたときにリース会社とベンダーで一緒に対応する（例えば、物件を引き上げに行く）ために、事前に「包括協定書」という契約を結んでおく場合もある。

特に、エンドユーザーに物件を提供しているケースでは、包括協定書を取り交わしておく場合がある。一方で、建機レンタル会社などに物件を提供しているケースでは、物件の確保がしやすいことが多いので、あまり包括協定書を取り交わさない。包括契約書は、物件を「売った人が引き上げに行く」という内容になっている。

物件を引き上げた後に、メーカーに買い取ってもらう、別の独立系の販社に売却する、メーカーが実施するオークションで売却する、中古ブローカーに売却する、といった対応をする。対応は、物件の所有者であるリース会社が検討し、決定する権利がある。

---

## 第7章 外部会社の活用

---

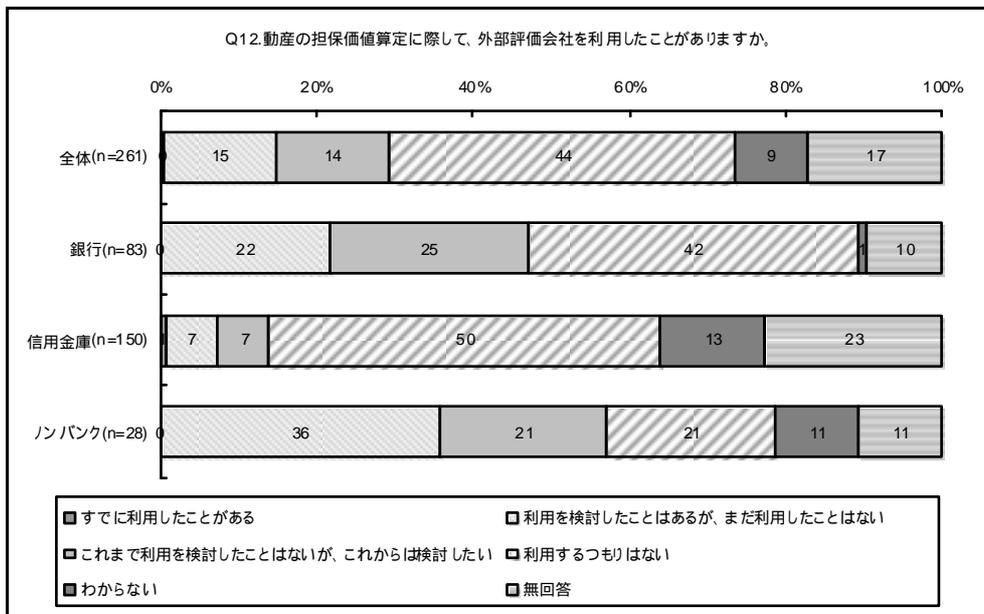
## 1. 貸し手の外部事業会社活用ニーズ

アンケート結果からみた、金融機関の外部事業会社活用ニーズについて、概観する。

### (1) 外部会社の活用<評価会社>

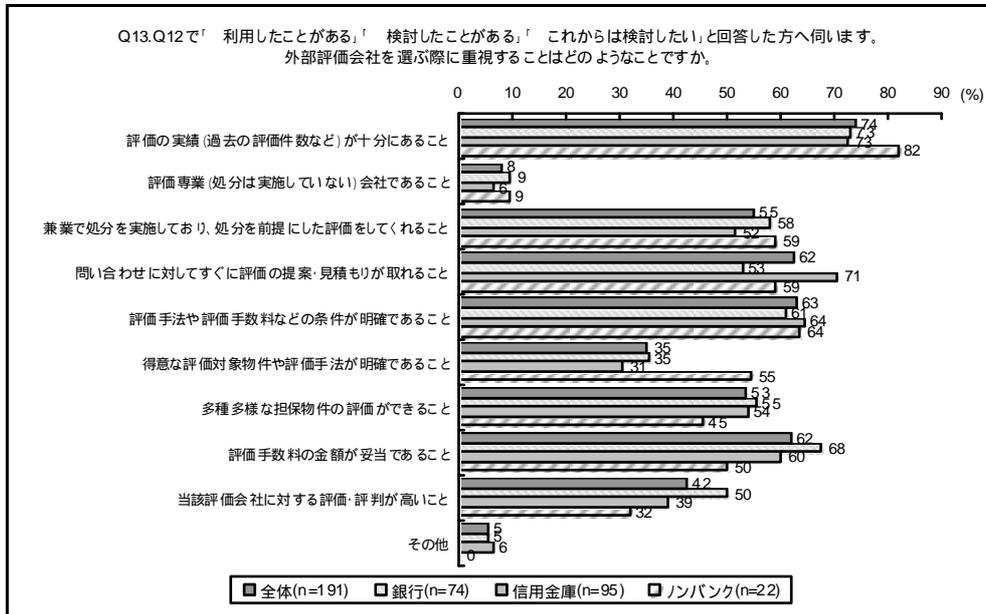
外部評価会社を「すでに利用したことがある」金融機関はほとんどないが、銀行の22%、ノンバンクの36%は、「利用を検討したことがある」と回答している。また、銀行とノンバンクの約半数が、「検討したことはある」又は「これからは検討したい」と回答しており、利用意向の高さを伺わせる。

#### 外部評価会社の利用経験[金融機関用アンケート(平成19年11月実施)]



外部評価会社を選ぶ際に重視することとしては、「評価の実績が十分にあること」「評価手数料や評価手法が明確」「評価手数料の金額が妥当」「すぐに評価の提案・見積が取れること」が特に挙げられている。処分とのかかわりについては、「評価専業会社であること」と回答したのがわずか約8%に留まったのに対し、「処分を前提にした評価をしてくれること」と回答したのは約55%であった。

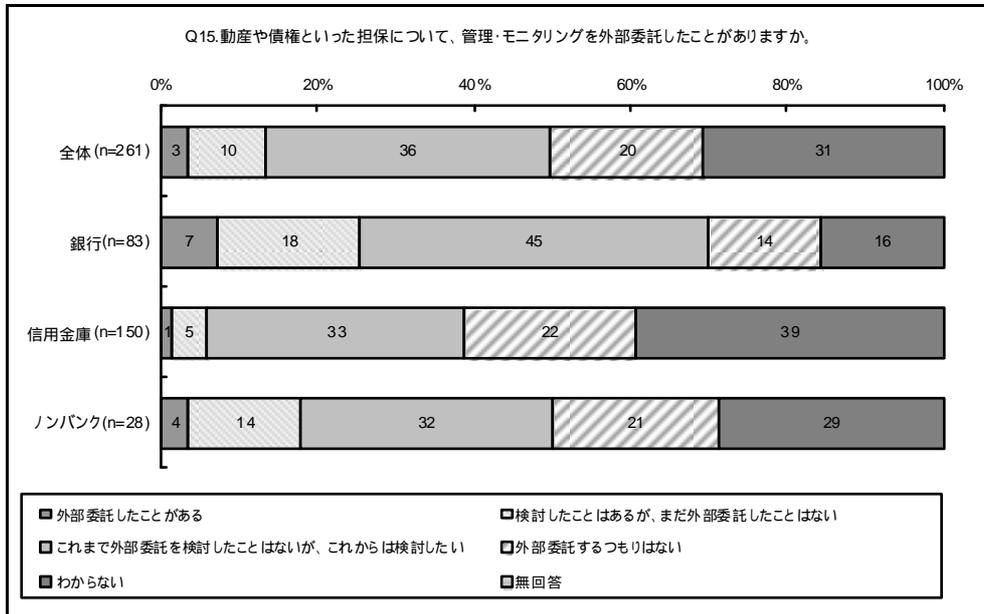
外部評価会社を選ぶ際に重視すること[金融機関用アンケート(平成19年11月実施)]



(2) 外部会社の活用<管理・モニタリングの委託先>

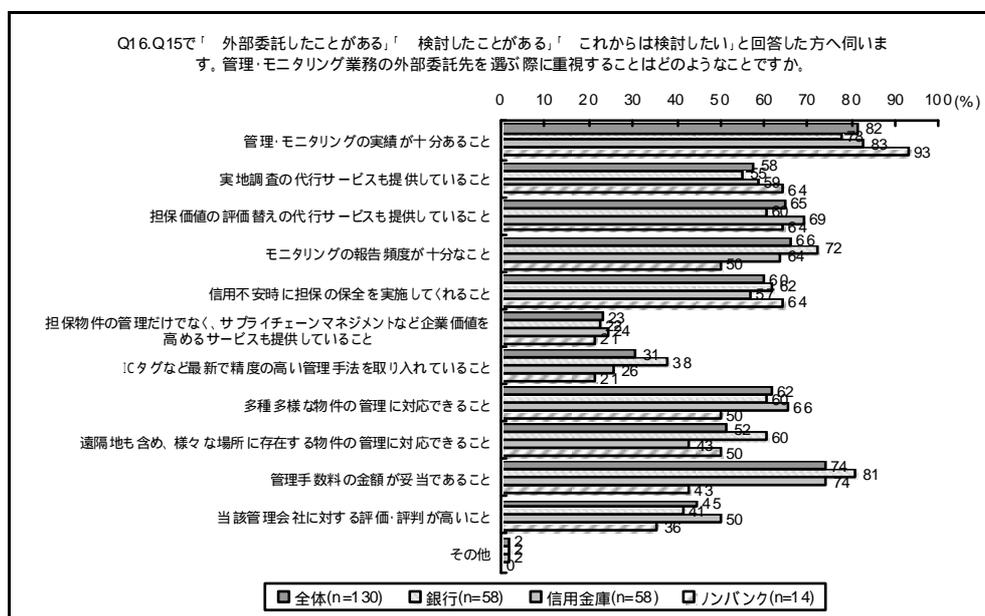
管理・モニタリングについて「外部委託したことがある」と回答した金融機関はわずか3%、「検討したことがある」金融機関も約10%に留まっている。しかし、「これからは検討したい」と回答した金融機関は約36%であり、特に銀行については約45%が「これからは検討したい」と回答しているため、利用意向の高さを伺える。

管理・モニタリングの外部委託経験[金融機関用アンケート(平成19年11月実施)]



委託先を選ぶ際に重視することとして、「実績が十分にあること」「管理手数料金額が妥当」が特に挙げられており、次いで「評価替えの代行サービス」「モニタリングの報告頻度が十分」「信用不安時の担保の保全」「多種多様な物件の管理が可能」が挙げられている。一方で、「ICタグなどの最新の手法」や「サプライチェーンマネジメントなど企業価値を高めるサービス」については、委託先を選ぶ点としてはあまり重視していない。

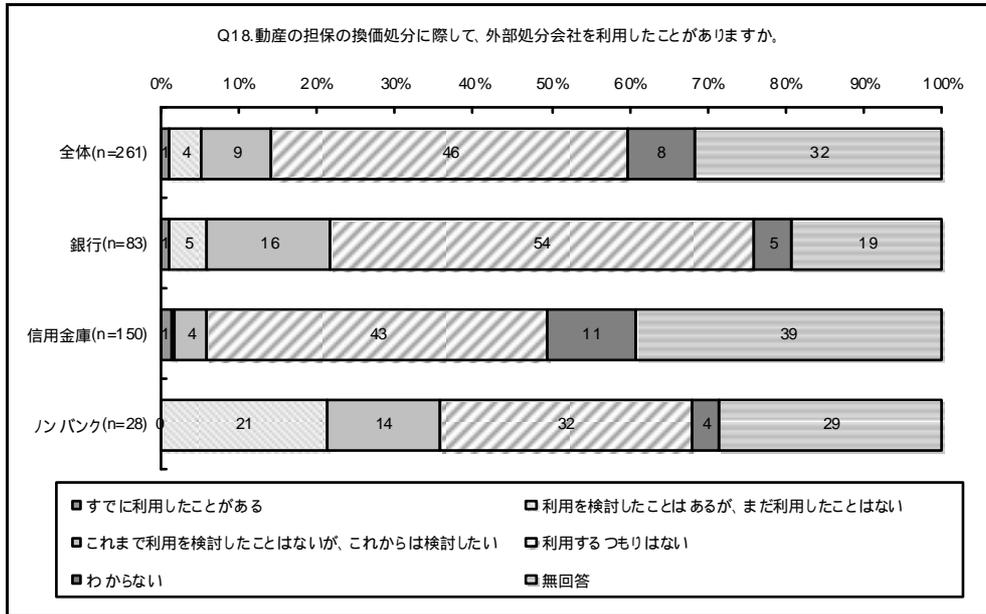
## 管理・モニタリングの外部委託先を選ぶ際に重視すること[金融機関用アンケート（平成 19 年 11 月実施）]



### (3) 外部会社の活用<処分会社>

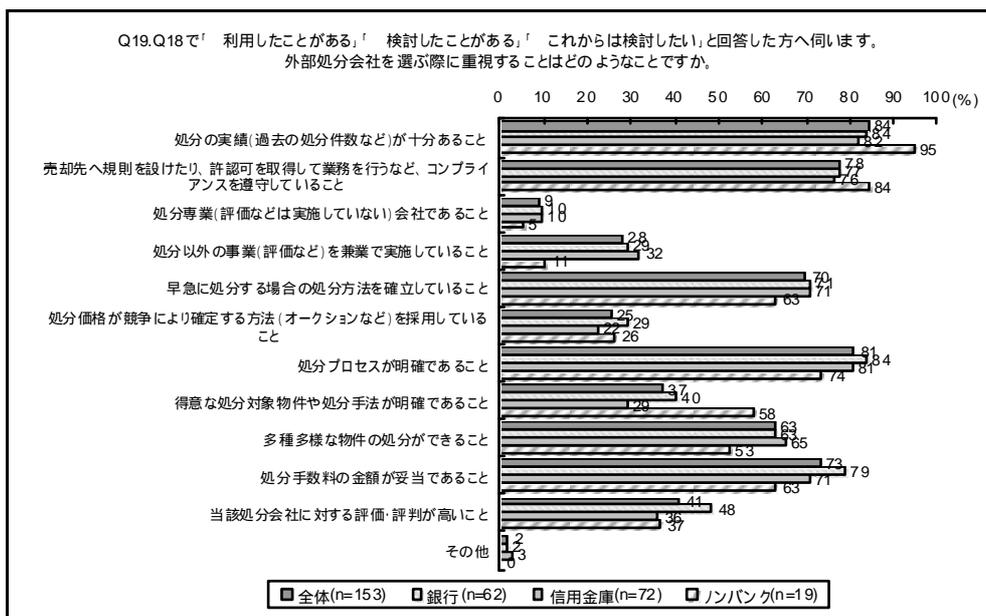
処分会社についても「外部委託したことがある」と回答した金融機関はわずか1%、「検討したことがある」金融機関も約4%と極めて少数である。評価や管理・モニタリングと違い、「これからは検討したい」と回答した金融機関もわずか9%（銀行の16%）に留まっている。「利用するつもりはない」と回答する金融機関が約半数存在しており、評価、管理・モニタリングと比べると、利用意向が小さい。

外部処分会社の利用経験[金融機関用アンケート(平成19年11月実施)]



処分会社を選ぶ際に重視することとして、「実績が十分にあること」「処分プロセスが明確であること」が特に挙げられており、次いで「コンプライアンスを遵守」「処分手数料の金額が妥当」「早急に処分する方法を確立していること」が挙げられている。一方で、処分業務が「専業である」か「兼業である」かについては、どちらもあまり重視されていない。

外部処分会社を選ぶ際に重視すること[金融機関用アンケート(平成19年11月実施)]



## 2 . 貸し手と外部事業会社の協議事項

### ( 1 ) 貸し手と外部事業会社の協議事項

金融機関は、外部事業者の利用意向は大きいものの、利用実績は多くない。したがって、貸し手と外部事業会社との間で発生しうる課題に対して、あらかじめ包括的な合意事項（マスターアグリーメント）を定めておくことが望ましい。以下では、そうした合意事項の骨子の一例を示す。

#### (ア) 評価事業者

##### 評価事業者の活用

通常、売掛金の評価は貸し手が独自に行うが、在庫、機械設備等の評価については物件によって方法が異なり、かつ専門性が必要となるため、貸し手が単独で行うことは現実には難しいケースも多い。このような場合、評価業務を外部の会社へ委託することになる。

評価を受託する会社には、評価に特化した専門会社（評価特化型）と、評価自体はむしろ付随的な業務とする会社（評価非特化型）とがある。評価特化型には、船舶、航空機など特定の種類の物件を専門とする業者や、公認会計士を擁する監査法人などが含まれるが、通常、担保目的物の管理や売却には関与しない。一方、評価非特化型としては、担保目的物の管理・売却などのサービスも複合的に取り扱う業者、特定の動産の売買等に日常的に関わる商社、メーカー、中古品売買業者、さらに機械類の取り扱い実績が豊富なリース会社などがある。貸し手は、このような評価能力を有する専門家の特性を踏まえた上で、案件ごとに適切な委託先を選定する必要がある。

米国では在庫、機械設備等の評価に精通する評価専門会社が多数存在するため、貸し手は事前に選定した複数の評価会社の中から案件ごとに委託先を決定することが多い。他方我が国では、現状、動産評価を業として行う専門業者の数が限られていることから、貸し手としては、専門性に応じた複数の専門会社との間で継続的に連携することも考えられる。このような連携の枠組みを長期的かつ安定的なものとするには、委託先との信頼関係の構築が不可欠となる。そのためには、貸し手は委託先におけるビジネス特性（フィー体系など）を理解したうえで、委託先と借り手の間に入って調整役を果たすことも求められる。また、委託先に対しては、借り手の機密情報の保持、信用不安回避への配慮を徹底しなければならない。

なお、外部に委託する評価は、その目的や委託先の専門性にもよるが、通常は、担保価値の目安としての評価額を算出するものであり、評価額による担保目的物の売却などを保証したり、請け負ったりするものではない。他方、評価の委託先が評価以外の管理や売却にも関与する場合、委託先が貸し手の代理人として機能することが重要となる。万が一、担保目的物の売却が必要となった場合、委託先が貸し手および借り手のために適切な価格で売却を行うことにより、不当廉価売却の問題を回避することにもつながる。

### 評価事業者の類型

評価業務を行う外部専門業者の類型は、例えば、特定の種類の物件を専門とする業者、監査法人、管理・売却も複合的に取り扱う業者、商社、メーカー、中古品売買業者、リース会社などと整理できる。ヒアリングなどを基に評価事業者の類型について、以下のようなイメージにまとめることができる。

評価事業者の類型（イメージ）

業務内容	業者の分類							
	アプレンター	リクイーター	リース会社*	オークションアー	中古品売買業者	商社卸売業者	監査法人会計士	サービサー
評価業務の位置づけ	主要業務	主要業務	主要業務	付随業務	付随業務	付随業務	付随業務	付随業務
案件発掘時の担保物件の評価業務								
管理関連	担保物件の評価替えを実施する業務							
	担保物件について現地調査する業務							
処分関連	担保物件を保全する業務							
	担保物件を換価処分する業務							
	担保物件について買取を保証する業務							

(注\*) リース会社については個別動産のみの評価業務。

また、米国の評価事業者の業務範囲、内容から以下のような分類も提示されている。

- ・ 評価特化型・・・評価対象物件の処分を前提とせず、物件の使用価値を算定する。リースなどで活用されるケースが多く、各種のデータをもとに、FMV（公正市場価格）が算定される。
- ・ 処分可能型・・・評価対象物件の売却・清算を前提に物件の処分価値を算定する。ABLにおいては一般的に処分価値が重視される場合が多いので、

処分可能型の評価を求めることが多い。

さらに、評価対象とする物件範囲によって、総合型、専門型にも分けられる。金融機関としては、評価事業者の特性を見極めて、使い分けていく必要がある。

#### 貸し手と評価事業者の合意事項

評価業務については貸し手が継続的に利用することが想定されるため、あらかじめ業務委託契約を貸し手が委託者、評価事業者を受託者として、結んでいる場合がある。個別業務については別途依頼者などで業務委託を行っている。業務委託契約として、貸し手と評価事業者間であらかじめ取り決めている内容としては、以下のようなものがあげられる。

- ・ 業務契約の種類
  - 業務委託契約
- ・ 貸し手の義務
  - 評価情報の利用範囲（第三者開示の制限）
- ・ 評価業者の義務
  - 顧客情報の守秘義務、目的外利用の禁止
  - 管理体制の構築（社内管理体制、情報漏えい防止体制、苦情処理対策）
  - 再委託先の管理（再委託先にも同等の義務を負わせるとともに、管理・監督を行う）
- ・ 評価の独立性
  - 評価と他の業務との関係と、評価行為の独立性の明記（請負契約・買取保証の場合の利益相反など）
- ・ 手数料についての規定
- ・ 貸し手及び評価会社のそれぞれの免責事項と損害賠償
- ・ 貸し手（委託者）による評価事業者（受託者）への監査・検査・立ち入り調査に関する規定
  - 必要な場合には事前の通告を持って、貸し手が評価事業者に対して、当該評価業務について立ち入り調査を行う。

#### （イ）モニタリング事業者

##### モニタリング事業者の類型

モニタリング業務を行う外部専門業者の類型は、特定の種類の物件のモニタリングを専門とする業者（肉牛など家畜など）、評価・管理・処分を複合的に取り扱う業者、サービサー、商社、倉庫事業者等が想定される。モニタリング業務は金融機関の本来業務・与信管理そのものと認識されており、現状では、大

手銀行系列のサービサーが銀行本体から業務委託を受けて行う場合や評価・処分事業者がアドバイス業務の一貫としてモニタリング業務の支援を行っている場合が多い。ヒアリングなどを基にモニタリング事業者の類型について、以下のようなイメージにまとめることができる。

### モニタリング事業者の類型（イメージ）

業務内容	業者の分類							
	評価業者	処分業者	倉庫業者 物流業者	サービ サー	商社 卸売業者	会計士	保証を提供 するファイ ナス事業者	シンジケート ローンのア レンジャー
担保物件の評価替えを実施する業務								
担保物件の保管場所を提供する業務								
債務者の在庫の管理をサポートする業務								
債務者の売掛債権の管理をサポートする業務								
担保物件の実地調査業務								

#### 貸し手とモニタリング事業者の合意事項

モニタリング業務は金融機関には本来業務・与信管理そのものと認識されている場合が多く、銀行へのヒアリングでは、銀行であれば銀行法で定められている外部委託業務にあたるという認識が強い。

このため、業務委託契約としてあらかじめ、貸し手とモニタリング事業者間及び借り手（モニタリング業務では借り手の情報提供など自主的な協力が必須であるため）で以下のような項目について、取り決めておくことが必要である。

- ・ 業務契約の種類
  - 業務委託契約
  - 貸し手、管理会社、借り手（担保提供者）の3者契約
- ・ 借り手の義務
  - 対象担保について発生・回収・異動を疎明できる資料の作成、貸し手、管理者への提出
  - 善管注意義務（担保物件の代理占有）
  - 貸し手から請求があった場合には指示に基づいて対象担保の管理、処分を行う。承諾なく対象担保物件の売却、譲渡、現状の変更、搬出などの行為の禁止
- ・ 管理業者の義務
  - 善管注意義務

- 業務遂行状況の報告（貸し手、借り手の請求に応じて）
- 顧客情報の守秘義務、目的外利用の禁止
- 管理体制の構築（社内管理体制、情報漏えい防止体制、苦情処理対策）
- 再委託先の制限と管理（再委託先にも同等の義務を負わせるとともに、管理・監督を行う）
- ・ 報酬についての規定
- ・ 管理会社の免責事項
  - 貸し手及び借り手の過失の場合（情報提供を行わない、協力しない場合など）
  - 不可抗力

### （ウ）処分事業者

#### 処分事業者の類型

処分業務を行う外部専門業者の類型は、特定の種類の物件処分を専門とする業者、管理・処分を複合的に取り扱う業者、中古品売買業者等の他、商社、メーカー、リース会社、ケースによっては法律の専門家などが想定される。ヒアリングなどを基に処分事業者の類型について、以下のようなイメージにまとめることができる。

処分事業者の類型（イメージ）

物件の分類		業者の分類							
個別／集合	種別	リクイデーター	オークションニア	小売業	総合商社	専門商社	リース会社	メーカー	サービサー
個別動産	設備								
	機器								
集合動産	原材料								
	製品								
プラント・店舗規模での処分									
債権（売掛債権）の譲渡									

（リクイデーター及びオークションニアの業務内容については、換価市場の事例の項を参照のこと。）

#### 貸し手と処分事業者の合意事項

貸し手と処分会社間であらかじめ取り決めておくことが望ましい事項は、以下のように整理できる。

- ・ 業務契約の種類

- 処分業務の委託業務契約が通常の売買契約（商取引か）
- ・ 貸し手と処分会社の役割規定（買取保証、瑕疵担保責任の有無、その他）
- ・ 処分業務の適切性の確保
  - 処分実施のタイミング
  - 流動資産の処分の方法
  - 処分内容の説明（処分の透明性、合理性の確保）
  - 公正な取引（市場操作等の排除）の確保に関する規定
- ・ 処分の独立性の確保
  - 他の業務との関連性（評価、管理業務）
- ・ 借り手の機密の保持（個人情報保護及び金融機関の機密保持の観点から）
- ・ コンプライアンス遵守（販売・輸出・廃棄物処理に関する法令の遵守）
- ・ 再委託先・二次売却のコンプライアンスの確保
  - 銀行業務の委託となる場合の再委託先の管理について
- ・ 処分会社への手数料についての一般的な考え方（バックマージン排除、経済合理性等）
- ・ 貸し手及び処分会社のそれぞれの免責事項
  - 物件の確保
  - 物件の瑕疵について
  - 二次売却先以降のコンプライアンスについて

## （2）銀行の場合の外部委託先に対するコンプライアンス

**銀行等金融機関が本来業務や付随業務を外部に委託する場合、外部委託先に対して、特にコンプライアンスの徹底等を図らなければならない。ABL業務に関連して外部委託を行う場合にも同様のコンプライアンス管理が必要である。**

貸し手が銀行（預金取扱金融機関）の場合には、金融検査マニュアル（平成19年2月：参考参照）において外部委託管理態勢について定められており、ABLの各種業務を外部（専門）事業者へ委託する際は、これに準拠する管理が可能な委託先の選定と取り決めの締結が求められると考えておく必要がある。

このため評価、管理、処分など ABL に関連する外部事業者へ業務委託する場合には以下の事項を事前に確認するとともに、業務委託契約などで取り決めを行うことが考えられる。

#### (ア) 事業者の企業属性・属性の確認

事業者の属性、健全性、委託する業務の実績について会社案内、決算書、税務申告書、必要な許認可の取得状況などを取り寄せて、確認しておく必要がある。特に事業者のレピュテーション（業界での評判、実績）や経営の健全性（安定性、信頼度）を検証しておくことが重要である。

#### (イ) 事業者のコンプライアンス体制の確認

事業者のコンプライアンス規定や必要に応じて運営マニュアルなどをもとにコンプライアンス体制に問題がないかどうかの確認を行う。

#### (ウ) 事業者の業務遂行体制の確認

当該委託業務を適切に遂行できるかどうか、その体制ができているかどうかを検証するために、業務フローなどが記載された業務運営マニュアルを参照して確認しておくことが有効である。また、担当者の業務遂行能力をみるために、教育研修態勢などを確認しておくことも考えられる。

#### (エ) 委託先の情報管理態勢（社内管理体制及び情報流出防止方法等）の確認

ABL は評価、管理、換価処分など顧客である借手機の機密情報を取り扱うので、業務委託先にも情報管理体制の整備を求め、確認しておくことが求められる。委託業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止、顧客情報の第三者提供、複写、複製、加工などの禁止（複写・持ち出し制限など）、情報管理の管理責任者の設置や情報漏洩・紛失の防止措置などを含む情報管理ルールを確認するとともに、業務委託契約に定めておく。個人情報に該当する場合は委託先の個人情報管理に関する規定を確認するとともに、情報授受、返却、消去、廃棄方法などについて規定しておく。

#### (オ) 苦情処理態勢の確認

業務委託先に対して顧客（借手など）から苦情・意見などが寄せられた場合、金融機関は適切な対応を求められる。このため、業務委託先の苦情トラブルへの対応体制を確認するとともに、委託元の銀行と業務委託先との連絡・対応についても改めて取り決めておく。

#### (カ) 再委託先管理態勢の確認

事業者が再委託を行う場合には、再委託先管理に関する規定などを確認して、銀行が委託先に行う管理に準じた管理を行っているか、下請法などの遵守を確保する管理を行っているかなどを検証する。また、再委託については委託契約

において、委託先の了承を得る条項や監督態勢などの義務付けを定めておくことも有効である。

(参考) 金融検査マニュアル(平成19年2月)

#### 4. 外部委託管理態勢

##### (1) 内部規程等の策定

###### 【外部委託規程の策定】

( ) 外部委託管理責任者は、外部委託に関し、その管理の方法、確認すべき項目及び手続に関する取決め及び判断基準等を定めた内部規程(以下「外部委託規程」という。)を策定しているか。

( ) 外部委託規程は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

###### 【外部委託規程の内容】

外部委託規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、外部委託管理の適切性の確保についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の事項について定めているか。

- ・ 外部委託先の選定に関する取決め
- ・ 外部委託先に対するモニタリングに関する取決め
- ・ 銀行代理業者に対する銀行代理業の委託が行われているときは、所属銀行としての代理業者の監督のための取決め
- ・ 銀行代理業者・外部委託先との契約を解除する場合の顧客情報の取扱いに関する取決め

##### (2) 外部委託管理の実施

###### 【委託業務の的確な遂行を確保するための措置】

外部委託管理責任者は、業務を第三者(金融機関の親会社・子会社・関連会社を含む。)に委託する場合、当該業務の規模・特性に応じ、その的確な遂行を確保するための措置(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を講じているか。

###### 【外部委託先の選定】

外部委託管理責任者は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門と連携し、外部委託の実施前に当該外部委託業務に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、サービスの質や存続の確実性等のリスク管理上の問題点を認識した上で、外部委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置を講じているか。

**【委託契約の締結】**

外部委託管理責任者は、委託契約の内容について、事前にリーガル・チェック等を受けた上、委託する業務の規模・特性に応じ、適切な措置を講じることができる内容の契約となっているか確認する態勢を整備しているか。

**【外部委託先に対するモニタリングの実施】**

外部委託管理責任者は、外部委託先における外部委託業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて随時確認すること等により、外部委託先が当該業務を委託契約に従って的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、外部委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置を講じているか。例えば、外部委託先との間の委託契約において、監督、モニタリング、報告に関する条項を適切に規定する等により、適時適切な対応が可能なものとなっているか。

**【外部委託先の業務に関する相談・苦情等処理態勢】**

外部委託管理責任者は、外部委託先が行う外部委託業務に係る顧客からの相談・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講じているか。例えば、クレーム等について顧客から当該金融機関への直接の連絡体制を設けるなど適切な相談・苦情等処理態勢が整備されているか。

**【外部委託先の業務のバックアップ態勢】**

外部委託管理責任者は、外部委託先が外部委託業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な外部委託先を選定し、当該外部委託業務を速やかに移管する等、顧客の保護を図る観点から当該外部委託業務に支障が生じることを防止するための措置を講じているか。

**【委託契約の変更・解除等】**

外部委託管理責任者は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保し、外部委託業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、速やかに当該外部委託業務の委託契約の変更又は解除等の必要な措置を講ずるための事前の方策を講じているか。

**【顧客情報保護措置】**

外部委託管理責任者は、外部委託先における顧客情報管理のための措置を講じているか。例えば、外部委託契約において顧客情報の目的外使用の禁止、守秘義務を課する等の措置が講じられているか。また、個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、適切に取り扱われるよう外部委託先に対する適切な監督が行われるための措置を講じているか。

**【取締役会等への報告・承認態勢】**

外部委託管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時取締役会等に対し報告すべき事項を報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

**【監査役への報告態勢】**

外部委託管理責任者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか。

**(3) 評価・改善活動**

外部委託管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、外部委託規程の遵守状況等外部委託管理の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、外部委託管理態勢の実効性を検証し、適時に外部委託管理規程の内容、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対し、改善のための提言を行っているか。

---

## 第 8 章 信用保証制度の活用

---

## 1. 流動資産担保融資保証制度（信用保証制度）の概要

平成19年8月、「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が施行され、新たに「流動資産担保融資保証制度」の取扱いが開始された。これは、従来の「売掛債権担保融資保証制度」を改正し、売掛債権に加えて棚卸資産を担保取得できるようにしたものである。以下、同保証制度の概要を紹介する。

### （1）制度の創設背景

近年、一部の金融機関において、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資手法として ABL が積極的に取り込まれ始めているものの、多くの金融機関においては、ABL に係るノウハウが不足しており、当該融資に対するリスク感応度が高く、消極的な対応となっている。

そこで、当該融資に対する保証制度を創設することによって、金融機関のリスクを軽減し、金融機関における当該融資に係るノウハウ蓄積を推進することとされた。なお、金融機関におけるノウハウ蓄積のため、制度設計にあたっては、金融機関が一定割合リスクを負担し、在庫の評価・管理・処分についても、金融機関が主導的に取り組めるような制度内容とすることとされた。

また、金融機関の ABL に対する取り組みは、地域密着型金融（リレバン）においても重視されているところであり、こうした流れにおいて本保証制度の積極的な活用が期待されている。

### （2）制度の概要

#### （ア）制度目的

中小企業者が有する売掛債権及び棚卸資産（以下、「流動資産」という。）を担保とした融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業資金の融通について、円滑化・多様化を図る。

#### （イ）申込人資格要件

事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者を対象とする。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。

#### （ウ）保証限度額及び保証形式

保証限度額            2億円。（注）極度額（貸付金額の上限は2億5,000万円となる。）

保証割合 80% (割合保証)。

原則として根保証とする。ただし、一時的な資金需要に対応するため個別保証によることも差し支えない。

(エ) 対象資金

事業資金とする。

(オ) 対象金融機関

銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関とする。

(カ) 貸付形式

根保証の場合、当座貸越とする。

個別保証の場合、手形貸付とする。

(キ) 保証期間

1年間とする(個別保証の場合は1年以内とする)。ただし、更新は妨げない。

(ク) 返済方法

根保証の場合

根保証の場合、従前の売掛債権担保融資制度のように売掛債権の支払期日と合わせる必要はないこととなった。従前は個々の売掛債権の弁済金を返済引当としていたのであるが、当座貸越の導入により引当方式をやめることとし、モニタリングを強化することとした。

- ・約定弁済又は非約定弁済(随時弁済)のいずれも差し支えないこととする。
- ・約定弁済の場合は、毎月もしくは3ヶ月に1回以上の返済があることとし、最長期間は5年以内とする。
- ・非約定弁済(随時弁済)の場合は、年1回以上の返済があることとし、期日一括返済形式は避けることとする。
- ・返済は、別口座もしくは貸越口座のいずれも差し支えないこととする。
- ・利息は、別口座もしくは貸越口座から、原則として3ヶ月に1回以上定期的に返済があることとする。

個別保証の場合

返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済するものとする。

ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることを認める。またこの場合、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができるものとする。

(ケ) 信用保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、0.68%とする。

(コ) 担保・保証人

担保……申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する。ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。

（金融機関と信用保証協会の（準）共有とする。）

保証人……法人代表者以外、保証人は徴求しない。

対抗要件具備方法……売掛債権については、民法の「通知又は承諾」若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく「登記」（以下、「登記」という。）による。棚卸資産については「登記」に限る。ただし、「登記」に加えて、民法の「占有改定」又は「指図による占有移転」による対抗要件を具備することもできるものとする。

(サ) 貸付金利

金融機関所定利率とする。

(シ) 添付資料

信用保証協会所定の申込資料の他、流動資産担保融資保証制度の所定資料とする。

(3) 補足事項

(ア) 譲渡担保のモニタリング要件

譲渡担保とした売掛債権及び棚卸資産について、金融機関において以下のモニタリングを実施することが必須（義務）となる。

1ヶ月に1回以上・・・譲渡担保とした棚卸資産の売却代金及び売掛債権の弁済金について、譲渡担保対象売掛先明細書及び棚卸資産売上代金入金口座届出書に記載された口座への入金状況を確認し、事前の申告より大幅な相違がないか否か確認しなければならない。なお、回収口座が他行となっている場合は預金通帳の写しを徴求して確認する。

3ヶ月に1回以上・・・譲渡担保とした棚卸資産及び売掛債権の状況について、申込入より譲渡担保流動資産報告書を徴求しなければならない。

1年に1回以上・・・棚卸資産を譲渡担保とした場合、申込入の事業所に立ち入って、譲渡担保とした棚卸資産の状況を確認しなければならない。なお、この立入調査により棚卸資産の状況に大幅な変動がある等債権保全に支障が生じることが見込まれるときは、直ちに当該信用保証協会に報告しなければならない。

#### (イ) 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価は、直近簿価の30%と設定している。なお、評価会社の評価書等合理的な根拠のある場合は、金融機関との協議によって最大70%まで掛目を引上げることできる。

## 2. 信用保証制度の活用のポイント等

流動資産担保融資保証制度は、金融機関のABLの取り組みを容易にするとともに、制度的にモニタリングを義務付けることで、金融機関に期待されているモニタリング機能の強化やこれを踏まえた中小企業者への指導機能の強化といった観点からも期待される制度であり、その観点から保証割合も80%としている。

同制度の活用の際にはポイントとなる点などについては以下の通り。

#### (1) 保証制度の活用に関するポイント

ABLにおける保証制度の活用の際には、以下の点がポイントとなる。

対抗要件具備方法が棚卸資産については「登記」を原則としていること

「登記」については、金融機関において経験が十分に蓄積されておらず、今後、「登記」を円滑に活用できるよう経験を重ねていく必要がある。

#### 評価

棚卸資産の評価方法については、本来、厳密な評価が望ましいものではあるが、中小企業の置かれている実態を踏まえ、簡略化した方式を採用している。

この方法により、当然、一定の管理は前提であるものの、大企業がITを駆使して実施しているような非常に厳密な棚卸資産の管理ができていない中小企業においても本制度の活用が可能となっている。

一方、簡略化した場合には、評価額を低めに設定せざるを得ないため、高い

評価額での設定に際しては、棚卸資産のより厳密な管理や評価の実施が必要となってくる。

中小企業者の棚卸資産の管理能力や資金需要などを勘案しつつ、評価方法を選択することとなる。

#### 処分

棚卸資産の処分については、でき得る限り、当該中小企業者の協力を得ることが望ましい。この観点から、本制度は代位弁済前の処分を原則としている。

モニタリングなどにより、早い段階で経営悪化の兆候を把握し、経営指導・経営の立て直しを行うことが望ましい姿ではあるが、代位弁済を余儀なくされる状況となった場合においても早期の対処が処分の最大化に繋がるものであり、再建か処分かの見極めを適切かつ早期に行うことが重要となる。

#### (2) モニタリングに関する留意点

債務者と担保物件についてのモニタリングについても条件が設定されている。具体的には下記の条件などを満たさねばならない。

- ・ 月1回以上の回収用口座への入金チェック
- ・ 3ヶ月に1回以上の債務者から金融機関への報告の義務（ただし、報告の様式は、債務者が通常使用しているものを用いてかまわない）
- ・ 年1回以上の在庫の立ち入り調査（保証協会所定のフォーマット（非公開）に沿ってチェックする）

通常の不動産担保融資の保証制度においては、各金融機関が定める条件に従って、債務者から報告を受けていれば良しとされるが、本制度の活用の際には、モニタリングで満たすべき要件を規定しており、所定の手続（例：在庫物件の写真（日付入り）で記録しておく）を踏むことが重要になる。

基本的には、金融機関が保証なしでABLを実施した場合であっても必要となるモニタリングを想定している。

なお、当然だがモニタリングにより経営の悪化や在庫の評価が低下するような事象を発見した場合、当然、その後の対応・相談はより厳密になり、保証協会との密接な連携による対応が重要となる。この点は、ABLに取組み経験の乏しい地域金融機関等にとっては、当初は煩雑な作業になるとも考えられるが、金融機関がABLを独自に展開する機能を確保していくためには、今後重要となってくる機能であり、その育成が期待される。

---

## 第9章 ABL の取組み事例

---

### 1 . ABL の事例調査について

平成 17 年度 ABL 研究会開催時（平成 17 年 9 月～平成 18 年 3 月）に比べ、各金融機関の ABL への取組みは進展している。そこで、国内各地域において実際に取組みられた最新の ABL 事例を取り上げることにより、ABL の取組みに対するイメージをさらに具体化することを目的として、事例調査を実施した。

調査事例の選定については、原則として、平成 19 年度中に各種の新聞等に掲載されたり、貸し手が自らのホームページ等で公表した ABL 案件のうち、貸し手の業態、地域、借り手の業種等を勘案して 20 事例程度をピックアップした中から、貸し手及び借り手の協力が得られる 15 案件を選定した。

また、調査内容及び方法については、個別事例の調査を通して、当該貸し手における ABL の取組み実態を明らかにするとともに、借り手及び貸し手それぞれのメリット・デメリット等を把握することとし、調査票等への記入依頼によるもののほか、貸し手及び可能であれば借り手に対するヒアリングを実施することにより行った。

調査の主要項目は、以下のとおりである。

#### ABL 事例について調査項目

- (ア) ABL の概要
- (イ) 借り手企業の概要
- (ウ) スキーム図
- (エ) 案件の取組み経緯
- (オ) ABL のスキーム（契約内容、動産・債権譲渡登記等）
- (カ) 評価・モニタリング
- (キ) 借り手からみたメリットと課題
- (ク) 貸し手からみたメリットと課題

## 2 . ABL 事例調査の対象一覧

地域	貸し手	借り手 (業種)	担保	融資金額 (融資枠)	融資 時期
北海道	商工組合中央金庫 北海道銀行 他	北海道ワイン(株) (ワイン製造)	在庫(ワイン) 売掛金 預金口座	3億円	19/9
東北	東北銀行	(株)快テック (医療関連機器卸)	在庫(AED) 売掛金	2,000万円	19/5
関東	埼玉りそな銀行	(株)ミツマツ (美容器具の企画・製作・販売)	在庫(美容器具)	3,000万円	19/9
	三菱東京UFJ銀行	土佐鯉水産(株) (水産加工)	在庫(カマ)	5億円	19/9
中部	岡崎信用金庫	A社 (金属製品プレス加工)	在庫(部品・鉄板)	1億円	-
	豊橋信用金庫	(株)リーフ (胡蝶蘭加工・販売)	在庫(胡蝶蘭) 売掛金	1,500万円	19/10
	商工組合中央金庫	立山酒造(株) (酒類製造)	在庫(日本酒) 商標権	2億円	19/11
関西	りそな銀行	(株)エンデイズコーポレーション (ペットフード輸入卸)	在庫(ペットフード)	5,000万円	19/10
	京都信用金庫	亀岡牛生産(株) (肉用牛)	在庫(肉牛) 売掛金	8億4,000万円	19/7
中国	三菱東京UFJ銀行	(株)門永水産 (加工)	在庫(加工)	10億円	18/9
九州	肥後銀行 鹿児島銀行	(株)千興ファーム (食肉加工)	在庫(生体馬)	30億円	19/8
	南日本銀行	(資)丸山喜之助商店 (廃棄物処理)	在庫(廃棄物) 売掛金	非公開	19/8
	福岡ひびき信用金庫	阪本印刷(株) (印刷)	機械設備	3,000万円	19/7
	中小企業金融公庫	(株)喜多屋 (蒸留酒・混成酒製造)	在庫(日本酒)	1億円	19/5
沖縄	沖縄振興開発 金融公庫	A酒造所 (泡盛酒造所)	在庫(泡盛)	5,000万円 3,000万円	19/3

### 3. 北海道における ABL 事例

#### (1) 商工組合中央金庫(北海道ワイン株式会社(ワイン製造))

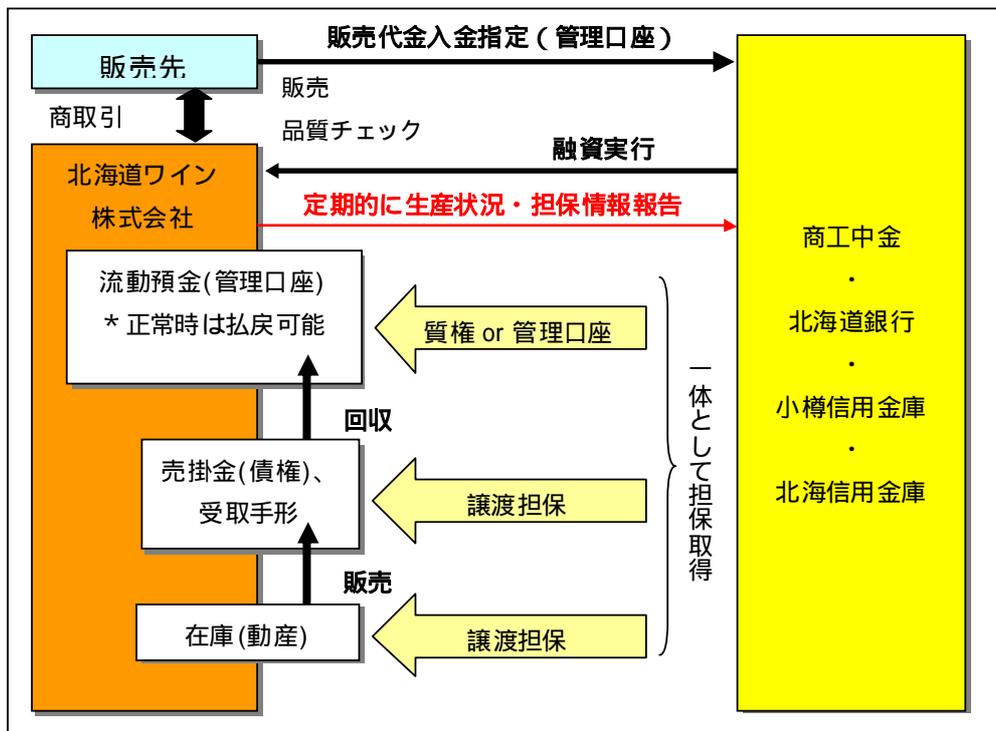
##### (ア) ABL の概要

実施金融機関	商工中金（ジョイントアレンジャー、エージェント） 北海道銀行（ジョイントアレンジャー） 小樽信用金庫、北海信用金庫
融資時期	平成 19 年 9 月
対象企業	北海道ワイン株式会社
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫（ワイン）(動産譲渡登記) 【債権】売掛債権（債権譲渡登記） 【その他】預金口座（質権設定）
保証人の有無	代表者（ただし、停止条件付連帯保証）
ローンの概要	【ローンのタイプ】シンジケートローン方式 ABL 【金額】1 億円（商工中金 1 億円、北海道銀行 1 億円、 小樽信用金庫 5,000 万円、北海信用金庫 5,000 万円） 【融資形態】コミットメントライン 【期間】1 年（期限において更新可能） 【金利・その他フィー】非公開

##### (イ) 借り手企業の概要

業種	ワイン製造業
資本金	3 億 4,689 万円
売上高	約 18 億 7,000 万円（2007 年 8 月時点）
従業員数	96 名（2007 年 8 月時点）
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1974 年創業のワインメーカー。製造量、販売量で全道 1 位、全国 6 位(国産葡萄の使用量は断トツ全国 1 位(金額ベース))。</li> <li>・ 北海道浦臼町鶴沼に 440 ヘクタール(東京ドームの 120 倍の広さ)の日本最大の直営農場を有し、その他にも葡萄農家約 300 軒と栽培契約を結ぶなどにより、国産葡萄のみを使用した品質の良いワインを製造。</li> <li>・ 当社ワインは、2005 年に第 3 回国産ワインコンクールでの金賞受賞をはじめ、各種の受賞実績あり。非常に高い技術力を有し、日本全国で高い評価を得ている北海道を代表する企業の 1 社。</li> </ul>

(ウ) スキーム図



(エ) 案件の取り組み経緯

北海道ワイン株式会社は、北海道産を主体とした国産葡萄のみを使用した良質なワインを製造している。純国産ワインへのこだわりから、熟成期間の必要性や原材料となる国産葡萄が不作となった時に備えて、在庫を一定量保有しておく必要があるため、相応の在庫資金が必要である。他方、担保物件という面では、直営農場として葡萄栽培のための広大な土地（農地）を保有しているものの、農地であること、及び、市街化調整区域に位置していること等により、金融機関から見れば当該土地の担保価値は評価しにくいという課題があり、資金ニーズや保有資産の観点から、潜在的に ABL のニーズが存在した。

加えて、そもそも当社としては、「われわれの事業の価値はワインそのものにある。このワインの価値を認めてもらい、ワインを担保として融資をしてくれるような金融機関はないのであろうか？」との願望を有していたこともあり、ABL については、従前から関心を持ち、北海道経済産業局が主催する ABL の講演会等に参加するなど、自ら研究を進めていた。

一方、貸し手側においても、商工組合中央金庫（以下商工中金）は ABL への取り組みの先進的な金融機関であり、同社に対しても、実際に ABL に取り組み始める以前から、当社のワイン（在庫）や売掛債権の価値に着目し、4 年前から手始めに流動資産を担保にした融資を行っていた。そして、ここ数年で、ABL へ

の取り組み体制が整備され、さらには、地域金融機関と政府系金融機関との連携によるシンジケートローンの実績が増えてきたこともあり、当社のニーズに応じて、シンジケート型 ABL を提案するに至った。

#### (オ) ABL のスキーム

##### 担保対象

当社は、ワイナリーを所有し、ワインの原材料である葡萄の栽培からワインへの加工、販売（商社経由での販売、消費者への直販）まで実施している。一部契約農家に対し輸入農機具・垣根資材、飼料、苗木などを販売しているが、売上の大半はワイン関連（葡萄ジュースを含む）であり、販売先は、国内大手の飲食料品商社や地元の大手卸会社数社などであり、安定的な販路を押さえている。

ワイン在庫は 3 つに区別されており、瓶詰めされラベルが付いた商品、瓶詰めされているがラベルはまだ付いていない半製品・仕掛品、タンクに保管されている原材料に分けて管理を行っている。原材料は、換価までの作業プロセス等を勘案し、担保設定は行っていないが、商品及び半製品・仕掛品の一部を集合動産として担保設定している。保管場所は複数の倉庫に分かれており、今回はそのうちの 1 つの賃借倉庫を担保の対象としている。

一方売掛債権に関しては、信託譲渡など流動化された債権など譲渡禁止特約を設定している債権は除外されるため、その他の売掛債権について、担保対象としている。

担保設定については、（準）共有の形を取っており、代理人として商工中金が譲渡登記を行ったが、担保権を有する名義人は 4 つの金融機関である。なお、売掛債権については、将来債権も第三債務者特定にて登記を行っている。

評価に関しては、基本的に簿価をベースに与信枠を設定している。

##### 融資形態

融資枠については、3 億円のコミットメントラインを設定し、実際の融資金額については、シンジケート団 4 行が、3 億円に占める比率で按分し、対応している。

#### (カ) モニタリング

同社の経理・財務は 2 名で対応しているが、在庫管理はシステム化されており、人手は余りかからない体制となっている。また、ワインは酒類として所轄税務署長へ生産数量、販売数量、在庫数量等の報告を義務付けられているため、従来より、社内管理として在庫増減については常に気を遣っていた。

在庫の出入状況については、倉庫会社からの報告はシステム化されており、当社に対して逐一データが送られてくる。この情報と在庫に関する帳簿を比較、精査しながら、月次ベースで、報告（試算表、在庫数量など）が参加銀行に提出されている。また、実地調査は半年に1度、サンプル調査を実施することとなっている。

売掛債権については、商工中金のシンジケートローン用の専用口座を利用して、入金の確認を行っている。

コベナンツに関しては、財務制限条項、月次での報告義務（在庫数量、売掛金残高など）、一定以上の在庫残高を倉庫内に保管することなどが設定されている。

#### （キ）借り手からみたメリットと課題

当社の場合、担保として評価されにくかった在庫などをもとに融資を受けられることそのものに対して強いメリットを感じている。第一は、資金枠の拡大であり、実際、借り手の資金調達枠は今回設定したコミットメントライン（3億円）分拡大している。第二に、在庫などを担保提供することで、金利抑制効果が現れたことである。従来は、短期資金についてはプライムベースの金利設定であったが、ABLによりTIBORベースの金利設定となり、市場金利低下のメリットを享受しやすくなっている。第三に、経常運転資金の調達をABLで行うことで、事業の実態に則した資金調達を行いやすくなり、経常運転資金、短期資金（毎年借り換える）、設備資金を区別し、管理がしやすくなった。第四に、プレスリリースが、良い宣伝になっている。風評被害はなく、むしろプレスリリース効果により当社のブランドが高まっていると感じている。第五に、金融機関に向けて月次のデータを提供することによって内部管理（特に生産管理）の質が向上している。当社は従来、管理体制が構築できているが、ABLを実施したことによって、その意識がより一層高まっている。例えば、パソコンのシステムをグレードアップさせ、速報ベースで売上の季節変動なども把握したり、現状よりも細分化された品種別ベースで、生産量・販売量・在庫量を管理することで効率性を高めたいと感じている。このような経営上の新たな課題や目標が見えてきたこともABLの意義であろう。

#### （ク）貸し手からみたメリットと課題

モニタリングの手間はあるものの、月次でデータ提供を受けられること等により借り手への理解がより一層深まった。例えば、以前は在庫の季節変動やそのリスクなどは詳細には分からない点もあったが、月次でデータ提供を受けることにより、その動きがほぼリアルタイムに捉えられ、このことにより、資金

需要や返済原資（の変動）等に対する理解が深まった。要するに、従来は財務力とブランドに主眼を置いていたが、ABL を実施したことで、商流の把握も行えることとなった結果、目利きの力の向上につながっている。

## 4．東北地方におけるABL事例

## (1) 東北銀行(株式会社快テック(医療関連機器卸))

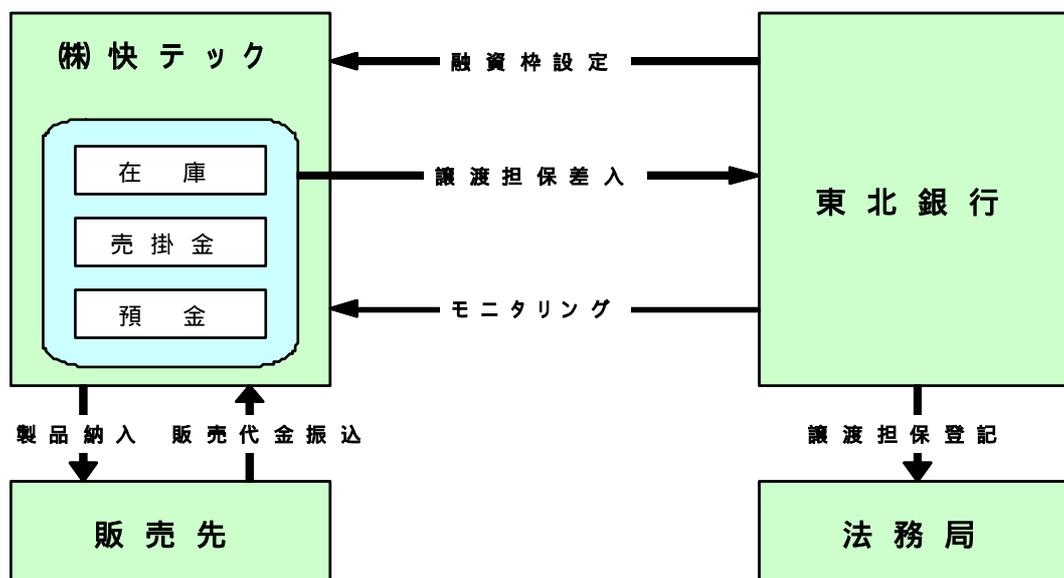
## (ア) ABLの概要

実施金融機関	東北銀行
融資時期	平成19年5月
対象企業	株式会社快テック
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫(AED収納ボックス)(動産譲渡登記留保) 【債権】主要先の売掛債権(債権譲渡登記)
保証人の有無	代表者
ローンの概要	【金額】2,000万円 【融資形態】当座貸越 【期間】1年 【金利・その他フィー】所定金利、極度設定手数料有

## (イ) 借り手企業概要

業種	医療関連機器卸
資本金	300万円
売上高	1億5,000万円
従業員数	3名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AED収納ボックス卸売業。</li> <li>・ 販売先は大手医療機器メーカー。</li> <li>・ 平成18年より本事業開始。</li> <li>・ 製品は台湾の提携工場が製造。製品発注から販売代金回収までのサイクルが長期化する傾向にある。</li> <li>・ 公共施設だけでなく民間施設でもAEDの設置が普及しており、マーケットの拡大により業況は順調に推移。</li> </ul>

### (ウ) スキーム図



### (エ) 案件の取り組み経緯

株式会社快テックは、コンサルティング業として数年前に設立した新興企業である。コンサルティング業としても経営は安定していたが、新規事業としてAED（自動体外式除細動器）の収納ボックスを大手医療機器メーカーに販売する事業を開始した。AEDは官公庁を始め、民間施設においても多くの場所に設置されつつあり、今後も需要拡大が見込める商材と判断したこと等が理由として挙げられる。コンサルティング業では資金負担はあまり発生しなかったが、本事業を開始するにあたって資金負担の発生が伴うこととなり資金調達について検討をしていた。

一方、東北銀行では顧客とのリレーション強化、金融収縮時への対応等に備え、ABLへの取り組みを本格的に検討していた。具体的には、製造業や卸売業のうち在庫や売掛債権が一定量ある企業などを対象として、営業店からABLの候補先企業を抽出し、本部で対象先を検討していた経緯がある。その中で、同社の資金ニーズ、経営管理体制、従前からの取引関係（メイン先）等を勘案して、ABLの提案に至った。

### (オ) ABLのスキーム

#### 借り手

AED収納ボックスは、台湾の提携工場にて製造しているが、発注から製品納入までに2ヶ月程度のタイムラグがあり、発注時にある程度前払いをする形となっているため、資金負担が発生する。更に、製品納入から販売までにも数ヶ月

かかるため、トータルの資金ギャップは4~5ヶ月程度と資金回収までに相当期間を要している。業況・回収については、大手医療機器メーカーへの販売ルートを確立していることにより、商材の販売については安定している。

当該商品については、東京の賃貸倉庫に保管しているが、代金請求の一環として月末在庫残高等を把握しており、在庫管理体制が構築されている。また、売掛債権については、販売代金の入金口座を同行にしているため、資金面からの状況把握も可能である。

#### 融資形態

リレーションシップ・バンキングを主眼としているため、同社のキャッシュフローを重視して評価したことに加え、AED収納ボックスが中古市場等で換価が難しい側面もあることから、今回の担保物件については厳密な担保価値の算出は行わなかった。

なお、ABL融資資金の用途は仕入資金に限定している。他方返済に関しては、前記のとおり、在庫の仕入から販売まで時間がかかるため、期限や金額を細かく規定せず、柔軟な対応をしている。

#### 保全

売掛債権については、将来債権も含めて債権譲渡登記をしている。

在庫については、賃貸倉庫が東京にあり実査が困難であること、AED収納ボックスは中古市場で換価が難しいこと、既往の取引関係等を考慮し、動産譲渡登記を留保している。

#### コベナンツ

コベナンツとして、財務制限条項（営業利益ベースの条件と純資産額が前年を下回らないこと等）の他、報告事項、承認事項、表面保証、提出資料に関する事項を設定している。

#### （カ）モニタリング

月次ベースで、賃貸倉庫にある在庫残高の報告、売掛債権残高の報告を受けるほか、入金口座にて販売状況等の確認を行っている。ただし、前記のとおり倉庫が東京にあることから実査はモニタリング事項にはしていない。

#### （キ）借り手から見たメリットと課題

借り手から見たメリットは、第一に、資金枠の設定により安定的な資金調達を行える環境が整ったこと、第二には、金融機関との付き合い方について、事

業内容について相談するなど、以前よりも積極的な意識になってきたことなどが挙げられる。

#### (ク) 貸し手からみたメリットと課題

金融機関としては、ノウハウの習得を目標として取り組んだ事例であったが、実際に行ってみて、様々な意義を認識した。第一に、営業担当者の相手先訪問時の品質向上が挙げられる。地域密着金融を進める同行ではABLの有無に関わらず、定期的な訪問を行っているが、ABLを実施した効果として、経営状況を逐次把握できるようになった。その結果、単なる「ご用聞き」から「経営アドバイザー」へと営業担当者の意識が高まり、経営を見る目が鍛えられている。

第二に、営業担当者の説明能力の向上があげられる。例えば、審査部門とのやり取りの中で、数字の裏づけ（担保物件や対象企業のビジネスモデルについて定量的に説明・説得をすること等）をもって、融資先企業の強みを説明する能力が強化された。

第三に、ABLのプレスリリースを受けて、行内においてもABLのメリットが浸透しつつあり、取り組みたいという支店も出始めている。また、本部でも同社を始めとしたいくつかのモデル事例を通じて、モニタリングの方針等も整理できつつあり、今後、ABLを利用した融資の拡大につなげていきたいと考えている。

## 5 . 関東地方における A B L 事例

( 1 ) 埼玉りそな銀行(株式会社ミックマック (美容器具の企画・製作・販売))

## (ア) A B L の概要

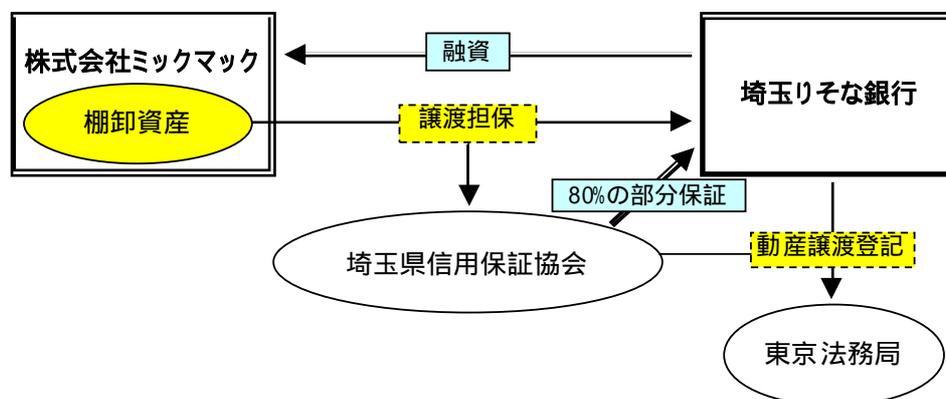
実施金融機関	埼玉りそな銀行
融資時期	平成 19 年 9 月
対象企業	株式会社ミックマック
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫 (美容器具等の商品) (動産譲渡登記) (埼玉県信用保証協会と共有) 【債権】なし
保証人の有無	・代表者保証あり ・埼玉県信用保証協会 (ABL 保証)
ローンの概要	【ローンのタイプ】 埼玉県信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度」(ABL 保証) を利用した融資 【金額】3,000 万円 【融資形態】当座貸越 【期間】1 年 【金利・その他フィー】非公開
その他	ABL 保証を利用した埼玉県内第 1 号案件

## (イ) 借り手企業の概要

業種	美容器具の企画・製作・販売
資本金	非公開
売上高	非公開
従業員数	20 名 (うち正社員 12 名)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社はモーター技術を活用して美容器具の開発・販売を行っている。</li> <li>・ 同社が開発した電動ヘアブラシは「TRUE」というブランドで、若者を中心として累計 200 万本を超えるヒット商品となっている。</li> <li>・ 最近では電動健康器具、美顔装置などに注力している。</li> </ul>

### (ウ) スキーム図

(ABL 保証を活用したスキーム)



### (エ) 案件の取り組み経緯

株式会社ミックマックは、美容器具の企画・製作・販売を行う。同社は、モーター技術を活用した商品開発、動画を使った商品の付加価値の訴求、商品を販売する舞台装置の開拓といった商品戦略・マーケティング戦略により中小企業でありながらヒット商品を生み出している。ここ数年では、電動ヘアブラシ（ブランド名 TRUE）が若者の間でヒットし、累計で 200 万本に達している。同商品は、インターネット通販への集中投資、ヘアサロンへの販売推進などを通じて口コミで商品認知を高めて、2006 年では日経トレンディヒット商品番付 14 位にランクされるまでになった。

電動ヘアブラシでの増収・増益を機に次期商品開発・販売推進にも注力し、電動健康器具に経営資源を投入している。このための映像開発、サーバー設置などのマーケティング費用に活用するため、棚卸資産を担保とする ABL を活用することとした。一方、メインバンクである埼玉りそな銀行も同社の資金需要が旺盛であること、商品価値等にも着目し、ABL 保証を活用した融資を勧めた結果、利用することとなった。

### (オ) ABL のスキーム

#### 契約内容

同社倉庫 2 箇所の敷地内にある在庫（電動ヘアブラシを初めとする美容器具）を担保として、埼玉県信用保証協会の ABL 保証を活用している。なお、担保は同信用保証協会と共有となっている。

在庫の評価は ABL 保証の規定に則り、簿価の 30%で行っている。評価につい

ては、当面は簿価30%評価で資金ニーズを見たせるため、活用していない。

契約書などは同信用保証協会所定の書式を活用し、他のコベナンツは特には付していない。

#### (カ) 評価・モニタリング

##### 評価

ABL保証の規定に則り、簿価の30%で評価している。

##### モニタリング

営業店の担当者が、ABL保証の規定に則り、「1ヶ月に1回以上、回収口座への入金状況の確認」、「3ヶ月に1回以上、棚卸資産の数量等の借り手からの入手、内容確認」を行い、「モニタリング記入表」へ記録している。

また、「1年に1回以上の立入調査」については、現時点では未実施であるが（実行前に実施）対象となる倉庫2箇所（川越、東松山）のうち1箇所は、本社に併設されているため、定期訪問の際に常時状況確認している。

#### (キ) 借り手から見たメリットと課題

健康器具の開発資金・マーケティング資金等に対する借入は金融機関としては判断が難しいため、ヒット商品在庫を担保(商品力を評価)として借入ができ、映像製作、サーバー設置の経費等に投入できたことがメリットである。

#### (ク) 貸し手から見たメリットと課題

##### メリット

中小企業に対し、資金供給手段の拡大が期待できる。特に、地場企業への貢献・密着ということでは、ABLは新しい有効な融資スキームと考えられる。また、商流への理解が深まること、及び、そのエビデンスを確認できることは金融機関にとってプラスとなる。

ABL保証を活用することにより、信用保証協会による部分保証を受けながら、新たな融資スキームに係るノウハウを蓄積することができる。

##### 課題

プロパーのABLについては、動産担保にかかる金融検査マニュアル上の一般担保としての要件が明示されたものの、要件を充足するためには一層のノウハウ蓄積が必要である。また、評価・モニタリングなどで営業店に係る負荷や顧客のフィーの負担増も解決すべき課題であり、担保提供による信用リスク軽減のメリットと評価・モニタリングのコスト増を勘案する必要がある。

(2) 三菱東京UFJ銀行(土佐鰹水産株式会社(水産加工))

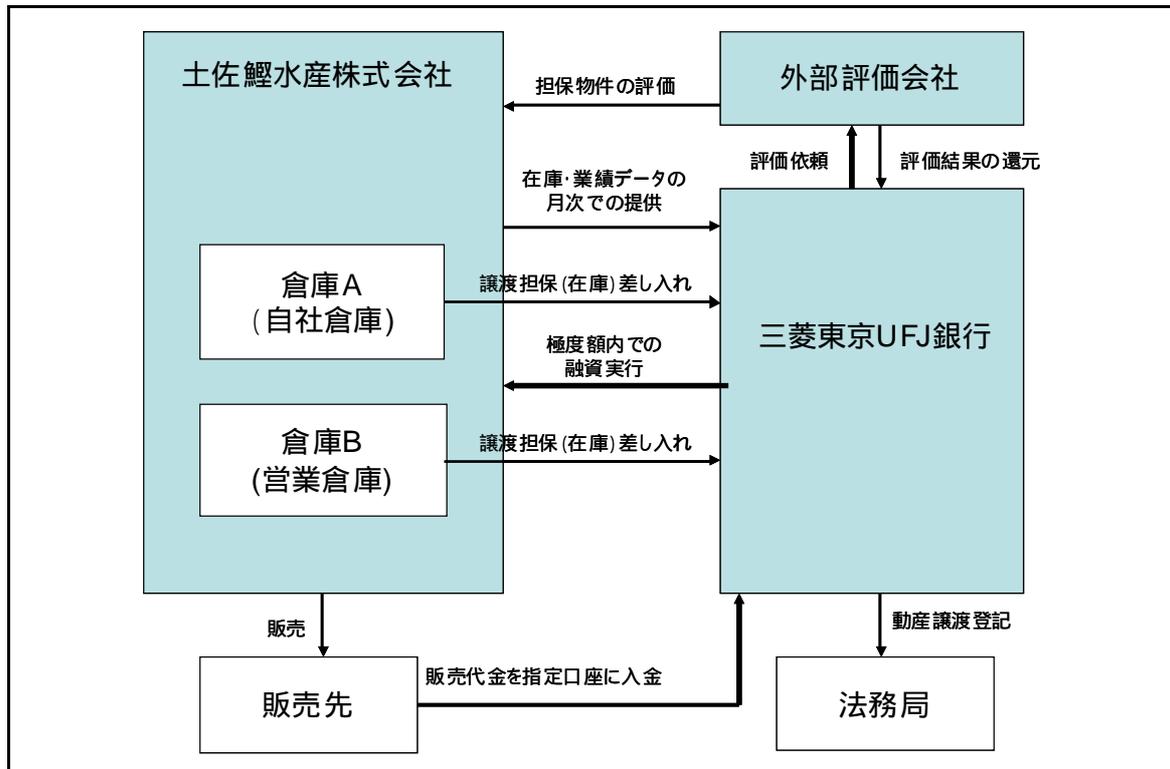
(ア) ABLの概要

実施金融機関	三菱東京UFJ銀行
融資時期	平成19年9月
対象企業	土佐鰹水産株式会社
外部事業者	外部評価会社を活用
担保取得の概要	【動産】冷凍倉庫に入っている在庫(カツオ、マグロ等) (動産譲渡登記) 【債権】なし
ローンの概要	【ローンのタイプ】在庫残高・売掛金の入金実績に応じて月次で借入限度額が変更される当座貸越 【金額】極度額5億円 【融資形態】当座貸越 【期間】1年更新 【金利・その他フィー】非公開

(イ) 借り手企業の概要

業種	水産加工業
資本金	1,000万円
売上高	32億3900万円(平成18年度売上実績)
従業員数	109名(平成19年3月)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐鰹水産株式会社は一本釣カツオによるカツオタタキを主力商品とする水産加工業者。平成8年に設立し、翌年には日本一のカツオ産地である静岡県焼津に進出。平成18年度の売上は、平成13年度の約5倍まで拡大するなど順調に業績を伸ばしている。</li> <li>当社は複数のグループ会社(有限会社山崎冷凍食品、有限会社青野水産、有限会社明神水産加工、明神食品株式会社)を持ち、当社及びグループ会社を合わせてカツオの仕入(入札)から保管、加工、販売まで一貫したサービスを提供できるのが強み。</li> <li>カツオ加工においては、「薫焼きタタキ製造ライン」(特許取得済)というグループ独自の手法を有し、同業者との差別化を確立している。</li> </ul>

## (ウ) スキーム図



注) 在庫の残高と売掛金の入金額に応じて借入限度額が増減する。

## (エ) 案件の取り組み経緯

土佐鯉水産株式会社は、一本釣カツオなど高級原魚を仕入れ、保管・加工工程における厳密な温度管理により高品質の商品を提供している。カツオの食品加工技術において、「薫焼きタタキ製造ライン(特許取得済)」という独自の手法を持ち、仕入から加工・販売まで自社グループ内で対応できる体制を整えてきた。昨今の「食の安全・安心」を求める消費者ニーズの変化などの追い風を受け、外食産業や大手スーパー等への販売が拡大している。

仕入については、一本釣カツオなど高品質の原魚にこだわりを持ち、輸入仕入は行わず、全て国内仕入で対応している。従って、仕入時期は限定(初カツオは3~5月、戻りカツオは8~10月)され、当該仕入時期に1年分の買い付けを行っている。そのため、在庫数量の季節変動に応じた運転資金の調達が必要となっていた。また、売上の拡大に伴い、増加運転資金が必要な状況にあった。

三菱東京UFJ銀行とは、以前から取引があり、当社の資金ニーズ(在庫数量に季節性があることから資金需要が増減する)や在庫の管理方法・管理状態などを踏まえ、同行がABLのスキームを提案し、融資契約の締結につながった。

## (オ) ABL のスキーム

### 借り手

静岡工場敷地内の自社倉庫(3,500 トン収容可能)と焼津港等にあるいくつかの営業倉庫にて在庫を保管しており、同倉庫内にある在庫(主に冷凍カツオ、一部冷凍マグロ)を担保として提供している。なお、同倉庫は共に超低温(-60 )での保管・管理が可能であり、停電にならない限り、品質の劣化は考えにくい。なお、販売先との関係から売掛債権は担保提供していない。

### 融資形態

在庫価値の評価に加え、当社の企業信用力も勘案したうえで、同行単独で5億円の極度枠(1年更新)を設定した。月次で当社から報告される在庫の残高や販売代金の入金状況に応じ、極度枠の範囲内で設定される借入限度額が月次で増減する仕組みとなっている。

在庫価値の評価に際しては、外部評価会社を活用している。評価手数料はその他の融資手数料に含める形で、借入金利とは別に当社が銀行に支払っている。(銀行から外部評価会社に評価手数料を支払っている。)

### 保全

当社は、複数の倉庫(自社倉庫、営業倉庫)を利用しているが、それらの倉庫内にある全ての在庫(原材料、仕掛品・半製品、製品在庫)を集合動産として譲渡登記している。

### コベナンツ

月次で倉庫にある担保対象物の残高を報告している。

## (カ) 評価・モニタリング

### 評価

外部評価会社が、在庫の種類(カツオ/マグロなどの魚種)と状態(加工工程)ごとに評価額を算出し、担保物件全体の評価額を決定した。掛け目については、各種のリスクなども踏まえて、同行にて決定した。

### モニタリング

当社は、コベナンツで約定されているように、月次で倉庫にある担保物件の数量を報告している。営業倉庫に保管されている在庫についても、当社経由で同行あて報告している。

担保物件の実地調査は、最低年1回以上を予定している。それ以外に営業担

当者が定期的な訪問（月1回程度）を行い、モニタリング事項から経営相談等まで含めた様々な情報交換等を行っている。

（キ）借り手からみたメリットと課題

最大のメリットは、本件極度枠の設定により、原魚の市況、漁獲状況に応じた運転資金（仕入資金）の調達を迅速かつ弾力的に行うことが可能になったことにある。

加えて、借入可能額の算出方法が契約に明記されていることから、当社が借入限度額の増減を事前に把握することができ、資金繰りが立て易い効果もある。

さらに、在庫の状況（数量、加工工程）の詳細な情報を定期的に金融機関に伝えることで当社の経営の透明性を高め、社内における内部管理への意識が高まったというメリットもある。

課題は外部評価会社による評価過程において、自社の在庫情報を第三者が見て理解できるように、魚種の分類などを追加するなど在庫情報を整理する作業が発生したことが挙げられる。

（ク）貸し手からみたメリットと課題

当社のように資金需要に季節変動があり、売上が急増している企業に対し、ABLは企業の資金需要に合致した形で運転資金の提供が可能となる。本件においても非常に顧客満足度の高いスキームを構築することができた。

加えて在庫価値の評価作業を通じて、当社の商流、事業特性に対する認識が深まったこと、月次のモニタリングを通じて、当社とより緊密な関係を構築することが可能となったことなどのメリットも挙げられる。

## 6 . 中部地方における A B L 事例

### ( 1 ) 岡崎信用金庫(金属製品プレス加工業)

#### (ア) A B L の概要

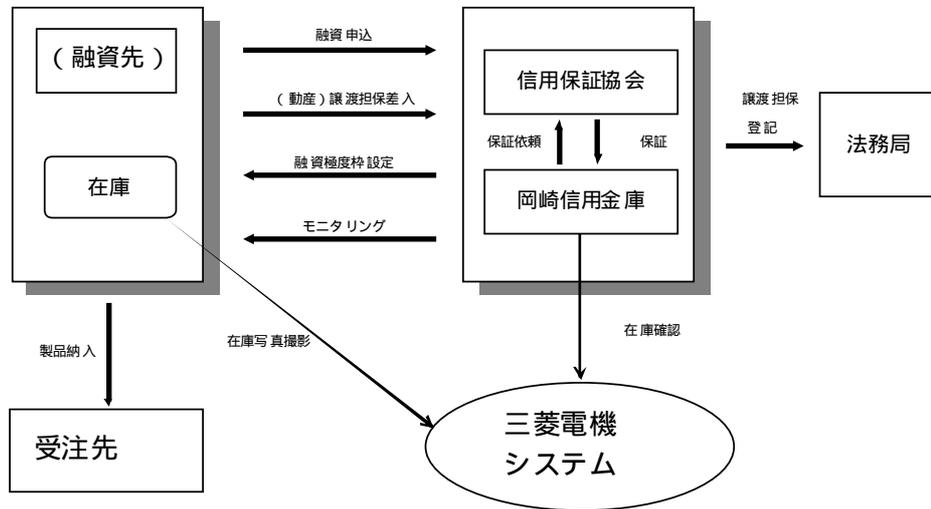
実施金融機関	岡崎信用金庫
実施時期	非公開
対象企業	金属製品プレス加工業者 A
外部事業者	なし
担保取得の概要	<p>【動産】工場に保管されている在庫（自動車用部品、事務機器用部品、鉄板）(動産譲渡登記)(愛知県信用保証協会と共有)</p> <p>【債権】なし</p>
保証人の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者保証あり</li> <li>・ 愛知県信用保証協会（ABL 保証）</li> </ul>
ローンの概要	<p>【ローンのタイプ】 愛知県信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度」を利用した融資</p> <p>【金額】極度額 1 億円</p> <p>【融資形態】当座貸越</p> <p>【期間】1 年</p> <p>【金利・その他フィー】信用保証協会の保証料（0.68%）</p>

#### (イ) 借り手企業の概要

業種	金属製品プレス加工業
資本金	1,000 万円
売上高	49 億 5,000 万円
従業員数	64 名（うちパート 31 名）
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車用部品を主体としたプレス加工を営む（創業 40 年超）</li> <li>・ 数年前に主力取引先に対して業務の改善提案を行い、その提案に主力取引先が応じたことから、売上高が従前に比べて 3 倍に増加した。</li> <li>・ 当社の改善提案により、主力取引先は「場所」「人員」「資金」「管理」に関する負担削減を実現。一方、当社は多額の投資をすることなく受注増を図ることができた。</li> </ul>

(ウ) スキーム図

(金属製品プレス加工業者へモニタリング重視型の ABL のスキーム)



(エ) 案件の取り組み経緯

金属製品プレス加工業は自動車産業や電機産業からの典型的な受注生産業種である。当社は複数の自動車用部品メーカー等から、複数の加工工程を受注していたものの、中国からの輸入製品との競争激化が予想され、事業モデルの転換を迫られていた。

そこで、同業他社が加工工程を多くして製品の付加価値を上げる中、発注先が自社内で行っていた加工工程のうち一工程のみを引き受けると同時に、原材料・金型の保管を引受け、受注後極めて短期間で製品を仕上げるという、加工工程のアウトソースとでもいべきサービスを開始し、売上を伸ばした。売上高は2004年からのわずか3年間で16億円から49億円まで急拡大した。

事業の性質上、原材料比率が高く、また取引先の都合で急な増産と資金負担が生じることが多く、事業の拡大に伴い安定した運転資金が必要であったが、担保として提供可能な不動産を持ち合わせておらず、不動産担保融資以外のスキームで受けられる融資を探していた。その際に、岡崎信用金庫から ABL での融資提案があり案件の成立に繋がった。

なお、当社は ABL での融資を受ける以前から、各取引先、製品の種類、工程の別等での在庫管理を徹底しており、モニタリングに際して特段の追加負担を必要としなかったことも、ABL 融資を受ける際にはプラスに働いた。

#### (オ) ABLのスキーム

##### 契約内容

本社工場を含めた2工場敷地内に保管されている在庫（自動車用部品、事務機器用部品、鉄板）を担保取得している。売掛債権は担保取得していない。コベナンツは一般的な財務制限条項や担保制限条項等を締結している。

##### 譲渡登記

集合動産として動産譲渡登記を実施した（信用保証協会と共有）。

#### (カ) 評価・モニタリング

##### 評価

評価は簿価で実施している。簿価の30%を上限として極度額を設定している。

##### モニタリング

月次では、資金繰り表や在庫量・生産量を記録した帳簿を提出するほか、三菱電機株式会社のデジタル写真を用いた位置・時間証明システム「COCO-DATES」を利用して在庫の映像を報告している（在庫の量感も把握できるよう毎回決まった位置から写真撮影している）。さらに、半期に1度、売上等の各種指標の目標値と現実の指標との乖離の原因を分析した結果をふまえた、次期の事業方針を提出している。また、年次では棚卸資産の状況確認（実地調査）を行うこととなっている。

#### (キ) 借り手から見たメリットと課題

##### メリット

第一には、企業の成長に伴い発生する資金需要に対応して、融資の資金枠が増えることが挙げられる。成長企業は売上増加に伴い在庫や売掛債権が増加することが多く、そうした増加運転資金需要に対応できる融資スキームである。第二に、ABLはモニタリングを通して借り手・貸し手が密に情報連携するため、売掛金や在庫等の計数を把握できる管理体制が構築でき、経営の変調に対して早期発見・早期改善につながるアドバイスが得やすくなる。また、モニタリングによりガバナンスを享受できるというメリットもある。

##### 課題

ABLでは、自社の内部体制（経営方針、ビジネスモデル、管理体制など）や自社を取り巻く環境などを、様々な業種と取引している貸し手にいかに正確に伝

えるのかという課題がある。

(ク) 貸し手から見たメリットと課題

メリット

通常は金融機関に開示しないことが多い在庫情報の報告を受けているため、経営上のアドバイスを適時、的確に実施でき、借り手の事業の健全性維持、債権保全に資する。また、融資担当者は借り手企業の事業状態に注目するため目利き能力が向上する。

課題

借り手側の ABL の認知が進んでいないため、担当者が借り手に商品説明する際にメリットへの理解を得ることが困難である。

(2) 豊橋信用金庫 (株式会社リーフ(胡蝶蘭加工・販売))

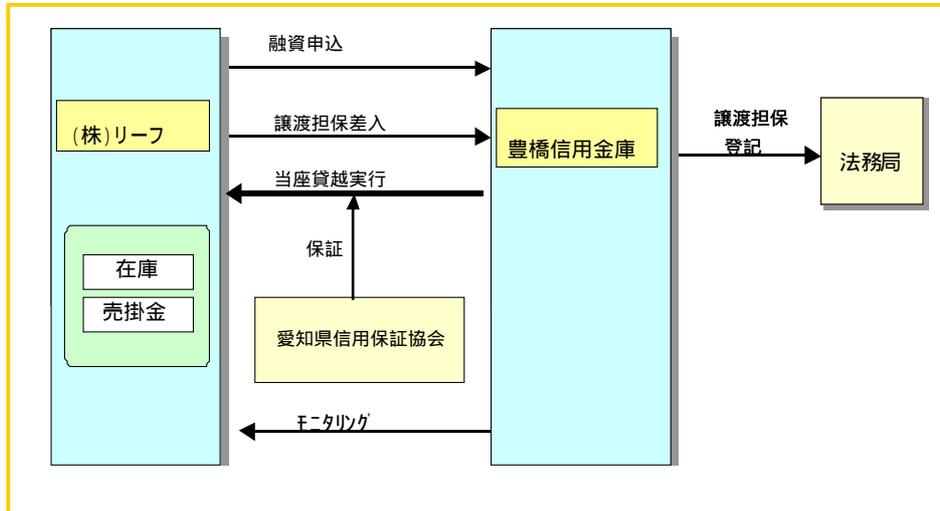
(ア) ABLの概要

実施金融機関	豊橋信用金庫
実施時期	平成 19 年 10 月 29 日
対象企業	株式会社リーフ
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫(倉庫に保管されている全ての胡蝶蘭)(動産譲渡登記)(愛知県信用保証協会と共有) 【債権】売掛債権(債権譲渡登記)
保証人の有無	・代表者保証あり ・愛知県信用保証協会 (ABL 保証)
ローンの概要	【ローンのタイプ】 愛知県信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度」(ABL 保証)を利用した融資 【金額】極度額 1,500 万円 【融資形態】当座貸越 【期間】1 年 【金利・その他フィー】非公開

(イ) 借り手企業の概要

業種	胡蝶蘭加工・販売
資本金	300 万円
売上高	3 億 4,100 万円
従業員数	40 名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約している台湾の農家で育てられた胡蝶蘭の苗を輸入し、地元の契約農家に栽培を委託。開花したものにラッピング・立て札等の加工をして出荷している。</li> <li>・ 昨年立ち上げたインターネットショッピングモール「フラワーショップはなやか」が好調。ホームページ上で栽培ハウスや鉢づくりをする加工室等のライブ映像を公開している (<a href="http://www.hanayaka.co.jp/">http://www.hanayaka.co.jp/</a>)。</li> <li>・ 胡蝶蘭の年間取扱量は約 85,000 鉢。</li> <li>・ 順調に売上を伸ばしている。</li> </ul>

(ウ) スキーム図  
(胡蝶蘭加工・販売業者への ABL スキーム)



(エ) 案件の取り組み経緯

以前から現社長の父親が個人で胡蝶蘭栽培を行なっていたが、現社長が加工・販売業者として独立した。一般的な販売ルートであるセリ市場に販売するだけではなく、インターネットを利用した直販を開始したことにより売上が増加した。この事業拡大に伴う運転資金需要に対応するため、メインバンクである豊橋信用金庫から ABL 融資を受けることとなった。

同社は、もともと経営管理能力は相応に構築されていたことから、ABL 融資に伴うモニタリングの負担感はなかった。また、加工・販売業者であることから、愛知県信用保証協会の保証制度の利用が可能であった。

(オ) ABL のスキーム

契約内容

愛知県信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度」を利用した融資である（東三河地方では初の取組み）。倉庫に保管されている全ての胡蝶蘭を担保取得しているほか、売掛債権も担保取得している。なお、コベナンツは設定していない。

譲渡登記

動産は集合動産として動産譲渡登記を実施し、債権も債権譲渡登記を実施している。

## (カ) 評価・モニタリング

### 評価

出荷量ピーク時の製造原価（仕入れ価格とコスト）の簿価で評価を実施している。極度額は、動産については簿価の30%を上限として、また、売掛債権については、同月の主要取引先数社の残高の70%を上限として設定している。

### モニタリング

月次で出荷分の入金状況が記帳された預金通帳の写しを提示するほか、四半期ごとに在庫数量と売掛金残高を報告する。また、年次で担保物件の現物を実査する。

## (キ) 借り手から見たメリットと課題

当社におけるメリットは、事業拡大に伴う増加運転資金の調達が可能となったことである。また、主力金融機関が経営管理面までフォローしてくれることは借り手からみてもプラスになる。

## (ク) 貸し手から見たメリットと課題

### メリット

不動産担保・保証に過度に依存しない融資に取り組んでいこうと考えており、かつ、当該地域は農業が基幹産業でもあることから農業支援を積極的に行うことで地域経済の活性化に貢献しようと考えていたところである。その点 ABL を取り組むことにより、借り手とのリレーション深耕、つまり、借り手をよく知ることができ、担当者の目利き能力の向上につながっている。

また、通常は金融機関に開示しないことが多い在庫情報の報告を受けているため、経営上のアドバイスを適時、的確に実施でき、借り手の事業の健全性維持、債権保全にも資する。

### 課題

本件以外のケースとして、一般的にモニタリングは負担感があると考えている借り手が多い。また、営業店（支店）ベースでは、担保評価額が増加できれば、ABL の取り組みが増えると期待しているが、添え担保ではメリットを感じることが出来ない。

## (3) 商工組合中央金庫 (立山酒造株式会社 (酒類製造))

## (ア) ABL の概要

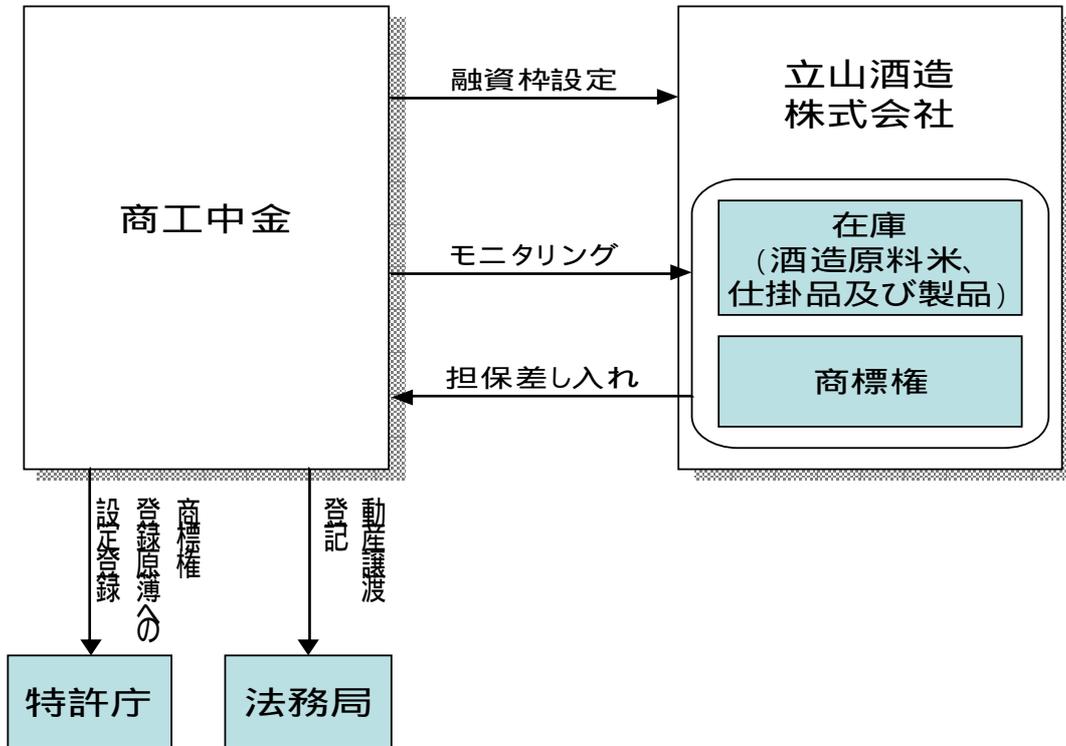
実施金融機関	商工中金
実施時期	平成 19 年 11 月
対象企業	立山酒造株式会社
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】本社工場敷地内にある在庫 (酒造原料米、仕掛品及び製品)(動産譲渡登記) 【債権】なし 【その他】「立山」の商標権
保証人の有無	代表取締役社長 1 名
ローンの概要	【ローンのタイプ】商標権取得型 ABL (プロパー単独融資) 【金額】2 億円 【融資形態】手形貸付 【融資期間】非公開 【金利・その他フィー】非公開
その他	「流動集合動産譲渡担保契約」を締結

## (イ) 借り手企業の概要

業種	酒類製造業
資本金	3 億円
売上高	約 36 億円
従業員数	従業員 31 名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>立山酒造株式会社は、清酒立山の醸造元として商標「立山」が全国的に著名であり、直近 10 年間の全国新酒鑑評会で 9 年に亘り金賞を受賞。</li> <li>売上ランキングでも中部圏第 1 位、全国 20 位と、有力な銘柄の一角を占める。</li> <li>市場全体の売上高が H18 年は H1 年比で 48.1% と落ち込むなか、当社は H19 年に 108.6% の売り上げを達成している (H1 年は約 33 億円、H19 年は約 36 億円)。</li> <li>生産量は約 4,700kl と多い。</li> </ul>

(ウ) スキーム図

(清酒製造業者への「商標権」取得型 A B L のスキーム)



(エ) 案件の取り組み経緯

近年、ワイン、発泡酒、焼酎等の競合商品の影響もあり、日本酒の販売量は減少基調であり、平成18年の販売量は平成元年に比べ半減となっている。従来日本酒の生産は、秋・冬が主であり、それに伴う資金需要も秋に集中しがちで、季節性の大きい業種であった。こうした業界環境に加え、近時の食の安全性や環境に対する意識の高まりから、原料米の生産から食卓までのリスク管理の徹底を担保するトレーサビリティシステムの構築や、ISO14001の取得を通じた環境マネジメントシステムの構築が経営課題に上ってきている。

上記のような環境変化の中、立山酒造株式会社は、原料米全量を「酒造好適米」とする仕入方法の変更や他社に先んじた設備投資を実施し、品質の保持と製造量の季節性を小さくする等の現代的な管理システムを構築してきた。しかしながら、地方における地価の大幅下落から不動産の担保価値も減価したため、今後こうした取り組みを続けるために、資金需要期を中心とした資金調達の安定化を図ることが課題となっていた。

このような時期に、ワインを担保とした ABL 案件の話を知り、商工中金（高

岡支店)に ABL での運転資金融資が可能かどうかを相談し、本件の検討へとつながった。

同社は、現代的な管理体制を築き、直近 10 年間の全国新酒鑑評会でも 9 年に亘り金賞を受賞するなどブランド力を高め、その結果として売上也業界全体に比して好調に推移していた。そこで商工中金(高岡支店)は、キャッシュフローをベースとした事業価値に基づいた融資が実行可能と判断し、事業収益資産である在庫、及び主力ブランドである「立山」の商標権を保全措置として担保取得する ABL(動産担保+知的財産担保)を取り組んだ。

#### (オ) ABL のスキーム

##### 契約内容

「流動集合動産譲渡担保」契約を結び、本社工場敷地内にある在庫(酒造原料米、仕掛品及び製品)を担保取得している。同時に、ブランド力を背景にした事業価値に着目し、有力ブランドである「立山」の商標権も担保取得している。なお、売掛債権は担保取得しておらず、またコベナンツについても設定していない。

##### 譲渡登記

在庫に関しては、集合動産として動産譲渡登記を実施している。また「立山」の商標権は特許庁にて登録した。

#### (カ) 評価・モニタリング

##### 評価

商標権の評価額は、損益計算書上の指標を活用し、ブランドが生み出す将来キャッシュフローを現在価値で割り引くモデルを用いて算出している。

##### モニタリング

四半期に 1 度、在庫残高を報告する形をとっており、現在は仕掛品・商品は酒類別、原材料については銘柄別にて報告している。貸し手は、その数値の増減等の確認を行い、事業進捗等を確認すること、及び、異常の有無の確認を行う。なお、実地調査については年 1 回としており、在庫の元帳と在庫の現物の照合等を行うこととしている。

#### (キ) 借り手から見たメリットと課題

##### メリット

資金調達手段の多様化～地方では、継続する地価下落から企業努力と無関係

に不動産の担保価値が目減りし、資金繰りが悪化していく企業も多いが、事業そのものの価値とほぼ等しい「商標権及び動産等」を担保に用いる融資スキームであれば、事業が拡大・発展するとともにブランド価値が高まり、融資枠を拡大させることも可能である。

生産・販売管理の高度化へのインセンティブ～当社は、現在、在庫管理の高度化に留まることなく、米生産者や瓶ラベル業者とも連携してバーコードを用いた生産・流通履歴の管理システムも構築中である。食の安全性や信頼性に対する消費者の目が厳しくなる中で、従来の商品の品質管理の枠を超え、生産履歴開示まで徹底しようとするインセンティブとなっている。

#### 課題

ABL を利用するにあたり、在庫管理について品種・銘柄ベースでの詳細な管理が課題である他、商品価値の更なる向上が必要である。第三者機関による動産の査定評価取得も将来必要になるであろう。

商品価値の向上のために、これらの管理手法を流通段階へも進め、商品の生産・在庫情報を積極的に開示することで、トレーサビリティを高め、ブランド力の向上を図る計画である。

#### (ク) 貸し手から見たメリットと課題

##### メリット

従来は、企業の本質的価値を十分確認できない場合もあり、その場合、不動産担保に依拠して融資を実行してきた面も否めなかったが、ABL を利用することにより、事業やブランドの価値を見て融資を実行する。このため、融資担当者は従来とは違う目線で借り手企業を理解する必要があり、それだけ経営のアドバイスを行う機会も増え、借り手とのコミュニケーションは自ずと密になり、リレーションシップの向上に繋がる。

また商標権を在庫とあわせて担保とすることで、在庫の価値を高めることができた。

#### 課題

事業継続を前提とした ABL を実施しているが、金融検査マニュアル等を勘案した場合、適格担保化を図る上で評価額の客観化が課題となる。また、モニタリングにおいて着目するポイント等については、今後ノウハウを蓄積する中で精度を高めていく必要がある。

## 7. 関西地方におけるABL事例

## (1) りそな銀行(株式会社エンディーズコーポレーション(ペットフード))

## (ア) ABLの概要

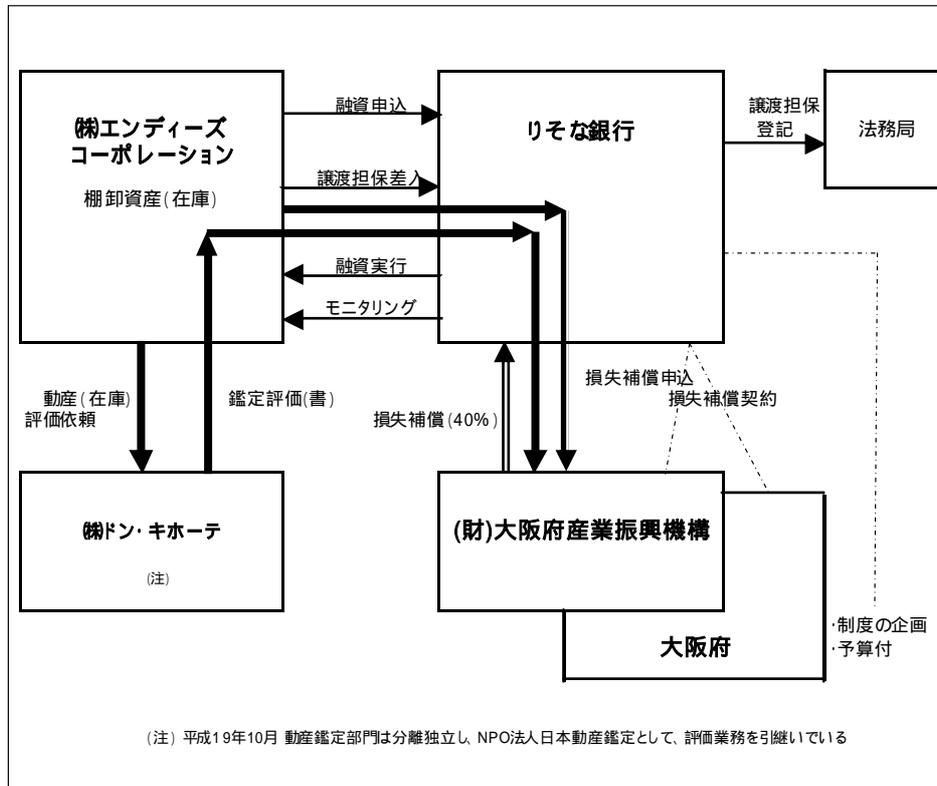
実施金融機関	りそな銀行
融資時期	平成19年10月
対象企業	株式会社エンディーズコーポレーション
外部事業者	株式会社ドン・キホーテ(評価)
担保取得の概要	【動産】在庫(犬・猫用ペットフード、他)(動産譲渡登記) 【債権】なし
保証人の有無	代表者
ローンの概要	【ローンのタイプ】大阪府動産等評価融資(大阪府ABL) 【金額】5,000万円 【融資形態】証書貸付(据置なし、約定返済) 【期間】3年 【金利・その他フィー】金融機関所定の金利
その他	大阪府産業振興機構による損失補償(40%)

## (イ) 借り手企業の概要

業種	ペットフード輸入卸
資本金	1,100万円
売上高	13億円(平成19年9月期)、11億円(平成18年9月期)
従業員数	5人
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬・猫用ペットフードの輸入販売が中心。</li> <li>・ 従来の中国製量販店向け製品から、カナダ産プレミアム製品にシフト中。</li> <li>・ ペットブリーダーなどプロ、マニアに販路拡大し、売上・在庫増加基調。</li> </ul>

(ウ) スキーム図

(大阪府の制度融資を活用した ABL のスキーム)



(エ) 案件の取り組み経緯

借り手のエンディーズコーポレーション株式会社は、犬・猫用ペットフードの輸入販売を行う卸売業者である。具体的には、中国、台湾、タイやベトナム等の協力工場に対し、当社独自の仕様にて発注、輸入をし、国内のホームセンター等の量販店に販売する業務を主軸に展開している。もともとは、物流センターへの納入をすれば販売代金を受け取れる仕組みとなっていたが、ホームセンター間の競争激化に揉まれた結果、ホームセンターへ直接納入する仕組みに変更となった。その結果、当社自身で在庫を保有する必要が出てきたこと、さらには季節性のある商品であること、ホームセンターとの取引条件等により資金負担が増加した。

加えて、2006年からホームセンターへ納入するペットフードに比べ品質が高い商品(プレミアムフーズ)の取扱いを開始した。当該商品は、ペットの体重管理や成人病予防といった効果がある高級品であり、生肉を40%程度利用した「ウェット」に近いタイプの商品である。そのため、当該商品は東京大井にある低温倉庫にて保管し、ペット専門店へ販売している。

事業は順調に拡大し、売上増加であるものの、前記背景等により在庫負担についても大きくなり、資金繰りが厳しい状況が続いていた。このことが社長にとっては頭を悩ます原因となっており、融資を受けられる話については日頃から注視していた。その一環で、過去に大阪府のTV番組にて売掛債権担保融資の紹介をしていたことを覚えており、売掛債権や在庫を利用した融資を利用したいというニーズを従前から持っていた。また、当社は自社所有の固定資産等が少なく、不動産担保をベースにした融資には依存できない状況にもあった。

一方、本件ABL実施金融機関のりそな銀行は、ABLへの積極的な取り組みをしており先進的な金融機関の1つである。同行のABLへの取り組み方針は、顧客ニーズや事務負担等を勘案し、取り組めるものから順次取り組んでいくという積極方針であり、その結果、小・中規模の案件が中心であるが、最近では大型の案件への対応も可能になってきている。

本件においては、19年5月に大阪府と(財)大阪産業振興機構による「大阪府動産等評価融資」の制度が出来たことを契機に、メインバンクであるりそな銀行に相談したところ、当該融資の申込検討へと入った。

#### (オ) ABLのスキーム

目新しいコストとして動産鑑定評価の手数料が発生したが、例えば所有不動産に根抵当権を設定するコストと比べれば、比較的廉価ですんだといえる。なお、債権担保については、在庫の評価価値で保全としては十分であったことや、大手販売先の多くが債権譲渡禁止特約を付していたこと等から、担保取得はしなかった。ただし、販売代金の回収口座は、りそな銀行に集約している。

#### (カ) 評価・モニタリング

##### 評価

同社の取り扱う商品の評価については外部評価機関としてドン・キホーテを利用した。ドン・キホーテからの動産鑑定の専門家立ち会いの下、当社倉庫(2カ所)を実査したところ、市場価値は約3億円、担保評価はその8割との評価を得た。なお、ドン・キホーテでの評価表は当社も貰っており、その評価金額の高さに当社の商品価値を認めて貰えたことが非常に喜ばしいと思っている。

##### モニタリング

モニタリングについては、3ヶ月に1回以上、紙ベースで在庫数量の報告を銀行へ提出、実査については年1回以上を予定している。なお、コバナンツの設定は担保対象在庫の調査権などに限られている。

(キ) 借り手からみたメリットと課題

本件の取り組みによる効果は以下のとおりである。借り手としては、 当社商品の価値を金融機関に認めて貰えたこと、 ABLを通じて借入の話だけでなく、長期的な経営方針や事業の方向性について金融機関と忌憚なく対話を出来るようになったこと、 金融機関が、資金面だけではなく、販路動向など当社の事業全般について関心を持つようになったことなどが挙げられる。

(ク) 貸し手からみたメリットと課題

本件の取り組みによる効果は以下のとおりである。貸し手としては、 不動産担保や第三者保証に依存せず、企業の保有する在庫を評価することで新たな融資に取り組めた、 企業の成長ニーズに応えるための前向きな融資を行うことで資金繰りを安定させ、経営者が本業に専念できる体制作りに貢献した、顧客とのリレーションの強化が図られた、といったことが挙げられる。

一方、課題としては、 ABL という新たな融資手法であり、同時に取扱開始となったばかりの制度融資であったため、案件相談開始から融資に至るまでの審査期間が長かったこと、 動産譲渡登記に関しては東京の法務局のみでの対応であること等が挙げられる。

(参考～大阪府動産等評価融資の概要)

融資限度額	2億円以内
融資期間	7年以内
融資利率	金融機関所定金利
保証人	第三者保証人不要
取扱金融機関	りそな銀行(平成19年5月21日現在)
担保	動産(在庫・機械設備等)[登記] 売掛債権[通知・承諾・登記]
HP	<a href="http://www.mydome.jp/information/web_mag/pages/1657/06.html">http://www.mydome.jp/information/web_mag/pages/1657/06.html</a>

## (2) 京都信用金庫 ( 亀岡牛生産株式会社(肉用牛の導入、生産、販売)

## (ア) ABL の概要

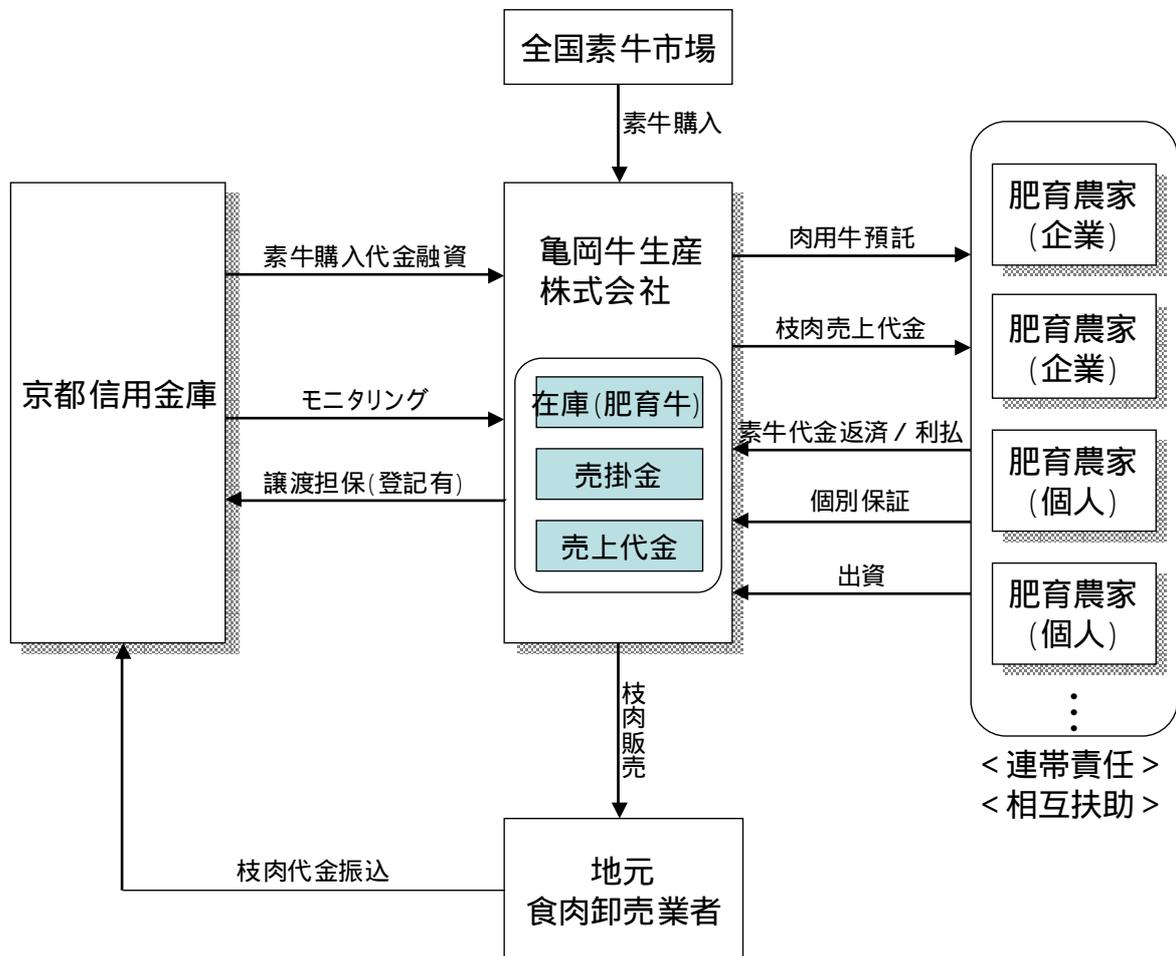
実施金融機関	京都信用金庫
融資時期	平成 19 年 7 月
対象企業	亀岡牛生産株式会社
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫(肉用牛)(動産譲渡登記) 【債権】売掛債権(枝肉販売代金債権)(債権譲渡登記)
保証人の有無	個別農家による預託牛部分のみの特定保証
ローンの概要	【ローンのタイプ】京信 CCL 融資制度 (地域相互扶助融資制度) 【金額】8 億 4,000 万円 【融資形態】証書貸付(一括返済) 【期間】2 年(期限において再検討) 【金利・その他フィー】非公開(短期プライム基準)
その他	金利コベナンツあり

## (イ) 借り手企業の概要

業種	肉用牛の素牛導入、生産、販売、管理
資本金	670 万円
売上高	第一期につき該当なし
従業員数	2 人
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀岡牛ブランドの確立を目的として、肉用牛生産農家 9 名(うち 4 名は法人)が共同して設立。</li> <li>・ 肉用牛の購入、販売、管理、代金回収を行う。農家 9 名全体で約 1,300 頭を肥育・管理。</li> <li>・ 当社が各農家に肉用牛を預託、売上代金から利払い・返済金を控除して各農家の口座に入金。</li> <li>・ 従業員は元農協社員。</li> </ul>

(ウ) スキーム図

(相互扶助型融資制度 (CCL) を活用した ABL スキーム)



(エ) 案件の取り組み経緯

亀岡牛の生産農家 9 軒は、資金調達に関しては全農に依存してきた。すなわち、素牛の仕入れと成牛の販売に関して、全農が市場と生産者（肥育農家）間に入って、立替払いの方法で資金繰りの面倒を見てきた。

こうした中、亀岡牛生産農家の中では、後継者を確保するため、長期的な視点で亀岡ブランドを確立し、ゆくゆくは全国ブランドとして育てていくという構想が持ち上がった。しかしそのためには、従来のファイナンス方法では、事業拡大のための内部留保蓄積や販売戦略などの面で制約が大きいため、借り換えを検討することになり、京都信用金庫に相談をもちかけた。

支店長が金庫内で協議し、ABL の活用を念頭に、審査部が中心になって仕組み

を検討した。本資金は経常的な在庫資金であるが、将来余剰資金をつくって全国展開し、夢のある職場にしたいという強い要望をうけ、農家が協力して返済努力をしていくスキームが求められた。

#### (オ) ABLのスキーム

##### 借り手

肥育農家9軒の構成は、専業、兼業混在しており、大は300等から小は5頭まで、営農規模も区々である。このため当初、京都信用金庫内では、相互協力が維持できるのかという懸念があったが、小規模農家は、亀岡全体のブランドが維持されることでメリット受けると同時に、大規模農家に対しては、小規模農家が趣味的な肥育の成果として話題になるような優良な牛を育ててブランド価値の向上に貢献する、という相互依存、役割分担の意識が共有されていることから、前向きに検討することとなった。

ただし、適切な運営形態が重要との観点で、新たに法人を組織することを提案した。あわせて、地域事業者が連携する共同設立会社(組合)を、中小事業者の相互扶助のモデルケースにしていく方針とした。

##### 融資形態

9農家は、共同設立会社として「亀岡牛生産株式会社」を立ち上げ、京都信用金庫が当社に融資を実行し、当社は全農に対し9軒の農家向けの債権を代位弁済し求償権を取得するというスキームである。株主である9農家は債務承認し、弁済契約を締結した。これは、もし当社が各農家に転貸するかたちになると貸金業登録が必要ではないかという解釈が生じるのを回避するためである。融資期間は2年とし、2年経過した時点での資金の余裕度等を確認して、その後のスキームを再度検討することとしている。なお、当座貸越方式だと、安易に借入を増額してしまいがちであるとの考え方から、証書貸付の2年後一括返済とした。2年後には、利益分が預金として積みあがっているため、その時点での返済額を決め、融資を組み直す予定である。

##### 保全

保全は、9農家それぞれの肥育場所を指定した集合動産として、肉用牛の動産譲渡登記を行った。融資実行前は全農に所有権があったので、融資実行と肩代わり返済、登記所へ書類を出すタイミングの調整が必要であったことから、司法書士、法務局と緊密に相談しながら進めた。内部的には信用貸し(添え担保)の扱いである。保証については、各農家が、自身の資金に係る金額について個別保証をしており、連帯保証ではない。

信用額が大きいので、シンジケート方式もありえたが、本件は亀岡牛生産のプロジェクトの立ち上げ時でもあり、当金庫単独で取り組むべきと判断した。

#### コベナンツ（相互牽制の仕組み）

コベナンツによって、返済実績に応じて金利を設定する旨のほか、9軒の農家は、返済の有無やその他の一定状況について、お互いに開示しあうこと等を規定している。

#### 共同設立会社「亀岡牛生産(株)」の体制

当社は、リーダー的存在の人見畜産の人見氏が社長を務め、実務は、全農で亀岡牛の担当であった技術員、事務員が当社に移籍して、従来どおり行っている。こうした体制の下、牛の出入りや資金管理の記帳・管理の仕方も、全農での方法をそのまま引き継いでいる。

この背景には、資金面のバックアップを京都信用金庫が肩代わりした後も、全農から見て、亀岡牛生産は、引き続き重要な飼料の販売先であることや、亀岡ブランドを重視していること、肩代わりはむしろ資金負担の軽減というメリットと捉えていることなどから、全農からの協力が得られたことがある。出資は、原則として、9軒の農家が牛の頭数に比例して資金拠出することになったが、少数しか肥育していない農家の場合は、この案件から受けるメリットと責任は頭数以上に大きいことを勘案して、当人（小規模肥育農家）からの申し出で、頭数割りよりは多めの出資を行った。

#### （カ）モニタリング

担保物件の肉用牛に関しては、簡便な内容で一貫して継続的に情報を収集することが重要との考え方、及び、識別番号でトレースできるという点を勘案し、数量だけを月次で報告を受けている。具体的には、毎月月齢の情報のほか、本件専用口座の預金残高、簿価(素牛購入価格)、売掛金の各数値を9農家別に報告してもらっている。

渉外担当の体制は、亀岡牛生産(株)には法人担当者が1名、各農家にはそれぞれその地区の担当者が張り付いている。いずれも亀岡支店の職員であるので、相互の情報連携は十分に行われている。

モニタリングの数値は、法人担当者がエクセルに入力して管理。支店長と審査部も常時情報共有、訪問活動を行っている。

当社の市場、販路については、地域の有力精肉業者や小売店が一体となって亀岡牛ブランドを支援している。生産者側としても、亀岡地区の消費者に良い品質の肉を提供することを第一に考えている。

(キ) 借り手からみたメリットと課題

メリットの第一として、亀岡牛生産のブランドを育てるという計画を農家が協力して推進しやすくなったことが挙げられる。すなわち、全農から資金調達していたと時のスキームでは立替払いであるため、財務面の自由度がなく、将来に向けた資本蓄積がしにくかった。本件は、企業努力次第で、また飼料価格等の環境変化に対応して、借入返済と内部留保蓄積のオプションを選択できる。

第二に、金融機関融資とそのコベナントがあるおかげで、相互に「モラルハザード」を牽制するという効果がある。

第三に、実際あった話として、ある農家が体調を悪くして牛の世話ができなくなるという事態が生じた際、別の農家が一時的に引き取って肥育をするという助け合いが自然と行えるようになった。

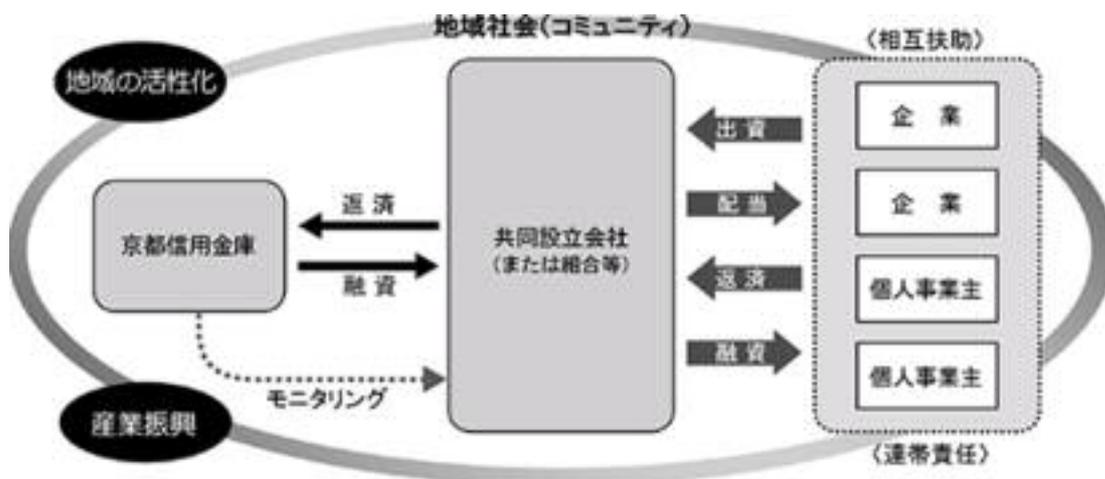
(ク) 貸し手からみたメリットと課題

当金庫では農業向け融資は従来ほとんど実績がなかったが、本件をきっかけとして、CCLを地域の事業者、特に農業に有効な手法として確立することにつながった。農業は土地から離れられないので、相互牽制、コミュニティガバナンスが有効に機能しやすい。

当金庫としては、CCL、農業支援に関して、地域金融本来の役割との認識を強め、同様のスキームを戦略的に推進していく予定である。

また、積金等を活用した定期的な顧客訪問を基本とする信用金庫にとっては、ABLのモニタリングは効果的、効率的に行いやすいという認識も得られた。

(参考) 京信 CCL 融資制度 (地域相互扶助融資制度)



出所：京都信用金庫 HP

<http://www.kyoto-shinkin.co.jp/business/financing/ccl.html>

## 8 . 中国地方における A B L 事例

### ( 1 ) 三菱東京 UFJ 銀行 ( 株式会社門永水産 ( カニ加工 ) )

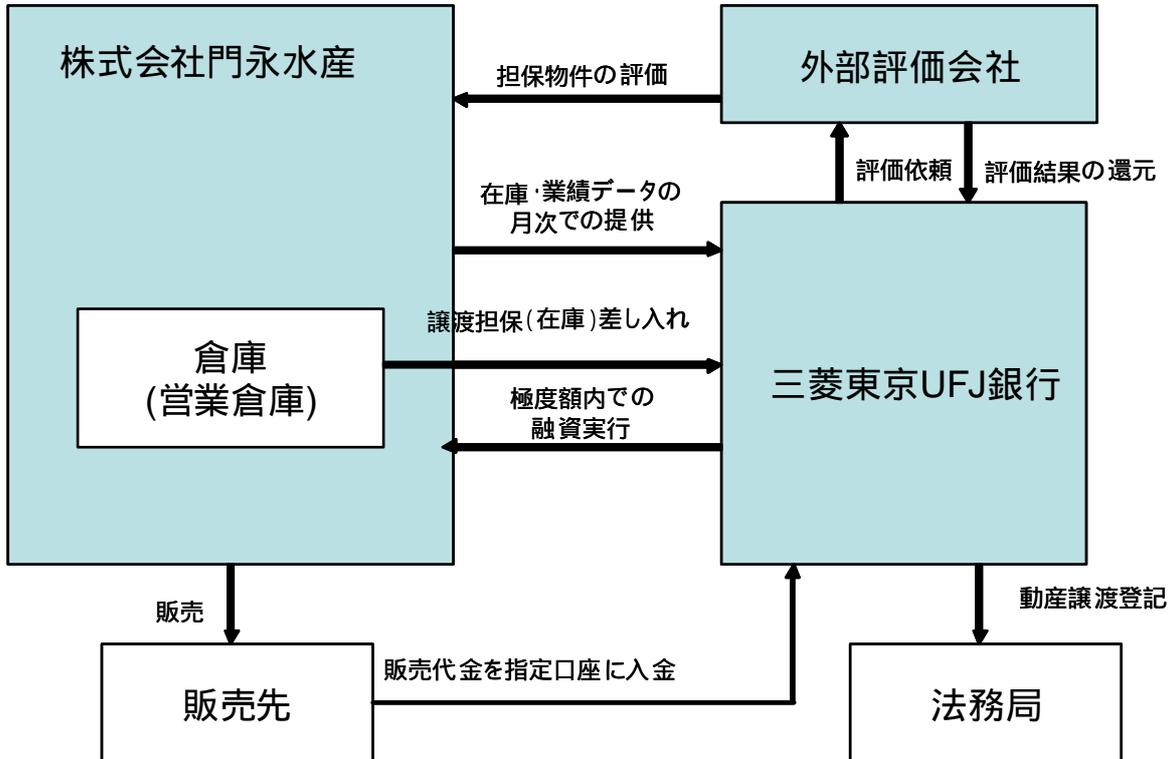
#### ( ア ) A B L の概要

実施金融機関	三菱東京 UFJ 銀行
融資時期	平成 18 年 9 月
対象企業	株式会社 門永水産
外部事業者	外部評価会社を活用
担保取得の概要	【動産】冷凍倉庫に入っている在庫 ( カニ ) ( 動産譲渡登記 ) 【債権】なし
保証人の有無	非公開
ローンの概要	【ローンのタイプ】在庫・売掛金の金額による月次で極度額 が変更される当座貸越 【金額】極度額 10 億円 【融資形態】当座貸越 【期間】1 年更新 【金利・その他フィー】非公開

#### ( イ ) 借り手企業の概要

業種	蟹 ( カニ ) 加工
資本金	1,000 万円
売上高	80 億円 ( 平成 19 年度末 )
従業員数	80 名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国 FDA の HACCP 認定工場においてカニ加工を行っている。</li> <li>・ 境港で水揚げされるベニズワイガニ及びロシア、カナダ、アラスカから冷凍で輸入しているタラバガニ、ズワイガニが主力で、寿司ネタ向け、フライ向けなど 600 種類程度のカニ加工品を関東、東海、関西の市場、問屋、大手スーパーなどの量販店に納入している。</li> <li>・ ここ 10 年で売上高が、1997 年の 14 億 7000 万円から 2007 年には 80 億円と 5 倍強に成長している。</li> </ul>

(ウ) スキーム図



注) 在庫と売掛金の入金額に応じて融資枠が増減する。

(エ) 案件の取り組み経緯

当社は、当初アジ、イワシの丸干し製造、煮干加工を行っていたが、収穫量（仕入）が年毎、日毎に大きく変動するため、効率的な生産体制が構築できなかった。一方、当社が主力とする境港では、収穫量の予想がしやすいベニズワイガニが収穫できる。そこで、生産計画が立て易いカニ加工製造に着手し、年々その比率を上げてきた。そして1989年には、アジ、イワシの丸干し製造、煮干加工業から完全撤退し、カニ加工の専門企業となった。

その後、1997年には境港のベニズワイガニだけでなく、ロシア、カナダ、アラスカから冷凍ガニ（タラバガニ、ズワイガニ）の輸入加工にも進出した。これを機に売上が増大し、利益水準も改善してきたが、増加運転資金も必要となった。

しかしながら、不動産担保による借入は限界にきており、従来の金融手法では、新たな借入は難しい状況であった。このような中、三菱東京UFJ銀行より在庫（カニ加工品）を担保としてABLのスキームを紹介され、外部評価会社の利用や審査部門のチェックを受けること等を踏まえ、新たな借入が可能となった。なお、倉庫は自社倉庫でなく、営業冷凍倉庫（賃貸倉庫）を利用しており、

第三者からの適切な在庫量の報告があることも融資審査上、重要な条件であった。

#### (オ) ABLのスキーム

冷凍倉庫に入っているカニ（加工前、加工後）を譲渡担保として、毎月同行の預金口座に販売先からの入金があることを確認しながら、入金額に応じて融資枠が増減する。カニ加工は季節性が高いため、必要資金をタイムリーに調達できるスキームとして、在庫担保と売掛金入金を組み合わせた融資を導入した。

#### (カ) 評価・モニタリング

##### 評価

当社では品質管理を徹底しており、2年超の在庫は処分する等の方針をとっている。その結果、外部評価会社を活用した評価においても高い評価を得ている。

##### モニタリング

当社では営業冷凍倉庫を活用している。同倉庫の在庫管理はシステム化されており、毎月の在庫量については電子データで貸し手にも提供している。

#### (キ) 借り手からみたメリットと課題

農林水産業はもともと不動産担保が少なく、自社の商品や原材料を担保として資金調達を行える ABL は事業拡大には最適であると考えている。

#### (ク) 貸し手からみたメリットと課題

##### メリット

季節性の高い業種や売上が急増している企業では、その時々で資金需要が変動するが、不動産担保だけではそのニーズを賄えないことが多々ある。このため、在庫や売掛金などの流動資産を担保とする ABL のスキームは適時適切な資金提供を行えるため、これらの企業には適している。

##### 課題

ABL は、在庫の評価やモニタリングについては貸し手にも相応のコストがかかっている。したがって、そのコストを借り手が負担しても、なおメリットがあると感じてもらうためには、融資金額が借り手にとって相応の規模であることが必要となる。

## 9. 九州地方におけるABL事例

(1) 肥後銀行(株式会社千興ファーム(生体馬のと畜、加工、販売))

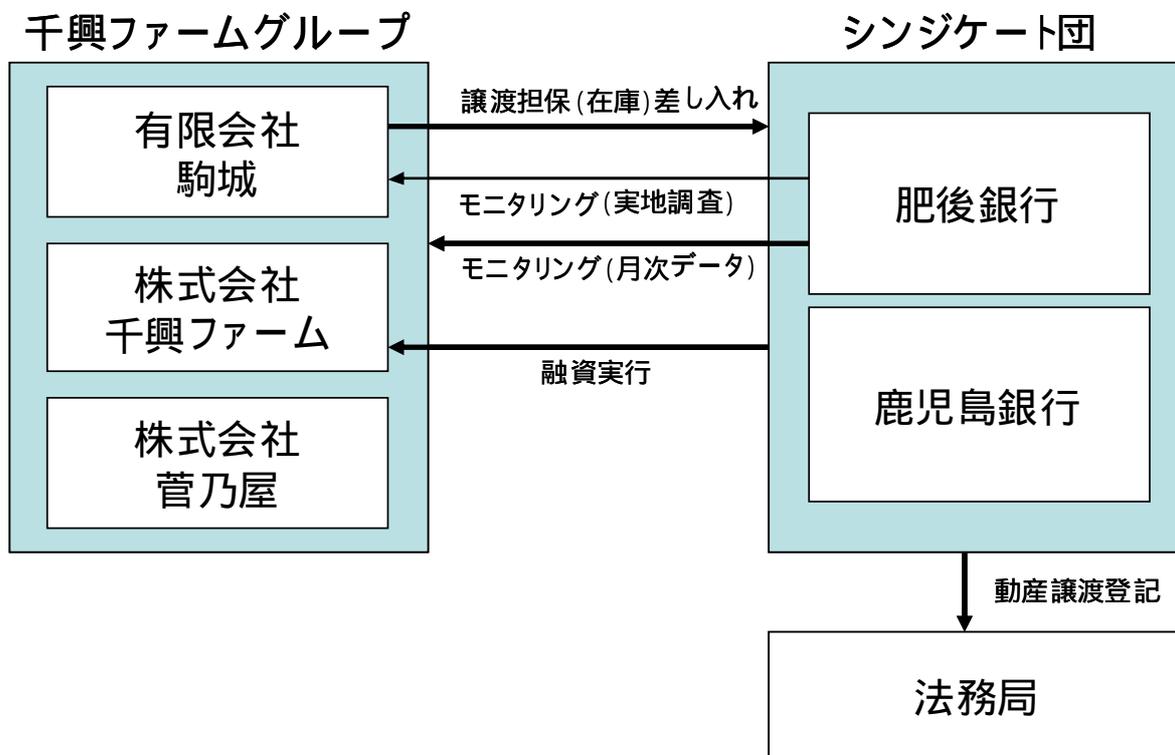
(ア) ABLの概要

実施金融機関	肥後銀行
融資時期	平成19年8月契約締結
対象企業	株式会社千興ファーム
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫(生体馬)(動産譲渡登記) 【債権】なし
保証人の有無	なし
ローンの概要	【金額】30億円(肥後銀行:15億円、鹿児島銀行:15億円) 【融資形態】当座貸越 【期間】1年(期限において再検討) 【金利・その他フィー】非公開(短期プライム基準)

(イ) 借り手企業の概要

業種	食肉加工業
資本金	3億7,300万円
売上高	44億7,300万円
従業員数	115人
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生体馬のと畜、加工、販売</li> <li>・ 販売先: (株)菅乃屋(グループ外食部門)、外食企業、食肉卸企業</li> <li>・ 仕入先: 有限会社駒城</li> </ul>

(ウ) スキーム図



(エ) 案件の取り組み経緯

千興ファームグループは、と畜・加工・販売を担当する株式会社千興ファーム本体と、肥育を担当する有限会社駒城、外食部門の株式会社菅乃屋から構成されている。馬刺しは、県内で安定的な市場が存在するが、国産馬（国産馬の認定に肥育期間が最長の地が国内であることが条件とされている）による「鮮馬刺し」をブランドとして確立し、首都圏を含む県外にまで市場を拡大することを目指しており、国内産馬刺しへのこだわりがある。しかし、国内の肥育農家が減り、駒城が輸入馬を調達して自ら肥育する頭数、期間が増大傾向にあり、仕入れ資金の調達のための運転資金が増加した。

借り手は、もともと ABL を知っており、馬の仕入れに対して ABL が活用できないか、取引銀行などに相談したが、生体馬を担保にした ABL は前例がなく躊躇する貸し手が多かった。こうした中、肥後銀行は、馬刺しは熊本名産品であることから積極的に支援したいと考え、検討の末、本件を ABL で実施するに至った。

### (オ) ABL のスキーム

#### 借り手

借り手は千興ファーム、担保提供者は肥育を行っている駒城である。

#### 融資形態

千興ファームグループの資金ニーズのうち、運転資金部分を ABL で融資した。ABL で融資した運転資金（極度枠：30 億円）は、駒城の生体馬の仕入れ資金に充当されている。ちなみに、生体馬の仕入れから出荷まで、当グループ全体としては、相当程度（肥育期間：1 年程度）資金が固定することになり、このための運転資金をサポートしている。

ABL 融資の極度枠は同行と鹿児島銀行とで 15 億円ずつ分担しており、その範囲内で必要な資金を半分ずつ融資している。30 億円という極度枠の設定は、担保価値に加えて、企業に対する信用も考慮して設定した。

ABL 推進に関しては、相応のコストがかかっているが、貸し手としての先行投資という考え方に立って、手数料徴収も金利上乘せもしていない。千興ファームへの ABL 融資では、正常先への金利を適用している。

#### 保全

担保で生体馬は集合動産（2 箇所、計約 2,000 頭）として、肥後銀行が譲受人として動産譲渡登記をしているが、担保設定契約で、鹿児島銀行と同一権利の担保権者としている。現在は集合動産として登記している。生体馬を個別動産として担保取得するのは、在庫の回転期間が短く、その都度登記する手続きが煩雑なので、考えていない。万が一、処分が必要になった場合は、借り手のグループ内で、生体馬のと畜から製品まで実施できるので、借り手内で処分し、債権回収につなげる想定でいる。

#### コベナンツ

提出義務と表明保証（正確な情報を報告すること）を設定している。財務制限条項は設定していない。

### (カ) 評価・モニタリング

#### 評価

担保評価や管理・モニタリングは、各金融機関（肥後銀行、鹿児島銀行）が担当している。

評価方法は、市場での売値を基に生体馬の価値を算出し、各種費用（換価に

かかる費用など)を差し引いて、算出した。

#### モニタリング

モニタリングは、月次で提供データ(前月仕入れ・当月の仕入れ・販売分を元にした在庫数量など)を確認している。営業担当者の月次のモニタリングが容易になるように、もともと千興ファームが実施していた経営管理方法の上に、エクセル表を作成し、在庫数量がすぐに分かるようになっている。

実地調査は、半年に一度行うことを想定しているが、月次データの提供に加えて、入金口座を肥後銀行に指定してもらっているため、実地調査の必要性はあまり強く感じていない。通常は、馬は注文方式が取られており、注文を受けてからと畜の頭数を決定する。朝にと畜した馬は、その日のうちに商品・食品として販売されるので、すぐに売上データとして確認でき、状況を把握しやすい。

#### (キ) 借り手からみたメリットと課題

最も大きな意義は、複数の銀行から融資を受けていたが、それを ABL(肥後銀行と鹿児島銀行が提供)に一本化できたことや、資金ニーズに沿って極度枠が設定されたことにより、資金繰りが安定したことである。

この他にも、在庫管理で必要になる計数管理の体制・方法(今はエクセル表で管理している)が確立できたことや、在庫も担保提供資産になると分かった結果、在庫管理に対する社員のモチベーションの向上にもつながった。特に計数管理に関しては、情報の管理(いついくらで仕入れた馬が、どのくらいの期間を経ていくらで売れたのか、肉質はどうであったか、など)を徹底し、経営上役立つ統計情報になっていくと期待しているが、ABLによる計数管理を徹底させたことがその第一歩になった。

#### (ク) 貸し手からみたメリットと課題

ABLのメリットは、顧客との情報共有ができることである。顧客の困り込みを念頭に ABL を推進しているわけではないが、ABL が普及すれば、顧客を増やすことも可能になると考えられる。

## (2) 南日本銀行(合資会社丸山喜之助商店(廃棄物処理・再資源化))

## (ア) ABL の概要

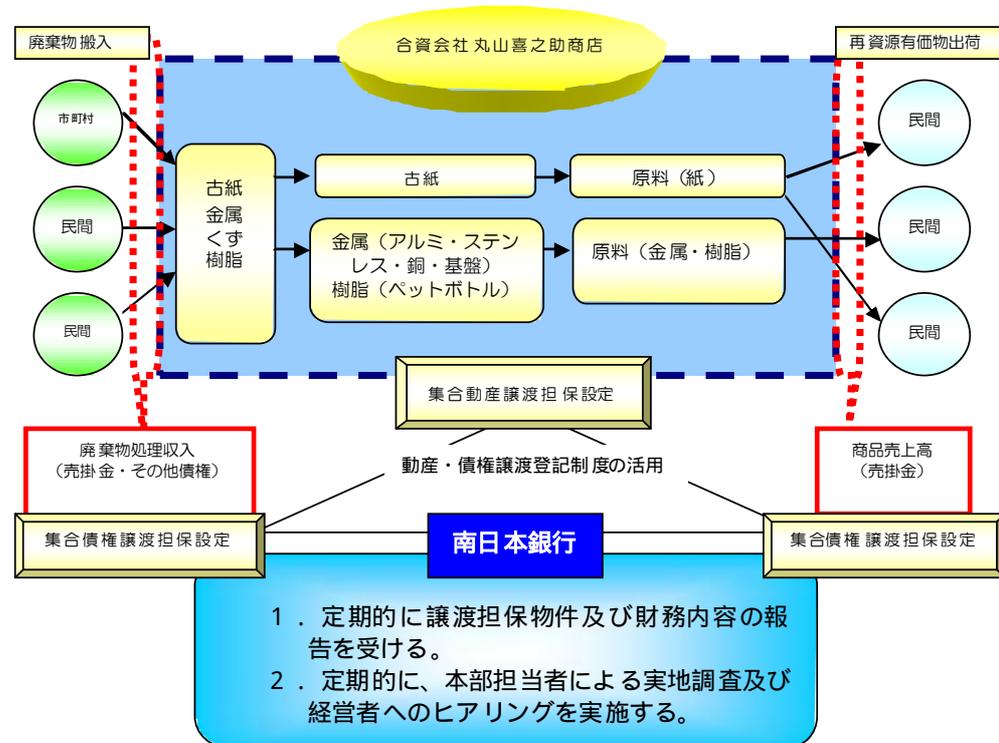
実施金融機関	株式会社南日本銀行
融資時期	平成 19 年 8 月
対象企業	合資会社丸山喜之助商店
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫(指定する場所に在る産業廃棄物・一般廃棄物・再資源有価物等)(動産譲渡登記) 【債権】指定する特定先に対する売掛債権(債権譲渡登記)
保証人の有無	代表者
ローンの概要	【金額】非公開 【融資形態】明細型当座貸越 【期間】1年 【金利・その他フィー】非公開(その他フィーは徴収せず)

## (イ) 借り手企業の概要

業種	産業・一般廃棄物の収集運搬・中間処理・再資源化事業等
従業員数	62名
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への負荷が少ない「資源循環型社会」の構築を掲げ、各自治体や民間企業と協力しながら多種多様な廃棄物の再資源化や適正処理を永年行ってきており、地域における信頼性も高い。</li> </ul>

(ウ) スキーム図

(南日本銀行による廃棄物処理・再資源化事業者への ABL のスキーム)



(エ) 案件の取り組み経緯

当該企業は地方自治体の一般廃棄物及び民間企業の産業廃棄物の処理を請け負って、再資源化を行い、鉄・非鉄・レアメタル・プラスチックなどの原材料として、メーカー、問屋に納入している。

リサイクル施設の設備資金については中小企業金融公庫、鹿児島銀行、南日本銀行が提供している。なお、事業所が山中にあることから、不動産担保による保全が図りにくいため、これ以上の運転資金の提供には何らかの担保設定が必要であった。

このため、賞与資金や納税資金などの運転資金の提供に際し、主要取引先の売掛金や有価価値資源である再資源有価物在庫を担保として ABL を提供することを検討するに至った。

(オ) ABL のスキーム

借り手

一般・産業廃棄物の収集運搬・中間処理を行い、鉄・非鉄・レアメタル・紙・プラスチックなどを資源材料としてメーカー・問屋などに納入している。

当社の強みは、自治体などの安定受注先を確保していること、地元との良好な関係構築が重要となる中間処理施設を持っていることにある。今後は、固形化燃料の加工工場など最終処理にも進出していきたいと考えている。

なお、東京本社の手企業に対抗するために、九州の地場優良企業32社で九州環境ネットワークという法人を設立。共同受注事業などを行っている。

#### 融資形態

当該企業は、自治体（委託業務）から一般廃棄物、民間企業から産業廃棄物を収集運搬・中間処理を請負い、鉄、非鉄、レアメタルなどの原材料をメーカー、問屋などに納入している。

主要な取引先の売掛金と敷地内の廃棄物・再資源有価物在庫を担保として、同行のプロパー資金でABLを実施、当座貸越枠を設定した。

在庫については外部評価を現状では活用せず、添え担保の扱いとしている。金利については非公開だが、信用貸しと同程度である。

#### 保全

売掛債権、在庫ともに登記を行っている。

売掛債権はサイレント方式を採用している。（自治体との委託契約で通常譲渡禁止とされているが、金融機関は例外とされている。）在庫については特に明認方法はつけていない。

#### コベナンツ

同社の事業が廃棄物処理・再資源化事業という許認可事業であること、自治体との取引関係の維持が運営上重要な要素であることから、コベナンツとして、許認可の更新状況、自治体との契約更新などが必要となる。（許認可の取り消し、自治体の委託業務の停止などが抵触事項）

#### （カ）モニタリング

モニタリングは、月に1回実施している。

実施内容としては、企業から売掛金と入金状況の報告（銀行内での状況と照合）自治体の委託代金の入金状況確認、入荷・出荷のデータ、試算表などの提出を受けている。（在庫管理システム、受発注システムなどを見せてもらい、略式にフォーマット化してエクセルなどでデータを入手している。）

また、3ヶ月に1回、審査部職員が実地に訪問し、経営者と面談、取引の裏づけとなる書類なども見せてもらう。なお、ABL実施から1年が経過した際は評価替えなども必要となろう。

(キ) 借り手からみたメリットと課題

メリットとして、第一に ABL として取り上げられたことで廃棄物が資源であり、有価値であることが認識されたことが挙げられる。今までは「廃棄物＝ごみ」という認識だったと思うが、実は鉄・非鉄・レアメタル等は資源物であるという認識がなされ、廃棄物処理業の地位が高まったと感じた。

第二には、当座貸越枠の設定により、機動的な運転資金の調達が可能になった点が挙げられる。

(ク) 貸し手からみたメリットと課題

当行の ABL では外部評価会社などは活用せず、動産担保は通常添え担保として扱っている。債務者の管理に重点をおき、債務者及び動産の実態を十分に把握しつつ、必要に応じて与信の拡大、金利の引き下げなどを行うこととしている。

ABL の体制は営業推進部、審査部に兼任で担当者を配置している。流動資産担保融資保証制度の取扱いが開始されてからは、同行の支店においても ABL の案件があがってくるようになってきている。

ABL の推進について、担保提供に関しては、一般に若手経営者は在庫を担保に出すことにあまり抵抗はなく、運転資金調達のツールとしては適切な手法と考えられる。

ABL ではモニタリングなどに手間はかかるものの、借り手とコミュニケーションがより密接となることにより、設備資金の引き合いにつながっており、ABL への取組みの効果が出てきたといえる。

(参考) 南日本銀行ホームページより

<http://www.nangin.com/topics/back/070813.html>

## (3) 福岡ひびき信金(阪本印刷株式会社(印刷業))

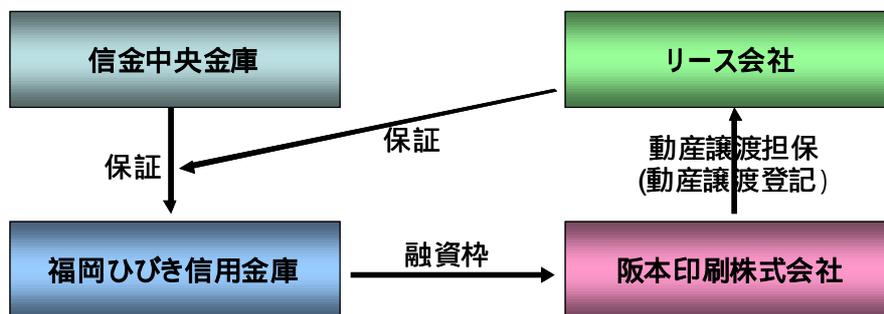
## (ア) ABLの概要

実施金融機関	福岡ひびき信用金庫
融資時期	平成19年7月
対象企業	阪本印刷株式会社
外部事業者	信金中央金庫 リース会社
担保取得の概要	【動産】機械・設備(個別動産) (動産譲渡登記(リース会社が担保権者))
保証人	信金中央金庫とリース会社の保証
ローンの概要	【ローンのタイプ】信金中金・リース会社保証型 ABL 【金額】3,000万円 【融資形態】当座貸越 【期間】1年毎更新(最長5年) 信金中央金庫とリース会社の保証期間は5年 【金利・その他フィー】非公開

## (イ) 借り手企業の概要

業種	印刷業
資本金	4,000万円
売上高	非公開
従業員数	約40名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老舗企業で創業以来、高い技術力により大口先より安定的に仕事を受注</li> <li>・高性能の機械設備を随時導入し、継続的なメンテナンスにより機械の性能と状態を維持している。</li> </ul>

### (ウ) スキーム図



### (エ) 案件の取り組み経緯

福岡ひびき信用金庫の数十年来のメイン取引先。阪本印刷株式会社の現経営陣は事業構造の見直しに取り組み、その一環として安定的な経常運転資金を確保するため、資金借入方法、担保となりうる資産などについて検討していた。同金庫と協議する中、当社が所有している機械設備について、使用期間が耐用年数を超えても十分担保価値があることが判明し、所有設備を担保とした ABL による借入を行うことを決断した。

### (オ) ABL のスキーム

#### 融資形態

信金中金が制定した信用金庫業界の「しんきんMEサポート」という機械・設備を担保として活用した保証制度を利用している。借り手は所有する機械設備を担保として提供し、信金中金とリース会社が借入に対して保証を付けるダブル保証の形態になっている。

複数のリース会社（会社名は非公開）が機械設備を評価し、もっとも高いリース会社の評価額により保証額を決定できる。借り手は、貸出金利に加え、保証料を負担する。

#### 保全

借り手の所有する機械設備をリース会社に担保提供し、動産譲渡登記を法務局に対して申請した。

#### コベナンツ

財務コベナンツは、特に設定していない。

### (カ) モニタリング

モニタリングの専任担当者は配置せず、営業担当者が普段から（週 1 回～月数回）現場に足を運び、担保である機械が順調に稼働しているかどうかを目で確認している。

**(キ) 借り手からみたメリットと課題**

当社にとって、今まで価値を見出せなかった資産を担保として利用し、事業の見直しに必要な運転資金を調達できたこと、また、当座貸越枠の設定で必要な資金を必要の都度、借入したり、返済したりできる点はメリットといえる。しかしながら、金利に加えて保証料の支払コストがかかることは、借り手にとって負担といえる。

**(ク) 貸し手からみたメリットと課題**

同金庫の営業担当者は、機械についての状態を見たり経営者と事業内容について話す機会が一層増え、リレーションが向上した。それに伴い、営業担当者の意識も高まった。

**(参考) 信金中金の「しんきんMEサポート」についての説明****制度の概要**

信金中央金庫では、リース会社と提携し、信用金庫の取引先企業が所有する機械・設備を活用して、資金調達や信用力強化に役立てる信用補完制度（しんきんMEサポート）を展開している。具体的には以下の手順により活用されている。

信用金庫は、信金中金を通して複数のリース会社取引先が所有する機械・設備の評価を依頼する。

複数のリース会社で入札を実施し、最も良い条件のリース会社と契約を取り交わす。

落札したリース会社と信金中金が、信用金庫の貸出金に対して評価額に応じた保証を提供する。

信用金庫取引先は当該機械設備をリース会社に対して担保提供し、動産譲渡登記制度に基づく登記を行う。

**制度の意義**

大手リース会社と信金中金のリレーションを活用することで、全国の信金（あるいはその取引先）が利用できる仕組みになっている。

機械・設備を活用することで、中小企業にとって新たな資金調達手段の提供することができる。

機械・設備の評価等の経験が豊富なリース会社の専門性を活用することで、評価や管理、処分時の対応などについてより確実性の高い仕組みとなっている。公示価格の存在しない機械・設備に対しても、入札方式を取ることで、客観的評価に近づけることができる。

( 4 ) 中小企業金融公庫 ( 株式会社喜多屋(蒸留酒・構成酒製造業) )

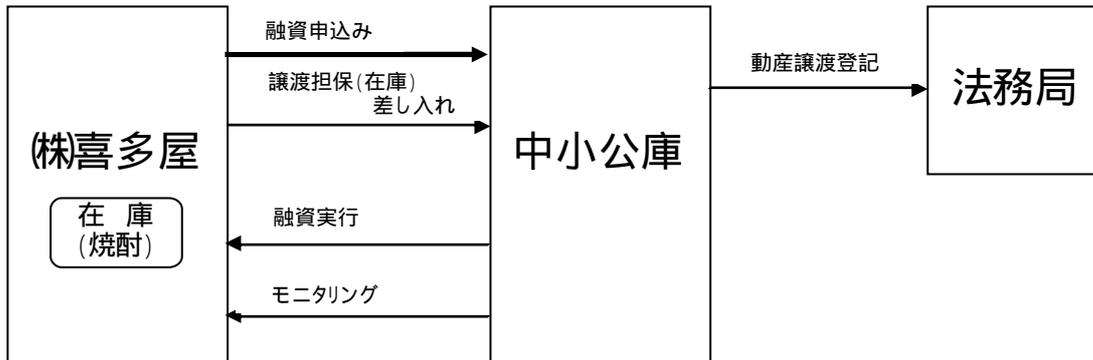
( ア ) ABL の概要

実施金融機関	中小企業金融公庫
融資時期	平成 19 年 5 月
対象企業	株式会社喜多屋
外部事業者	なし
担保取得の概要	【動産】在庫 ( 長期貯蔵酒 ) ( 動産譲渡登記 ) 【債権】なし
保証人の有無	代表者
ローンの概要	【ローンのタイプ】長期運転資金 【金額】1 億円 【融資形態】直接貸付 【期間】5 年 【金利・その他フィー】2.4%

( イ ) 借り手企業の概要

業種	蒸留酒・混成酒製造業
資本金	2,000 万円
売上高	17 億 4,450 万円 ( 19 / 6 期 )
従業員数	60 名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上構成 ( 19 / 6 期 ) 清酒 34%、焼酎 40%、醗酵調味料 22%、他 4%</li> <li>・特徴 業績 170 余年を有する福岡県内大手の清酒等製造業者。 清酒のほか、焼酎、みりん等を手掛けるなど商品構成は幅広く、また、品質面での評価も高い。</li> <li>・業績 長期貯蔵酒 ( 焼酎 ) の需要増を主因に業績は堅調に推移。</li> </ul>

## (ウ) スキーム図



## (エ) 案件の取り組み経緯

中小企業金融公庫（以下、中小公庫）では、従来から、機械等の動産を担保にした融資や、担保の全部又は一部を免除する融資など、不動産担保に依存しない融資への取組みを進めている。このような中、平成 17 年 10 月に動産譲渡登記制度が創設されたことを受け、在庫を担保とした融資の取り扱いも開始している。

本案件の概要は次のとおりである。借入企業である(株)喜多屋は、清酒や焼酎などを製造する酒類メーカーであり、1つの商品として、長期貯蔵焼酎を作っていた。そのような中、大手航空会社でこの焼酎を機内サービスの1つとして提供したいという申し出があり、一気に需要が高まった。この長期貯蔵焼酎は、4年から5年程度熟成させることが必要な焼酎であり、増産に際して運転資金が必要な状況であった。以前から取引のあった中小公庫は、このような当社の状況を理解しており、在庫担保融資の相談を持ちかけたところ、当社も「まさに適した融資スキームである」ということで案件組成につながった。

## (オ) ABL のスキーム

## 融資形態

在庫の保有期間などの観点から、貸付期間 5 年で運転資金（資本構成の適正化のため必要な資金）を融資している。

## 保全

長期貯蔵焼酎在庫を集合動産として、法務局に対して譲渡登記し不動産も併せて担保取得している。

## コベナンツ

在庫数量を一定以上に保つことと、月次で在庫状況の記録、及び試算表を提

出することを設定している。

#### ABL の体制

中小公庫では、在庫を担保とする融資は在庫管理等を含めた内部管理体制が適切に整備され、事業基盤も認められる中小企業に対して保管・転売が容易な在庫品を対象に取り組む方針で、具体的には、在庫品の特性と共に数量と金額の両面で財務データと在庫高の突合によって判断することになっている。現時点では、案件の組成に際しては本部と営業店で協議する体制をとっている。具体的には、本部が、候補案件について在庫管理評価体制等をチェックすると共に、在庫データの変動などを踏まえて掛目の上限値などの評価の枠組みを定め、営業店に示し、営業店は、商流などを踏まえて、評価額を決定する体制が組まれている。

評価替えなど、通常は融資の切り替えのタイミングで営業店が検討することになっているが、必要に応じて本部に相談・アドバイスを求めることができる。

#### (カ) モニタリング

中小公庫は、借入企業に対して在庫数量などの記録及び試算表を月次で提出するよう求めている。また、営業担当者が借入企業を訪問した際に、在庫状況や業況を確認している。

#### (キ) 借り手からみたメリットと課題

長期貯蔵焼酎の増産に伴い在庫増が経営課題にもなっていたが、ABL を通して、在庫を担保として融資が受けられることが分かり、今後の資金調達がしやすくなったと感じている。また、在庫管理に関して、モチベーションや意識の向上にもつながっている。

#### (ク) 貸し手からみたメリットと課題

借入企業との間には、以前から信頼関係があったが、ABL を通して更にリレーションがアップした。具体的には、それまで実施していた経営指導に、在庫管理や資金調達をより詳しくアドバイス等することができるようになった。

## 10. 沖縄におけるABL事例

## (1) 沖縄振興開発金融公庫(A酒造所(泡盛酒造所))

## (ア) ABLの概要

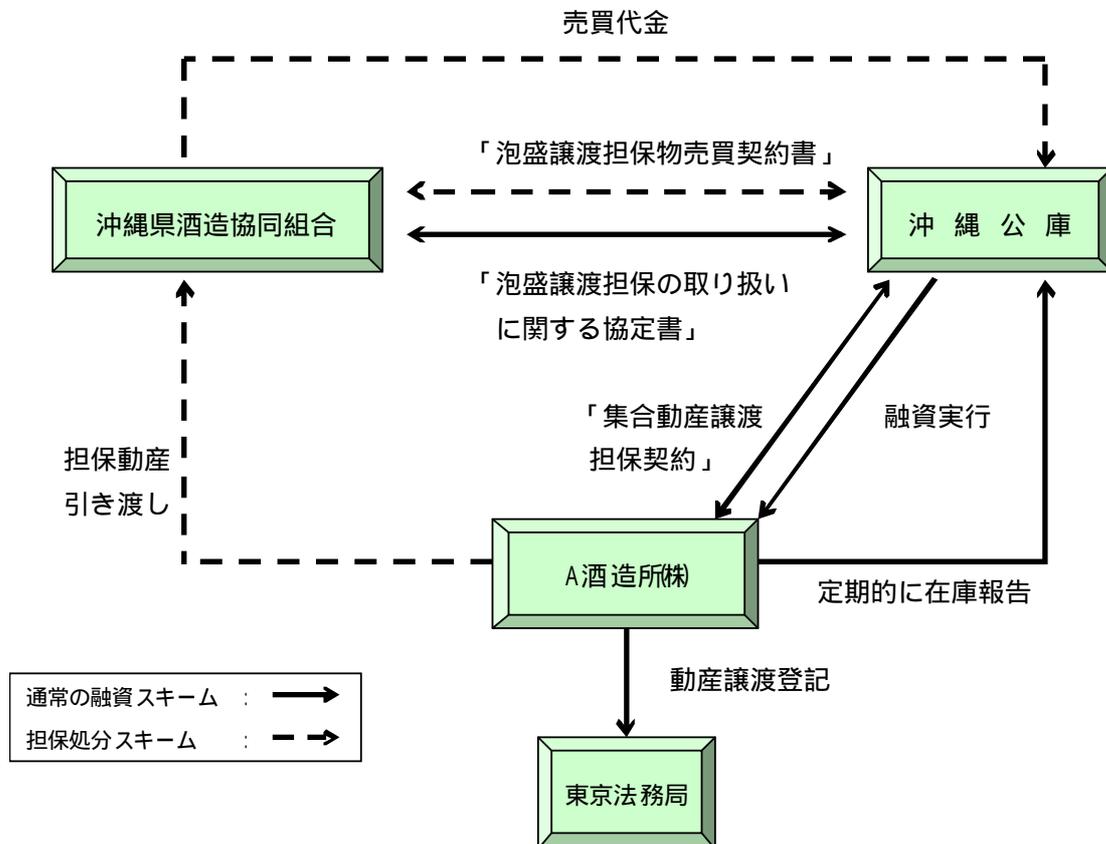
実施金融機関	沖縄振興開発金融公庫
実施時期	平成19年3月
対象企業	A酒造所株式会社
外部事業者	なし
担保取得の概要	<p>【動産】在庫  (当社が保管している仕掛品(泡盛原酒)の一切)  (当社が新たに補充した仕掛品(泡盛原酒)一切)  (動産譲渡登記)</p> <p>【債権】なし</p>
保証人の有無	代表取締役社長1名
ローンの概要	<p>【ローンのタイプ】極度額設定による長期運転資金</p> <p>【金額】極度額9,000万円  貸付額 5,000万円  3,000万円</p> <p>【融資形態】極度額設定による証書貸付</p> <p>【期間】 10年(元金据置3年) 7年(元金据置2年)</p> <p>【金利・その他フィー】金利以外のその他フィーなし</p>
その他	沖縄県酒造協同組合と「泡盛譲渡担保の取り扱いに関する協定書」を締結

## (イ) 借り手企業の概要

業種	焼酎乙類製造(泡盛酒造所)
資本金	3,000万円
売上高	8億6,914万円
従業員数	従業員62名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和27年創業、資本金30百万円、従業員62名の中堅泡盛製造業者。</li> <li>・ 老舗が多い業界では後発ながら、主力商品のヒットや積極的な県外出荷等により売上高で業界中位に位置しており、利幅の厚い古酒製品を増加させることで収益力の向上を企図している。</li> </ul>

(ウ) スキーム図

(泡盛製造業者向け「泡盛在庫」担保スキーム)



「泡盛譲渡担保の取り扱いに関する協定書」について

泡盛製造業者が支払遅延等に陥った場合、沖縄県酒造協同組合（沖酒協）との間で担保物売買契約を締結し、泡盛在庫を優先的に沖酒協へ引き渡すことにより、沖縄公庫が債権回収を図れる仕組みとなっている。

(エ) 案件の取り組み経緯

沖縄振興開発金融公庫（以下沖縄公庫）では、「第三次焼酎ブーム」と歩調を合わせ好調裡に推移してきた県内の泡盛出荷高が、焼酎ブームの一段落に起因して泡盛出荷高にも頭打感が窺えることや、酒税軽減措置の期限切れが迫っていることもあり（平成19年に軽減税率の継続措置がなされ、向こう5年継続されている。）ワインや日本酒等他の酒類との競争に対応していく必要に迫られているとの問題意識を持っている。

このような状況を受け沖縄公庫では、泡盛業界を取り巻く環境と経営課題に

ついでに調査レポートを作成し整理した（2006年10月発行）。その中で今後は泡盛の古酒化による高付加価値化が不可欠であり、泡盛事業者にとっては古酒化（貯蔵）するための在庫資金負担が生じると試算した。（年間生産数量〔30度換算〕1,200klの中堅メーカーを想定。年間生産量の80%を新酒販売、20%を古酒貯蔵した場合、10年で6億8000万円程度の在庫資金を要す。）

もともと中小零細事業者が太宗を占める泡盛業界は、固定資産余力に乏しい事業者が多いことから、沖縄公庫は在庫資金への充当を目的としたABLニーズがあるものと想定した。

泡盛古酒がABLの目的物として有している特徴として、衣料品や食品等の一般商品に比べて長期間保有される（古酒化）ことにより、むしろ資産価値が向上すること、所轄税務署長へ生産数量、販売数量、在庫数量等のデータを報告することが義務付けられていること、無資格の事業者が販売を行うことができないこと、沖縄県酒造協同組合は組合員である泡盛メーカーとの間で未納税酒の売買取引を以前から行っていること、平成17年10月には動産譲渡登記制度がスタートしていること等を背景に、管理保全に適した物件と判断し、ABLを活用した融資スキームを導入した。

#### （オ）ABLのスキーム

##### 融資形態

担保対象物件は、酒造会社の仕掛品（タンク貯蔵されている泡盛在庫）に対して、譲渡担保を設定する。瓶詰後の製品在庫については、出荷までの期間が短期であることから、担保設定は行っていない。また、売掛金についても、沖縄公庫では当座取引を行っておらず入金状況の把握が行えないため、担保設定を行っていない。

沖縄公庫に対する在庫報告は、酒造会社が定期的に行う所轄税務署（酒税係）への生産数量、販売数量、在庫数量の報告を活用している。

担保物件の価値評価については、税務申告の際に把握できる新酒の簿価評価を参考としている（古酒化による付加価値の増幅も、市場実勢をみて適確に評価することとしている。）

また、沖縄県酒造協同組合との間で泡盛譲渡担保の取り扱いに関する協定書を締結しており、デフォルト（譲渡担保権の実行）の際には、当該物件（未納税酒）を優先的に買い取ってもらうことになっている。買取義務のような保証行為ではないが、保全ルートの確保につながっていると考えられる。

##### 契約

仕掛品在庫について集合動産譲渡担保契約を締結し、動産譲渡登記を行うこと

により第三者対抗要件は具備されることから、貯蔵タンクに担保表示などを明認することは行っていない。

#### 沖縄県酒造協同組合について

沖縄県協同組合は県外への泡盛の販売促進のため、古酒化の推進やそのための貯蔵などを目的として設立され、メーカーから未納税の泡盛を買い取ってブレンドした商品を組合ブランドで販売するといった事業を行っている。また、古酒の品質表示の統一・厳格化などを行い、泡盛の古酒の品質・ブランド向上を支援している。

同組合によれば、古酒の価格は、市場の状況や貯蔵期間にもよるが、新酒と比較して相当高い（例えば、新酒と10年物とは3~3.5倍くらいの価格差がある）。また、30年ものの記念泡盛を発売したところ、好評で短期間で完売したことなどを見ても、高級な商品が受容されるマーケットもあると考えられる。

公庫と組合との泡盛譲渡担保の取り扱いに関する協定書ではデフォルトした場合、市場を混乱させないため、優先的に買い取るとしているが、価格を特に事前に取り決めていないわけではない。他のメーカーで高く買い取ってもらえるのであればそちらを優先してかまわないことになっている。

#### (カ) 評価・モニタリング

##### 評価

上記で記載したように税務報告でなされる決算報告での簿価ベース（新酒単価×在庫数量）を評価のベースとして利用をしている。

沖縄公庫の場合 ABL に関連する手数料については、外部の評価会社を活用し費用が発生したとしても制度上金利に上乗せすることはできない。また、借り手より別途手数料として徴収することも難しく、他の融資案件との関係上、公庫が負担するわけにもいかないといった制約があるため、外部流出を伴う評価会社の活用は今のところ困難とされている。

評価手法については、今後事例を積み重ね既存案件の再評価等を通じて、ノウハウの更なる向上に努めることを考えている。

##### モニタリング

定期的な在庫報告については、国税に提出している在庫数量報告を活用しており、正確性は高い。

#### (キ) 借り手からみたメリットと課題

古酒化による高付加価値化のためには長期間にわたる貯蔵が必要で、酒造会

社にとって、そのための資金負担は相当大きく、ABLによる資金調達はきわめて有効な融資方法である。

古酒の貯蔵期間に対応して、融資期間も相応に長期の資金が必要とされるが、長期固定である沖縄公庫の資金を活用して資金調達の安定性が図られている。泡盛メーカーにおいて泡盛在庫を担保とすることについての抵抗感はなく、むしろ相応の換価価値がある資産と理解されている。なお、一番価値のある資産が古酒であるとの認識から、よく言われる「在庫まで担保に出して」という風評被害はない。

#### (ク) 貸し手からみたメリットと課題

古酒貯蔵のための円滑な資金需要に対応することにより泡盛産業の発展に貢献できること、担保不足を補充し債権保全を図れること等が効果とみなされる。沖縄公庫における泡盛メーカーへのABL案件は既に計8件(沖縄県の泡盛メーカーは47社)の実績があり、全県レベルに拡充している。

#### (参考～「泡盛在庫」を担保にした沖縄振興開発金融公庫におけるABL実績)

沖縄県酒造協同組合を除く46酒造所のうち、融資を決定、契約したのは7社、融資額は6億9,500万円に上っている。(平成20年3月18日時点)

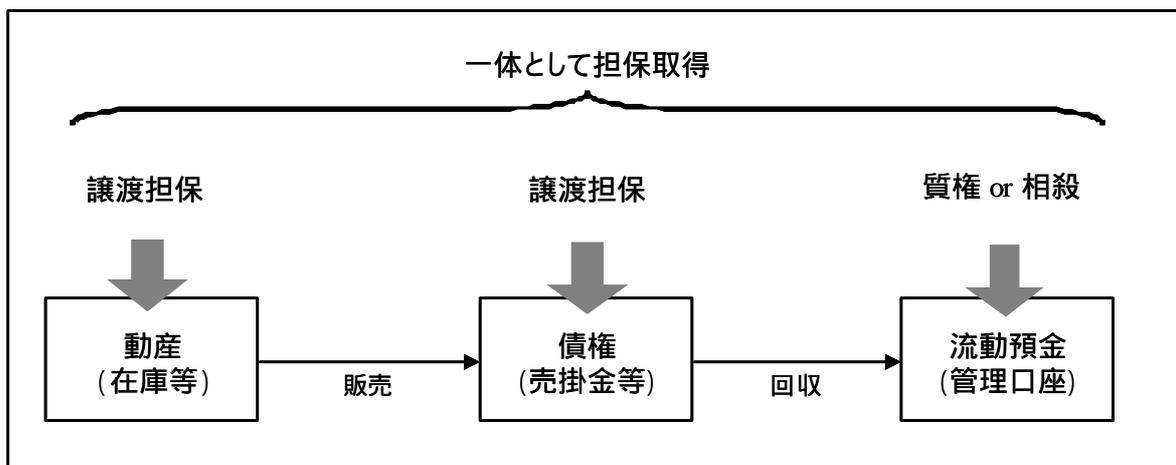
## ( 参考 1 ) 契約書の事例

### 1 . 商工中金のモデル事業の考え方

ここでは契約書の考え方に先立ち、商工中金の ABL の特徴を解説する。

平成 17 年度に ABL のモデル事業として実施された商工中金の ABL は、事業のライフサイクルを一体として把握し、原則これのみを貸付の主要な保全とするというコンセプトに基づいている。本事例は、中小企業を対象とし、契約上のポイントとして、動産（在庫等）の譲渡担保、債権（売掛金等）の譲渡担保に加え、流動預金も管理口座として質権設定ないし相殺対象と位置づけていること、詳細にコベナンツや報告事項を規定していること、シンジケートローン方式であること、代表者保証を停止条件付きとしていること、などが特徴である。

#### 担保取得のイメージ



本ケースでは、3種類の契約書が用いられており、以下、金銭消費貸借契約証書（ABL用）、担保設定契約書（ABL用）、シンジケートローン特約書（ABL用）の順に解説する。

## 2. 金銭消費貸借契約証書（ABL 用）の特徴

まず、金銭消費貸借契約証書の考え方について解説する。

### （ア）リボルビング型の極度貸付

前記の通り、商工中金の ABL は、借入企業の「事業のライフサイクル」を一体として担保取得するものであるから、その資金が借入企業の事業用の運転資金に活用されることを想定している。そして、借入企業の運転資金ニーズに対応する貸付の方式として、借入企業が極度額の範囲内において自由に借入れと返済を実行できる極度貸付を採用している。すなわち、借入企業は、商工中金から一定期間について極度貸付枠の設定を受け、その範囲内において（原則として借入企業の自由な判断により）希望する貸付額・貸付期間の個別貸付を受けることができる。また、こうした個別貸付が約定通り返済されれば、当該個別貸付が実行される前の金額まで極度貸付枠が復活する、いわゆる「リボルビング型」となっている。

### （イ）貸付管理口座の開設

借入企業の事業フローを一体として担保として把握するという観点からは、借入企業の動産（在庫品等）や債権（売掛金等）のみならず、売掛金等の回収の結果として借入企業に入金される金銭（預金残高）についても担保として把握できる仕組みを構築することが必要となる。このため、借入企業には、商工中金において「貸付管理口座」を開設し、事業活動の結果として発生したキャッシュフローの（原則として）全部を同口座に集中させることが要請され、借入金の返済も同口座からの口座引落しによってなされることとなる。

もちろん、この貸付管理口座内の資金は、平常時にある限り、借入企業がその事業活動の維持継続に必要な範囲で自由に管理処分することが可能である。

### （ウ）金利・貸付手数料

借入企業は、極度貸付枠の設定を受けることから、通常の約定金利のほか、いわゆる「枠設定フィー」として商工中金に貸付手数料を支払う義務を負う。

ただし、ABL の借入企業は主として中堅・中小企業が想定されており、特定融資枠契約に関する法律の適用対象に該当しないことが一般である。このため、多くの ABL 事案においては、同法に基づく利息制限法第 3 条の適用が除外されないことになると予想される。したがって、借入企業の資金ニーズに応じた個別貸付の貸付金額・貸付期間によっては金利と貸付手数料の合計額が利息制限

法所定の上限金利を超過するような事態が生じることもありえないわけではないことから、そのような不都合を回避するための貸付手数料の調整規定を置いている。

#### (エ) 財務制限条項（コベンツ条項）

ABL においては、貸付金の担保は借入企業の事業のライフサイクルそのものであることから、その本質上、通常の不動産担保貸付等に比して詳細な財務制限条項（コベンツ条項）を要求せざるを得ない。

しかし、一方で、商工中金の ABL において想定されている借入企業は中小企業が中心であり、商法特例法に基づく会計監査も義務づけられていない場合が大多数であることを考えると、あまりに複雑・先端的な財務指標等を利用した財務コベンツは実務上ワークしないことになりかねない。契約書のひな形においては、自己資本比率やインタレスト・カバレッジ・レシオ等を指標として想定しているが、個別事案ごとにどのような指標を用いた財務制限条項をおくことが適当かを柔軟に検討することとなる。

#### (オ) 事業及び財務状況の報告

(エ)と同様の観点から、貸し手である商工中金としては、従来型の貸付の場合よりも頻繁に借入企業の財務諸表、資金繰り表等の各種資料の提出を受け、借入企業の事業及び財務の状況を継続的かつきめ細やかにウォッチしていく必要が生じる。このため、金銭消費貸借契約書のひな形では、以下のような借入企業の義務が規定されている。

定期的な（月次または数ヶ月ごとの）貸借対照表、損益計算書及び資金繰り実績表の提出

各月末時点における各取引金融機関に対する預金及び借入残高の一覧表の提出

各事業年度の計算書類及び附属明細書並びに確定申告書の提出

財産、経営または業況についての報告書の提出

上記のうち、については、取引先や他の取引金融機関等との関係から、必ずしも貸付管理口座に全ての入金を集集中できない事案も多いと考えられることに鑑み、そのような場合に（次善の策として）借入企業のキャッシュフローの全体像をモニタリングしようとする趣旨である。

一方、例えば上記において、月次での貸借対照表等の作成を借入企業に要求することは、かえってそのような負担が当該企業の事業活動を阻害すること

につながりかねない。したがって、個別事案においては、借入企業の業態や財務管理の実態等に応じ、どのような資料をどの程度の頻度で要求すべきか具体的に検討することになる。

#### (カ) 届出事項・承諾事項

同じ担保を取得する不動産担保融資等とは異なり、ABLにおいては、前項のような定期的な事業及び財務状況の報告以外に、一定の重要な事由が生じた場合の商工中金への届出や、事業に重大な影響を及ぼす可能性のある行為についての商工中金による承諾の取得を義務づけることが重要となる。借入企業の事業活動の帰趨が貸付金の回収可能性に直結するからである。

金銭消費貸借契約書においては、承諾事項として、通常挙げられるような合併、会社分割、担保提供、多額の借入れ等のほか、以下の各事項が含まれている。

代表取締役の変更：中堅・中小企業の事業は代表取締役個人の力量や信用によって維持・発展しているという側面が大きいことから、従来型の融資であれば報告事項にとどまる代表取締役の変更を承諾事項としている。

利益配当（中間配当を含む）、減資又は自己株式の買入・消却  
役員に対する賞与または退職慰労金の支給  
一定額以上の役員報酬の支給

中堅・中小企業においてはいわゆる所有と経営の分離が徹底されていないのが一般であるため、ないし のような方法で会社の犠牲のもとに経営陣の利益が図られることを防止する趣旨である。

#### (キ) 貸付条件の変更

財務制限条項に違反状態が生じれば、それをもって直ちに請求失期または当然失期事由に該当するという契約条件も考えられる。しかし、商工中金の契約書においては、財務制限条項において要求される財務状態の水準を高めに設定して、この水準を下回った場合には従前の貸付条件（金利または極度貸付枠）を変更する権利を商工中金に与えることとし、借入企業の財務状況の変化に対して商工中金がよりきめ細やかな対応が可能となる構成を採用している。

#### (ク) 極度過失枠の喪失

商工中金の契約書においては、複数の財務制限条項違反が生じた場合や、請求失期事由が生じた場合等に、直ちに借入企業の期限の利益を失わせるのではなく、極度貸付枠のみを喪失させ、当該違反等が生じた以降の新規の貸付けを停止する措置をとることができるようにしている。これにより、借入企業の経営・財務状況に異変が生じた場合にいきなり倒産のトリガーを引くのではなく、状況に応じた柔軟な対応をとることが可能となっている。

#### (ケ) 停止条件付連帯保証

ABL は、不動産担保や代表者による連帯保証といった従来の債権保全手法に「過度に」依存しないことをその眼目としている。しかし、一方で、代表者による個人保証を全く要求しないということになると、代表者のモラルハザードの問題が生じる可能性もまた否定できない。

そこで、商工中金の契約書においては、代表者が、借入企業の代表者として誠実に事業を遂行し、借入金の返済に努力していると認められる限り、(例え借入企業の事業及び財務状況が結果的に悪化したとしても)代表者の個人責任を追及しない(連帯保証責任を負わせない)こととしつつ、代表者による金銭消費貸借契約上または担保設定契約上の表明保証違反や報告義務違反(虚偽の報告を含む)等、代表者の不誠実さを基礎付けるような一定の義務違反が認められた場合には、このような違反を停止条件として代表者に連帯保証債務が発生するとの方式をオプションとして採用している。

また、代表者のモラルハザードを防止するという観点から、借入企業が事業及び財務状況に関して提出すべき資料に代表者個人が署名・捺印することも義務づけ、虚偽の報告が行われることが連帯保証の停止条件となることを側面から明確化している。

ちなみに、平成 17 年 4 月 1 日より施行されている「民法の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 147 号)により、民法の保証に関する規定が整備され、極度額の定め必要性や元本確定日間の期間制限が規定されたため、商工中金の契約書もこうした新しい法規制に対応したものとなっている。

なお、金融機関の審査決裁上の観点として、事前に銀行取引約定書等で代表者個人の限定根保証を設定している場合、それとの重複を避けるよう留意すべきであり、根保証書は適用しない旨を稟議承認事項とすることが望ましい。

### 3. 担保設定契約書（ABL用）の特徴

次に、担保設定契約書について解説する。

#### （ア）全体の構成

商工中金においては、ABL用の担保設定契約書として、全ての種類の担保に関する規定を一通の契約書にまとめて規定している。同契約書においては、定義や表明保証といった共通事項を除くと、動産（在庫等）、債権（売掛金等）及び預金といった担保の目的物ごとに規定が整理されている。なお、前記の通り、「事業のライフサイクル」の把握という観点からして、担保の目的物となる動産は、原料、仕掛品または在庫商品等の借入企業の事業フローにおける流動資産に限定されており、機械設備や什器備品等を含まない。また、担保の目的物となる債権についても、担保の目的物になるのは取引先に対する営業上の債権に限定され、敷金・保証金債権といったものを担保として徴求することは想定されていない。

#### （イ）動産担保

##### 法的構成

契約書において特定された場所に存在する材料、仕掛品及び在庫商品等の動産を集合物として捉え、当該場所に搬入された時点でこれらの動産の所有権を商工中金に移転することにより譲渡担保の目的物となるとの法律構成を採用している。

##### 対抗要件

譲渡担保の対抗要件としては、占有改定（第三者が動産を占有している場合には指図による引き渡し）によって具備するとともに、譲渡特例法に基づく動産譲渡登記制度を利用することも想定されている。この点、占有改定による占有の移転があったことを第三者に明らかにするための公示書の貼付については、一般に借入企業の抵抗感が大きいと同時に、借入企業の信用力の低下にもつながりかねないマイナス面を有することから、商工中金の請求があった場合にのみ要求されることとしている。実務上は、譲渡特例法に基づく動産譲渡登記が具備された場合には、このような公示書の貼付を要求することはない取り扱いとなる。

### 管理状況の報告及び確認

ABL においては、動産譲渡担保が担保としての主要な位置づけを有する。したがって、担保の目的物となる動産について原則として月次の明細書を商工中金に提出させることとしている。また、商工中金は、借入企業の事業遂行を妨げない範囲内において、随時、動産の所在場所に立ち入ってその管理状況を確認することができることとなっており、このような調査権限も積極的に行使されることを想定している。

### 所在場所の引き渡しと動産譲渡担保の実行

商工中金における ABL 契約においては、借入企業が被担保債務について期限の利益を喪失した場合、借入企業は、担保の目的物たる動産の一切の処分・変更等を行うことを禁止される。また借入企業と商工中金との間に、当該動産の所在場所について、商工中金が担保の目的たる動産を保全するために必要な措置をとることを可能にする目的の使用貸借契約が自動的に成立し、商工中金が当該所在場所に立ち入って担保の目的物たる動産を搬出し、任意の方法により処分することが可能となる。この使用貸借契約の期間は、商工中金が同契約の目的たる措置が完了したことを通知した日か、同契約の成立日から例えば 3 ヶ月が経過した日のうちいずれか早い日となる。

### 法的倒産手続開始の際の取り扱い

借入企業について法的倒産手続開始の決定がなされ、借入企業（またはその管財人）との間で担保の目的物たる動産について受戻しの合意（別除権協定の締結）を行う場合に備え、あらかじめ当該動産にかかる担保権の評価基準を規定している。例えば、借入企業について民事再生手続開始の決定がなされ、借入企業と商工中金との間で別除権協定を締結する場合、担保の目的物たる動産にかかる担保権の評価については、当該動産の借入企業による実際の仕入価格相当額を基準とすることをあらかじめ合意することを試みている。このように、法的倒産手続が開始した場合の取り扱いを契約書において規定している趣旨は、民事再生手続のような再建型倒産手続が開始された場合に、担保権を形式的に実行するのではなく、むしろ別除権協定の締結による和解的解決を促進することにより、簡易迅速な債権回収を図ると同時に、借入企業にとっても担保権実行によって事業の遂行が阻害されることを回避し、早期かつスムーズな再建に資する結果となるという発想に基づくものである。

## (ウ) 集合債権譲渡担保

### 法的構成

商工中金の契約書においては、多数の第三債務者（取引先）に対して将来発生する債権（売掛金等の営業債権）を集散的に譲渡担保に供する法律構成を採用している。譲渡特例法が第三債務者を特定しない形での将来債権の譲渡が有効であることを前提としていることを受け、この債権譲渡担保においても第三債務者を特定しないこととされているが、重要な債務者（取引先）については、契約書で例示的に具体名を列挙することとしている。

### 対抗要件

債権譲渡担保の対抗要件としては、第三債務者に対する債権譲渡通知書をあらかじめ借入企業が貸し主に交付し、いつでも商工中金から第三債務者宛に当該通知書を送付することが可能な状態にしておくことを原則とする。ただし、譲渡特例法に基づく債権譲渡登記がなされた場合には、貸し主の同意によりこのような通知書の交付を省略することができることとされている。

もっとも、借入企業の取引状況に応じ、一部の主要な取引先（第三債務者）についてのみ、譲渡担保について異議なき承諾を取得することが商工中金により要求される場合がある。

### 取立委任

借入企業は、期限の利益を喪失しない限り、担保の目的とされた債権について商工中金より取立委任を受け、従来通り第三債務者（取引先）から弁済を受けることになる。ただし、取立の方法は、可能な限り貸付管理口座に対して振込み入金させる方法によることとされる。これは、次項において説明する貸付管理口座に対する担保設定を実効あるものとし、借入企業の事業のライフサイクル全体を引当として貸付を実行する ABL の基本的枠組みを構築するための仕組みである。

また、第三債務者から約束手形の振出しや裏書譲渡を受けた場合は、当該約束手形についても速やかに商工中金に対して担保のために譲渡することとされている。約束手形の取立代わり金については、商工中金は、借入企業が期限の利益を喪失していない限り、速やかに貸付管理口座に入金し、当該代わり金を借入企業の事業用資金として利用できるようにしなければならないこととされている。

## 管理状況の報告及び確認

ABLにおいては、動産と並んで債権もまた担保として主要な位置づけを有する。したがって、担保の目的物となる債権についても、原則として月次の明細書を借入企業から商工中金に提出させることとしている。また、動産についてと同様、商工中金による調査権限も比較的広範に認められている。

## 代理受領

借入企業と取引先（第三債務者）との間に譲渡禁止特約が付されているケースについては、第一義的には、（特に主要な取引先に対する債権の場合）当該取引先に対する債権を譲渡担保に供することについての取引先の承諾を求めることになる。しかし、承諾が得られない場合には譲渡担保権を設定することが不可能になるため、商工中金の契約書においては、次善の策として、譲渡禁止特約付債権につき、商工中金が借入企業より代理受領権限を取得するという構成を用意している。具体的には、借入企業は、あらかじめ商工中金が代理受領権限を有する旨が記載された取引先（第三債務者）に対する通知書を交付しておくことが義務づけられる。

## 法的倒産手続開始の際の取り扱い

借入企業について法的倒産手続開始の決定がなされた場合の担保の目的物たる債権について受戻しの合意（別除権協定の締結）を行う場合に備え、あらかじめ当該債権にかかる担保権の評価基準を規定している点は、動産と同様である。例えば、借入企業について民事再生手続開始の決定がなされ、借入企業と商工中金との間で別除権協定を締結する場合、担保の目的物たる債権にかかる担保権の評価については、当該債権の額面額を基準とすることをあらかじめ合意している。これにより、法的倒産手続の場合における和解的解決を促進し、簡易迅速な債権回収と早期かつスムーズな借入企業の再建とを両立することを企図している。

## （エ）預金担保

### 法的構成

借入企業は、商工中金のもとに開設される貸付管理口座（普通預金口座）に対する質権の設定を行うこととされている。なお、普通預金に対する質権の設定の法律構成については引き続き議論のあるところであるが、その有効性自体については概ね肯定されているのが現状であると思われる。商工中金の契約書においても、質権の設定後に貸付管理口座について預け入れ、利息の発生または振込み等による増額、引出し等による減額、あるいは期間、利率及び種類の

変更がなされたとしても、これらの変更後の貸付管理口座にかかる元利金債権の一切が引き続き質権の目的となることと規定されている。

なお、貸付管理口座を商工中金において開設することを要求していることからすれば、あえて預金担保を取得しなくても相殺の担保的効力によって貸付債権の保全を図ることもできる。しかし、次項以下において説明するような預金の払い戻しの制限や、シンジケートローンを組成する場合に貸付管理口座を複数の債権者の有する貸付債権の担保として構成しなければならないことに鑑み、預金質権の設定という方法を選択している。

#### 担保預金の払戻し

貸付管理口座に質権を設定したとしても、借入企業は、期限の利益を喪失する事由が生じない限り、その通常の事業遂行に必要な範囲内においては同口座からの払戻し及び振替を商工中金に依頼することができる。しかしながら、借入企業の事業活動の規模・状況に応じ、一日あたりに設定された一定額を超えた出金依頼等があった場合には、商工中金は、出金の依頼を拒否または保留することができることになっている。

一方、借入企業について期限の利益喪失事由が発生した場合（実際に期限の利益を喪失したか否かを問わない）には、商工中金は、貸付管理口座の残高を減少させる一切の取引を拒否または保留することができる建付けとなっている。請求失期事由が生じた場合に、失期通知が借入企業に到達するのを待っていては実効性のある債権保全が図れないことに配慮した規定である。

#### 担保の実行方法

担保の目的物である貸付管理口座は貸し手である商工中金自身において開設されていることから、担保の実行方法としては、法定の手続きによることはもちろん、より直截的に、貸付管理口座の全部または一部を直接取立のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額について被担保債権の弁済に充当することができることとされている。

## 4 . シンジケートローン特約書 ( ABL 用 )

最後に、シンジケートローン特約書について解説する。

### (ア) 特約方式によるシンジケートローン

本 ABL 契約書の中で、シンジケートローン特約書は、複数の金融機関が ABL に参加する場合に用いられる。最近では、ますますシンジケートローンが普及し、無担保融資のみならず、担保付融資においても多用されているが、今後の ABL においても地域金融機関を含む他の参加金融機関と連携・協調して行われることが予想される。

なお、シンジケートローン特約書は、複数の金融機関が参加することに伴う、金銭消費貸借契約証書に係る一定の修正・追加事項をまとめたものであり、金銭消費貸借契約証書そのものは、単独融資かシンジケートローンであるかにかかわらず同一のものを用いる方式である。

### (イ) 債権及び担保権の法律関係

シンジケートローンの組成によって貸付人が複数になるが、特約書においては、これらの貸付人は、それぞれ貸付のシェア割合に応じて別個独立した貸付債権を借入企業に対して有することとされている。また、これに対応し、借入企業の代表者による停止条件付き連帯保証についても、各貸付人は、それぞれ別個独立した保証債権を代表者に対して有することとされている。

一方、担保権については、全貸付人が貸付のシェア割合に応じて(準)共有することを原則とするが、担保の目的物となった動産については各貸付人が共有し、占有については共同で(占有改定により引き渡しを受けて)間接占有するとの法律構成によっている。複数の貸付人が担保権を設定する方法としては、各貸付人間で互いに同順位の担保権を個別に複数設定する方法(個別方式)と、同順位で(準)共有の担保権を設定する方法(共有方式)が考えられるが、今回の ABL における担保権は主として譲渡担保権(形式的には所有権)であるため、同一の対象物に複数の権利を設定することができないと解される可能性もあるので、個別方式ではなく共有方式を採用している。また、後記の通り、担保権の実行も、法的倒産手続における別除権協定の交渉も、幹事貸付人が代表して行うこととなっている等、担保権をめぐる実務上の手続を可能な限り一本化することを目指したため、あえてこのような共有方式を採用することとした。

### (ウ) 幹事貸付人

当初の幹事貸付人は、貸付管理口座の開設されている金融機関である商工中金が想定されている。幹事貸付人は、シンジケートに参加している各貸付人に対して善管注意義務をもって貸付の実行や回収等の幹事業務を遂行しなければならない。また、借入企業及び保証人は、幹事貸付人が全貸付人のために通知または請求等を行うものであることを認め、貸付金の返済等についても幹事貸付人に対して行わなければならない。

なお、担保権の実行に際しても具体的な実行手続は幹事貸付人が行うこととされているが、ABLにおける多数の動産譲渡担保や債権譲渡担保の実行の負担は必ずしも小さくないと想定される。このため、特約書においては、担保権の実行の結果得られた回収金の一定割合を担保権実行手数料として幹事貸付人が受領できることも規定している。

### (エ) 貸付人の意思決定方法

貸付条件の変更や極度貸付枠の喪失、あるいは担保権の実行等の判断については、原則として幹事貸付人が全貸付人の意見を聴取し、一定期間については意見調整につとめることとされている。しかし、最終的に意見が一致しなかった場合には貸付残高を基準とした多数決原理により意思決定を行うこととなっている。その際、貸付残高の何割以上の賛成を必要とするかは個別の決定事項ごとに異なりうる。

### (オ) 相殺

貸付管理口座にかかる預金債務の相殺に関しては、資金が集中する貸付管理口座は幹事貸付人に開設され、幹事貸付人がその貸付シェア割合にかかわらず、全貸付人の有する債権額で貸付管理口座にかかる預金債務を相殺することができることとし、幹事貸付人は相殺に必要な範囲で各貸付人から債権譲渡を受けることがあらかじめ合意されている。

### (カ) 法的倒産手続が開始した場合の処理

借入企業について法的倒産手続が開始した場合、一定の貸付シェアを有する貸付人が借入企業又はその管財人との間で全貸付人のために合意を形成できる旨の規定がおかれている。前記(動産担保・法的倒産手続開始の際の取り扱い、集合債権譲渡担保・法的倒産手続開始の際の取り扱い)の通り、商工中金のABLは、法的倒産手続開始の際に、担保権の実行ではなく別除権協定の締結による効率的な処理を行うことが商工中金及び借入企業の双方にとって有益であるとの基本認識に立っている。特にシンジケートローンの場合には担保の権利関係

が複雑化することもあり、法的倒産手続において ABL がこのような別除権協定を通じて実質的に共益債権として取り扱われるような実務慣行が定着することが期待される。



---

## ( 参考 2 ) 換価市場の事例

---

処分換価市場の現状と課題を整理する前提として、換価市場の事例を調査した( 詳細は、「第 6 章処分・換価、1 . 処分・換価市場の現状と課題」を参照 )。

### 調査概要と利用上の注意

#### 1. 調査概要

この調査結果は、Web サイト等の各種公開情報の調査及び電話による関係者( 主に業界団体職員 ) へのヒアリングによりまとめたものである。

調査対象となる物件は、ABL の担保となる可能性がある物件 112 種類( 平成 16 年度 中小企業金融における動産公示制度活用に関する調査研究委託事業より ) のうち代表的な物件 19 種類を選定した。

調査実施期間は 2007 年 8 月 ~ 12 月である。

調査項目は以下の通りである。

- 全般
  - 代表的な物件
  - 業界団体
  
- 通常の商流( 新品の流通 )
  - プレーヤー( 例 )
  - 個別企業名( 例 )  
( 業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト( Google ) により、上位にヒットした企業より選定 )
  - 市場データの存在  
( 特定の物件で何らかの価格データが存在するか否か )
  - 価格データベースの存在  
( 物件の種別に限定されない網羅的な市場データが存在するか否か )
  - ロファイル適合性の調査範囲での有無  
( 物件の処分価値決定に必要と考えられる項目を満たすか否か )
  - データの公開可否
  - データの出所
  
- 通常商流外の換価市場( 中古品や通常の流通経路以外の処分市場 )

- 換価市場の存在
- 海外換価市場の存在
- 市場データの存在  
(特定の物件で何らかの価格データが存在するか否か)
- 価格データベースの有無  
(物件の種別に限定されない網羅的な市場データが存在するか否か)
- プロファイル適合性の調査範囲での有無  
(物件の処分価値決定に必要と考えられる項目を満たすか否か)
- データの公開可否
- データの出所
- 換価市場のタイプ  
(Web サイト、オークション、ディーラーといった換価処分時の物件の  
販売形態)
- 流通している商品
- プレーヤー
- 市場規模
- 提供される付加価値機能
- 市場の効率性  
(マーケットの拡大を考えた際に留意すべき点等)
- 関連法規制
- 換価市場のリスク
- 地域性  
(地域ごとに留意すべき点等)

## 2. 利用上の注意

ここに提示する情報は、上記調査により、各物件につき、主に個別価格データや関連する個別企業が存在するかを中心にまとめた結果であり、全ての換価市場を網羅したものではない。また、価格データや個別企業等、掲載した情報の信頼性や安全性を保証するものではない。なお、提示している情報は調査時点(2007年8月~12月)現在のものである。

## カテゴリ1 建設機械

全般	
代表的な物件	ブルドーザー、クレーン、パワーショベル、杭打ち機、ボーリングマシン
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本建設機械工業会 (<a href="http://www.cema.or.jp/general/index.html">http://www.cema.or.jp/general/index.html</a>)</li> <li>・ 社団法人日本建設機械化協会 (<a href="http://www.jcmanet.or.jp/">http://www.jcmanet.or.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人全国建設機械器具リース業協会 (<a href="http://www.zenken.org/">http://www.zenken.org/</a>)</li> <li>・ 社団法人全国建設機械器具リース業協会 東京支部東京建設機械リース業協会 (<a href="http://www.tcmlan.com/">http://www.tcmlan.com/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、ディーラー(機械商社など)、リース会社・レンタル会社、土木建設業者
個別企業名(例) (業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社小松製作所(メーカー)</li> <li>・ 日立建機株式会社(メーカー)</li> <li>・ 西尾レントオール株式会社(リース会社・レンタル会社、ディーラー) (<a href="http://www.nishio-rent.co.jp/">http://www.nishio-rent.co.jp/</a>)</li> <li>・ 株式会社カナモト(リース会社・レンタル会社、ディーラー) (<a href="http://www.kanamoto.co.jp/">http://www.kanamoto.co.jp/</a>)</li> <li>・ 新キャタピラー三菱株式会社(メーカー、ディーラー)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し)
データの公開可否	公開
データの出所	週刊建機新報( <a href="http://www.kenki-shinpou.com/">http://www.kenki-shinpou.com/</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	未確認	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し、最終モデルチェンジ日無し)	
データの公開可否	統計については一般に公表	
データの出所	・社団法人日本建設機械工業会( <a href="http://www.cema.or.jp/general/index.html">http://www.cema.or.jp/general/index.html</a> ) ・社団法人日本建設機械化協会( <a href="http://www.jcmanet.or.jp/">http://www.jcmanet.or.jp/</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー、オークション	
流通している商品	ブルドーザー、クレーン、掘削機、など	
プレイヤー	売り手	ディーラー(機械商社など)、リース会社・レンタル会社、土木建設業者、メーカー
	買い手	ディーラー(機械商社など)、リース会社・レンタル会社、土木建設業者
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・西尾レントオール株式会社(リース会社・レンタル会社、ディーラー) ( <a href="http://www.nishio-rent.co.jp/">http://www.nishio-rent.co.jp/</a> ) ・カナモト株式会社(リース会社・レンタル会社、ディーラー) ( <a href="http://www.kanamoto.co.jp/">http://www.kanamoto.co.jp/</a> ) ・新キャタピラー三菱株式会社(メーカー、ディーラー) ・アクティオ株式会社(リース会社・レンタル会社)( <a href="http://www.aktio.co.jp/">http://www.aktio.co.jp/</a> )
市場規模	建設機械器具賃貸業として、市場規模は6,500億円(平成14年度)。建設機械器具賃貸業者の数は約2,100社(全国建設機械器具リース業協会)。	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・建設業法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・労働安全衛生法	
換価市場のリスク	・建設機械の多くは、事務所や工場などの外で稼働しており、かつ自走できるため、所在の確認・管理が難しい。	
地域性		

## カテゴリー2 トラック

全般	
代表的な物件	トラック
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人日本自動車販売協会連合会 (03-3400-8404、<a href="http://www.jada.or.jp/">http://www.jada.or.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本自動車工業協会 (03-5219-6651、<a href="http://www.jama.or.jp/">http://www.jama.or.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本中古自動車販売協会連合会 (03-3359-2661、<a href="http://www.jucda.or.jp/">http://www.jucda.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、新車ディーラー(メーカー系列が強い)、中古車ディーラー
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日野自動車株式会社(メーカー)</li> <li>・三菱ふそうトラック・バス株式会社(メーカー)</li> <li>・日産ディーゼル工業株式会社(メーカー)</li> <li>・いすゞ自動車株式会社(メーカー)</li> <li>・株式会社ガリバーインターナショナル(中古車ディーラー)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し)
データの公開可否	公開(データの購入可能)
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーブック, プロトコーポレーション (<a href="http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html">http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html</a>)</li> <li>・レッドブック, オートガイド</li> <li>・イエローブック, 日本自動車査定協会</li> <li>・シルバーブック, 日本自動車査定協会</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し)	
データの公開可否	・公開(データの購入可能)	
データの出所	・ブルーブック(中古車基準価格ガイド), プロトコーポレーション ( <a href="http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html">http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html</a> ) ・レッドブック,オートガイド ・イエローブック,日本自動車査定協会 ・シルバーブック,日本自動車査定協会	
換価市場のタイプ	Webサイト、オークション、ディーラー	
流通している商品	・冷凍パン、ダンプ等	
プレイヤー	売り手	一般消費者、ディーラー、ユーザー企業、リース会社、レンタカー会社
	買い手	ディーラー、リース会社
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社ジー・トレーディング(ディーラー、リース会社) ( <a href="http://www.g-tr.com/">http://www.g-tr.com/</a> ) ・株式会社トラックサポートセンター(オークション会社) ( <a href="http://www.trucksupport.co.jp/">http://www.trucksupport.co.jp/</a> ) ・株式会社磯山自動車販売(ディーラー) ( <a href="http://www.trucksupport.co.jp/">http://www.trucksupport.co.jp/</a> )
市場規模	・不明(ただし、登録販売台数は普通貨物車、小型貨物車合わせて609,950台)	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・古物営業法 ・自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則(自動車公取協の公正競争規約) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	
換価市場のリスク		
地域性	・展示場による販売のため地域性が強い	

### カテゴリー3 厨房機器

全般	
代表的な物件	熱調理機器(レンジ、焼物器)、低温機器(冷凍庫・冷蔵庫、製氷器)、板金製品(シンク、ラック)
業界団体	・社団法人日本厨房工業会( <a href="http://www.jfea.or.jp/">http://www.jfea.or.jp/</a> ) ・ステンレス協会( <a href="http://www.jssa.gr.jp/">http://www.jssa.gr.jp/</a> )
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	厨房機器専業メーカー、厨房機器兼業メーカー、ディーラー(厨房機器販売・買取会社)
個別企業名(例) (業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社フジマック(専業メーカー)( <a href="http://www.fujimak.co.jp/">http://www.fujimak.co.jp/</a> ) ・株式会社マルゼン(専業メーカー)( <a href="http://www.maruzen-kitchen.co.jp/">http://www.maruzen-kitchen.co.jp/</a> ) ・株式会社中西製作所(専業メーカー)( <a href="http://www.nakanishi.co.jp/">http://www.nakanishi.co.jp/</a> ) ・日本調理器機株式会社(専業メーカー)( <a href="http://www.nitcho.co.jp/">http://www.nitcho.co.jp/</a> ) ・タニコー株式会社(専業メーカー)( <a href="http://www.tanico.co.jp/">http://www.tanico.co.jp/</a> ) ・松下電器産業株式会社(兼業メーカー) ・三洋電機株式会社(兼業メーカー) ・リサイクルマートドットコム株式会社(ディーラー) ( <a href="http://www.rakuten.ne.jp/gold/recyclemart/2007-06/index.htm">http://www.rakuten.ne.jp/gold/recyclemart/2007-06/index.htm</a> )
市場データの存在	未確認
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無
データの公開可否	不明
データの出所	

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	無(一部ステンレス製の厨房機器については統計データを確認)	
価格データベースの存在	無(ステンレス協会から電話調査により確認)	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	公開	
データの出所	ステンレス協会( <a href="http://www.jssa.gr.jp/">http://www.jssa.gr.jp/</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー、オークション	
流通している商品	熱調理機器(レンジ、焼物器)、低温機器(冷凍庫・冷蔵庫、製氷器)、板金製品(シンク、ラック)	
プレイヤー	売り手	外食産業(飲食店など)、中食産業、宿泊施設、病院・学校などの給食施設、リース会社
	買い手	厨房機器中古販売・買取会社、リース会社、リサイクルショップ
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社テンポスバスターズ(厨房機器中古販売・買取会社) (<a href="http://www.tempos.co.jp/top/index.html">http://www.tempos.co.jp/top/index.html</a>)</li> <li>・日本ホーエイ株式会社(リサイクルショップ)(<a href="http://www.hattori-town.co.jp/">http://www.hattori-town.co.jp/</a>)</li> <li>・リサイクルマートドットコム株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.rakuten.ne.jp/gold/recyclemart/2007-06/index.htm">http://www.rakuten.ne.jp/gold/recyclemart/2007-06/index.htm</a>)</li> <li>・センチュリー・リーシング・システム株式会社(リース)(<a href="http://www.cls-jp.co.jp/">http://www.cls-jp.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模	業務用厨房機器業界の総売上額は5,000億円程度。	
提供される付加価値機能	(新品の場合)メーカーの品質保証 (中古品の場合)修理・メンテナンス等の保証	
市場の効率性		
関連法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法</li> <li>・食品衛生法</li> <li>・消防法</li> <li>・学校給食法</li> <li>・労働安全衛生法</li> </ul>	
換価市場のリスク	多品種・少量生産かつ受注生産となることが多く、標準規格での換価が想定し難い。	
地域性	重量が大きいことが多く、特に建物に備え付けの機器については、移動が難しい。	

## カテゴリー4 医療機器

全般	
代表的な物件	画像診断装置(MRIシステム、CTスキャン、超音波診断機など)、処置用機器(内視鏡など)
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本医用機器工業会 (03-3816-5575 <a href="http://www.jamei.org/">http://www.jamei.org/</a>)</li> <li>・ 財団法人日本医療機器関連団体協議会 (03-3818-2310、<a href="http://www.jaame.or.jp/">http://www.jaame.or.jp/</a>)</li> <li>・ 日本医療産業同友会 (03-3814-4301、<a href="http://www.jmdix.org/">http://www.jmdix.org/</a>)</li> <li>・ 日本医療機器販売業協会(03-5689-7530、<a href="http://www.jahidgr.jp/">http://www.jahidgr.jp/</a>)</li> <li>・ 商工組合東京医療機器協会(03-3811-6761 <a href="http://www.t-mia.org/">http://www.t-mia.org/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、卸・ディーラー、医療機関、リース会社
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社島津製作所(メーカー)</li> <li>・ 東芝メディカルシステムズ株式会社(メーカー・卸)</li> <li>・ テルモ株式会社(メーカー)</li> <li>・ 株式会社日立メディコ(メーカー)</li> <li>・ 日本電子株式会社(メーカー) (<a href="http://www.jeol.co.jp/">http://www.jeol.co.jp/</a>)</li> <li>・ セント・ジュード・メディカル株式会社(卸) (<a href="http://www.sjm.co.jp/">http://www.sjm.co.jp/</a>)</li> <li>・ バクスター株式会社(卸) (<a href="http://www.baxter.co.jp/">http://www.baxter.co.jp/</a>)</li> <li>・ 丸木医科器械株式会社(卸) (<a href="http://www.maruki-ms.co.jp/">http://www.maruki-ms.co.jp/</a>)</li> <li>・ 三菱UFJリース株式会社(リース)</li> </ul>
市場データの存在	未確認
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	未確認
データの公開可否	不明
データの出所	

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	無(日本医用機器工業会から電話調査により確認)	
プロファイル適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(最終モデルチェンジ日は無し)	
データの公開可否	一部のグループに公開	
データの出所	・インターメディカル( <a href="http://www.intermedical.jp/index.html">http://www.intermedical.jp/index.html</a> ) ・テイクオフ( <a href="http://medical.takeoff-ltd.com/">http://medical.takeoff-ltd.com/</a> )他	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー	
流通している商品	内視鏡、超音波診断機、心電図、血圧計、MRI、CTスキャンなど	
プレイヤー	売り手	医療機関、ディーラー、リース会社
	買い手	医療機関、ディーラー(中古専用販売業者)、輸入販売業者
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社インターメディカル(ディーラー)(<a href="http://www.intermedical.jp/">http://www.intermedical.jp/</a>)</li> <li>・株式会社メディクエスト(ディーラー)(<a href="https://www.mediquest.co.jp/">https://www.mediquest.co.jp/</a>)</li> <li>・株式会社グリーンメディカル(ディーラー)(<a href="https://www.green-medical.jp/gmd/gmd.index.asp">https://www.green-medical.jp/gmd/gmd.index.asp</a>)</li> <li>・株式会社テイクオフ(ディーラー)(<a href="http://www.takeoff-ltd.co.jp/">http://www.takeoff-ltd.co.jp/</a>)</li> <li>・エム・キャスト株式会社(ディーラー、三菱UFJリース系列)(<a href="http://www.em-cast.co.jp/">http://www.em-cast.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模	専門業者を中心とした市場規模で50億～60億円、専門業者の見解だと業務実態が不明確な企業を含めて100億円程度	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法</li> <li>・製造物責任法</li> <li>・医療用具の製造管理及び品質管理規制</li> <li>・輸出用医療用具の届出等の規制</li> </ul>	
換価市場のリスク	一部メーカー(島津製作所)の商品は販売に際してメーカーとのメンテナンス契約が必要であり、中古品として流通していない。	
地域性		

## カテゴリー5 オフィス家具

全般	
代表的な物件	陳列什器、デスク、オフィスチェア、会議用テーブル、応接家具、収納家具など
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本オフィス家具協会 (<a href="http://www.joifa.or.jp/">http://www.joifa.or.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人国際家具産業振興会 (<a href="http://idafij.or.jp/jp/IDAFlJ/index.html">http://idafij.or.jp/jp/IDAFlJ/index.html</a>)</li> <li>・ 社団法人日本ディスプレイ業団体連合会 (<a href="http://www.display.or.jp/">http://www.display.or.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人日本商環境設計家協会 (<a href="http://www.jcd.or.jp/">http://www.jcd.or.jp/</a>)</li> <li>・ 財団法人店舗システム協会 (<a href="http://www.ssss.or.jp/">http://www.ssss.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、リース会社、商社(専門商社)
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コクヨ株式会社(メーカー)</li> <li>・ 株式会社岡村製作所(メーカー)</li> <li>・ 株式会社文祥堂(専門商社) (<a href="http://www.bunshodo.co.jp/">http://www.bunshodo.co.jp/</a>)</li> <li>・ オリックス・レンテック株式会社(リース会社) (<a href="http://www.orixrentec.jp/">http://www.orixrentec.jp/</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	有
データの公開可否	公開
データの出所	アスクル( <a href="http://www.askul.co.jp/">http://www.askul.co.jp/</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	無(日本オフィス家具協会から電話調査により確認)	
プロファイル適合性の調査範囲での有無	無(価格、品番は有り)	
データの公開可否	一部の情報については、WEB公開または購入可能	
データの出所	・家具新聞 ( <a href="http://www.kagu-ews.com/index.html">http://www.kagu-ews.com/index.html</a> ) ・日本オフィス家具協会 ( <a href="http://www.joifa.or.jp/">http://www.joifa.or.jp/</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー	
流通している商品	陳列什器、デスク、オフィスチェア、会議用テーブル、応接家具、収納家具など	
プレイヤー	売り手	リース会社、専門商社、メーカー
	買い手	中古買取・販売業者、WEBオークション運営会社、専門商社
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社文祥堂(専門商社) ( <a href="http://www.bunshodo.co.jp/">http://www.bunshodo.co.jp/</a> ) ・有限会社OAプラザ(中古販売業者) ( <a href="http://www.oa-plaza.com/">http://www.oa-plaza.com/</a> ) ・ダヴビッド・ジャパン株式会社(WEBオークション運営会社)
市場規模	スチール家具製品の年間出荷額は4,700億円程度。 金属製家具製造業者は800社程度(工業統計表)。	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) ・製造物責任法	
換価市場のリスク	新品市場が供給過剰により、新品が低価格化しているため、中古品価格は低くなりがち。	
地域性		

## カテゴリー6 介護機器

全般	
代表的な物件	大人用紙おむつ、介護用ベッド、車いす(手動・電動)
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本福祉用具・生活支援用具協会 (<a href="http://www.jaspa.gr.jp/">http://www.jaspa.gr.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本福祉用具供給協会 (<a href="http://www.fukushiyogu.or.jp/">http://www.fukushiyogu.or.jp/</a>)</li> <li>・財団法人テクノエイド協会 (<a href="http://www.techno-aids.or.jp/">http://www.techno-aids.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、卸売業者(ディーラー)
個別企業名(例) (業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニ・チャーム株式会社(メーカー)</li> <li>・パラマウントベッド株式会社(メーカー)</li> <li>・日進医療機器株式会社(メーカー)</li> <li>・ヤマハ発動機株式会社(メーカー)</li> <li>・ピップトウキョウ株式会社(卸売業者)</li> <li>・フランスベッドメディカルサービス株式会社(卸売業者)</li> <li>・株式会社ガット・リハビリ(卸売業者)(<a href="http://www.alllife.tv/">http://www.alllife.tv/</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	有
データの公開可否	公開
データの出所	テクノエイド協会( <a href="http://www.techno-aids.or.jp/">http://www.techno-aids.or.jp/</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	無(日本福祉用具供給協会から電話調査により確認)	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(最終モデルチェンジ日は無し)	
データの公開可否	会員向けに公開	
データの出所	・インターメディカル( <a href="http://www.intermedical.jp/index.html">http://www.intermedical.jp/index.html</a> ) ・テイクオフ( <a href="http://medical.takeoff-ltd.com/">http://medical.takeoff-ltd.com/</a> ) 他	
換価市場のタイプ	ディーラー型、オークション型	
流通している商品	車いす、介護ベッド	
プレイヤー	売り手	介護用品レンタル業者、卸売業者、福祉施設・病院等
	買い手	介護用品レンタル業者、福祉施設・病院等
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社ヤマシタコーポレーション(介護用品レンタル業者) ( <a href="http://www.yco.co.jp/">http://www.yco.co.jp/</a> ) ・株式会社日本ケアサプライ(介護用品レンタル業者) ( <a href="http://www.caresupply.co.jp/">http://www.caresupply.co.jp/</a> ) ・ケアレックス株式会社(介護用品レンタル業者)
市場規模	福祉用具(狭義)の市場規模: 1兆1,000億円(平成17年度) (出所: 日本福祉用具・生活支援用具協会、『福祉用具産業市場動向調査報告 2007年4月発行』)	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(福祉用具法) ・高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律 ・製造物責任法(PL法)	
換価市場のリスク	・介護用品は、購入よりもレンタル中心であり、換価に際してレンタル業者の存在が大きい。	
地域性		

## カテゴリ7 鉄など

全般	
代表的な物件	鉄(スクラップ)
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本鉄リサイクル工業会 (<a href="http://jisri.or.jp/">http://jisri.or.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人日本鉄源協会 (<a href="http://www.tetsugengol.com/">http://www.tetsugengol.com/</a>)</li> <li>・ 社団法人本鉄鋼連盟 (<a href="http://www.jisf.or.jp/">http://www.jisf.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー・加工業者、卸・ディーラー、商社
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヤマナカ株式会社(メーカー・加工業者) (<a href="http://www.yamanaka-ltd.co.jp/">http://www.yamanaka-ltd.co.jp/</a>)</li> <li>・ 共栄株式会社(専門商社) (<a href="http://www.kyoyei.com/">http://www.kyoyei.com/</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	有
データの公開可否	公開
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日刊産業新聞(<a href="http://www.japanmetal.com/">http://www.japanmetal.com/</a>)</li> <li>・ 日刊鉄鋼新聞(<a href="http://www.japanmetaldaily.com/">http://www.japanmetaldaily.com/</a>)</li> <li>・ 日刊市況通信社(<a href="http://www.mrj.jp/">http://www.mrj.jp/</a>)</li> <li>・ テックスレポート(<a href="http://www.texreport.co.jp/">http://www.texreport.co.jp/</a>)</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	有	
データの公開可否	公開(データの購入可能)	
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日刊産業新聞(<a href="http://www.japanmetal.com/">http://www.japanmetal.com/</a>)</li> <li>・ 日刊鉄鋼新聞(<a href="http://www.japanmetaldaily.com/">http://www.japanmetaldaily.com/</a>)</li> <li>・ 日刊市況通信社(<a href="http://www.mrj.jp/">http://www.mrj.jp/</a>)</li> <li>・ テックスレポート(<a href="http://www.texreport.co.jp/">http://www.texreport.co.jp/</a>)</li> </ul>	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー、公開市場	
流通している商品	鉄(スクラップ)	
プレイヤー	売り手	リサイクル業者、ディーラー、商社
	買い手	加工業者、リサイクル業者、廃品回収業者、ディーラー
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社ヤマナカグループ(加工業者)(<a href="http://www.yamanaka-ltd.co.jp/">http://www.yamanaka-ltd.co.jp/</a>)</li> <li>・ 東金属株式会社(リサイクル業者)(<a href="http://www.azumametal.com/">http://www.azumametal.com/</a>)</li> <li>・ 株式会社鈴徳(リサイクル業者)(<a href="http://www.suzutoku.co.jp/">http://www.suzutoku.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模	鉄スクラップ卸業界は、4,000社程度。年間販売額5,500億円	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古物商許可</li> <li>・ 産業廃棄物収集運搬許可</li> <li>・ 産業廃棄物処分業許可</li> <li>・ 産業廃棄物処理施設設置許可</li> <li>・ 再生事業者登録</li> </ul>	
換価市場のリスク	相場があるが、鉄が投機の対象となることで相場が騰落することがある	
地域性	価格に比べて重量が大きく、鉄スクラップ発生場所・加工場所・使用場所の距離などに応じて地域的な価格差が生じる	

## カテゴリー8 天然素材

全般	
代表的な物件	服地用毛糸
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本毛織工業協会(03-3661-7321)</li> <li>・ 日本毛布工業組合(<a href="http://www.japanblanket.com/">http://www.japanblanket.com/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	毛糸商、毛織物メーカー、商社(元売問屋)、アパレル業者、毛紡績業者、その他(撚糸業者、糸染業者、など)
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中伝毛織株式会社(メーカー)(<a href="http://homepage3.nifty.com/nakaden/">http://homepage3.nifty.com/nakaden/</a>)</li> <li>・ 深喜毛織株式会社(メーカー)(<a href="http://www.fukaki.co.jp/">http://www.fukaki.co.jp/</a>)</li> <li>・ 御幸毛織株式会社(メーカー)(<a href="http://www.miyukikeori.co.jp/">http://www.miyukikeori.co.jp/</a>)</li> <li>・ 株式会社田幸(メーカー)(<a href="http://www.takoh.co.jp/">http://www.takoh.co.jp/</a>)</li> <li>・ 長大株式会社(メーカー)(<a href="http://www.chodai.co.jp/">http://www.chodai.co.jp/</a>)</li> <li>・ 東海サーモ株式会社(メーカー)(<a href="http://www.thermofix.co.jp/">http://www.thermofix.co.jp/</a>)</li> <li>・ 中外国島株式会社(メーカー)(<a href="http://www.ckktex.co.jp/">http://www.ckktex.co.jp/</a>)</li> <li>・ 日本毛織株式会社(紡績業者)(<a href="http://www.nikke.co.jp/">http://www.nikke.co.jp/</a>)</li> <li>・ 株式会社トーア紡コーポレーション(紡績業者)(<a href="http://www.toabo.co.jp/">http://www.toabo.co.jp/</a>)</li> <li>・ 大東紡績株式会社(紡績業者)(<a href="http://www.daitobo.co.jp/">http://www.daitobo.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(ブランドは無し)
データの公開可否	公開
データの出所	ザ・ウールマーク・カンパニー( <a href="http://www.wool.co.jp/index.html">http://www.wool.co.jp/index.html</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	未確認	
価格データベースの存在	無(日本羊毛紡績会から電話調査により確認)	
プロファイル適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	不明	
データの出所	・日本繊維新聞社( <a href="http://www.nissenmedia.com/kaisha_gaiyou/shimen.html">http://www.nissenmedia.com/kaisha_gaiyou/shimen.html</a> ) ・日本羊毛紡績会『羊毛統計』	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー	
流通している商品	服地用毛織物(染色前)	
プレイヤー	売り手	毛織物メーカー、毛糸商、商社(元売問屋)
	買い手	商社(元売問屋)、アパレル業者、切売商
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社ダイドーリミテッド(紡績業者、切売商)( <a href="http://www.daidoh-limited.com/">http://www.daidoh-limited.com/</a> ) ・灌定大阪株式会社(商社)( <a href="http://www.takisada-osaka.co.jp/">http://www.takisada-osaka.co.jp/</a> ) ・モリリン株式会社(商社)( <a href="http://www.moririn.co.jp/">http://www.moririn.co.jp/</a> )
市場規模	繊維原料卸:9,200億円(2006年) 糸卸:4,150億円(2006年) (但し上記は羊毛に限らない) (出所:矢野経済研究所『繊維白書 2008』)	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制		
換価市場のリスク		
地域性	・中部地区(一宮市、尾西市)を中心に毛紡績業が発展した経緯があり、当該地区には関連業者が多い。	

## カテゴリー9 肉用牛

全般	
代表的な物件	肉用牛
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人全国肉用牛振興基金協会 (<a href="http://www.nbafa.or.jp/">http://www.nbafa.or.jp/</a>)</li> <li>・ 全国農業協同組合連合会 (<a href="http://www.zenoh.or.jp/">http://www.zenoh.or.jp/</a>)</li> <li>・ 財団法人日本食肉消費総合センター (<a href="http://www.jmi.or.jp/index.html">http://www.jmi.or.jp/index.html</a>)</li> <li>・ 独立行政法人農畜産業振興機構 (<a href="http://alic.ling.go.jp/">http://alic.ling.go.jp/</a>)</li> <li>・ 畜産情報ネットワーク (<a href="http://www.lin.go.jp/">http://www.lin.go.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人日本家畜商協会 (<a href="http://www.jlda.or.jp/">http://www.jlda.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	ディーラー、食品加工メーカー
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合</li> <li>・ 農家</li> <li>・ 日本ハム株式会社(食品加工メーカー)</li> </ul> 他に「家畜商」と呼ばれる個人ディーラーも存在している
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(ブランド無し、月齢無し)
データの公開可否	公開(ホームページで参照可能)
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本食肉市場卸売協会 (<a href="http://www.jmma.or.jp/">http://www.jmma.or.jp/</a>)</li> <li>・ 全国肉用牛振興基金協会 (<a href="http://www.nbafa.or.jp/">http://www.nbafa.or.jp/</a>)</li> <li>・ 農畜産業振興機構 (<a href="http://www.jmi.or.jp/index.html">http://www.jmi.or.jp/index.html</a>) 他</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(ブランド無し、月齢無し)	
データの公開可否	公開(ホームページで参照可能)	
データの出所	・日本食肉市場卸売協会( <a href="http://www.jmma.or.jp/">http://www.jmma.or.jp/</a> ) ・全国肉用牛振興基金協会( <a href="http://www.nbafa.or.jp/">http://www.nbafa.or.jp/</a> ) ・農畜産業振興機構( <a href="http://www.jmi.or.jp/index.html">http://www.jmi.or.jp/index.html</a> ) 他	
換価市場のタイプ	ディーラー、ブローカー、公開市場	
流通している商品	肉用牛(生体)	
プレイヤー	売り手	農家、農協、家畜商(個人ディーラー)、商社
	買い手	農家、農協、家畜商(個人ディーラー)、商社、食品加工メーカー
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・日本ハム株式会社(食品加工メーカー) ・日商岩井ミートアンドアグリプロダクツ株式会社(商社) ・株式会社カミチク(農家・食品会社)( <a href="http://www.kamichiku.co.jp/">http://www.kamichiku.co.jp/</a> )
市場規模	肉用牛経営戸数は10万程度。肉用牛の頭数は280万頭程度。	
提供される付加価値機能	トレーサビリティなど	
市場の効率性		
関連法規制	・食品衛生法 ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 ・家畜改良増殖法 ・肉用子牛生産安定等特別措置法 ・牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛肉トレーサビリティ) ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)	
換価市場のリスク	・家畜の売買には家畜商としての免許が必要。	
地域性	・生き物なので移動により病気になるなどのリスクがあり、地域性を考慮する必要がある。	

## カテゴリー10 乳用牛

全般	
代表的な物件	乳用牛
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国酪農業協同組合連合会(全酪連)(03-3542-6131)</li> <li>・全国農業協同組合連合会(03-3245-7040)</li> <li>・社団法人中央畜産会(03-3581-6677)</li> <li>・社団法人日本乳業協会(03-3261-9161)</li> <li>・社団法人日本酪農乳業協会(03-6226-6351、<a href="http://www.j-milk.jp/">http://www.j-milk.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本家畜商協会(03-3297-5545)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	酪農農家、指定生乳生産者団体(全国8団体、乳業メーカーと合理的な価格を形成)、乳業メーカー
個別企業名(例) (業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東生乳販売農業協同組合連合会(指定生乳生産者団体) (<a href="http://www.dairy.co.jp/kanto/index.cgi">http://www.dairy.co.jp/kanto/index.cgi</a>)</li> <li>・九州関東生乳販売農業協同組合連合会(指定生乳生産者団体) (<a href="http://www.dairy.co.jp/kyusyu/">http://www.dairy.co.jp/kyusyu/</a>)</li> <li>・明治乳業株式会社(乳業メーカー)</li> <li>・森永乳業株式会社(乳業メーカー)</li> <li>・雪印乳業株式会社(乳業メーカー)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(ブランド無し、月齢無し)
データの公開可否	公開
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホクレン市場成績(<a href="http://hokkaido.lin.go.jp/hokuren/index.htm">http://hokkaido.lin.go.jp/hokuren/index.htm</a>)</li> <li>・熊本県家畜市場(<a href="http://www.cowbell-park.or.jp/">http://www.cowbell-park.or.jp/</a>)</li> <li>・家畜市場データベース(<a href="http://www.nbafa.or.jp/mkt/top.html">http://www.nbafa.or.jp/mkt/top.html</a>)(家取引価格、頭数、市場数、市場の開催予定日)</li> <li>・日本家畜商協会(<a href="http://www.jlda.or.jp/index.html">http://www.jlda.or.jp/index.html</a>)(家畜市場の所在地、電話番号、取引品種の情報)</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(ブランド無し、月齢無し)	
データの公開可否	公開	
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホクレン市場成績 (<a href="http://hokkaido.lin.go.jp/hokuren/index.htm">http://hokkaido.lin.go.jp/hokuren/index.htm</a>)</li> <li>・熊本県家畜市場 (<a href="http://www.cowbell-park.or.jp/">http://www.cowbell-park.or.jp/</a>)</li> <li>・家畜市場データベース (<a href="http://www.nbafa.or.jp/mkt/top.html">http://www.nbafa.or.jp/mkt/top.html</a>) (家畜取引価格、頭数、市場数、市場の開催予定日)</li> <li>・日本家畜商協会 (<a href="http://www.jlda.or.jp/index.html">http://www.jlda.or.jp/index.html</a>) (家畜市場の所在地、電話番号、取引品種の情報)</li> </ul>	
換価市場のタイプ	公開市場	
流通している商品	・乳子牛(雌)、乳子牛(雄)、乳用成牛、老廃牛	
プレイヤー	売り手	酪農農家
	買い手	酪農農家
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	
市場規模	<p>・乳用牛の農家販売価格は、乳子牛(雌)110,500円、乳子牛(雄)は35,070円、乳用成牛343,800円(2001年)、老廃牛1,290円/生体10kg(2000年)</p> <p>・酪農家戸数は3万1000戸(2002年)で減少傾向。飼育頭数は172万6000頭(2002年)で減少傾向。一戸あたりの飼育頭数は56頭(2002年)で増加傾向。乳量は830万トンで減少傾向。飼料の生産量は牧草80万5000ha、青刈りとうもろこし511万トン、ソルゴー160万トン(2001年)。</p>	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	酪農及び肉用牛生産振興に関する法律、加工原料乳生産者補助金等暫定措置法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、家畜改良増殖法、食品衛生法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、肥料取締法、肥料取締法の一部を改正する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法	
換価市場のリスク		
地域性	<p>・酪農は北海道で盛ん(戸数9400戸、頭数86万頭)。ついで関東東山、東北、九州。</p> <p>・北海道での飼育頭数は1戸あたり92頭と全国平均を大きく上回っている。</p>	

## カテゴリー11 冷凍水産物

全般	
代表的な物件	冷凍マグロ
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国水産加工業共同組合連合会 (<a href="http://www.zensui.jp/index.html">http://www.zensui.jp/index.html</a>)</li> <li>・社団法人大日本水産会 (<a href="http://www.suisankai.or.jp/index.html">http://www.suisankai.or.jp/index.html</a>)</li> <li>・社団法人築地市場協会 (<a href="http://www.tsukiji-market.or.jp/">http://www.tsukiji-market.or.jp/</a>) 他</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	ディーラー(卸売問屋など)、食品加工メーカー
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全水加工連販売株式会社(食品加工メーカー) (<a href="http://www.zensui.jp/zen.html">http://www.zensui.jp/zen.html</a>)</li> <li>・株式会社ケイコーボレーション(食品加工メーカー)</li> <li>・築地魚市場株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/">http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/</a>)</li> <li>・大都魚類株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.daitogyorui.co.jp/">http://www.daitogyorui.co.jp/</a>)</li> <li>・中央魚類株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.marunaka-net.co.jp/">http://www.marunaka-net.co.jp/</a>)</li> <li>・東都水産株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.tohsui.co.jp/">http://www.tohsui.co.jp/</a>)</li> <li>・第一水産株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.daiichisuisan.co.jp/">http://www.daiichisuisan.co.jp/</a>)</li> <li>・千代田水産株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.marusen.co.jp/intro.htm">http://www.marusen.co.jp/intro.htm</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無(品質保証期限無し、ブランド無し、生産地無し)
データの公開可否	<p>マグロの種別に価格情報を公開(農林水産省ホームページ)</p> <p>国内(産地ごと) / 輸入別にマグロ等の価格情報を購入可能(東京都中央卸売市場刊行物)</p>
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省水産庁 (<a href="http://www.jfa.maff.go.jp/tuna/info/price/price%20index1.htm">http://www.jfa.maff.go.jp/tuna/info/price/price%20index1.htm</a>)</li> <li>・東京都中央卸売市場年報、市場月報(東京都中央卸売市場刊行物)</li> <li>・東京都卸売市場 (<a href="http://www.shijou.metro.tokyo.jp/index.html">http://www.shijou.metro.tokyo.jp/index.html</a>) 他</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無(品質保証期限無し、ブランド無し、生産地無し)	
データの公開可否	マグロの種別に価格情報を公開(農林水産省ホームページ) 国内(産地ごと) / 輸入別にマグロ等の価格情報を購入可能 (東京都中央卸売市場刊行物)	
データの出所	・農林水産省水産 ( <a href="http://www.jfa.maff.go.jp/tuna/info/price/price%20index1.htm">http://www.jfa.maff.go.jp/tuna/info/price/price%20index1.htm</a> ) ・東京都中央卸売市場年報、市場月報(東京都中央卸売市場刊行物) ・東京都卸売市場 ( <a href="http://www.shijou.metro.tokyo.jp/index.html">http://www.shijou.metro.tokyo.jp/index.html</a> )他	
換価市場のタイプ	ディーラー、食品加工メーカー	
流通している商品	冷凍マグロ	
プレイヤー	売り手	商社(水産物専門商社)、ディーラー(卸売問屋など)、食品加工メーカー
	買い手	ディーラー(卸売問屋など)、食品加工メーカー
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・全水加工連販売株式会社(食品加工メーカー) ( <a href="http://www.zensui.jp/zen.html">http://www.zensui.jp/zen.html</a> ) ・株式会社ケイコーポレーション(食品加工メーカー) ・築地魚市場株式会社(ディーラー) ( <a href="http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/">http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/</a> ) ・株式会社仙台水産(商社) ( <a href="http://www.sendaisuisan.co.jp/">http://www.sendaisuisan.co.jp/</a> ) ・株式会社交洋(商社) ( <a href="http://www.kohyoj.co.jp/">http://www.kohyoj.co.jp/</a> )
市場規模	およそ490億円と推計 (10都市中央卸売市場(消費地水産物市場)における卸売数量及び価格より推計(冷凍品に限る)) (参考 <a href="http://www.maff.go.jp/www/info/bunrui/bun06.html#tsuki3">http://www.maff.go.jp/www/info/bunrui/bun06.html#tsuki3</a> )	
提供される付加価値機能	トレーサビリティなど	
市場の効率性		
関連法規制	・製造物責任法 ・水産基本法 ・食品衛生法 ・不当景品及び不当表示防止法 ・HACCP(米国への輸出に関して) ・ISO9001~9004(欧州への輸出に関して)	
換価市場のリスク	・冷凍状態の不具合などで品質が悪化するリスクや、冷凍状態を維持するための経費などがあり、換価を急ぐ傾向にある。	
地域性	・各地に市場が形成されており、地域性が高いと想定される。	

## カテゴリー12 衣料品 非ブランド物

全般	
代表的な物件	外衣類、下着類、寝着類、乳児用、補正着、靴下類、手袋類
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本アパレルソーイング工業組合連合会 (03-3624-4891、<a href="http://www.jaif.org/">http://www.jaif.org/</a>)</li> <li>・日本被服工業組合連合会 (06-6251-5563、<a href="http://nippiren.hp.infoseek.co.jp/">http://nippiren.hp.infoseek.co.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本メンズファッション協会 (03-3541-0915、<a href="http://www.mfu.or.jp/">http://www.mfu.or.jp/</a>)</li> <li>・日本ニット工業組合連合会 (03-5600-2100、<a href="http://www.apalog.com/jkia/">http://www.apalog.com/jkia/</a>)</li> <li>・日本縫糸工業協会 (06-6271-6242、<a href="http://www.nichi-nui.com/index2.html">http://www.nichi-nui.com/index2.html</a>)</li> <li>・日本不織布協会 (03-5688-4041、<a href="http://www.anna.gr.jp/">http://www.anna.gr.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本アパレル産業協会 (03-5530-5481、<a href="http://www.jaic.or.jp/">http://www.jaic.or.jp/</a>)</li> <li>・日本羊毛紡績会 (03-3837-7916)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	アパレルメーカー、仲間または地方卸、百貨店、量販店、専門店、小売店、素材メーカー、生地メーカー、生地商社
個別企業名(例) (業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ワールド(アパレルメーカー)</li> <li>・株式会社オンワード樫山(アパレルメーカー)</li> <li>・株式会社ファイブフォックス(アパレルメーカー)</li> </ul>
市場データの存在	未確認(ごく一部商品のみ存在を確認)
価格データベースの存在	無(日本アパレル産業協会から電話調査により確認)
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無
データの公開可否	不明
データの出所	

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	未確認	
価格データベースの存在	無(日本アパレル産業協会から電話調査により確認)	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	不明	
データの出所		
換価市場のタイプ	ディーラー、小規模相対	
流通している商品	外衣類、下着類、寝着類、乳児用、補正着、靴下類、手袋類	
プレイヤー	売り手	メーカー、小売
	買い手	リサイクル業者、ディスカウントショップ、卸
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社トラヤ(卸、ディスカウントショップ) (<a href="http://www.toraya.jp/">http://www.toraya.jp/</a>)</li> <li>・スズキアパレル(卸) (<a href="http://www.suzuki-ap.jp/">http://www.suzuki-ap.jp/</a>)</li> <li>・リサイクルショップ top1(リサイクルショップ) (<a href="http://www.re-group.jp/">http://www.re-group.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模		
提供される付加価値機能		
市場の効率性	市場の透明性が低く、価格情報の非対称性が顕著	
関連法規制	特になし	
換価市場のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行品は陳腐化が早い。</li> <li>・価格の季節変動がある。</li> </ul>	

### カテゴリ-13 ブランド品（時計、バッグ、化粧品）

全般	
代表的な物件	時計(腕時計)
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本時計協会(<a href="http://www.jcwa.or.jp/">http://www.jcwa.or.jp/</a>)</li> <li>・ スイス時計協会(<a href="http://www.fhs.jp/">http://www.fhs.jp/</a>)</li> <li>・ 社団法人日本時計輸入協会(<a href="http://www.tokei.or.jp/2007/index.html">http://www.tokei.or.jp/2007/index.html</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	時計メーカー、輸入業者、ディーラー(卸問屋)、販売会社、販売店(量販店、小売店)
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シチズン時計株式会社(メーカー)</li> <li>・ セイコーホールディングス株式会社(メーカー)</li> <li>・ カシオ計算機株式会社(メーカー)</li> <li>・ スウォッチ・グループ・ジャパン株式会社(輸入業者)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(製造年無し、最終モデルチェンジ日無し、品質保証期限無し)
データの公開可否	公開
データの出所	価格.com( <a href="http://kakaku.com/">http://kakaku.com/</a> )他多数

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	未確認	
価格データベースの存在	無(日本時計協会から電話調査により確認)	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	不明	
データの出所		
換価市場のタイプ	ディーラー、小規模相対	
流通している商品	各種腕時計(特に人気ブランド: ロレックス、オメガ、カルティエなど)	
プレイヤー	売り手	販売会社、販売店(量販店、小売店)
	買い手	リサイクル業者、その他(一部の量販店、質屋など)
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社ネクストゥエンティワン( <a href="http://www2.jackroad.co.jp/index.html">http://www2.jackroad.co.jp/index.html</a> ) ・パワープランニング株式会社( <a href="http://www.10keiya.com/site/">http://www.10keiya.com/site/</a> )
市場規模	有力企業(上位7社)の年間売上高:7,000~8,000億円程度 (参考)業種別審査事典第4巻	
提供される付加価値機能	品質保証など	
市場の効率性		
関連法規制	・特になし	
換価市場のリスク	・価格が参照できる商品は、一部の人気ブランド・商品に限られる。 ・問題視される業者が存在しており、中古市場の信頼性が低い。	
地域性	・特になし	

## カテゴリー14 酒類 焼酎

全般	
代表的な物件	本格焼酎(しょうちゅう乙類)
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本酒造組合中央会(03-3501-0101、<a href="http://www.japansake.or.jp/">http://www.japansake.or.jp/</a>)</li> <li>・九州本格焼酎協議会(099-222-2521)</li> <li>・全国卸売酒販組合中央会(03-3551-3616)</li> <li>・全国酒販協同組合連合会(03-3714-0171)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、卸、小売業者
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三和酒類株式会社(メーカー)(<a href="http://www.sanwa-shurui.co.jp/">http://www.sanwa-shurui.co.jp/</a>)</li> <li>・雲海酒造株式会社(メーカー)</li> <li>・二階堂酒造有限公司(メーカー)</li> <li>・薩摩酒造株式会社(メーカー)</li> <li>・国分株式会社(卸)(<a href="http://www.kokubu.co.jp/">http://www.kokubu.co.jp/</a>)</li> <li>・日本酒類販売株式会社(卸)(<a href="http://www.nishuhan.co.jp/home/index.cfm">http://www.nishuhan.co.jp/home/index.cfm</a>)</li> <li>・株式会社明治屋(卸)</li> <li>・伊藤忠食品株式会社(卸)</li> <li>・株式会社やまや(小売)(<a href="http://www.yamaya.jp/">http://www.yamaya.jp/</a>)</li> <li>・株式会社カクヤス(小売)(<a href="http://www.kakuyasu.co.jp/">http://www.kakuyasu.co.jp/</a>)</li> <li>・藤桂京伊株式会社(小売)(<a href="http://www.kyoi.co.jp/kyoi.html">http://www.kyoi.co.jp/kyoi.html</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲での有無	有
データの公開可否	公開
データの出所	焼酎どっとねっと( <a href="http://www.shochu.net/">http://www.shochu.net/</a> )他多数

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	未確認	
価格データベースの存在	未確認	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	不明	
データの出所		
換価市場のタイプ	オークション	
流通している商品	・しょうちゅう乙類	
プレイヤー	売り手	一般消費者
	買い手	一般消費者、ディーラー
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・ヤフー株式会社( <a href="http://www.yahoo.co.jp/">http://www.yahoo.co.jp/</a> ) ・有限会社サンカンヒルズ ( <a href="http://www.zaikoshobun.com/">http://www.zaikoshobun.com/</a> )
市場規模		
提供される付加価値機能		
市場の効率性	免許制で出店が規制されていた	
関連法規制	・酒税法 ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 ・租税特別措置法 ・国税通則法 ・消費税法 ・食糧管理制度 ・食品衛生法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
換価市場のリスク		
地域性	・生産は南九州に集中 ・消費は全国に拡大中	

## カテゴリ-15 食品（冷凍食品・加工食品）

全般	
代表的な物件	FD(フリーズドライ)食品
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本凍結乾燥食品工業会</li> <li>・社団法人日本加工食品卸協会(<a href="http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/">http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	食品メーカー、専門商社、ディーラー(卸問屋)、量販店
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社サンフレックス永谷園(食品メーカー)</li> <li>・協和エフ・デイ食品株式会社(食品メーカー)(<a href="http://www.kyowa-fd.co.jp/">http://www.kyowa-fd.co.jp/</a>)</li> <li>・日清エフ・デイ食品株式会社(食品メーカー)</li> <li>・日清冷凍食品株式会社(食品メーカー)</li> <li>・株式会社岩井物産(専門商社)</li> <li>・マルハ株式会社(食品メーカー)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無
データの公開可否	公開(データの購入可能)
データの出所	・日本食料新聞( <a href="http://www.fujisan.co.jp/Product/1281680627">http://www.fujisan.co.jp/Product/1281680627</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	公開(データの購入可能)	
データの出所	・日本食料新聞( <a href="http://www.fujisan.co.jp/Product/1281680627">http://www.fujisan.co.jp/Product/1281680627</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー、小規模相対型	
流通している商品	FD(フリーズドライ)食品	
プレイヤー	売り手	食品メーカー、2次加工メーカー、専門商社、ディーラー(卸問屋)
	買い手	専門商社、ディーラー(卸問屋)、量販店
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社岩井物産(専門商社)</li> <li>・イビデン物産株式会社(食品メーカー、専門商社) (<a href="http://www.ibiden.co.jp/JPN/corp/group/busan/">http://www.ibiden.co.jp/JPN/corp/group/busan/</a>)</li> <li>・マルハ株式会社(食品メーカー)</li> <li>・日本ジフィー食品株式会社(2次加工メーカー)(<a href="http://www.jiffy.co.jp/">http://www.jiffy.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模	工場出荷ベースで1,000億円程度と推計される (出所)業種別審査事典	
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・食品期限表示の設定のためのガイドライン	
換価市場のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常と異なる換価処分になると、大幅な減価になりやすい。</li> <li>・食品という性格上、ブランドの信用がなくなったり、賞味期限が迫ったりすると買い手がつかない。</li> </ul>	
地域性		

## カテゴリー16 家電

全般	
代表的な物件	電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機、電子レンジ、エアコン
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本電機工業会(03-3581-4841、<a href="http://www.jema-net.or.jp/">http://www.jema-net.or.jp/</a>)</li> <li>・ 財団法人家電製品協会(03-3578-1311、<a href="http://www.aeha.or.jp/">http://www.aeha.or.jp/</a>)</li> <li>・ 全国家電流通協議会(03-34333191)</li> <li>・ 全国電機商業組合連合会(03-3831-7897、<a href="http://www.zds.or.jp/">http://www.zds.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、卸、家電小売店、家電取扱店
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社日立製作所(メーカー)</li> <li>・ 松下電器産業株式会社(メーカー)</li> <li>・ 株式会社東芝(メーカー)</li> <li>・ 三菱電機株式会社(メーカー)</li> <li>・ ソニーマーケティング株式会社(卸)</li> <li>・ 株式会社第一興商(卸)(<a href="http://www.dkkaraoke.co.jp/">http://www.dkkaraoke.co.jp/</a>)</li> <li>・ 株式会社電響社(卸)(<a href="http://www.denkyosha.co.jp/">http://www.denkyosha.co.jp/</a>)</li> <li>・ 株式会社ヤマダ電機(小売)</li> <li>・ 株式会社コジマ(小売)</li> <li>・ ベスト電器(小売)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	未確認
プロフィール適合性の調査範囲の有無	ほぼ有(最終モデルチェンジ日無し)
データの公開可否	公開
データの出所	価格.com( <a href="http://kakaku.com/">http://kakaku.com/</a> )他多数

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	未確認	
価格データベースの存在	無(日本電機工業会から電話調査により確認)	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	不明	
データの出所		
換価市場のタイプ	ディーラー、オークション	
流通している商品	・電気洗濯機、液晶テレビ、DVDレコーダー	
プレイヤー	売り手	一般消費者、企業
	買い手	ディーラー、一般消費者
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社チェリーズマーケット( <a href="http://www.kazai-sukkiri.com/index.html">http://www.kazai-sukkiri.com/index.html</a> ) ・有限会社サンカンヒルズ ( <a href="http://www.zaikoshobun.com/">http://www.zaikoshobun.com/</a> )
市場規模		
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・製造物責任法 ・特定家庭用機器再商品化法	
換価市場のリスク		
地域性		

## カテゴリー17 DIY用品、ディスカウントショップ取扱品

全般	
代表的な物件	ホームインブループメント用品、生活雑貨
業界団体	・社団法人日本DIY協会 ( <a href="http://www.diy.or.jp/">http://www.diy.or.jp/</a> )
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	メーカー、ディーラー(問屋)、小売店
個別企業名(例) (業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社カインズ(小売店) (<a href="http://www.cainz.co.jp/">http://www.cainz.co.jp/</a>)</li> <li>・コーナン商事株式会社(小売店)</li> <li>・ホームック株式会社(小売店) (<a href="http://www.homac.co.jp/">http://www.homac.co.jp/</a>)</li> <li>・株式会社東急ハンズ(小売店)</li> <li>・株式会社ドウシシャ(ディーラー) (<a href="http://www.doshisha.co.jp/">http://www.doshisha.co.jp/</a>)</li> <li>・リョービ販売株式会社(ディーラー)</li> <li>・株式会社山善(ディーラー) (<a href="http://www.yamazen.co.jp/">http://www.yamazen.co.jp/</a>)</li> <li>・住友スリーエム株式会社(メーカー)</li> <li>・株式会社ニトムズ(メーカー) (<a href="http://www.nitoms.com/">http://www.nitoms.com/</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	無(日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会から電話調査により確認)
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無
データの公開可否	公開(データの購入可能)
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームセンター経営統計 (<a href="http://www.hci.co.jp/syoseki.htm#ホームセンター経営統計2007">http://www.hci.co.jp/syoseki.htm#ホームセンター経営統計2007</a>)</li> <li>・月刊ホームインブループメント (<a href="http://www.fujisan.co.jp/Product/1281682332">http://www.fujisan.co.jp/Product/1281682332</a>)</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	未確認	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	無(日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会から電話調査により確認)	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	公開(データの購入可能)	
データの出所	・ホームセンター経営統計( <a href="http://www.hci.co.jp/syoseki.htm#ホームセンター経営統計2007">http://www.hci.co.jp/syoseki.htm#ホームセンター経営統計2007</a> ) ・月刊ホームインブループメント( <a href="http://www.fujisan.co.jp/Product/1281682332">http://www.fujisan.co.jp/Product/1281682332</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー型、小規模相対型	
流通している商品	ホームインブループメント用品、園芸用品	
プレイヤー	売り手	メーカー、ディーラー(問屋)
	買い手	ディーラー(問屋)、小売店、リサイクル業者
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	・株式会社ドウシシャ(ディーラー) ( <a href="http://www.doshisha.co.jp/">http://www.doshisha.co.jp/</a> ) ・リョービ販売株式会社(ディーラー) ・株式会社山善(ディーラー) ( <a href="http://www.yamazen.co.jp/">http://www.yamazen.co.jp/</a> ) ・住友スリーエム株式会社(メーカー) ・株式会社ニトムズ(メーカー) ( <a href="http://www.nitoms.com/">http://www.nitoms.com/</a> )
市場規模		
提供される付加価値機能		
市場の効率性		
関連法規制	・商品によって多種多様 (例) 製造物責任法、医薬品・化粧品については薬事法	
換価市場のリスク	・商品自体の低価格化が進んでいたり、また雑貨として扱われたりするので、処分価格が低くなる可能性がある。	
地域性		

## カテゴリー18 自動車

全般	
代表的な物件	中古自動車
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人日本自動車販売協会連合会 (<a href="http://www.jada.or.jp/">http://www.jada.or.jp/</a>)</li> <li>・社団法人日本中古車販売協会連合会 (<a href="http://www.jucda.or.jp/">http://www.jucda.or.jp/</a>)</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	ディーラー(中古車専門ディーラー・新車兼業ディーラー)、オークショニア、最終消費者(中古車ユーザー)
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ガリバーインターナショナル(ディーラー)</li> <li>・荒井商事株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.arai-group.co.jp/">http://www.arai-group.co.jp/</a>)</li> <li>・株式会社オークネット(オークショニア) (<a href="http://www.aucnet.co.jp/">http://www.aucnet.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し)
データの公開可否	公開(データの購入可能)
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーブック(中古車基準価格ガイド), プロトコーポレーション (<a href="http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html">http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html</a>)</li> <li>・レッドブック,オートガイド</li> <li>・イエローブック,日本自動車査定協会</li> <li>・シルバーブック,日本自動車査定協会</li> <li>・その他、各種の中古車見積りサイトがある。</li> </ul>

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し)	
データの公開可否	公開(データの購入可能)	
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーブック(中古車基準価格ガイド) プロトコーポレーションが作成し、販売している (<a href="http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html">http://www.proto-g.co.jp/product/corporation/bluebook.html</a>)</li> <li>・レッドブック,オートガイド</li> <li>・イエローブック,日本自動車査定協会</li> <li>・シルバーブック,日本自動車査定協会</li> <li>・その他、各種の中古車見積りサイトがある。</li> </ul>	
換価市場のタイプ	ディーラー、WEBオークション	
流通している商品	中古自動車	
プレイヤー	売り手	中古車販売業者(ディーラー)、自動車ユーザー、リース会社・レンタカー会社
	買い手	ディーラー(国内ディーラー・輸出入ディーラー)、オークションニア、買取専門店
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ガリバーインターナショナル(ディーラー)</li> <li>・荒井商事株式会社(ディーラー) (<a href="http://www.arai-group.co.jp/">http://www.arai-group.co.jp/</a>)</li> <li>・株式会社オークネット(オークションニア) (<a href="http://www.aucnet.co.jp/">http://www.aucnet.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模	中古車販売業の年間販売額3~4兆円 (参考) 商業統計年報	
提供される付加価値機能	買取保証、簡易見積りなど	
市場の効率性		
関連法規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古物営業法</li> <li>・自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則(自動車公取協の公正競争規約)</li> <li>・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)</li> </ul>	
換価市場のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需給動向が新車の販売動向、保有期間の影響を受ける。</li> <li>・車種ごとに人気や価格のばらつきが大きく、価格が変動しやすい。</li> </ul>	
地域性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示場での販売の場合、地域性が強い。</li> <li>・しかし、ネットオークションやフランチャイズ方式での多店舗展開をする業者の存在により、地域性が弱くなりつつある。</li> </ul>	

## カテゴリー19 楽器

全般	
代表的な物件	楽器(ピアノ、ギター)
業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国楽器協会(<a href="http://www.zengakkyo.com/">http://www.zengakkyo.com/</a>)</li> <li>・東京楽器製造協会(<a href="http://www.tokyomimagr.jp/">http://www.tokyomimagr.jp/</a>)</li> <li>・全国楽器小売商組合連合会</li> <li>・全国楽器卸商組合連合会</li> </ul>
通常の商流(新品の流通)	
プレイヤー(例)	楽器メーカー、問屋(ディーラー)、小売店(メーカー直営店も含める)
個別企業名(例) <small>(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマハ株式会社(楽器メーカー)</li> <li>・株式会社河合楽器製作所(楽器メーカー)</li> <li>・ローランド株式会社(楽器メーカー)</li> <li>・山野楽器株式会社(小売店)</li> <li>・新星堂株式会社(小売店)</li> </ul>
市場データの存在	有
価格データベースの存在	有
プロフィール適合性の調査範囲での有無	ほぼ有(品質保証期限無し、生産地無し)
データの公開可否	管楽器価格・打楽器価格一覧表は購入可能
データの出所	・ミュージックトレード社( <a href="http://www.musictrades.co.jp/">http://www.musictrades.co.jp/</a> )

通常商流外の換価市場		
換価市場の存在	有	
海外換価市場の存在	有	
市場データの存在	有	
価格データベースの存在	有	
プロフィール適合性の調査範囲での有無	無	
データの公開可否	管楽器価格・打楽器価格一覧表は購入可能	
データの出所	・ミュージックトレード社 ( <a href="http://www.musictrades.co.jp/">http://www.musictrades.co.jp/</a> )	
換価市場のタイプ	ディーラー型、オークション型、相対型	
流通している商品	ギター(特にブランド品、ビンテージ品)	
プレイヤー	売り手	楽器メーカー、小売店、問屋
	買い手	ディーラー(中古楽器取扱業者)、問屋
	個別企業名(業種別審査事典に掲載されている企業・関連キーワードで検索サイト(google)により、上位にヒットした企業より選定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社黒澤楽器店(小売店、中古楽器取扱業者) (<a href="http://www.kurosawagakki.com/">http://www.kurosawagakki.com/</a>)</li> <li>・株式会社下倉楽器店(小売店、中古楽器取扱業者) (<a href="http://www.shimokuragakki.com/">http://www.shimokuragakki.com/</a>)</li> <li>・株式会社ミツノ(小売店、中古楽器取扱業者) (<a href="http://www.mitsuno.co.jp/">http://www.mitsuno.co.jp/</a>)</li> </ul>
市場規模	楽器販売総額: 1,200億円(平成13年) (出所:業種別審査事典第3巻)	
提供される付加価値機能	・品質保証(特に高額な中古楽器に保証書の有無で価格に差がでることが多い)	
市場の効率性		
関連法規制		
換価市場のリスク	・楽器自体のブームや、個別商品・ブランドの流行がある。	
地域性		

## (参考3) 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

(平成十年六月十二日法律第百四号)

最終改正：平成十九年三月三十一日法律第二三号

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等(第五条 第十四条)

第三章 補則(第十五条 第二十二條)

附則

### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、法人がする動産及び債権の譲渡の対抗要件に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「登記事項」とは、この法律の規定により登記すべき事項をいう。

2 この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

3 この法律において「抹消登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記を抹消する登記をいう。

(動産の譲渡の対抗要件の特例等)

第三条 法人が動産(当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。)を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあったものとみなす。

2 代理人によって占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記(以下「動産譲渡登記」という。)がされ、その譲受人として登記されている者が当該代

理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかつたときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによって本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

3 前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替えるものとする。

(債権の譲渡の対抗要件の特例等)

第四条 法人が債権(指名債権であつて金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。)を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする。

2 前項に規定する登記(以下「債権譲渡登記」という。)がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第十一条第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする。

3 前項の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。

4 前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

## 第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等

(登記所)

第五条 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第七条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

2 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所(本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所(外国会社の登記をした外国会社であって日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所。第七条第二項第三号において同じ。)又は事務所)の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下「本店等所在地法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

3 第一項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第六条 登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める法務事務官であつて法務局又は地方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱う。

一 次条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務 指定法務局等に勤務する法務事務官

二 第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

(動産譲渡登記)

第七条 指定法務局等に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第一項及び第十二条第一項において同じ。)をもって調製する動産譲渡登記ファイルを備える。

2 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

二 譲受人の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

四 動産譲渡登記の登記原因及びその日付

五 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

六 動産譲渡登記の存続期間

七 登記番号

八 登記の年月日

3 前項第六号の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

4 動産譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第百七十八条の引渡しが行われた場合(第三条第一項の規定により同法第百七十八条の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(債権譲渡登記)

第八条 指定法務局等に、磁気ディスクをもって調製する債権譲渡登記ファイルを備える。

2 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 債権譲渡登記の登記原因及びその日付
- 三 譲渡に係る債権(既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。)の総額

四 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

五 債権譲渡登記の存続期間

3 前項第五号の存続期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、当該期間を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 一 譲渡に係る債権の債務者のすべてが特定している場合 五十年
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

4 債権譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に債権譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該債権については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5 債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第四百六十七条の規定による通知又は承

諾がされた場合(第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による通知があったものとみなされる場合を除く。)には、当該債権については、当該債権譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(延長登記)

第九条 譲渡人及び譲受人は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る延長登記を申請することができる。ただし、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間の延長により第七条第三項又は前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 前項の規定による延長登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間を延長する旨
- 二 延長後の存続期間
- 三 登記番号
- 四 登記の年月日

(抹消登記)

第十条 譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る抹消登記を申請することができる。

- 一 動産の譲渡又は債権の譲渡が効力を生じないこと。
- 二 動産の譲渡又は債権の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと。
- 三 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が消滅したこと。

2 前項の規定による抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記を抹消する旨
- 二 抹消登記の登記原因及びその日付
- 三 登記番号
- 四 登記の年月日

3 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が数個記録されている動産譲渡登記又は債権譲渡登記について、その一部の動産又は債権に係る部分につき抹消登記をするときは、前項第二号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

- 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の一部を抹消する旨

二 抹消登記に係る動産又は債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

三 抹消後の譲渡に係る債権の総額

(登記事項概要証明書等の交付)

第十一条 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要(動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。)を証明した書面(第二十一条第一項において「登記事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡又は債権の譲渡について、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面(第二十一条第一項において「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

二 譲渡に係る動産を差し押さえた債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

三 譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

四 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用人

(登記事項概要ファイルへの記録等)

第十二条 本店等所在地法務局等に、磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備える。

2 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、本店等所在地法務局等に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、遅滞なく、通知を受けた登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを譲渡人の動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイル(次条第一項及び第十八条において「登記事項概要ファイル」と総称する。)に記録しなければならない。

(概要記録事項証明書の交付)

第十三条 何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイ

ルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項において「概要記録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の登記官に対してもすることができる。

（債権質への準用）

第十四条 第四条及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。この場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項第一号及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第四条第二項及び第四項、第五条第一項及び第二項、第六条、第八条の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十二条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から同条第四項まで、第五条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第二項第一号及び第四号並びに第十二条第三項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項から第四項まで、第八条第二項、第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項第一号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五条第一項中「第七条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあり、第六条第一号中「次条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあるのは「第十四条において準用する第八条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定」と、第五条第二項及び第六条第二号中「第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項において準用する第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項の規定」と、第八条第二項中「債権譲渡登記は」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第九条第二項第一号中「債権譲渡登記の」とあるのは「質権設定登記の」と、第八条第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十条第一項第三号及び第三項並びに第十一条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に

係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と、同項中「同法第四百六十七条」とあるのは「同法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十一条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と読み替えるものとする。

2 第八条第四項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第五項の規定は、債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合(前項において準用する第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による通知があったものとみなされる場合を除く。)における当該債権譲渡登記の存続期間について準用する。

### 第三章 補則

(破産法等の適用除外)

第十五条 動産譲渡登記がされている譲渡に係る動産並びに債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び質権設定登記がされている質権については、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百六十四条第一項の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第十六条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十七条 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第十八条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（審査請求）

第十九条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

5 第一項の法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

（手数料の納付）

第二十一条 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者は、物価の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十

一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

(政令への委任)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、この法律に定める登記に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成十一年五月一四日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第二二五号) 抄

( 施行期日 )

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

( 民法等の一部改正に伴う経過措置 )

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあった場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があった場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 民法第三百九十八条ノ三第二項
- 二 船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号八
- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十九条第三項及び第六十八条の三第二項
- 四 雇用保険法第二十二条の二第一項第一号八
- 五 非訟事件手続法第百三十五条ノ三十六
- 六 商法第三百九条ノ二第一項第二号並びに第三百八十三条第一項及び第二項
- 七 証券取引法第五十四条第一項第七号、第六十四条の十第一項及び第七十九条の五十三第一項第二号
- 八 中小企業信用保険法第二条第三項第一号
- 九 会社更生法第二十条第二項、第二十四条、第三十七条第一項、第三十八条第四号、第六十七条第一項、第七十八条第一項第二号から第四号まで、第七十九条第二項、第八十条第一項並びに第百六十三条第二号及び第四号
- 十 国の債権の管理等に関する法律第三十条
- 十一 割賦販売法第二十七条第一項第五号
- 十二 外国証券業者に関する法律第二十二条第一項第八号及び第三十三条第一項
- 十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項二
- 十四 積立式宅地建物販売業法第三十六条第一項第五号
- 十五 中小企業倒産防止共済法第二条第二項第一号
- 十六 銀行法第四十六条第一項
- 十七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律百十一条第四項第二号
- 十八 保険業法第六十六条、第百五十一条及び第二百七十一条第一項
- 十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十四条第一項、第二十六条、第二十七条、第三十一条、第四十五条、第四十八条第一項第二号から第四号まで及び第四十九条第一項

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第四十条第一項及び第三項

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一月二九日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)第二条の規定の施行の前日である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

附 則 (平成一四年一月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十一条(地方税法第百五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定に限る。)、第十九条(不動産登記法第二十

一条第四項及び同法第一百五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。) 第二十一条(商業登記法第十三条第二項及び同法百十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。) 第二十二条から第二十四条まで、第三十七条(関税法第九条の四の改正規定に限る。) 第三十八条、第四十四条(国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。) 第四十五条、第四十八条(自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。) 第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法の相当規定によってしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。）を受けていない登記所における事務に関する新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項（これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織（登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項及び第十七条中

「動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、新法第十三条の見出し及び同条第一項並びに新法第二十一条第一項中「概要記録事項証明書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、新法第十三条第一項中「記録されている」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。

4 新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

5 新法第十三条第二項の規定は、同項の本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所及び同条第一項の本店等所在地法務局等のいずれもが旧法第九条第二項に規定する事務についての不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定又は新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての第三項の規定による指定を受けている場合に限り、適用する。

6 前各項に定めるもののほか、この法律による債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う登記の手續に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

#### 附 則 （平成一七年三月三十一日法律第二一号） 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分並びに同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち同号（一）に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八条中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十八号）附則第二条第三項の改正規定

##### （その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三一日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

三 附則第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百七十条、第二百九十六条、第三百十一条、第三百三十五条、第三百四十条、第三百七十二号及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。